

平成二十七年三月定例会

平成 27 年 第 1 回

菊陽町議会 3 月定例会会議録

平成 27 年 3 月 3 日～3 月 20 日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

平成27年第1回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
3 / 3	火	開会・行政報告・施政方針・提案理由説明
3 / 4	水	当初予算内容説明（議案第23号～議案第28号）質疑・委員会付託
3 / 5	木	議案審議（議案第2号～議案第4号、議案第6号～議案第22号）質疑・討論・表決
3 / 6	金	休会（議案調査）
3 / 7	土	休会
3 / 8	日	休会
3 / 9	月	休会（議案調査）
3 / 10	火	休会（議案調査）
3 / 11	水	一般質問
3 / 12	木	一般質問
3 / 13	金	一般質問（中学校卒業式）
3 / 14	土	休会
3 / 15	日	休会
3 / 16	月	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
3 / 17	火	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
3 / 18	水	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
3 / 19	木	休会（議事整理）
3 / 20	金	委員長報告・議案審議（議案第5号）・質疑・討論・表決・発議・閉会

平成27年第1回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	吉本 孝寿 (P119～)	1. 九州産交営業所移転について	(1) 2015年12月に大津営業所を廃止して、同年末から2016年初頭に新たに営業所を菊陽町の光の森駅近くの民有地に移転される。菊陽町に与える影響はどのようなことが考えられるのか。またその対策は (2) 菊陽営業所移転における周辺地域の渋滞が予想されるが、対策は万全なのか
		2. コミュニティバスの運用と乗合タクシーの導入について	(1) 町民からコミュニティバス運用の是非が問われているが、町としては今後どのように運用を進めていくのか (2) コミュニティバス運用をしながら、乗合タクシーの試験運用を行うことはできないのか (3) 東京大学オンデマンド交通プロジェクトを用いて導入を検証できないか
		3. もみじ園耐震化と民営化について	(1) 民営化が決まった時期と職員・保護者への対応は適正だったのか (2) 民営化になった場合、保護者にかかる経済的負担はないのか (3) 歴史のあるもみじ園であるが、説明会対象者を保護者だけではなく地域に対しても行うべきではないのか
2	上田 茂政 (P135～)	1. 地方創生について	(1) 「まち・ひと・しごと創生法」に対する基本的認識について 後藤町政3期目がスタートしたが、昨年末から、「まち・ひと・しごと創生法」が施行されているが、この新たな国のプロジェクトに対して町長はどう基本的認識をもっているのか (2) 「まち・ひと・しごと創生」に対する菊陽町の取組について菊陽町では、「まち・ひと・しごと創生」にどのように取り組むのか。現時点での取組の概要について説明を求める (3) 「まち・ひと・しごと創生」と町の総合計画の関係について 現在、菊陽町では総合計画の後期基本計画を策定中であるが、「まち・ひと・しごと創生」で行う事業との関係はどうなるのか

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		2. 町民センターの機能拡大について	(1) 武蔵ヶ丘支所から支所機能が、光の森町民センターに移ることとなっているが、他の6つの町民センターにも支所の機能を備えることはできないか
3	小林久美子 (P144～)	1. 保育料について	(1) 保育料改訂で収入・所得に応じて現在の保育料金がかわらないよう料金の値上げをしないことを求める。町の考えはどうか
		2. 公立保育所の存続について	(1) 「もみじ園」の耐震診断結果により仮設の建設が計画されている。その後、民営化の方針が出されているが、保護者の受け止めはどうか (2) 公立保育所全体の存続を求めるが町の考えはどうか
		3. 介護保険料について	(1) 介護保険料の値上げが予定されているが、値上げの中止ができないか (2) 介護保険料の減額、免除ができないか
		4. 特別養護老人ホームについて	(1) 町内2か所の特養は、100人以上の待機者がおられる。今後、早急に特別養護老人ホームの計画が必要ではないか
		5. 国保税について	(1) 政府の予算案で、法定減免拡充を想定した予算が組まれる予定である。国保税の引き下げ、又は、低所得者の減額、免除にあてることはできないか
4	梅田 清明 (P156～)	1. 地方創生について	(1) 地方創生に関する戦略を立てるための組織や人材確保等について、どのように考えているのか (2) 保育料の完全無料化を実現させるためには、3. 4. 5歳児でいくらほど必要か (3) プレミアム付き商品券の実施について 周辺市町村との連携をするのか、町単独なのか (4) 南校区移住の推進について 現状と今後の取組はどうか
		2. スポーツ施設の整備について	(1) (仮称) 光の森多目的広場に、街灯の設置はできないのか (2) 総合体育館、総合運動公園について、町はどう考えているのか
		3. 子ども医療費について	(1) 子ども医療費は県内現物給付できないか

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
5	坂本 秀則 (P175～)	1. 町立もみじ園建替えについて	<ul style="list-style-type: none"> (1) 園舎の耐震診断調査後、なぜ、結果を関係保護者及び職員に周知しなかったのか (2) 新規もみじ園入所希望者に建替えを先に周知していたのは本当か (3) 保護者及び職員への周知からアンケートの提出期間が短かったのはなぜか。誰が決めたのか (4) 民設民営は、だれが・どこで・どの時期に決めたのか (5) 各保育園職員等にはもみじ園民設民営をなぜ先に周知しなかったのか (6) 仮設園舎建設を第一に考えなかったのはなぜか (7) 4月1日以降、園児が激減するが職員体制はどうなるのか (8) 今後の運営で保護者及び職員の意見は反映するのか。例えば野犬問題、遊具、外周の柵、建替えの位置など (9) なぜ、民設民営は菊陽町内保育園運営の業者だけで選考するのか
		2. 安心・安全なまちづくりについて	<ul style="list-style-type: none"> (1) (通称 柳水上村) の交通安全について、南方大人足線は危険すぎる。なんらかの対応はとれないか (2) 防災無線室内受信機を高齢者や障がい者等に無料、又は、安価な設置はできないか。及び希望者には補助を出し半額程度で設置できないか。 (3) 公共地内に防犯カメラ付き自動販売機の設置については、その後どうなっているのか
		3. 菊陽南小学校区の活性化について	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県営野球場及び県営武道館建設を南校区内に積極誘致を推し進める時期ではないか
6	渡邊 裕之 (P190～)	1. 平成27年度施政方針を受けて	<ul style="list-style-type: none"> (1) 「個性を引き出し、感性を磨くまちづくり」 基本施策5つ目「子育て支援の充実」 ① 子育て支援センターの体制はどうなるのか ② 子育てコーディネーターの導入は検討できないのか ③ 保育所民営化をどう進めるのか (2) 「みんなで協働して支えるまち」 基本施策1つ目「住民参画の推進」

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			<p>①町民参画・協働推進条例制定後の協働は進んでいるか</p> <p>②協働とはなにか。期待すべき協働の姿を示せ。事例等</p> <p>(3)「効率的で効果的な行政運営を図るまちづくり」 基本施策2つ目「行財政運営の充実・強化」</p> <p>①行政運営、行政サービス、施策遂行の課題はないか</p> <p>②議員提案等への対応について検討はしているのか</p> <p>③町独自の成長戦略の必要性についてどう考えるのか</p>
7	野田 恭子 (P207～)	<p>1. 女性職員の管理職登用について</p> <p>2. 本町の納税方法にクレジット・コンビニ納付、ペイジーなどを導入できないか</p>	<p>(1)国の目標で指導的地位に占める女性の割合を2020年までに30%程度とされているが</p> <p>①これについての本町の進捗状況はどうか</p> <p>②必要性については、どのような認識か</p> <p>③今後の対応は具体的にあるのか</p> <p>(1)平成25年度に同様の質問をしたが、その後検討したか</p> <p>(2)ふるさと納税への対応も見据えて検討すべきだと考えるが、どうか</p>
8	佐藤 竜巳 (P217～)	<p>1. もみじ園建替えについて</p> <p>2. 阿蘇中岳第一火口噴火活動に伴う町への影響及び諸対応に町はどう捉え支援するのか</p> <p>3. 県営藤崎台球場の移転と県立武道館新設について</p>	<p>(1)地元保護者との話し合いで問題はなかったか</p> <p>(2)民営化はするのか</p> <p>(1)小・中学校へのマスク、ゴーグルの配布はできないか</p> <p>(2)農畜産業への対策はどう考えているのか</p> <p>(3)健康管理に対し病院との連携と医療費の負担はどうするのか</p> <p>(4)小・中学校のプールや太陽光の清掃費の負担はどうするのか</p> <p>(1)菊陽町を候補地としての考えはないのか</p>
9	佐々木理美子 (P233～)	1. 子育て支援について	(1)平成27年度「子ども・子育て支援新制度」がスタートするが今までの保育方針との違いは何か

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			(2)一時預かりやベビーシッター登録制度について 家庭内保育所、ベビーシッターの登録利用によって一時的に保育が必要な家庭があるが、町は把握しているのか
		2. 安心安全なまちづくりについて	(1)公共施設における防犯灯設備について 夜間の防犯灯が無いところもあり、危険と思われる施設（南部町民センター）がある。 子どもたちの送迎も多い施設なので早急の対応をしてもらいたい (2)公共施設などの駐車場の舗装整備について 中央公民館の駐車場の舗装の計画はあるのか
		3. 福祉について	(1)高齢者、身体が不自由な方に対する災害時の避難誘導のための情報の共有について、町はどのように進めているのか
10	甲斐 榮治 (P239～)	1. 具体的政策に表れた最近の町の政治手法の問題点について	(1)第5期菊陽町総合計画（後期）の住民説明会等に関して ①町づくりの大きなビジョンを示して、その後は「喋る口」よりも「聴く耳」に重点を置くべきであったと思うがどうか (2)議会基本条例の再議に関して ①再議とは一種の拒否権である。その行使には慎重でなければならないし、その重さに相当するだけの理由がなければならない。些末な理由で再議を頻発すべきではないと考えるが、どうか ②「条例は完全でなければならない」旨の発言があったが、では、町執行部が提出した条例、例えば「住民参画・協働推進条例」は完璧だと考えるか ③議会基本条例は、議会を正当に機能させるための基本的事柄を定めている。重大ではない不整部分については、話し合いで解決できたし、執行部は部分的な不整にこだわるよりも議会を正当に機能させる観点から、議会基本条例の成立に協力すべきであったと思うが、どうか (3)光の森町民センターの開所と武蔵ヶ丘支所の移転に関して

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			<p>①支所の移転を議会に上程する前に、町民への説明責任を十分に果たすべきだとは考えなかったのか</p> <p>②新施設の開所に伴う説明会をなぜ事前に行こうとしなかったのか</p> <p>③新施設の性格上、説明会は全住民を対象にすべきではなかったか</p> <p>(4)町立保育所の民営化について</p> <p>①もみじ園の耐震補強のための改築の資料になぜ「民営化」の記述がなかったのか</p> <p>②「まず民営化の全体計画」、次いで「もみじ園の改築」が議案提出の順序ではないのか</p> <p>③民営化に対する基本的考え方を示せ</p>
		<p>2. 12月議会における佐藤議員の一般質問中、菊陽中部小学校建設に対する質問への町執行部の答弁について</p>	<p>(1) 中部小学校建設費について</p> <p>①教育長は「菊陽中部小学校建設については、議会でも町民の間でも賛否両論がありました」と述べているが、この表現は妥当か</p> <p>②教育長の「書いた人に憐れみを感じる」との表現は、誰を想定して云った言葉か</p> <p>③学務課長の12月議会の答弁では、菊陽中部小学校建設の総事業費は37億8040万9000円となっているが、昨年6月の私の一般質問に対しては、40億3732万7000円と応えている。この違いは何か</p> <p>④中部小学校の建設問題の争点の核心は、傾斜地の現地と平坦地のどちらに建設するかという点にあった。現地が選択された結果、様々の余分な費用を生んだと私は考えるが、学務課長は「近隣の安全確保に貢献した事業」と云っている。関連工事は最初から近隣の安全確保を想定してなされた事業であるか</p>

第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成27年3月3日（火）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (1日目)

(平成27年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成27年3月3日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出議案第2号から議案第28号までを一括議題

日程第6 町長の施政方針及び提案理由の説明

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	佐々木 理美子 君	2番	中 岡 敏 博 君
3番	野 田 恭 子 君	4番	吉 本 孝 寿 君
5番	吉 山 哲 也 君	6番	渡 邊 裕 之 君
7番	坂 本 秀 則 君	8番	石 原 武 義 君
9番	甲 斐 榮 治 君	10番	岩 下 和 高 君
11番	佐 藤 竜 巳 君	12番	福 島 知 雄 君
13番	川 俣 鐵 也 君	14番	加 藤 眞 佐 男 君
15番	上 田 茂 政 君	16番	小 林 久 美 子 君
17番	梅 田 清 明 君	18番	大 塚 昇 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣 野 豊 徳 君
書 記 山 野 光 子 君
書 記 増 永 純 一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	後 藤 三 雄 君	副 町 長	井 手 義 隆 君
教育委員会委員長	曾 我 惟 雄 君	教 育 長	赤 峰 洋 次 君
教 育 次 長	桐 陽 介 君	総 務 部 長	吉 野 邦 宏 君
福祉生活部長	實 取 初 雄 君	武蔵ヶ丘支所長兼 光の森町民センター 開設準備室長	渡 邊 幸 伸 君
産業建設部長	松 村 孝 雄 君	産業建設部審議員兼 商工振興課長	荒 木 一 雄 君
会計管理者兼 会 計 課 長	大 川 由 紀 美 君	総 務 課 長	吉 川 義 則 君

総合政策課長 服部 誠也 君
 税務課長 阪本 章三 君
 福祉課長 西本 一浩 君
 健康・保険課長 佐藤 清孝 君
 環境生活課長 今村 敬士 君
 農政課長 志垣 敏夫 君
 都市計画課長 大山 陽祐 君
 総務課長補佐兼
 総務法制係長 中島 秀樹 君
 学務課長 松本 洋昭 君
 農業委員会事務局長 紫藤 広美 君

財政課長 阪本 浩徳 君
 人権教育・啓発課長 高木 定伸 君
 子育て支援課長 宮本 義雄 君
 介護保険課長 市原 憲吾 君
 町民課長 酒井 章彦 君
 建設課長 小野 秀幸 君
 下水道課長 士野 公典 君
 図書館長 山崎 謙三 君
 生涯学習課長兼
 中央公民館長 堀 行徳 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） ただいまから平成27年第1回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（大塚 昇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番野田恭子君、4番吉本孝寿君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

今定例会の会期は、本日から3月20日までの18日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から3月20日までの18日間とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（大塚 昇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査（11月、12月、1月分）の結果報告は、議席に配付のとおりです。

次に、先般議員派遣を行いました研修概要については、議席に配付のとおり報告します。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は議席に配付のとおりです。

次に、今回受理した請願は、議席に配付の請願文書表のとおり、文教厚生常任委員会、総務常任委員会に付託したので報告します。

次に、今回受理しました陳情書は、配付のみとします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行政報告

○議長（大塚 昇君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、平成27年第1回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、大

変御多用の中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

3月になり、年度末を迎えたところではありますが、最近の行政報告をいたします。

初めに、菊陽町光の森町民センターであります。

光の森町民センターは、関連工事が完了し、施設内の備品等の搬入、設置等の作業を進めています。電算関係機器のテストを終了させ、本年3月30日に万全の状態でオープンさせるよう進めているところであります。

光の森町民センターには、西部支所をはじめ、子育て支援、地域のレクリエーションやコミュニティづくりなど、人が学び、楽しみ、交流できる施設として、多くの皆様に御利用いただきたいと思っております。

次に、学童クラブきくようの設立について報告いたします。

町内5つの小学校、合わせて9か所の学童クラブを統一し、平成27年4月から、保護者や学校、PTA、地域などの代表者で組織的に運営する学童クラブきくようが本年1月17日に設立されました。設立に当たっては、昨年6月から対象学童クラブの保護者や児童を保育する指導員を中心に協議が重ねられ、このほど統一的な運営組織、保育料及び利用時間などが合意されたものであります。学童クラブきくようの設立により、会計事務と人事管理の一元化が図られ、運営基盤の強化と事務の効率化、保護者の負担軽減と指導員の資質の向上がなされると考えております。

次に、民間保育所2園の開園について報告いたします。

人口の増加と高まる保育ニーズに応えるため、平成25年度から整備が進められていました民間保育所が来月開園する予定であります。1つは、熊本市の社会福祉法人共生会が、津久礼ヶ丘区に開園します津久礼ヶ丘保育園と、もう一つは菊陽町の福郷会が沖野区に開園しますげんき保育園であります。入所定員は、それぞれ120人と90人であり、2か所の開園に伴い、町では新たに210人の乳幼児を受け入れることが可能となり、今後待機児童の大幅な解消が図られるものと期待しております。

次に、農業後継者対策について報告いたします。

農業後継者対策として、若手農業者との意見交換を行っていますが、若手農業者から要望がありましたパソコン簿記講座を新規就農者及び新規就農予定者を対象として、菊陽町担い手育成総合支援協議会主催で実施されました。4日間にわたり、延べ46人の参加があります。

また、さらに3月13日にも経営に関する学習会を開催する予定で、交流会には私も参加し、若手農業者の意見を直接に聞き、これからの菊陽町農業を担う方々を支援していきたいと考えています。

次に、阿蘇山の火山活動に伴う降灰対策事業について報告いたします。

阿蘇山の火山活動に伴う火山灰による農作物の生育への悪影響を緩和するため、熊本県の降灰対策事業が実施されます。本町の農家においても、動噴や除灰ブラシの導入費用の一部が助成されますので、町としましても県と同様の助成を行うところであります。

次に、都市公園建設事業について報告いたします。

国の交付金等の補助を受け、平成27年度までの3か年計画で進めていました鼻ぐり井手公園の拡張整備事業も、最終年度を控えて、その概要が見えてきました。土地の切り盛り等の造成事業もほぼ完了し、2月には鼻ぐり井手の学習機能を備えた管理棟とテラスも竣工し、県の建物完了検査を受けたところであります。新年度におきましては、さらに遊具、東屋などを設置しまして、この秋に供用開始できるよう最終的な整備を進めていく予定であります。

次に、菊陽中学校の校舎完成について報告いたします。

平成25年9月に着工いたしました菊陽中学校の耐震増改築工事を本年2月26日に無事完了いたしました。現在の3年生の生徒がしばらくの間でも新校舎で過ごすことができるように2月8日までに引っ越しを終えて、2月9日から新校舎で学んでおります。卒業を迎えるに当たり、3年生の生徒が新校舎から巣立てることに安堵しているところであります。

最後に、3月1日実施しました防災訓練について報告いたします。

平成24年7月に発生しました熊本広域大水害の経験を踏まえ、白川沿線を中心とする地域を対象とした防災訓練を実施しました。内容は、白川右岸の被害を想定し、久保田地区の各区、上下津久礼区、菊陽町消防団と共催で災害対策本部等設置訓練、情報収集伝達訓練、避難訓練を実施し、広域連合消防本部や大津警察署、菊陽町社会福祉協議会、各自主防災組織、大津菊陽水道企業団、地域婦人会などの協力もいただき、各機関との連携や災害対応能力の向上を図ったところであります。また、この訓練を通していろいろまた今後対策に生かすところは着実に取り組んでいきたいと考えておるところであります。

以上、最近の主なものについて行政報告をいたしました。今後も町民の皆様との協働によるまちづくりを進めたいと考えています。今後も、議員各位の御理解、御協力をお願いいたしまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長提出議案第2号から議案第28号までを一括議題

○議長（大塚 昇君） 日程第5、町長提出議案第2号から議案第28号までの27件について一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 町長の施政方針及び提案理由の説明

○議長（大塚 昇君） 日程第6、町長の施政方針及び提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 平成27年度の予算案をはじめ各議案の審議をお願いするに当たり、私の町政運営に対する基本的な考え方と新年度の主な施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様への御理解と御協力を賜りたいと存じます。

昨年の12月24日に第3次安倍内閣が発足し、政府は12月27日に、日本の人口の現状と将来の

姿を示し、今後目指すべき将来の方向を提示するまち・ひと・しごと創生長期ビジョンと、これを実現するために今後5か年間の目標や施策の基本的な方向を示したまち・ひと・しごと創生総合戦略を取りまとめました。

この中では、世界に類を見ないスピードで進行している人口減少・超高齢社会の原因を少子化と東京への一極集中としており、結婚から出産、子育てまでの切れ目のない支援や、都市部から地方への移転しやすい環境づくりを掲げています。あわせて、地方創生を国と地方が一体となり、中・長期的視野に立って取り組むため、全自治体に対して具体的な施策をまとめた地方版総合戦略の策定を要請しているところでもあります。この地方創生への取組が、全国の自治体において一斉に動き出すこととなります。

また、本年1月には、過去最大となる96兆3,400億円の平成27年度の国の予算案が出され、地方財政の一般財源の総額も過去最高の61兆5,000億円とされました。そして、2月には、景気を下支えする経済対策が盛り込まれた平成26年度の国の補正予算が決定し、本町においてはこの経済対策の効果が有効となる計画を立てているところでもあります。

今後も、このような国の動向に注視しつつ、引き続き健全な財政運営を堅持するとともに、自主財源の確保に努め、より安定した行財政基盤の構築による自主・自立のまちづくりを推進してまいります。

また、平成27年は、昭和30年の3村合併から記念すべき60周年の節目の年を迎えることとなります。今後も、菊陽町に生まれてよかった、移ってよかった、住んでよかったと言われるように、安全で安心される住みよいまちづくりを町民の皆様とともに進めてまいります。

それでは、平成27年度の施策と主要事業について、第5期菊陽町総合計画基本構想のまちづくりの目標の4本の柱に沿って説明をいたします。

初めに、まちづくりの目標の第1の柱「人を大切にすまち」について申し上げます。

この中で、施策の大綱の第1に「個性を引き出し、感性を磨くまちづくり」を掲げております。

これを推進するための基本施策の1つ目は、学校教育の充実であります。

まず、教育環境の整備としては、西部地区の光の森、にじの森をはじめとした人口増加に伴う児童・生徒数増加の対応として、菊陽西小学校の校舎増築、各小・中学校の空調設備の整備、さらに菊陽中学校の増築・改修などが完了し、本年から武蔵ヶ丘中学校の増築、既設校舎改修等を3か年計画で実施してまいります。

また、非構造部材耐震化事業として、体育館天井等の非構造部材の耐震化工事を実施いたします。これは、子どもたちが1日の大半を過ごす場であることはもとより、地域の災害時の避難所としていますことから、地震時の体育館天井及び照明施設等の非構造部材の落下防止対策として実施するものであります。

確かな学力の向上については、引き続き小学校及び中学校に非常勤の学習サポーターを配置し、2人の教師によるきめ細やかな指導を行ってまいります。

心の教育の充実では、児童・生徒の不登校やいじめに対処するため、引き続き教育相談員、心の教室相談員、要支援児童対策員を配置いたします。

特別支援教育の充実では、発達障害のある子どもが安心して授業が受けられるよう、引き続き特別支援指導助手を配置いたします。

基本施策の2つ目は、生涯学習・生涯スポーツの充実であります。

生涯学習の充実については、引き続き中央公民館や町民センター等の生涯学習施設における講座内容の充実と世代間交流事業、地域間交流事業を実施してまいります。

生涯スポーツの充実については、町体育協会をはじめ、スポーツクラブや各種競技団体との幅広い連携をとりながら、生涯スポーツ、レクリエーションの普及を推進してまいります。

また、スポーツを通じた健康づくりも進め、各課の連携による中高齢の方の健康づくりや介護予防の取組を強化します。

スポーツ施設の充実については、新たな町民総合体育館及び町民総合グラウンド建設に向けての財源対策として基金積立てを行います。

基本施策の3つ目は、文化・芸術の振興であります。

文化・芸術の振興については、町内文化団体の活動を支援しながら、図書館ホールを中心とした文化・芸術活動の発表や鑑賞の機会を町民の皆さんに提供してまいります。

町内の文化財や伝統文化については、その保存や活用に努めるとともに、文化財ボランティア団体の活動を引き続き支援してまいります。

鼻ぐり井手については、国の文化財の指定を目指して調査の報告書作成を行い、その価値を高めるとともに保存と活用に努めます。

また、図書館では、開館以来11年余りが過ぎ、町民の生活に必要な文化教養の拠点施設として定着しております。

本年度は、クラシック音楽をもっと身近に感じていただくために図書館ホールの自主事業として熊本県立劇場登録演奏家による学校アクティビティとホールコンサート等を開催し、広く町民の皆様に鑑賞いただける芸術文化講演を開催していきます。

施策の大綱の第2に「地域で支え合い、みんなが健康で暮らせるまちづくり」を掲げております。

これを推進するための基本施策の1つ目は、生涯にわたる健康の保持・増進であります。

子どもから高齢者まで、生涯にわたり、生き生きと健やかに暮らしていけるよう菊陽町健康増進計画に基づき、家庭や地域、関係団体と連携して町全体で健康づくりに取り組んでまいります。

生活習慣病の予防対策、がん対策の一環として光の森町民センターでの検診も追加し、集団での特定健康診査や各種がん検診などの受診機会の提供に努めるとともに、最近増加傾向にある子宮頸がんや乳がん、大腸がんの検査費用の助成を維持し、疾病の予防に努めます。

また、健診結果を活用した個別保健指導や健康教室により疾病の早期発見、健康維持を図っ



てまいります。

基本施策の2つ目は、地域福祉の充実であります。

地域福祉を推進するために作成しました菊陽町地域福祉計画と、その具体的な行動内容を定めた菊陽町地域福祉活動計画に基づき、町民誰もが住みなれた地域の中で安心して自立した生活が送れるよう、地域住民、ボランティア、社会福祉協議会、サービス事業者等、関係機関と連携しながら、多種多様なニーズに即した福祉サービスの提供と、地域で支え合っていく体制を築いてまいります。

基本施策の3つ目は、高齢者福祉の充実であります。

高齢者が住みなれた地域で安心して自立した生活を営み、できる限り在宅生活を維持できるように、昨年6月に行われた介護保険制度改革の内容を踏まえながら、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが継続的に提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた取組を推進します。

また、老人クラブやシルバー人材センターの活動を支援して、高齢者の生きがいをづくりと社会参加の促進を図ります。

基本施策の4つ目は、障害者福祉の充実であります。

障害者が地域において自立した生活を営み、社会参加できるよう、保健・医療・生活・就労などの支援、相談体制の強化に努めるとともに障害者への理解を深める取組を行ってまいります。

また、発達障害などの早期発見、早期支援のため、平成26年度から巡回支援専門員を配置していますので、今後も保育所や幼稚園などと連携しながら、支援体制の充実に向けてまいります。

基本施策の5つ目は、子育て支援の充実であります。

子育て支援については、平成26年度に策定しました菊陽町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施に努め、乳幼児期・児童期における質の高い教育・保育サービスを総合的に展開していきます。

放課後児童クラブについては、町内5つの小学校で平成27年度から学童クラブきくようによる組織運営を開始し、保護者の負担軽減と就労支援、放課後児童支援員の資質の向上を図ってまいります。また、菊陽北小学校の学童保育施設の設置に取り組んでまいります。

児童虐待については、精神保健福祉士の資格を有し、豊富な知識や経験を持つ要支援児童対策員の活動を通して、学校や保育所、幼稚園、児童相談所、民生委員・児童委員等との連携を緊密にしながら、児童虐待防止と対応に取り組んでまいります。

保育サービスについては、平成27年4月、民間保育所2園の新設により、入所定員を新たに210人確保して、待機児童の大幅な解消を図ります。

また、待機児童がゼロ歳児から2歳児に集中していることから、同年齢層の預かりに特化した小規模保育施設を設置するとともに、町立保育所もみじ園の耐震化対策にも取り組んでまい

ります。

母子保健対策については、妊婦や乳幼児の定期的な健診などにより、病気の早期発見、早期治療を推進し、また5歳児などの相談機会の充実や保育所、医療機関との連携により、健全な発達・発育を支援してまいります。また、保健師・看護師による家庭訪問を行い、育児に対する相談窓口の設置や子育て支援センターなど関係機関との連携を密にしながら、育児不安や悩みの解消に努めます。

また、未熟児訪問や養育医療給付事業により、母子保健事業の向上と育児支援に努め、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを目指してまいります。

乳幼児期の健康づくりとしては、医療機関との連携により、昨年10月から加わった水痘ワクチンなど法定予防接種の受けやすい体制づくりに努めます。

保育所及び幼稚園で年長児を対象として実施しておりますフッ化物洗口を各小学校からの協力を得ながら普及に努めてまいります。

子ども医療費助成については、将来を担う子どもたちの健全な育成と、子育て世帯の経済的負担軽減のため、中学校3年生までの無料化を継続いたします。

基本施策の6つ目は、ひとり親家庭などへの支援であります。

ひとり親家庭の子どもたちの健やかな成長と、親が安心して暮らせる生活基盤の確保のため、自立促進を支援する体制の充実を図ってまいります。

基本施策の7つ目は、社会保障制度の適切な運営であります。

国民健康保険については、医療費の増加により厳しい財政状況が続いております。このことから、特定健康診査、特定保健指導の受診率の向上を図り、疾病の早期発見、早期治療を推進し、医療費の適正化を図りながら、財政運営の健全化に努めてまいります。

後期高齢者医療保険については、高齢者が安心して医療の提供を受けることができ、質の高い生活を送っていただけるよう、熊本県後期高齢者医療広域連合と連携し、制度の安定的かつ円滑な運営に努めていきます。また、医療費抑制のための健康診査の推進や人間ドック費用の助成などの保健事業を継続してまいります。

介護保険については、平成26年度策定の第6期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に沿って、介護サービスの確実な提供及び健全な介護保険財政の確保と制度の安定運営に努めてまいります。

次に、まちづくりの目標の第2の柱「暮らしやすく安全で安心なまち」について申し上げます。

この中で、施策の大綱の第1に「環境に配慮した緑豊かなまちづくり」を掲げております。

これを推進するための基本施策の1つ目は、環境保全対策の推進であります。

環境保全対策については、地域の生活環境、地球環境の保全を進めることを基本に、環境に優しいまちづくりを進めてまいります。公害の未然防止と発生時の対応については、県などの関係機関との連携、協力に努め、適切かつ迅速な対応を行ってまいります。

また、廃棄物の不法投棄については、警察や県の担当部局、そして地域の区長さん、環境美化推進委員さんなどとの連携により、予防と事後の適切な対応に努めてまいります。

自然と地球環境に優しい生活を実現するためには、引き続き太陽熱温水器の普及推進に努め、あわせてグリーンゴーヤカーテンによる温暖化防止対策についても、ボランティア団体と連携、協力しながら町内全域に広がるよう努めてまいります。

基本施策の2つ目は、緑化の推進であります。

緑に包まれた自然豊かなまちづくりを進めるため、都市公園100か所と広場緑地11か所の維持管理について、町民の皆様方との協働による環境美化と緑化を推進します。

鼻ぐり井手公園の整備については、国の交付金事業として着工しており、平成27年度までの3か年計画で現在整備を進めています。鼻ぐり井手の学習機能と鼻ぐり井手祭のメイン会場、ステージ機能を備えた管理棟の整備も完了し、本年秋のオープンに向け、最終段階となる、植栽、遊具等の整備を行ってまいります。

基本施策の3つ目は、水環境の保全・活用であります。

熊本地域の地下水は、生活に欠かせない生活用水であり、また地域経済発展の源である企業誘致においても重要な戦略資源であります。

地下水涵養対策の大きな柱であります白川中流域の水田湛水事業についても積極的に支援し、今後も熊本県や関係市町村、くまもと地下水財団と連携し、町民、企業の御理解と御協力をいただきながらくまもとの宝であります良質な地下水を次の世代に引き継いでまいります。

施策の大綱の第2に「快適でゆとりのあるまちづくり」を掲げております。

これを推進するための基本施策の1つ目は、調和のとれた土地利用の推進であります。

関係施策や法令等との整合を図り、環境の保全と開発、事業活動との調整等を図り、秩序ある都市的土地利用を推進してまいります。

基本施策の2つ目は、住宅・住環境の整備であります。

住環境の整備については、県の景観条例等により、都市景観の保全、創出に努めるとともに、引き続き菊陽第二土地区画整理事業を推進し、住みよい居住環境の整備充実に努めてまいります。老朽化した古閑原団地建替えについては、27年度に実施設計、28年度から29年度にかけて12戸の団地整備を行う計画であり、安全で快適な居住環境の整備を進めてまいります。

基本施策の3つ目は、交通体系の充実であります。

道路は地域の発展を支える基本となるものであり、今後も積極的に整備を進めてまいります。

基幹道路の整備としては、菊陽空港線延伸のため、県道新山原水線の道路改良事業について、熊本県では平成27年度も引き続きJR馬場踏切の平面交差を含めた道路改良計画の検討を行う予定であります。本計画が具体的に実施されるよう、熊本県とJR九州など関係機関との協議に町も積極的に参加し、協力してまいります。

また、西部地域の道路網の強化及び慢性的な交通渋滞緩和策の一環として新規路線の検討も

進めてまいります。

J R原水駅周辺整備については、平成27年度中に駅前公民館の移転を行い、その後に整備を進める計画であります。

生活道路の整備については、平成24年度に事業着手しました三里木北地内及び川久保南方線の改良事業を引き続き進めてまいります。また、西部地区都市再生整備計画事業で杉並台地内道路、八久保片彦瀬線の道路改良工事を行います。

町内巡回バスについては、地域の特性や住民ニーズ、公共交通体系のあり方を分析し、町民の皆様にとってよりよい公共交通となるよう見直しを行ってまいります。

基本施策の4つ目は、水の安全供給と下水道の整備であります。

上水道については、引き続き大津菊陽水道企業団と連携し、町民に安全・安心な水を供給するとともに災害時の対応や給水体制についても連携を強化してまいります。

下水道事業については、熊本北部流域関連公共下水道事業として昭和58年度に事業着手以来、汚水処理人口普及率は97%を超え、県内でも上位に位置する高い普及状況となっております。

本年度は、菊陽第二土地区画整理事業の進捗に合わせ、地区内の汚水及び雨水の整備を行い、向陽台と花立の一部の雨水整備も行うこととしております。

また、築造後30年以上経過し、老朽化が進む施設の長寿命化計画を策定し、改築更新を進めてまいります。

基本施策の5つ目は、環境衛生対策の推進であります。

持続可能な循環型社会を目指し、環境衛生対策を進めるため、家庭ごみの減量化と分別の徹底を進め、事業所においても同様に減量化と分別の徹底を推進します。また、本年4月からは、可燃ごみの減量と資源の再利用を推進するため、新たに廃食用油の拠点回収に取り組みます。

地域のリサイクル活動については、ほとんどの行政区で実施されており、地域に密着した環境活動や地域づくりの一環として、今後も引き続き支援してまいります。

家庭ごみの収集運搬については、今後も適切なごみステーションの管理に努め、菊池環境保全組合と連携し、安全かつ確実なごみの収集運搬、処理を進めてまいります。

新環境工場建設については、関係地権者や近隣住民に対する用地説明会を行うこととしており、平成27年度においては、現地測量、地質調査、環境影響評価などの事業と、施設建設に伴う機種の検討や基本設計等の策定を行うこととしております。

なお、今後の事業の進捗状況につきましては、引き続き組合広報紙等でお知らせをしてまいります。

施策の大綱の第3に「住みよい安心・安全なまちづくり」を掲げております。

これを推進するための基本施策の1つ目は、防災対策の充実であります。

本年度も、引き続き防災行政無線等の施設の検証を行うとともに情報伝達や避難などを含め

た防災訓練を実施し、緊急時に迅速で的確な対応がとられる体制を構築してまいります。

また、食糧や生活必需品等の備蓄を計画的に進めており、平成27年度においては光の森町民センターをはじめとする町内3か所の備蓄倉庫に非常用の食糧をさらに備蓄いたします。

また、地域防災力の要であります消防団の装備を充実させ、災害対応力を強化するとともに、地域における自主防災組織の設置を促進し、地域防災力の強化に取り組んでまいります。

災害時要援護者避難支援対策については、対象者一人一人の避難支援計画の作成と地域での要配慮者情報の共有を推進し、共助の精神に基づいた地域ぐるみの避難支援体制の強化に努めてまいります。

また、災害時における福祉避難所の設置と職員の応援、介護用物品の提供などに関し、町内社会福祉法人等との相互協力協定を結んでおり、引き続き大規模な災害に備えて福祉避難所の充実を図ってまいります。

基本施策の2つ目は、消防・救急対策の充実であります。

菊地広域連合消防本部と連携して、緊急時に迅速に対応できる体制を確立するとともに、消防団への加入促進に努めてまいります。

また、防火水槽や消火栓などの水利の確保、消防施設、設備の充実、整備を進めてまいります。

基本施策の3つ目は、防犯・交通安全対策の充実であります。

通学路を優先して防犯灯の整備を行うとともに、関係機関や地域防犯パトロール隊とも連携しながら防犯力の向上を図ります。

スクールパトロール隊については、引き続き児童・生徒の登下校時の安全確保を図るとともに、不審者対策や危険箇所の点検などを実施いたします。

交通安全対策については、関係機関とも連携して交通安全施設の整備を進めるとともに、子どもから高齢者まで交通安全意識の高揚に取り組んでまいります。

また、警察力の強化に向けた交番新設については、情報収集や強力な要請活動など、今後も効果的な活動を続けてまいります。

基本施策の4つ目は、消費者保護対策の充実であります。

平成24年度から専門相談員を配置した相談窓口を開設し、平成25年度からは大津町と消費生活相談業務の連携により、両町住民が相互に利用できる相談窓口として週2回に拡充しました。平成27年度も、町民がさらに利用しやすい相談窓口となるよう進め、消費者保護対策の充実を図ってまいります。

次に、まちづくりの目標の第3の柱「活力にあふれ、にぎわうまち」について申し上げます。

この中で、施策の大綱として「働きやすく、活気とにぎわいのあるまちづくり」を掲げております。

これを推進するための基本施策の1つ目は、農業の振興であります。

初めに、農畜産物の生産振興については、高品質、低コストで安全な売れる農畜産物の生産のため、認定農業者や各種農業団体の営農活動を支援いたします。また、畜産農家と耕種農家の連携による資源循環型農業や熊本県が推進するグリーン農業の推進とともに、農作業受委託を進める熊本市酪のコントラクター事業やJ A菊池中央支所に本年2月に設立されました株式会社きくようアグリなど、大型農業用機械の運用によるコスト縮減効果を発揮させる事業に取り組んでまいります。

生産基盤、生産施設・設備の整備については、上井手、下井手、馬場楠井手の改修工事を県営事業で実施している中、今年度、27年度であります。新たに津久礼井手の整備に事業着手する予定であります。

また、今後、老朽化した農業用の用排水路や農道の計画的な整備や生産の基盤である農地の集積事業に取り組んでまいります。

特に、整備後四十数年を経過した白水地区の用水パイプラインをはじめとする老朽化した農業用施設の更新事業については、地域農業者の負担が最小限となりますよう、事業実施に向けて積極的に取り組んでまいります。

流通体制の充実については、県やJ A菊池の各部会と連携して、野菜の集出荷、貯蔵施設の整備、改善に伴い、さらなるブランドイメージの確立や熊本県が推進しておりますくまもとの赤戦略に基づく熊本産品事典等のPR活動等により、流通、販売経路の拡大に取り組みます。

経営・技術の近代化と人材育成については、担い手育成推進大会や認定農業者の各種研修会を開催しながら、経営改善計画の啓発や後継者の育成を行ってまいります。

6次産業化の推進については、農商工連携による特産品の研究開発や農業女性グループの地元農産物を使った料理教室、地産地消弁当など、多角的な視点からの商品化の支援を行うとともに、取り組む意欲のある農家への積極的な支援を行ってまいります。

基本施策の2つ目は、工業の振興についてであります。

企業誘致の方策としてセミコンテクノパークに隣接して整備した原水工業団地を平成20年3月から分譲を開始しており、既に15ヘクタールが売却済み及び売却予約となりました。残り3.5ヘクタールについても、菊陽町工場等設置条例及び菊陽町工場等立地促進に関する条例を活用し、熊本県や関係機関の協力を得て新規産業分野への誘致活動を展開してまいります。

さらに、ソニーセミコンダクタ株式会社は170億円の設備投資をする計画が発表されました。富士フイルム九州株式会社におきましても、今後の増設等について世界の経済情勢、動向を注視しながら積極的に働きかけをしてまいります。

また、人材を育成することも重要な施策であり、町内中小企業の人材の確保、育成、技術向上のため、勤務される方に知識、技術を習得させ、地域産業の振興と活性化につながるよう、菊陽町中小企業人材育成事業を引き続き行ってまいります。

基本施策の3つ目は、商業の振興についてであります。

町内の中小企業等の振興を図り、活力ある地域社会の実現を図ることを目的とした菊陽町中

小企業等振興条例を平成23年3月に制定し、5年目を迎え、中小企業等活性化会議の中で具体的な中小企業振興策の策定に向けて検討を続けております。

また、菊陽町商工会が事業主体となって推進されている地域づくり夢チャレンジ事業の継続や菊陽ニンジンや馬肉など、菊陽の特産を使った加工品等の販売促進を支援してまいります。

基本施策の4つ目は、観光の振興についてであります。

JR九州とタイアップした秋のJR九州ウォーキングとスタンプラリーについては、御協力いただいている地域や企業の温かなおもてなしが大好評で、参加者との交流も定着し、また参加者も増加しているため、本年も引き続き実施したいと考えております。

また、九州新幹線の全線開業に伴い、県内外への観光情報発信を精力的に行うとともに、県内のイベントと連携を図りながら、加藤清正公ゆかりの鼻ぐり井手や菊陽杉並木などをPRし、地域資源を生かした地域活性化と観光振興に努めてまいります。

最後に、まちづくりの目標の第4の柱「みんなで協働して支えるまち」について申し上げます。

この中で、施策の大綱の第1に「町民と行政が協働でつくるまちづくり」を掲げております。

これを推進するための基本施策の1つ目は、住民参画の推進であります。

住民参画の推進については、町民参画・協働推進条例を平成25年4月1日から施行し、住みたい町、住みたい町、住んでよかったと思えるまちづくりに向けて、情報の公開と共有を積極的に図りながら、町民参画、協働の推進に努めてまいります。

基本施策の2つ目は、男女共同参画の推進であります。

男女がお互いにその人権を尊重しつつ、対等な立場でそれぞれの個性と能力を発揮できるような男女共同参画社会の実現を目指して、平成24年1月に菊陽町男女共同参画都市宣言を行ったところであります。今後も、これまでの取組を継承し、子育て、教育、家庭、地域や高齢者福祉など、あらゆる分野における男女共同参画の推進に取り組んでまいります。

基本施策の3つ目は、人権尊重の社会づくりの推進であります。

本年度におきましても、人権尊重の社会づくりの推進を重要な施策として、これまで同様に人権を尊重する社会づくりを目指して、町民や学校、地域、関係団体等と連携し、学習会、各種講演会、研修会の実施、帰国、外国町民との交流事業や子どもたちの教育保障、広報紙等による啓発に取り組み、人権尊重の推進に努めてまいります。

基本施策の4つ目は、広域連携の推進についてであります。

消防、救急業務やごみ、し尿処理、上水道事業などについては、広域連合や一部事務組合を活用し、効率的に実施しております。今後も、構成市町等と連携し、継続して事業を進めてまいります。

また、広域的な見地に立った交通体系のあり方についても検討します。

施策の大綱の第2に「効率的で効果的な行財政運営を図るまちづくり」を掲げております。

これを推進するための基本施策の1つ目は、高度情報化への対応であります。

情報通信技術を活用した行政事務の効率化、高度化、住民サービスの向上を図る一方で、個人情報保護をはじめとするセキュリティー面にも十分配慮したシステムの構築や運用に努めてまいります。

また、平成27年度から始まる社会保障・税番号制度へ対応するため、システム構築やシステム改修を行ってまいります。

基本施策の2つ目は、行財政運営の充実強化であります。

これまで第3次菊陽町行財政改革大綱に基づき、効率的で効果的な行政運営、財政の健全化、町民と行政の協働による安心・安全なまちづくりなどに取り組んでまいりました。

人口増加に伴う事務量の増加などの変動要因も踏まえて、行政評価制度を引き続き活用し、さらなる行財政改革を推進いたします。

また、3月30日には、西部地域の活動の拠点となる光の森町民センターも開設することとしています。

基本施策の3つ目は、広報活動の推進であります。

町民に行政情報を提供するため、広報紙やホームページなどによる情報提供体制の充実を図ります。また、町民からの御意見、御要望などを行政に生かす広聴活動を促進いたします。

以上、新年度における私の町政に臨む所信の一端と主な施策の概要について御説明申し上げましたが、時代の潮流を的確に把握しながら、第5期総合計画の基本理念に定めたとおり、一人一人が知恵を出し、心が触れ合い、活力ある、協働のまちづくりを目指して全力で取り組んでまいります。

議員各位のより一層の御理解と御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、私の平成27年度の施政方針といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 施政方針の説明を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時51分

再開 午前11時5分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、平成27年第1回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は、議案27件について御審議をお願いするものであります。

議案の内容は、平成27年度当初予算、平成26年度補正予算、子ども・子育て支援関連、地方



教育行政関連、介護サービス関連条例の制定等であります。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

議案第2号は、菊陽町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、平成26年6月に公布された行政手続法の一部を改正する法律が今年4月1日に施行されることに伴い、菊陽町行政手続条例の一部を改正するものであります。

議案第3号は、菊陽町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてであります。

内容は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育長の身分が一般職から特別職に変わることに伴い、教育長の職務に専念する義務の特例について規定する必要があるため、本条例を制定するものであります。

議案第4号は、菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

国及び熊本県が、人事院及び熊本県人事委員会の勧告に基づき、公務員給与の総合的見直しを実施することに伴い、一般職の職員の給与に関する法律及び熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部が改正されたことにより、権衡上改正するものであります。

議案第5号は、菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定についてであります。

内容は、子ども・子育て支援法が平成27年度から施行されることに伴い、認定こども園、幼稚園、保育所の特定教育・保育施設及び家庭的保育室、小規模保育事業所、事業所内保育所等の特定地域型保育事業の利用者負担（保育料）について必要な事項を定める必要があるため、本条例を制定するものであります。

議案第6号は、菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、関係法律の整備等に関する法律の施行及び介護保険法施行令の改正に伴い、平成27年度から29年度までの第1号被保険者の介護保険料率等を定めるものであります。

議案第7号は、菊陽町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、国が定めた指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたため、その基準に従い、または参酌して町の基準を改正するものであります。

議案第8号は、菊陽町指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、議案第7号同様に、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、国が定めた指定地域密着型介護予防サービスの事

業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたため、その基準に従い、または参酌して町の基準を改正するものであります。

議案第9号は、菊陽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてであります。

内容は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の改正に伴い、これまで国が一律で定めていた指定介護予防支援等の事業に関する基準について、国が示した従うべき、または参酌すべき基準をもとに町が条例を定めるものであります。

議案第10号は、菊陽町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定についてであります。

内容は、議案第9号同様に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の改正に伴い、これまで国が一律で定めていた地域包括支援センターの職員等に関する基準について、国が示した従うべき、または参酌すべき基準をもとに町が条例を定めるものであります。

議案第11号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

内容は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されたことにより、関係条例の改正及び用語の整備を行う必要があるため、本条例を制定するものであります。

議案第12号菊陽町町民総合運動場設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、町民総合運動場の陸上競技場につきまして、現在陸上競技場としての利用ができませんので、実情に合わせて多目的広場と名称を変更するものであります。

議案第13号は、平成26年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

今回の補正は、平成26年度の年度末を迎え、国県支出金などの収入額が決定しているものなどの歳入の補正や事業の進捗状況等により見直しを行った歳出の補正、また経済対策が盛り込まれた国の補正予算を受けて、地域住民生活等緊急支援のための交付金に係る事業などを実施するための補正であります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額に、1億9,190万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を141億3,403万円と定めるものであります。

歳入の主なものでは、町税を2億4,388万円、分担金及び負担金を1,318万5,000円、国庫支出金を2,056万1,000円、県支出金を5,189万1,000円それぞれ増額し、繰入金金を1億円、町債を6,010万円それぞれ減額するものなどであります。

一方、歳出では、総務費を2,469万8,000円、民生費を5,843万7,000円、商工費を4,750万

円、教育費を2,612万4,000円それぞれ増額し、土木費を1,066万8,000円減額し、調整のため予備費を3,270万1,000円増額しております。

なお、今回の補正では、地方創生関係事業を含む9件の繰越明許費の追加と1件の債務負担行為の追加も計上しております。

議案第14号は、平成26年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額から9万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億7,348万1,000円と定めるものであります。

議案第15号は、平成26年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から98万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を37億2,966万2,000円と定めるものであります。

歳入は、国庫支出金を2,648万4,000円、共同事業交付金を4,412万8,000円減額し、療養給付費等交付金を3,082万6,000円、繰入金を3,585万4,000円増額するものなどであります。

歳出は、予備費を201万1,000円減額し、総務費を55万8,000円、共同事業拠出金を56万4,000円増額するものなどであります。

議案第16号は、平成26年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に290万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億1,319万6,000円と定めるものであります。

歳入は、繰入金を183万1,000円減額し、繰越金を461万9,000円増額するものなどであります。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金を287万8,000円増額するものなどであります。

議案第17号は、平成26年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から1億2,671万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を21億5,775万1,000円に定めるものであります。

歳入は、国庫支出金を2,586万3,000円、支払基金交付金を5,772万2,000円、県支出金を2,381万9,000円、繰入金を1,930万8,000円減額するものなどであります。

歳出は、総務費を28万3,000円、予備費を86万9,000円増額し、保険給付費を1億2,241万4,000円、地域支援事業費を545万円減額するものであります。

議案第18号は、平成26年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、収益的収入及び支出の予定額において事業収益を3,054万6,000円減額し、14億1,569万9,000円と定め、事業費用を1,025万7,000円増額し、14億593万4,000円と定めるものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額については、資本的収入予定額を2,087万3,000円増額し、4億7,250万8,000円と定め、資本的支出予定額を1,115万2,000円減額し、8億5,314万2,000円と定めるものであります。

議案第19号は、指定管理者の指定についてであります。

菊陽町老人福祉センター、菊陽町福祉支援センター及び菊陽町ふれあい交流・福祉支援センターの指定管理者の指定期間が平成27年3月31日をもって満了となりますので、指定管理候補者の選定を行った結果、引き続き社会福祉法人菊陽町社会福祉協議会を指定管理者に指定するものであります。

議案第20号は、公の施設の他の団体の利用に関する協定についてであります。

内容は、熊本市公共下水道事業の雨水排水区域64.5ヘクタールと菊陽町公共下水道事業の雨水排水区域38.82ヘクタールにおける雨水排水を互いに受け入れ、熊本市と菊陽町の相互の住民の利用に供させるため、施設の利用関係、改修及び維持管理に係る経費の負担について協定するものであります。

議案第21号は、町道路線の廃止についてであります。

内容は、現在認定しております津久礼久保線、久保2号線、青葉台津久礼ヶ丘線の3路線を区画整理事業の施行に伴い、廃止するものであります。

議案第22号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、青葉台津久礼ヶ丘線ほか11路線を新たに町道として認定するものであります。

議案第23号は、平成27年度菊陽町一般会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億円と定めるものであります。前年度と比較しますと4億円、率にして3%の増となります。総務費や商工費が減少したものの、民生費や農林水産業費、土木費、教育費などが増加したため、4億円の増となったものであります。

それでは初めに、歳入の主なものを申し上げます。

町税は、前年度より1億6,486万7,000円、率にして2.8%減の56億7,303万円を計上いたしました。税目ごとでは、個人町民税は人口の増加もあり8,535万4,000円増の18億3,086万9,000円、法人町民税は法人税の税率引き下げなどの影響もあり523万7,000円減の3億9,479万6,000円、固定資産税は住宅等は増えているものの、3年に1度の評価替えや償却資産の大幅減により2億3,284万5,000円減の30億7,304万3,000円と見込んでおります。

次に、地方譲与税は、地方財政計画をもとに算定し、前年度より170万9,000円減の1億6,180万4,000円を計上しております。

各種交付金関係では、全体で前年度より6,435万3,000円多い5億8,517万5,000円を計上しております。そのうち、地方消費税交付金は、税率の引き上げ分の増があり、6,250万6,000円増の4億9,052万2,000円を見込んでおります。

地方交付税は、前年度より2億200万円の増の6億3,000万円を計上しております。そのう

ち、普通交付税が6億円、特別交付税が3,000万円で、普通交付税は町税の減などにより2億200万円の増を見込みました。

分担金及び負担金は、私立保育所が2園開園することや保育料の見直しなどがあり、前年度より5,192万円増の3億8,640万7,000円を計上しました。

国庫支出金は、前年度より3,565万1,000円減の17億7,103万1,000円を計上しました。

県支出金は、前年度より3,531万7,000円増の10億6,336万8,000円を計上しました。

財産収入は、菊陽第二土地区画整理事業の保留地処分金などで1億383万4,000円を計上いたしました。

次に、繰入金は、前年度より1億1,070万円多い13億5,075万円を計上しております。内訳では、財政調整基金を7億2,000万円、減債基金を8,000万円、土地区画整理事業基金を2億4,000万円、学校建設基金を2億円それぞれ繰り入れることとしております。

なお、基金の取崩しはできるだけ抑制したいと考えておりますが、住民福祉の向上を図るための財源を確保するため、やむを得ず基金を取り崩し、繰り入れるものであります。

町債は、前年度より1億7,740万円増の15億5,580万円を計上しております。件数は11件で、総務債が6億120万円、土木債が1億610万円、教育債が8億3,190万円であります。なお、総務債のうち6億円は、普通交付税の財源不足に対応する臨時財政対策債であります。

以上、歳入ですが、歳入を自主財源と依存財源に分けてみますと、町税や繰入金、分担金及び負担金などの自主財源は町税の減などがあり、前年度より4,171万円減の79億3,282万2,000円で、比率は57.9%となります。一方、国庫支出金や地方交付税、町税などの依存財源は、地方交付税などの伸びもあり、前年度より4億4,171万円増の57億6,717万8,000円で、比率は42.1%となります。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。

議会費は、政務活動費の制度化もあり、768万3,000円増の1億4,229万8,000円を計上しました。

総務費は、総合スポーツ施設整備基金積立金や国勢調査費などの増はあるものの、(仮称)菊陽町光の森複合施設建設事業の減などにより、前年度から1億4,070万4,000円減の17億7,442万1,000円を計上いたしました。

民生費は、障害者総合支援給付事業などさまざまな継続事業の増をはじめ、私立保育所の2園の開園、新設保育所施設整備補助事業、地域型保育事業、菊陽北小学校学童保育施設整備事業といった新たな事業も盛り込みましたので、前年度から2億9,478万1,000円増の49億3,010万9,000円を計上しました。歳出合計に占める割合は、この民生費が一番高く、36%を占めております。

衛生費は、予防接種等の増加もあり、前年度より3,842万3,000円増の11億1,235万7,000円を計上しました。

農林水産業費は、新規の6次産業化ネットワーク活動整備事業補助金や多面的機能支払交付

金事業の増などもあり、前年度より1億2,626万9,000円増の3億5,450万3,000円を計上しました。

商工費は、工場等立地促進補助金の減などにより前年度より1億887万4,000円減の1億5,249万5,000円を計上しました。

土木費は、菊陽第二土地区画整理事業の増などにより、前年度より1億739万2,000円増の14億4,070万7,000円を計上しました。

消防費は、前年度より429万円減の3億7,387万6,000円を計上いたしました。

教育費は、前年度より1億2,885万4,000円増の21億7,335万円を計上しました。歳出合計に占める割合は15.9%で、民生費に次いで高い比率となります。菊陽中学校の増築・改修事業が平成26年度で完了したものの、武蔵ヶ丘中学校施設整備事業や小・中学校非構造部材対策事業、町民グラウンド復旧事業などを盛り込んだため、増加したものであります。

最後に、公債費は、12億326万8,000円を計上しております。

議案第24号は、平成27年度菊陽町土地取得特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,200万7,000円と定めるものであります。

主な歳出は、光の森地内の用地取得に係る公共用地先行取得等事業債の返済のための公債費及び用地の維持管理費で、財源は一般会計から繰り入れることとしております。

なお、光の森の公共用地のうち、本特別会計の対象は北側約3万平方メートルの（仮称）菊陽町光の森多目的広場のみとなります。

議案第25号は、平成27年度菊陽町国民健康保険特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億3,657万2,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税7億8,245万9,000円、国庫支出金8億9,962万8,000円、前期高齢者交付金7億585万2,000円、共同事業交付金10億108万6,000円、繰入金3億2,141万円であります。

歳出の主なものは、保険給付費23億5,459万8,000円、後期高齢者支援金等5億463万3,000円、介護納付金2億400万円、共同事業拠入金10億109万円であります。

議案第26号は、平成27年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,133万9,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料2億3,246万9,000円、繰入金7,455万6,000円であります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金3億1,079万8,000円であります。

議案第27号は、平成27年度菊陽町介護保険特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億8,408万9,000円と定めるものであります。

す。

歳入の主なものは、保険料4億9,876万2,000円、国庫支出金4億9,995万5,000円、支払基金交付金6億1,316万2,000円、県支出金3億1,888万3,000円、繰入金3億2,831万9,000円であります。

歳出の主なものは、総務費2,920万2,000円、保険給付費21億6,076万3,000円、地域支援事業費9,209万4,000円であります。

議案第28号は、平成27年度菊陽町下水道事業会計予算についてであります。

内容は、第3条で収益的収入予定額を13億8,878万9,000円、支出予定額を13億6,386万8,000円と定めるものであります。

第4条で資本的収入予定額を6億7,251万1,000円、支出予定額を10億3,018万2,000円と定めるものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前11時35分

第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成27年3月4日（水）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (2日目)

(平成27年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成27年3月4日

午前10時開議

於 議 場

- 日程第1 議案第23号 平成27年度菊陽町一般会計予算について
日程第2 議案第24号 平成27年度菊陽町土地取得特別会計予算について
日程第3 議案第25号 平成27年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について
日程第4 議案第26号 平成27年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第5 議案第27号 平成27年度菊陽町介護保険特別会計予算について
日程第6 議案第28号 平成27年度菊陽町下水道事業会計予算について

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 佐々木 理美子 君 | 2番 | 中 岡 敏 博 君 |
| 3番 | 野 田 恭 子 君 | 4番 | 吉 本 孝 寿 君 |
| 5番 | 吉 山 哲 也 君 | 6番 | 渡 邊 裕 之 君 |
| 7番 | 坂 本 秀 則 君 | 8番 | 石 原 武 義 君 |
| 9番 | 甲 斐 榮 治 君 | 10番 | 岩 下 和 高 君 |
| 11番 | 佐 藤 竜 巳 君 | 12番 | 福 島 知 雄 君 |
| 13番 | 川 俣 鐵 也 君 | 14番 | 加 藤 眞佐男 君 |
| 15番 | 上 田 茂 政 君 | 16番 | 小 林 久美子 君 |
| 17番 | 梅 田 清 明 君 | 18番 | 大 塚 昇 君 |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣 野 豊 徳 君
書 記 山 野 光 子 君
書 記 増 永 純 一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------------------------------|-----------|------------------------|-------------|
| 町 長 | 後 藤 三 雄 君 | 副 町 長 | 井 手 義 隆 君 |
| 教 育 長 | 赤 峰 洋 次 君 | 教 育 次 長 | 桐 陽 介 君 |
| 総 務 部 長 | 吉 野 邦 宏 君 | 福 祉 生 活 部 長 | 實 取 初 雄 君 |
| 武蔵ヶ丘支所長兼
光の森町民センター
開設準備室長 | 渡 邊 幸 伸 君 | 産 業 建 設 部 長 | 松 村 孝 雄 君 |
| 産業建設部審議員兼
商工振興課長 | 荒 木 一 雄 君 | 会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 | 大 川 由 紀 美 君 |
| 総 務 課 長 | 吉 川 義 則 君 | 総 合 政 策 課 長 | 服 部 誠 也 君 |

財 政 課 長 阪 本 浩 德 君
 人権教育・啓発課長 高 木 定 伸 君
 子育て支援課長 宮 本 義 雄 君
 介護保険課長 市 原 憲 吾 君
 町 民 課 長 酒 井 章 彦 君
 建 設 課 長 小 野 秀 幸 君
 下 水 道 課 長 土 野 公 典 君
 図 書 館 長 山 崎 謙 三 君
 生涯学習課長兼 堀 行 徳 君
 中央公民館長

税 務 課 長 阪 本 章 三 君
 福 祉 課 長 西 本 一 浩 君
 健康・保険課長 佐 藤 清 孝 君
 環境生活課長 今 村 敬 士 君
 農 政 課 長 志 垣 敏 夫 君
 都市計画課長 大 山 陽 祐 君
 総務課長補佐兼 中 島 秀 樹 君
 総務法制係長
 学 務 課 長 松 本 洋 昭 君
 農業委員会事務局長 紫 藤 広 美 君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時1分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これから平成27年度当初予算について各課長に説明を求めますが、当初予算については、この後各常任委員会に付託を予定しておりますので、質疑については総括的、大綱的な質疑にとどめ、詳細については各委員会でお願ひします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第23号 平成27年度菊陽町一般会計予算について

○議長（大塚 昇君） 日程第1、議案第23号平成27年度菊陽町一般会計予算についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） おはようございます。

それでは、議案第23号の平成27年度菊陽町一般会計予算について御説明を申し上げます。

主な施策や全体的な予算につきましては、昨日町長の施政方針や提案理由にございましたので、財政課からは予算書に基づき、主な事業費などについて御説明申し上げますが、昨日配付いたしました参考資料ですか、こちらも参考にしていただきたいと思いますが、この参考資料には款項目別の前年度との比較や歳出の性質別内訳、地方債関係事業の明細を記載しておりますので、参考としていただきたいというふう存じます。

また、明日3月5日には予算の概要説明書をお配りする予定でございますので、申し添えておきます。

なお、御質問につきましては担当部課長等がお答えいたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、予算書の1ページをお開き願ひします。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ137億円と定めております。

第2条の債務負担行為は第2表の債務負担行為で、第3条の地方債は第3表の地方債でそれぞれ定めております。

第4条では一時借入金の最高額を15億円とし、第5条で歳出予算の流用について定めております。

2ページをお開きください。

2ページから8ページは第1表の歳入歳出予算ですが、内容は11ページ以降の予算に関する説明書の中で説明いたします。

9ページをお開き願ひします。

第2表の債務負担行為であります。

主なものは、1行目の固定資産税評価替え業務委託料で、期間を平成28年度から29年度まで

とし、限度額を2,368万4,000円といたしております。3行目は継続事業であります定住促進事業で、4行目と5行目は小・中学校の教育ネットワーク機器借上料で、期間が平成28年度から32年度まで、限度額が小学校が1億7,635万8,000円、中学校が5,375万1,000円といたしております。

なお、平成27年度に必要な予算は歳出予算の中で計上いたしております。

また、債務負担行為で翌年度以降にわたるものの支出予定額等につきましては、予算書の199ページから202ページにかけて調書をつけておりますので、後ほどでも御覧いただければというふうに存じます。

次の10ページをお開きください。

次は、第3表の地方債になります。全部で11件ございますが、主なものの起債の目的、限度額について申し上げます。

まず、臨時財政対策債を6億円、4行目の八久保片彦瀬線他道路改良事業を2,630万円、鼻ぐり井手公園拡張整備事業を2,560万円、古閑原団地整備事業を1,150万円、それから社会資本整備総合交付金（土木道路事業）を4,270万円、下から3行目の武蔵ヶ丘中学校施設整備事業を6億2,060万円、各小中学校非構造部材対策事業を2億1,130万円計上いたしております。

以上、地方債の限度額の計は15億5,580万円で、起債の方法、利率、償還の方法については記載しているとおり予定しております。

なお、地方債関係につきましては、昨日配付しました参考資料の9ページに地方債事業として財源等を記載しておりますので、また後ほどでも参考にしていただければというふうに存じます。

11ページ以降は予算に関する説明書であります。

12ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書になります。

まず、1総括の歳入です。金額の大きなものは款の1町税を56億7,303万円、款の6地方消費税交付金を4億9,052万2,000円、款の12地方交付税を6億3,000万円、款の14分担金及び負担金を3億8,640万7,000円、款の16国庫支出金を17億7,103万1,000円、款の17県支出金を10億6,336万8,000円、款の20繰入金を13億5,075万円、款の23町債を15億5,580万円それぞれ計上いたしております。

以上、歳入合計は137億円で、前年度から4億円の増となります。

なお、参考資料の2ページの下の方に記載しておりますけれども、歳入を自主財源と依存財源に分けてみますと、町税や繰入金、分担金、負担金などの自主財源は79億3,282万2,000円で、比率は57.9%となります。一方、国県支出金や地方交付税、町債などの依存財源は57億6,717万8,000円で比率は42.1%となっております。

次に、下の13ページは歳出になります。

金額の大きなものは款の2総務費を17億7,442万1,000円、款の3民生費を49億3,010万

9,000円、それから款の4衛生費を11億1,235万7,000円、款の8土木費を14億4,070万7,000円、款の10教育費を21億7,335万円、款の12公債費を12億326万8,000円それぞれ計上いたしております。

以上、歳出合計も137億円で、前年度から4億円の増となるものでございます。

なお、財源の内訳につきましては13ページに記載しているとおりでございます。

続きまして、14ページをお開きください。

次からは2の歳入になります。前年度からの増減の大きなものを中心に説明いたします。

まず、款の1町税、項の1町民税、目の1個人は、人口の増加もあり8,535万4,000円増の18億3,086万9,000円、目の2法人は、法人税の税率引き下げなどの影響もあり523万7,000円減の3億9,479万6,000円を計上いたしております。

項の2固定資産税、目の1固定資産税は住宅等は増えているものの、3年に1度の評価替えや償却資産の大幅減により2億3,440万5,000円減の30億3,878万8,000円を計上しているところでございます。

下の15ページの下の段を御覧いただきますと、項の3軽自動車税は8,693万3,000円、次の16ページをお開きいただき、項の4町たばこ税は2億8,738万9,000円を見込んでおるところでございます。

次に、款の2地方譲与税は国税収入の一部が譲与されるもので、項の1地方揮発油譲与税を2,922万2,000円、項の2自動車重量譲与税を6,455万円、下の17ページの項の3航空機燃料譲与税を6,803万2,000円それぞれ見込んでおります。

次の款の3利子割交付金以降の交付金は、県税収入の一部を交付されるものなどですが、18ページの中の下段を御覧いただきますと、款の6地方消費税交付金は税率の引き上げ分の増がありまして、6,250万6,000円増の4億9,052万2,000円を見込んでおるところでございます。

20ページをお開きください。

まず、款の12地方交付税は2億200万円増の6億3,000万円を計上しました。そのうち普通交付税を6億円、特別交付税を3,000万円と見込んでおります。

下の段を御覧いただき、次は款の14分担金及び負担金で、項の2負担金、目の2民生費負担金は私立保育所が二園開園することや、保育料の見直しの理由によりまして5,427万円増の3億6,558万6,000円を計上いたしております。

22ページをお開きください。

次は、款の15使用料及び手数料で、項の1使用料は町の施設の使用料で、下の23ページの下段の項の2の手数料は証明書発行手数料や一般廃棄物収集手数料、分かりやすく申しますと指定ごみ袋の売上代金などでございます。

次の24ページをお開きください。

次は、款の16国庫支出金で、項の1国庫負担金、目の1民生費国庫負担金は1億6,829万9,000円増の12億7,410万8,000円を計上しています。このうち節区分1の社会福祉費負担金の

3億2,126万2,000円は障害者関係の負担金で、節区分の5児童福祉費負担金の2億8,485万3,000円は私立保育所運営費に係る国庫負担金などで、節区分の6児童手当負担金は6億5,271万6,000円を計上しているところでございます。

下の25ページを御覧いただき、目の3国庫負担金の4,791万5,000円は武蔵ヶ丘中学校施設整備事業に係るものであります。なお、前年度から大きく減っておりますのは、菊陽中学校の増築・改築事業が減になったというのが理由でございます。

次に、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金、節区分3の社会資本整備総合交付金4,500万円は、西部地区の都市再生整備計画に係る道路整備事業分などであります。

次に、目の2民生費国庫補助金は1億2,871万5,000円を計上しています。節区分1の社会福祉費補助金では、昨年度に引き続き臨時福祉給付金や子育て世帯臨時給付金に係る補助金を計上しているところでございます。

26ページをお開きください。

2つ目の目の4農林水産業費補助金の6,150万円は、6次産業化ネットワーク活動整備事業費補助金でございます。

次に、目の6土木費国庫補助金1億2,364万2,000円のうち、節区分1の住宅費補助金の社会資本整備総合交付金は古閑原団地建設事業分で、節区分3の市町村道改良費交付金は川久保南方線改良事業などで、節区分6の公園整備費は鼻ぐり井手公園拡張整備事業でございます。

28ページをお開きください。

次は、款の17県支出金で、項の1県負担金、目の1民生費県負担金は5億9,443万8,000円を計上しています。節区分1の社会福祉費負担金は障害者関係の負担金で、節区分2の保険基盤安定負担金は国民健康保険と後期高齢者医療に係る負担金で、節区分4の児童福祉費負担金は私立分の保育所運営費県負担金で、節区分5は児童手当の県負担金でございます。

下の29ページを御覧いただきますと、次は項の2県補助金で、目の2民生費県補助金は1億2,596万3,000円減の2億5,908万4,000円を計上しています。節区分3児童福祉費補助金では、最後の行の放課後児童健全育成事業等補助金、一般的には学童保育に係る補助金でございますが、3,559万2,000円、次の30ページをお開きいただき、説明欄の3行目に安心こども基金特別対策事業補助金を1億3,634万4,000円計上しています。これは新設保育所に対する設置補助金でございます。

次に、目の4農林水産業費県補助金では、下の31ページの節区分5の多面的機能支払事業補助金を6,499万7,000円計上しています。これはこれまで農地・水保全管理事業から移行したものでございます。

32ページをお開きください。

次は、項の3県委託金で、新規事業分としましては節区分3の統計調査費委託金の国勢調査交付金や、節区分6の選挙費委託金で、熊本県知事選挙委託金と熊本県議会議員選挙委託金などを計上しているところでございます。

下の33ページを御覧いただき、次は款の18財産収入で、次の34ページをまたお開きいただきますと、項の2財産売払収入、目の1不動産売払収入は1億2,000円としております。主なものは、節区分1の土地売払収入の第二地区保留地処分金1億円で、これは土地区画整理事業を進めていくための財源でございます。

下の35ページを御覧いただきますと、次は款の20の繰入金でございまして、項の2基金繰入金は前年度より1億1,070万円増の13億5,075万円を繰り入れることといたしております。

まず、目の1財政調整基金は1億5,000万円減の7億2,000万円、目の2減債基金は8,000万円、下の35ページでは目の6社会福祉振興基金を7,550万円、目の7土地区画整理事業基金は1億8,100万円増の2億4,000万円、失礼しました。目の7土地区画整理事業基金は1億8,100万円増の2億4,000万円、続きまして目の8学校建設基金は1億円増の2億円など、それぞれの目的に応じて繰り入れることといたしております。

36ページをお開きください。

款の21繰越金は、前年度と同額の1億5,000万円を計上しております。

下の37ページを御覧いただき、下の段の款の22諸収入では項の5雑入、目の4雑入を1億2,141万7,000円計上しております。主なものは、次の38ページを御覧いただきますと、節区分の4その他の雑入のうち、ちょうど中ほどに空港環境整備協会助成金というのがございまして、これを3,015万円、これは鼻ぐり井手公園拡張整備に係る協会からの助成金でございます。

40ページをお開きください。

次は、款の23町債で、内容は先ほど第3表の地方債で説明をしたとおりでございますので、省略させていただきますけれども、全体では件数が11件で、前年度より1億7,740万円増の15億5,580万円を計上いたしております。

以上で歳入を終わります。次の42ページをお開きください。

次は、3の歳出になります。

目の概要及び前年度からの増減の大きいものを中心に説明いたします。

まず、款の1議会費は議員報酬、議員共済費、議会だより作成費、会議録の作成費、さらに本年度からは制度化されました政務活動費などで、前年度から768万3,000円増の1億4,229万8,000円を計上いたしております。

以上で議会費を終わらせてもらいまして、45ページを見てください。

次は、総務費になります。

まず、款の2総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費は行政一般管理費、人事一般管理費、秘書、交際費、行政評価、協働のまちづくり推進、それから広域連合管理費負担金などで、全体で6億6,302万円を計上いたしております。主なものは特別職や総務関係職員の人件費で、新規事業としましては合併60周年記念事業費などを計上しているところでございます。

48ページをお開きください。

下の段の目の2文書広報費は、広報紙の印刷費など838万7,000円を計上しております。

次の49ページを御覧いただきますと、目の3財政管理費は財政関係の経費でございまして、次の議案第24号の土地取得特別会計への繰出金として、1億7,185万2,000円などを計上しているところでございます。

50ページをお開きください。

目の5財産管理費は、52ページにかけまして庁舎の維持管理費や公用車の維持管理費、入札契約、財産管理業務に係る経費など7,444万2,000円を計上しているところでございます。

52ページをお開きください。

一番下の段の目の6企画費は、企画一般業務や消費生活相談業務などで1,084万3,000円を計上いたしております。後期基本計画策定に係る経費や町勢要覧、生活便利帳などの作成経費も盛り込んでおるところでございます。

54ページをお開きください。

目の7交通安全対策費は、交通指導員の配置や交通安全施設の整備などに係る経費1,294万3,000円を計上しておりますが、主なものは交通安全施設の工事費433万円でございます。

下の55ページを御覧いただき、目の8財政調整基金等費は、繰越金の2分の1の7,500万円を基金に積み立てるとともに、歳入の財産運用収入で計上しました基金の利子を積み立てるものであります。また、最後の行に記載しましたとおり、総合スポーツ施設整備基金に1億円を積み立てる計画でございます。

56ページをお開きください。

2段目の目の10地域政策費は、町内巡回バスや路線バスなどの公共交通関係、サイン、人材育成助成など5,091万4,000円を計上しております。前年度より3億5,473万2,000円減少していますが、要因は光の森町民センター建設事業費の減でございます。

下の57ページを御覧いただき、下の段の目の11電子計算費は、次のページにかけまして町の電算システムの基幹となる総合行政システムの機器やソフトの維持管理費の経費を1億5,978万4,000円計上してあります。システムの更新やマイナンバー制度のシステム構築などがございまして。

58ページをお開きください。

中ほどの目の12自治振興費は、行政運営支援のための経費ですが、嘱託員関係経費に加え、地区公民館整備費補助金1,277万円など5,722万円を計上しているところでございます。

下の59ページを御覧いただき、下の段の目の14支所費は、光の森町民センターに移転予定の役場西部支所及び現武蔵ヶ丘支所に係る経費で、職員の人件費や維持管理費など合わせて4,064万2,000円を計上しているところでございます。

62ページをお開きください。

下の段の目の16光の森町民センター費は、3月30日オープン予定の光の森町民センターの運営に係る経費で3,539万2,000円を計上してあります。主なものは光熱水費や清掃業務委託料、そ

れから機器の借り上げ料などでございます。

66ページをお開きください。

下の段の目の19生活・安全対策費は、スクールパトロール関係経費や防犯灯設置工事費、それから地域の防犯灯設置に対する補助金など2,162万9,000円を計上しているところでございます。

下の67ページを御覧いただき、下の段の項の2徴税费、目の1税務総務費は、次のページにかけまして税務全般の事務費を1億1,639万6,000円計上しております。

69ページをお開きください。

69ページ、下の段の目の2賦課徴収費は税の賦課徴収に関する業務、納税通知書等の印刷、封入、郵送料、滞納処分などに係る経費で2,767万7,000円を計上しているところでございます。

71ページをお開きください。

項の3戸籍住民基本台帳費、目の1戸籍住民基本台帳費は人件費に加え、パスポートの発給を含む窓口事務や戸籍事務の経費5,719万5,000円を計上いたしております。

72ページをお開きください。

項の4選挙費は、選挙管理委員会の事務費や選挙啓発費のほか、下の73ページから76ページにかけまして目の5熊本県知事選挙費、それから目の6熊本県議会議員一般選挙費、それから目の8町議会議員一般選挙費、最後に目の9農業委員会委員一般選挙費などをそれぞれ計上しているところでございます。

77ページを御覧いただきたいと思っております。

下の段の項の5統計調査費は、毎年実施される調査に加え目の2国勢調査費で、10月1日現在で全国一斉に実施されます国勢調査に要する経費1,490万9,000円を計上いたしております。

以上で総務費を終わります。80ページをお開き願いたいと思っております。これからは民生費に変わります。

款の3民生費、項の1社会福祉費、目の1社会福祉総務費は社会福祉全般に係る経費で、主なものは関係職員の人件費や民生児童委員協議会や、またボランティア活動に対する補助金、次の82ページをお開きいただき、社会福祉協議会への補助金、また2年目となります臨時福祉給付金も計上いたしているところでございます。さらに、節区分28の繰出金では、国民健康保険特別会計への繰出金を3億2,141万円も計上しているところでございます。

次に、目の2高齢者福祉費は、高齢者福祉事業としての敬老会、老人会やシルバー人材センター活動支援、老人保護措置費、金婚夫婦表彰などのほか、下の83ページの中ほどの節区分28の繰出金のところでは、介護保険特別会計への繰出金を3億2,831万9,000円計上しているところでございます。

次に、目の3障害者福祉費は障害者総合支援給付事業などに係る経費で、85ページをお開きいただき、主なものは節区分20の扶助費7億1,292万2,000円で、説明欄に記載のとおり事業

を予定しているところでございます。

86ページをお開きください。

目の5 東部町民センター運営事業費は、当該施設の維持管理費及び運営費、隣保館デイサービスや地域交流促進事業などの経費を、88ページを御覧いただき、下の段の目の6 人権啓発推進費は人権啓発の推進に必要な経費をそれぞれ計上しているところでございます。

91ページをお開き願います。

目の8 老人福祉支援センター・福祉支援センター管理費と、次の目の10ふれあい交流・福祉支援センター管理費は、指定管理者への管理業務委託料や維持管理費などを計上しておりますが、今年度は最後の行に記載していますとおり、ふれあい交流・福祉支援センターの施設改修工事費を盛り込んでいるところでございます。

次の92ページをお開きください。

目の11後期高齢者医療費は、熊本県後期高齢者医療広域連合負担金を2億9,035万7,000円、後期高齢者医療特別会計への繰出金を7,455万6,000円それぞれ計上いたしております。

次に、項の2 児童福祉費、目の1 児童福祉総務費は、94ページにかけまして1億9,411万8,000円を計上しています。主なものは、9つの学童クラブを統一しました学童クラブきくように委託する学童保育事業、それから病児・病後児保育事業、子育て支援センター事業など児童福祉全般に係る経費で、平成27年度は菊陽北小学校学童保育室の建設工事費なども盛り込んでいるところでございます。

95ページをお開きください。

目の2 児童措置費は9億5,732万9,000円を計上しています。主なものは、節区分20の扶助費の児童手当9億2,961万2,000円と、2年目となります臨時特例給付金の2,400万円でございます。

次は、下の段の目の4 保育園費で、前年度より4億9,987万9,000円増の16億8,812万3,000円を計上しております。4月に2つの私立保育所が開園することにより、公立8園、私立7園の合わせて15の園の運営費などを計上しているところでございます。主なものは、保育所職員の人件費や賃金などの町の8つの公立保育所の運営費や、98ページをお開きいただき、98ページの下から2行目のもみじ園仮設園舎等借上料、それから100ページをお開きいただき、説明欄の上から5行目の安心こども基金特別対策事業補助金は、保育所の新設整備補助金で1億4,346万6,000円を計上しているところでございます。また、節区分20の扶助費では、家庭的保育といった地域型保育給付費を8,854万9,000円と施設型給付費、これは私立保育所7園等の運営に係るもので、7億6,141万6,000円を計上しているところでございます。民生費が占める割合が一番多いというところでございます。

以上で民生費を終わります、102ページをお開き願います。

次は、衛生費になります。

款の4 衛生費、項の1 保健衛生費で、目の1 保健衛生総務費は保健衛生全般にわたる経費

で、主なものでは関係職員の人件費や乳児、1歳6か月児、3歳児の健康診査、それから5歳児発達相談業務、下の103ページを御覧いただき、下から4行目の妊婦健康診査、それから104ページを御覧いただき、中ほどの節区分20の扶助費では、子ども医療費助成を1億9,800万円計上しているところでございます。

次に、目の2予防費は、結核予防検診やインフルエンザなどの予防接種業務委託料、フッ化物洗口といった事業などで、合わせまして2億323万6,000円を計上しているところでございます。

105ページを御覧いただき、目の3環境衛生費は環境衛生全般、それから人件費、白川一斉清掃、グリーンカーテン、狂犬病予防対策、次の106ページをお開きいただき、下から7行目ほどですけれども、雨水浸透枳や太陽熱温水器の設置補助金などに係る経費を計上しているところでございます。

それから、目の4健康増進費は健康教室や各種健診、健康づくり推進事業などの経費を、次の108ページをお開き、目の5臨時診療所費は、診療収入を財源する新型インフルエンザの蔓延期における発熱外来のための経費を計上しているところでございます。なお、この経費につきましてはこれまで執行はございません。

下の109ページを御覧いただき、項の2清掃費、目の1清掃総務費はごみ指定袋作成経費やごみ処理経費の負担金などの経費で、主なものでは節区分19の負担金、補助及び交付金で菊池環境保全組合負担金を2億1,435万8,000円計上しているところでございます。組合では現施設でのごみ処理を行いながら、新環境工場の建設も進めているというところでございます。

次に、目の2塵芥処理費はごみ収集経費やリサイクル奨励金、各種環境対策補助金などで合わせまして8,620万6,000円を計上しているところでございます。

以上で衛生費を終わりますして、次の111ページをお開きいただきたいと思います。

次は、労働費になります。

款の5労働費、項の1労働諸費、目の1勤労青少年ホーム運営費は、西部町民センターにおける当該施設の運営経費を、それから目の2働く婦人の家運営費は、三里木町民センターにおける当該施設の運営経費を計上しているところでございます。

以上で労働費を終わりますして、113ページをお開きください。

次は、農林水産業費になります。

款の6農林水産業費、項の1農業費で目の1農業委員会費は、農業委員会の運営、職員の人件費などでございます。増えておりますのは、職員の人件費を他の目から移動したための増加でございます。

115ページをお開きください。

目の3農業振興費、一番下の方ですけれども、目の3農業振興費は前年度から8,493万7,000円増の1億1,069万円を計上しております。次の116ページをお開きいただきますと、説明欄の1行目の農地集積専門員の賃金は、新規事業として白水台地の用排水施設更新に向けた農地集積

推進事業に係るものでございます。下の117ページの節区分19負担金、補助及び交付金では、すぎなみフェスタ実行委員会助成金や農業振興のための組織育成、それから事業推進のための各種補助金、青年就農給付金事業補助金、中ほどを御覧いただきますと、新規事業としまして全額国庫補助の第6次産業化ネットワーク活動整備事業補助金を6,150万円計上しているところでございます。

119ページをお開きください。

下の段の目の8土地改良費は、前年度から5,107万8,000円増の1億2,914万2,000円を計上しております。次の120ページをお開きいただき、節区分19の負担金、補助及び交付金では、農地維持支払交付金事業負担金、それから下の121ページの資源向上支払事業負担金、それから資源向上支払事業（長寿命化）負担金をそれぞれ計上しておりますが、以上の3件につきましては、これまで農地・水保全管理支払事業から移行した事業でございます。また、この負担金、補助及び交付金のところには県営事業であります上井手、下井手、津久礼井手、堀川地区、馬場楠井手に係る事業の負担金なども計上しておりますし、土地改良区の育成補助金、それから町内の用排水路修繕工事費の補助金なども計上しているところでございます。

122ページをお開きください。

中ほどの目の15農業集落排水事業費は、当該事業を推進するために必要な経費の一部を下水道事業に補助するもので、次の目の17農業構造改善事業費は「さんふれあ」関係の経費でありまして、施設の修繕費や改修工事費などを計上しているところでございます。

以上で農林水産業費を終わります。125ページをお開きください。

次は、商工費になります。

款の7商工費、項の1商工費、目の1商工振興費は、商工業の振興を図るための中小企業等活性化会議や企業交流会に係る経費、それから次の126ページをお開きいただきまして、商工会等の団体への補助、それから夏まつりの補助金などを計上しているところでございます。

次に、目の2企業誘致費は、工場等立地促進補助金の減により、前年度から1億797万2,000円減の1億1,219万6,000円を計上しています。原水工業団地などへの企業誘致のための経費や、下の127ページを御覧いただきまして、節区分19の負担金、補助及び交付金では、工場等立地促進補助金を1億500万円計上しているところでございます。

以上で商工費を終わります。

129ページをお開きください。

次は、土木費になります。

款の8土木費、項の1土木管理費、目の1土木総務費は、職員の人件費や各種負担金などを計上しているところでございます。

131ページをお開きください。

項の2道路橋梁費、目の2道路橋梁維持費は、道路、それから植栽、駅前広場等の維持管理費、また新規の事業としましては橋梁点検業務などがございまして、合わせて7,519万7,000円

を計上しているところがございます。

次の132ページをお開きください。

目の3道路新設改良費は2億3,076万3,000円を計上しています。主なものは、下の133ページの節区分15の工事請負費ですが、沖野地内の里道の改良といった単独事業のほかに、交付金等を活用しまして川久保南方線の改良、それから武蔵ヶ丘団地内歩道の改良、光の森地内の歩道の改良、それから八久保片彦瀬線の交差点改良、さらに南方大人足線の舗装、原水駅周辺整備などを予定しているところがございます。また、新規の事業としましては、西部地区の道路環境改善検討事業というのを盛り込んでおります。

134ページをお開きください。

項の3都市計画費、目の1都市計画総務費では、節区分13の委託料で用途地域変更支援業務委託料など、下の135ページの5行目でございますが、継続しております定住促進事業補助金なども計上しているところがございます。

次に、目の2土地区画整理事業は、菊陽第二土地区画整理事業に係る経費で、前年度より1億4,157万1,000円増の4億1,250万7,000円を円計上しております。財源は、保留地処分金と土地区画整理事業基金の繰入金といったその他の特定財源と一般財源などがございますが、次の136ページをお開きいただき、節区分の13の委託料、それから節区分15の工事請負費、それから補償費などを計上しているところがございます。

次に、下の段の目の3公共下水道費ですが、昨年度までは公共下水道事業に対する繰出金として計上しておりましたが、平成27年度からは下水道事業会計の収入予算であります負担金、補助金、出資金に変更して計上いたしております。まず、節区分19の負担金、補助及び交付金では、下水道事業負担金として1億4,660万8,000円、それから下水道事業補助金として1億5,634万円、下の137ページの節区分24の投資及び出資金で下水道事業出資金として1億2,266万3,000円、合わせまして4億2,561万1,000円を計上しているところがございます。

次に、目の4公園管理費は、前年度より3,945万5,000円増の1億8,081万3,000円を計上しております。主なものでは杉並木公園の維持管理費、それから近隣公園や街区公園、緑地等の維持管理費などのほか鼻ぐり井手公園拡張整備事業、それから完成後の鼻ぐり井手公園の管理費も盛り込んでいるところがございます。なお、139ページをお開きいただきまして、139ページの中ほどになりますけれども、節区分15の工事請負費では1億513万3,000円を鼻ぐり井手公園拡張整備工事、それから残りを杉並木公園スポーツ広場のトイレ設置工事といたしております。

141ページをお開きください。

次は、項の4住宅費で、下の段の公営住宅建設事業費は古閑原団地建設事業に係る経費などを計上しているところがございます。

以上で土木費を終わります。

142ページをお開きください。

次は、消防費になります。

款の9 消防費、項の1 消防費、目の1 常備消防費は消防救急業務に係る菊池広域連合への負担金で、2億9,864万5,000円を計上しています。広域連合では、今年度は無線デジタル化整備事業や消防車両の購入などが計画されているようでございます。

次に、目の2 非常備消防費は、143ページにかけまして消防用備品や積載車、それから小型ポンプの維持管理費など消防団活動に係る経費を計上しております。なお、平成27年度は消防操法大会に係る経費はございませんが、団員の編み上げ安全靴の購入費283万5,000円を盛り込んでるところでございます。

144ページを御覧いただき、目の3 消防施設費は防火水槽の設置工事費、それから小型動力ポンプの購入費、各地区における消防施設の整備に対する補助金などを計上いたしております。

次に、目の4 防災管理費は、次のページにかけまして防災行政無線の保守や避難所誘導サイン、それからヘリサインの設置工事、災害時の備蓄用品、それから防災ヘリコプターや総合防災訓練に対する負担金、地域における自主防災組織に対します育成補助金などを計上しているところでございます。

以上で消防費を終わります。

146ページをお開きいただきたいと思います。

次は、教育費になります。

款の10教育費、項の1 教育総務費、目の1 教育委員会費は教育委員の報酬や教育委員会の運営に係る経費で、次の目の2 事務局費は教育委員会事務局職員や教育相談員、日本語指導員、新規の学校給食検討委員会委員、それから要支援児童対策費などの人件費、それから中学生海外派遣事業などに係るもので、149ページを御覧いただき、節区分19の負担金、補助及び交付金では、人材育成活用基金を活用した中学生海外派遣事業補助金や、目の21の貸付金では奨学資金の貸付金などの経費を計上しているところでございます。

次に、目の3 外国青年招致事業費は、2名の外国青年を採用して、それに係る経費でございます。

150ページをお開きください。

これからは小学校費になります。

項の2 小学校費で、目の1 学校管理費は2億4,157万9,000円を計上しています。内容は、6つの小学校の維持管理運営費や教育活動支援のための経費で、基礎基本学習定着サポート事業講師、それから特別支援指導助手、新規の中国人の児童・生徒に対する日本語指導相談員などの配置、それから少し飛びますけども、153ページをお開きいただき、下から4行目のパソコン教育機器借上料、それから次の154ページを御覧いただき、1行目に工事請負費とございますが、この中にはICT教育研究事業としまして、中部小と南小にタブレット端末を導入し、無線LANの環境構築工事、それから各学校におけるLAN張りかえ工事などを計上しているところでございます。

下の155ページを御覧いただき、目の2教育振興費は教材費や知能・学力検査、児童用図書備品、扶助費などで、今年度は教科書改訂に伴います下巻分の教科書購入費を盛り込んでいるところがございます。なお、上巻分につきましては、3月の補正で計上させていただいてるところでございます。

次の156ページをお願いいたします。156ページをお願いいたします。

目の3特別支援学級費は特別支援学級に係る経費で、目の4学校給食費は学校給食に係る経費で、平成27年度は食器の買いかえに係る費用も盛り込んでいるところがございます。

下の157ページを御覧いただき、下の段の目の5学校建設費は大幅に増えていますが、各小学校の非構造部材対策工事、分かりやすく申しますと体育館の天井の耐震化工事、補修などに1億9,424万円を計上しているところがございます。

次の158ページをお願いいたします。

次は、項の3中学校費でございまして、目の1学校管理費は前年度より4,366万1,000円増の1億4,377万2,000円を計上しています。2つの中学校の維持管理運営費や教育活動支援のための経費などで、小学校と同じような事業でございまして、それから、161ページをお開きいただき、下から5行目の節区分15の工事請負費では、菊陽中学校仮設校舎の解体後の町民グラウンドの復旧工事費を盛り込んでいるところがございます。

163ページをお開きください。

目の2教育振興費は教材費や知能・学力検査、生徒用図書、それから扶助費などで、次の164ページにつきましては、目の3特別支援学級費は特別支援学級に係る経費で、目の4学校給食費は学校給食に係る経費でございまして、小学校と同様、食器の買いかえを盛り込んでいるところがございます。

下の165ページを御覧いただき、下の段の目の5学校建設費は、平成27年度の目玉となる武蔵ヶ丘中学校の施設整備事業に8億7,906万8,000円を計上しておりまして、それから中学校の体育館、それから武道場の非構造部材対策事業に5,580万円、合わせまして9億3,486万8,000円を計上しているところがございます。

次の166ページをお開きください。

中ほどの項の4幼稚園費は目の1私立幼稚園費で、私立幼稚園就園奨励費補助金など7,679万4,000円を計上いたしております。

次に、項の5の社会教育費、目の1社会教育総務費は、社会教育関係職員の人件費や子ども会、放課後子ども教室、屋久島町との交流、成人式、文化協会などの社会教育事業に関する経費でございまして。

169ページをお開きください。

目の2文化財保護費は、鼻ぐり井手の国文化財指定に向けた専門員の配置や鼻ぐり井手の調査等の経費を計上いたしております。また、170ページを見ていただきますと、文化財の保存やボランティア活動に対する補助金などを計上しているところがございます。

下の段の目の3公民館費や、174ページにかけましては目の4人権教育費、目の8コミュニティ施設運営費、それから図書館運営費、南部町民センター運営費、ふれあいの森研修センター運営費は、それぞれの施設の維持管理費や施設の目的に応じましたさまざまな事業を展開するための経費を計上しているところでございます。

184ページをお開きください。

次は、項の6保健体育費で、目の1保健体育総務費は保健体育推進に係る経費で、下の185ページの目の2体育施設費は、町民総合運動場、町民体育館、小・中学校の施設開放に関する経費でございます。

次の186ページの3行目でございますけども、今年度は町民グラウンドのCDコート、今中学校の仮設校舎が建っていたところですけども、こちらの照明をコイン式に変更するための工事費を計上しているところでございます。

次に、目の3のスポーツ振興費では、基金を活用しまして全国大会等への出場激励金、それからスポーツクラブの育成補助金を計上しているところでございます。

以上で教育費を終わります、次の188ページをお願いいたします。

次は、公債費です。

款の12公債費、項の1公債費、目の1元金を10億3,182万6,000円、目の2利子を1億7,144万2,000円計上しているところでございます。

それから、下の189ページを御覧いただきますと、最後は款の14の予備費で3,903万円を計上しているところでございます。

以上で歳出を終わりますが、次の190ページからは給与費明細書を、それから199ページからは債務負担行為に関する調書、それから最後の203ページには地方債に関する調書をつけておりますので、御覧いただければというふうに存じます。

早口で長くなりましたけども、以上で説明を終わります。

御質問につきましては担当部課長等がお答えしますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時3分

再開 午前11時15分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで議案第23号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第2 議案第24号 平成27年度菊陽町土地取得特別会計予算について**

○議長（大塚 昇君） 日程第2、議案第24号平成27年度菊陽町土地取得特別会計予算についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、議案第24号の平成27年度菊陽町土地取得特別会計予算について御説明を申し上げます。

早速ですが、予算書の1ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億7,200万7,000円と定めております。

2ページをお開きください。

2ページから3ページは第1表の歳入歳出予算ですが、内容は5ページ以降の予算に関する説明書の中で説明いたしたいと思っております。

6ページをお開きください。

予算に関する説明書の歳入歳出予算事項別明細書の1の総括の歳入でございます。

まず、款の1財産収入を15万5,000円、款の2繰入金を1億7,185万2,000円、以上歳入合計で1億7,200万7,000円を計上しているところでございます。

下の7ページは歳出になります。

款の1土地開発基金積立金を15万5,000円、款の2諸支出金を113万5,000円、款の3公債費を1億7,071万7,000円、以上歳出合計も1億7,200万7,000円でございます。

なお、財源の内訳は記載のとおり、その他の財源でございます。

8ページをお開きください。

次は、2の歳入になります。

款の1財産収入、項の1財産運用収入、目の1基金運用収入は土地開発基金の利子を15万5,000円計上しているものでございます。

次に、款の2繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1一般会計繰入金は1億7,185万2,000円で、（仮称）菊陽町光の森多目的広場の維持管理費及び町債の元利償還金分を一般会計から繰り入れるものでございます。

以上で歳入を終わります、下の9ページは3の歳出になります。

款の1土地開発基金積立金、項の1土地開発基金積立金、目の1土地開発基金積立金は、基金利子15万5,000円を基金に積み立てるものでございます。

款の2諸支出金、項の1財産取得費、目の3土地・建物管理費113万5,000円は、先ほど申しました（仮称）菊陽町光の森多目的広場の維持管理費でございます。

10ページをお開きください。

款の3公債費、項の1公債費は公共用地先行取得等事業債の償還金及び利子で、目の1元金

を1億6,778万円、目の2利子を293万7,000円計上しているものでございます。

下の11ページを御覧いただき、地方債の年度末現在高につきましては、右の欄に記載のとおり平成27年度末で1億6,778万円となる見込みでございまして、平成28年度末には償還完了予定というところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで議案第24号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第25号 平成27年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について

○議長（大塚 昇君） 日程第3、議案第25号平成27年度菊陽町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） おはようございます。

それでは、議案第25号平成27年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の第1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億3,657万2,000円と定めております。前年度に比べて5億4,813万9,000円の増となっております。

第2条で、一時借入金の最高額を2億円と定めて、保険給付費等の不足が生じた場合に備えるものであります。

第3条で、歳出予算の流用について定めております。

飛びまして10ページをお開きください。

まず、歳入の主なものについて説明いたします。

款の1国民健康保険税、目の1一般被保険者国民健康保険税は7億2,811万5,000円で、前年度に比べて1,200万1,000円の減を見込んでおります。

また、目の2退職被保険者等国民健康保険税については5,434万4,000円で、前年度と比べて926万6,000円の減を見込んでおります。これらの減額については、平成26年4月に国民健康保険税条例を改正し、低所得者世帯の保険税の軽減基準を見直し、対象者の拡大を行ったためであります。なお、保険税で医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の税率は平成24年度から変わっておりません。

12ページをお開きください。

款の5国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1療養給付費等負担金は6億4,236万6,000円で、前年度に比べて667万2,000円の増を見込んでおり、これは国から療養費や介護納付金、後期高齢者支援金の給付額の32%が交付されるものであります。

次に、項の2国庫補助金、目の2財政調整交付金は2億2,966万4,000円で、前年度に比べて587万9,000円の増を見込んでおり、節区分1の普通調整交付金は一般被保険者の療養給付費や療養費に要する費用の7%、節区分2の特別調整交付金は同じく2%の交付予定であります。

下のページを御覧いただき、款の6療養給付費等交付金は2億116万4,000円で、前年度に比べて205万5,000円の減を見込んでおります。

次に、款の7前期高齢者交付金は7億585万2,000円を見込んでおります。

14ページをお開きください。

款の8県支出金、項の2県補助金、目の2県財政調整交付金は、節区分1の普通調整交付金と節区分2の特別調整交付金を合わせて1億8,066万4,000円で、前年度に比べて187万8,000円の増を見込んでおります。

次に、款の10共同事業交付金は、目の1高額医療費共同事業交付金を9,447万2,000円見込み、目の2保険財政共同安定化事業交付金は9億661万4,000円で、これは歳出の拠出金とも同様であります。共同安定化事業の対象となる医療費の範囲の拡大によるもので、前年度に比べて5億1,208万9,000円の増を見込んでおります。

下のページを御覧いただき、款の13繰入金、項の1他会計繰入金、目の1一般会計繰入金は3億2,141万円で、このうち節区分の5財政調整繰入金は法定外の繰入金として、前年度に比べて2,000万円減の8,000万円を計上しております。

飛びまして、18ページを御覧ください。

歳出の主なものについて説明いたします。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費は1,019万5,000円を計上しております。これは国民健康保険事務に要する費用であります。

20ページをお開きください。

款の2保険給付費、項の1療養諸費、目の1一般被保険者療養給付費は18億7,780万円で、前年度に比べて1,145万円の減を見込んでおります。

目の2退職被保険者等療養給付費は1億5,850万円で、前年度に比べて1,550万円の減を見込んでおります。これらは主に被保険者数の減等の見込みによるものであります。

次に、下のページで項の2高額療養費、目の1一般被保険者高額療養費は2億3,780万円で、前年度に比べて887万5,000円の減を見込んでおります。

目の2退職被保険者等高額療養費は2,550万円の計上をしております。

23ページをお開きください。

項の4出産育児諸費、目の1出産一時金は2,773万4,000円を計上しており、66件を見込んでおります。

24ページをお開きください。

款の3 後期高齢者支援金等、目の1 後期高齢者支援金は5億460万円で、前年度と比べて3,810万3,000円の増を見込んでおります。

下のページを御覧いただき、款の6 介護納付金は2億400万円で、前年度と比べて1,044万3,000円の増を見込んでおります。これは介護保険法に基づく第2号被保険者の保険料でありまして、40歳から65歳未満の方の分であります。

26ページをお開きください。

款の7 共同事業拠出金で、目の1 高額医療費拠出金は9,447万3,000円を計上しております。

目の2 保険財政共同安定化事業拠出金は9億661万5,000円で、前年度と比べて5億1,208万9,000円の増を見込んでおり、これは歳入の交付金と同様で、共同安定化事業の対象となる医療費の範囲の拡大によるものであります。

次に、款の8 保健事業費、目の1 特定健康診査等事業費は2,143万5,000円を計上しており、内容は説明欄のとおりであります。下のページで節区分の19負担金、補助及び交付金の健診費用負担金は特定健診受診者を1,800人、特定保健指導受診者を150人と見込んでおります。

次に、28ページをお開きいただき、目の2 疾病予防費は1,554万2,000円を計上しており、人間ドック補助金は460人分を見込んでおります。

30ページをお開きください。

最後に、款の12の予備費は1,052万2,000円を計上しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで議案第25号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第26号 平成27年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（大塚 昇君） 日程第4、議案第26号平成27年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） それでは、議案第26号平成27年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の第1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億2,133万9,000円と定めております。前年度に比べて1,105万1,000円の増となっております。

8ページをお開きください。

まず、歳入の主なものについて説明いたします。

款の1 後期高齢者医療保険料は、目の1 特別徴収保険料と目の2 普通徴収保険料と合わせて2億3,246万9,000円で、前年度と比べて648万円の増を見込んでおります。

次に、款の4 繰入金、項の1 一般会計繰入金で、目の1 事務費繰入金は1,367万8,000円、目の2 保険基盤安定繰入金は6,087万8,000円とし、前年度に比べまして184万4,000円の増を見込んでおります。

次に、10ページをお開きください。

款の6 諸収入、項の5 受託事業収入、目の1 後期高齢者医療広域連合受託事業収入は479万2,000円の計上をしており、健康診査費用として531人分を見込んでおります。

次に、項の6 雑収入は120万円を計上しております。これは人間ドック助成金2万5,000円のうち、後期高齢者医療広域連合からの補助金として、1人1万5,000円の80人分を見込んでおります。

下のページを御覧いただき、ここから歳出の主なものについて説明いたします。

款の1 総務費は項の1 総務管理費181万2,000円及び項の2 徴収費134万4,000円を計上しております。

12ページをお開きください。

款の2 後期高齢者医療広域連合納付金は3億1,079万8,000円で、前年度に比べて1,148万3,000円の増であります。これは被保険者の療養給付費として後期高齢者医療広域連合に支払う納付金であります。

次に、款の3 保健事業費、項の1 健康保持増進事業費は708万4,000円を計上しております。これは健康診査、人間ドック補助金など被保険者の健康保持に必要な事業を行うための経費であります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで議案第26号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第27号 平成27年度菊陽町介護保険特別会計予算について

○議長（大塚 昇君） 日程第5、議案第27号平成27年度菊陽町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（市原憲吾君） 皆さんおはようございます。

議案第27号平成27年度菊陽町介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

平成27年度の当初予算につきましては、平成27年度から29年度までの3か年を対象期間とします第6期菊陽町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づいて、平成27年度の介護給付費等の見込み額を中心に算定した予算編成としております。

まず、予算書の1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ22億8,408万9,000円と定めており、前年度に比べて4,263万9,000円の増となっております。

第2条は、一時借入金の最高額を5,000万円と定めて、保険給付費等の不足が生じた場合に備えるものであります。

第3条は、歳出予算の流用について定めております。

次に、10ページをお開きください。

歳入の主なものについて説明いたします。

まず、款の1保険料、項の1介護保険料、目の1第1号被保険者保険料は65歳以上の方の保険料で4億9,876万2,000円、前年度に比べて5,855万8,000円の増を見込んでおります。

次に、款の4国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1介護給付費負担金は、介護給付及び予防給付に要する国の負担分で3億9,349万8,000円、前年度に比べて1,158万5,000円の増を見込んでおります。

下のページで、項の2国庫補助金、目の1調整交付金は財政調整のために国が交付するもので8,405万3,000円、前年度に比べて691万3,000円の減を見込んでおります。

同じく目の2地域支援事業交付金と目の3地域支援事業交付金は、地域包括支援センター運営事業に伴う交付金で合わせて2,026万9,000円、前年度に比べて15万9,000円の減を見込んでおります。

次に、款の5支払基金交付金、目の1介護給付費交付金と目の2地域支援事業支援交付金は、40歳から64歳までの方の保険料で、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので合わせて6億1,316万2,000円、前年度に比べて902万5,000円の減を見込んでおります。

12ページをお開きください。

款の6県支出金、項の1県負担金、目の1介護給付費負担金は3億874万9,000円、前年度に比べて312万9,000円の増を見込んでおります。

次に、項の3県補助金、目の1と2は地域支援事業交付金で1,013万4,000円を見込んでおります。

下のページで、款の9繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1介護給付費繰入金は2億7,009万6,000円、前年度に比べて566万円の増を見込んでおります。また、その他一般会計からの繰入金として、目の2から7で事務費分、地域支援事業分、介護予防支援分、低所得者保険料負担分を計上しております。

15ページをお開きください。

款の12諸収入、項の5 予防給付費収入、目の1 介護予防サービス計画費収入は1,296万3,000円を見込んでおります。

16ページをお開きください。

歳出の主なものについて説明いたします。

款の1 総務費、項の1 総務管理費、目の1 一般管理費は、介護保険事務に必要な経費として655万9,000円を計上しております。

下のページで、項の3 介護認定審査会費、目の1 介護認定審査会費は853万7,000円、目の2 認定調査等費は1,197万5,000円を計上しております。

19ページをお開きください。

款の2 保険給付費、項の1 介護サービス等諸費は21億798万4,000円、前年度に比べて4,897万6,000円を増額しております。

20ページをお開きください。

項の3 高額介護サービス等費は4,568万3,000円、項の4 高額医療合算介護サービス等費は500万円を計上しております。

下のページで、款の4 地域支援事業費は地域包括支援センターの運営及び事業に必要な経費を計上しております。

項の1 介護予防事業費、目の1 二次予防事業費は通所型介護予防事業などで490万5,000円、目の2 一次予防事業費は介護予防教室事業などで2,420万1,000円を計上しております。

22ページをお開きください。

項の2 包括的支援事業・任意事業費は、目の1 から7 までを合計して4,013万5,000円を計上しております。従来の介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護、包括的・継続的マネジメント支援、任意事業に加え、25ページを御覧いただき、中段の生活支援体制整備、認知症総合支援事業を実施するための経費であります。

項の3 特定事業費は介護保険制度以外の高齢者福祉サービス事業費で、497万2,000円を計上しております。

次に、27ページを御覧ください。

項の4 介護予防支援事業費は要支援者のケアプラン作成事業費で、1,788万1,000円を計上しております。

28ページをお開きください。

最後に、款の9 予備費は100万円を計上しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで議案第27号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第28号 平成27年度菊陽町下水道事業会計予算について

○議長（大塚 昇君） 日程第6、議案第28号平成27年度菊陽町下水道事業会計予算についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（土野公典君） おはようございます。

それでは、議案第28号平成27年度菊陽町下水道事業会計予算につきまして御説明いたします。

それでは、1ページをお開き願います。

第1条総則でございますが、平成27年度菊陽町下水道事業会計予算は、公共下水道事業と農業集落排水事業との連結予算でございます。

第2条業務の予定量につきましては、当該事業年度の活動の基本的目標としまして業務の予定量を定めております。

次に、2ページをお願いいたします。

第3条収益的収入及び支出の予定額でございますが、事業収益を13億8,878万9,000円とし、事業費用を13億6,386万8,000円としております。

内容につきましては、この後、実施計画の部分で説明いたします。

次に、3ページをお願いいたします。

第4条資本的収入及び支出の予定額でございますが、資本的収入を6億7,251万1,000円、資本的支出額が10億3,018万2,000円で、3億5,767万1,000円不足しておりますので、その補填財源についての説明を上段に記載しておりますとおり、過年度損益勘定留保資金122万2,000円、当年度損益勘定留保資金3億2,012万1,000円、繰越利益剰余金処分額2,032万7,000円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,600万1,000円で補填することとしております。

なお、各項目につきましては、この後、実施計画で説明いたします。

次に、4ページをお願いいたします。

第5条企業債は公共下水道事業分でございますが、今年度は特定事業上、2社の使用料の減が見込まれますことから、資本費平準化債を6,710万円借り入れまして、限度額3億4,310万円を予定しております。この資本費平準化債は下水道事業債の元金償還期間と減価償却期間とが異なっていることから、元金償還金と減価償却費との差について構造的に資金不足が生じ、一般会計からの繰出しにより賄われている状況を補うためのものがございます。

次に、第6条では一時借入金の限度額を5億円としております。

次に、第7条予定支出の各項の経費の金額の流用についてであります。本予算では消費税



及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用を1,000万円と定めるものでございます。

次に、5ページの第8条議会の議決を経なければ流用することができない経費としまして、職員給与費5,227万3,000円を計上しております。

その下の第9条他会計からの補助金としまして、汚水処理に係ります一般会計からの繰入金で1億8,708万4,000円を計上しております。なお、負担金及び出資金を含めました一般会計からの繰入金の総額は4億5,635万5,000円で、このうち基準外の繰入金が1億5,932万7,000円でございます。

次に、第10条利益剰余金の処分について定めておりますが、平成26年度からの繰越利益剰余金のうち2,032万7,000円を菊陽町下水道事業の剰余金の処分に関する条例の規定に基づきまして、減債積立金に処分することと定めるものであります。

続きまして、付属書類の説明をいたします。

8ページをお願いいたします。

予算の実施計画書でございますが、主なものを説明いたします。

款の1事業収益、項の1営業収益、目の1下水道使用料につきましては、特定事業上の2社の節水によりまして使用料が減ると思われますので、26年度当初予算より約3%減の7億3,277万円を見込んでおります。なお、26年度分の下水道使用料につきましても、議案第18号の補正予算（第3号）で使用料2,097万8,000円の減額を計上しております。

次に、目の2他会計負担金、予定額1億4,500万8,000円は、雨水処理に係ります繰入基準内の一般会計からの繰入金でございます。

目の4その他営業収益、予定額594万4,000円は、合志市からのセミコンテクノパーク維持管理負担金などでございます。

次に、項の2営業外収益、目の2他会計補助金1億4,626万3,000円は、汚水処理に係ります経費及び企業債元金償還分で繰入基準外の一般会計からの繰入金でございます。

次に、目の4長期前受金戻入、予定額3億5,852万9,000円は現金収入を伴わない収入で、償却資産の取得、改良のため交付される補助金等につきまして、長期前受金として負債に計上し、資産の減価償却に対応させて収益化を行うものでございます。

以上、収益的収入合計は予定額13億8,878万9,000円でございます。

次に、下のページの支出ですが、款の1事業費用、項の1営業費用、目の1管渠費、予定額3億2,375万8,000円は、汚水及び雨水処理施設等の維持管理に要する経費で、この中には予定額2億6,649万9,000円の熊本北部流域下水道維持管理負担金が含まれております。

次に、目の3セミコンテクノパーク維持管理費、予定額7,512万2,000円は、セミコンテクノパーク内の汚水処理施設の維持管理に要する経費で、セミコンテクノパーク分の熊本北部流域下水道維持管理負担金、予定額5,959万1,000円が含まれております。

次に、目の6減価償却費、予定額6億7,925万5,000円は、有形・無形の固定資産減価償却費

でございます。

以上、支出合計は予定額13億6,386万8,000円でございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入でございます。

第1款資本的収入、項の1企業債、目の1企業債につきましては予定額3億4,310万円としております。

次に、項の2出資金、目の1出資金、予定額1億2,266万3,000円は、繰入基準内の企業債元金分の償還に要する経費で、一般会計からの繰入金でございます。

次に、項の4補助金、目の3他会計補助金、予定額4,082万1,000円は、汚水事業、それから老朽管対策等の改築更新費用に対する繰入基準外の一般会計からの繰入金でございます。

以上、資本的収入合計は予定額6億7,251万1,000円でございます。

次に、11ページの支出の款の1資本的支出、項の1建設改良費、目の1施設費、予定額4億2,286万9,000円は、長寿命化計画策定業務などの委託と汚水及び雨水管渠築造工事や汚水管改築更新工事等を予定しております。

次に、項の2企業債償還金、目の1企業債償還金は、公共下水道事業と農業集落排水事業を合わせまして予定額6億501万1,000円でございます。

以上、支出合計は予定額10億3,018万2,000円でございます。

続きまして、12ページをお願いします。

予定キャッシュフロー計算書でございますが、内容を簡単に説明いたします。

キャッシュフロー計算書は、予定貸借対照表をもとに作成しておりまして、純利益に特定の項目を加減して表示する間接法としております。

まず、業務活動キャッシュ・フローにつきましては、減価償却費などの現金の収入、支出を伴わないものによる内部留保資金や第4条予算の補填財源が明示されます。

次に、投資活動キャッシュ・フローは、下水道施設構築などの投資活動のための資金の増減予定を記載しております。それから、財務活動キャッシュ・フローは、企業債の発行と償還に関する資金の増減を記載するものでございます。これら3つのキャッシュ・フローによりまして、現金の増減額はマイナス2,021万8,408円であります。現金の期首残高が3,413万8,100円でありましたので、現金の期末残高は1,391万9,692円を予定しております。

13ページから16ページまでは職員給与費明細でございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

26年度の予定損益計算書でございますが、決算時で予定されます下水道事業の経営成績を示すものでございます。この後、説明いたします貸借対照表の利益剰余金等の根拠となるものでございまして、当年度純利益を926万5,910円と見込んでおります。

続きまして、18、19ページは平成26年度の予定貸借対照表で、平成27年3月31日の財政状況

の見込みをあらわすものでございます。

次に、20、21ページは、平成27年度の予定貸借対照表で、平成28年3月31日の財政状況の見込みをあらわすものでございますが、内容を簡単に説明いたします。

まず、資産の部で1の固定資産、(1)有形固定資産は建物、構築物などがございます。(2)無形固定資産は、熊本北部流域下水道建設負担金でございまして、固定資産合計は239億9,656万3,998円となります。

次に、2の流動資産、(2)未収金、イの営業未収金は使用料及び合志市からの負担金で、流動資産合計が8,857万6,924円で、資産合計は240億8,514万922円となります。

次に、負債の部で、3の固定負債、(1)企業債と1年以内に返済期限が到来する債務の4の流動負債、(2)企業債の合計の84億5,588万1,598円が27年度末の企業債の残高予定でございませぬ。

次に、5の繰延収益、(1)長期前受金につきましては、国庫補助金、受益者負担金などの分で、土地以外の現在までの累計額でございます。それから、収益化累計額につきましては、24年度から27年度までに収益化した累計額を計上してございまして、負債合計は207億3,446万6,521円を予定してございませぬ。

最後に、資本の部で7の剰余金、(2)利益剰余金、ニの当年度未処分利益剰余金の当年度純利益が1,994万9,497円で、資本合計が33億5,067万4,401円となり、負債と資本の合計が240億8,514万922円となる見込みでございませぬ。

22ページからは予定貸借対照表に関する注記を記載してございませぬ。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） ちょっと聞き漏らしたのかもしれないんですけど、ページ、23ページは報告はなかったんですけど、このページ、23ページのセグメントの(2)の口の平成26年度の予定の中で、特別損失が634万3,000円とあるんですけど、この中身について教えてください。

○議長（大塚 昇君） 下水道課長。

○下水道課長（土野公典君） 後でお答えしたいと思います。すいません。

○議長（大塚 昇君） 小林議員いいですか。

（16番小林久美子君「ああ、いいです。はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで議案第28号についての質疑を終わります。

これから委員会付託についてお諮りします。

会議規則第39条の規定により、議案第23号から議案第28号までは議席に配付しました委員会付託予定表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託予定表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後0時2分

第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成27年3月5日（木）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（3日目）

（平成27年第1回菊陽町議会3月定例会）

平成27年3月5日

午前10時開議

於 議 場

- 日程第1 議案第2号 菊陽町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第3号 菊陽町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第4号 菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第6号 菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第7号 菊陽町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第8号 菊陽町指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第9号 菊陽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第8 議案第10号 菊陽町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第9 議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第12号 菊陽町町民総合運動場設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第13号 平成26年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第12 議案第14号 平成26年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第15号 平成26年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第16号 平成26年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第17号 平成26年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 議案第18号 平成26年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 議案第19号 指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第20号 公の施設の他の団体の利用に関する協定について
- 日程第19 議案第21号 町道路線の廃止について
- 日程第20 議案第22号 町道路線の認定について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 佐々木 理美子 君

2番 中 岡 敏 博 君

3番 野 田 恭 子 君

4番 吉 本 孝 寿 君

5番 吉山哲也君
7番 坂本秀則君
9番 甲斐榮治君
11番 佐藤竜巳君
13番 川俣鐵也君
15番 上田茂政君
17番 梅田清明君

6番 渡邊裕之君
8番 石原武義君
10番 岩下和高君
12番 福島知雄君
14番 加藤眞佐男君
16番 小林久美子君
18番 大塚昇君

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣野豊徳君
書記 山野光子君
書記 増永純一君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 後藤三雄君
教育長 赤峰洋次君
総務部長 吉野邦宏君
武蔵ヶ丘支所長兼
光の森町民センター
開設準備室長
産業建設部審議員兼
商工振興課長
総務課長 吉川義則君
財政課長 阪本浩徳君
人権教育・啓発課長 高木定伸君
子育て支援課長 宮本義雄君
介護保険課長 市原憲吾君
町民課長 酒井章彦君
建設課長 小野秀幸君
下水道課長 士野公典君
図書館長 山崎謙三君
生涯学習課長兼
中央公民館長 堀行徳君

副町長 井手義隆君
教育次長 桐陽介君
福祉生活部長 實取初雄君
産業建設部長 松村孝雄君
会計管理者兼
会計課長 大川由紀美君
総合政策課長 服部誠也君
税務課長 阪本章三君
福祉課長 西本一浩君
健康・保険課長 佐藤清孝君
環境生活課長 今村敬士君
農政課長 志垣敏夫君
都市計画課長 大山陽祐君
総務課長補佐兼
総務法制係長 中島秀樹君
学務課長 松本洋昭君
農業委員会事務局長 紫藤広美君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第2号 菊陽町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第1、議案第2号菊陽町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（吉川義則君） おはようございます。

それでは、議案第2号菊陽町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。

平成26年6月に公布された行政手続法の一部を改正する法律が今年の4月1日に施行されることに伴い、同法第46条に規定する趣旨にのっとり、菊陽町行政手続条例を改定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

行政手続法は、第3条3項で地方公共団体の機関がする処分及び行政指導については適用されないこととされており、そのため同法第46条において、地方公共団体はこの法律の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定しております。本町においても、法と同様の内容を条例で規定しているところでございます。

改正の主な点について御説明させていただきます。

3つほどございますけれども、行政指導の方式としまして、行政指導に携わる者は当該行政指導をする際に、その相手方に対して当該権限を行使し得る根拠を示さなければならないこと、2つ目としましては、行政指導の中止の求めということで、法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て当該行政指導の中止、その他必要な措置をとることを求めることができる。3つ目としまして、処分等の求めということで、何人も、法令に違反する事実がある場合においては、当該処分または行政指導をする権限を有する行政庁または行政機関に対し、その旨を申し出て当該処分または行政指導をすることを求めることができるということで、行政手続法が変わっております。これに基づきまして、本町の菊陽町行政手続条例の一部を改正するものです。

なお、常用漢字の改訂に伴いまして、あわせて関係条文の用語を改正しております。

それでは、参考資料の新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

まず、1ページの目次でございます。

目次中、「第4章行政指導（第30条から第34条）」を「第4章行政指導（第30条から第34条の2）第4章の2処分等の求め（第34条の3）」に改める。

第3条中、「第4章」を「第4章の2」に改め、同条第5号中「名あて人」を「名宛人」に改め——これは常用漢字の改正に伴うものでございます——と同条第6号中の「かかわる」を漢字の「関わる」に改める。

第33条3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2、行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、町の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

1号、当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項。

2号、当該権限の行使が前号の要件に適合する理由。

続きまして、第34条の2ページの一番下の段ですけれども、第4章中34条の次に次の1条を加える。行政指導の中止の求め。

第34条の2、法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導をした町の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りではない。

2項、前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。

1号、申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所。

2号、当該行政指導の内容。

3号、当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項。

4号、前号の条項に規定する要件。

5号、当該行政指導が前号の要件に適合しないと思量する理由。

6号、その他参考となる事項。

3項、当該町の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

続きまして、第4章の次に次の1章を加える。第4章の2処分等の求め。

第34条の3、何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思量するときは、当該処分をする権限を有する町の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2項、前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。

1号、申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所。

2号、法令に違反する事実の内容。

3号、当該処分又は行政指導の内容。

4号、当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項。

5号、当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由。

6号、その他参考となる事項。

3項、当該行政庁又は町の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調整を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

参考資料の新旧対照表の1ページ前にお戻りいただきたいと思います。

附則でございます。この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第3号 菊陽町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、議案第3号菊陽町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

学務課長、説明を求めます。

○学務課長（松本洋昭君） おはようございます。

それでは、議案第3号菊陽町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について御説明いたします。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長の身分が一般職から特別職に変わります。そのため、地方公務員法の服務に関する規定が適用されなくなり、教育長の職務に専念する義務の特例について規定する必要があるため、本条例を制定するものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

では、条例案の2枚目をお開きください。

菊陽町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を御覧ください。

第1条は目的で、この条例は教育長の職務に専念する義務の特例に関し、必要な事項を定めることを目的とするとしております。

第2条は、職務に専念する義務の免除で、教育長の職務に専念する義務の免除要件について定めております。

第1号で研修を受ける場合、第2号で厚生に関する計画の実施に参加する場合、第3号で前2号に規定する場合を除くほか、教育委員会規則で定める場合としております。

第3条は委任で、この条例に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるとしております。

次に、附則ですが、附則の第1項で、この条例は平成27年4月1日から施行するとしております。

第2項で経過措置を設けております。これは現在の教育長が4月1日以降も在職する場合は、この条例の規定は適用しないとしており、以上で議案の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第4号 菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（大塚 昇君） 日程第3、議案第4号菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務課長（吉川義則君） おはようございます。

それでは、議案第4号菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。

国及び熊本県が、人事院及び熊本県人事委員会の勧告に基づき、公務員給与の総合的見直しを実施することに伴い、菊陽町の一般職の職員においても平成27年4月1日から単身赴任手当、管理職員特別勤務手当について、その支給額を改正するとともに、住居手当や1時間当たりの給与額の算出方法を改めるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

内容としましては、総合的見直しとしまして、国に倣い単身赴任手当の基礎額と加算額の引き上げを行います。

管理職員特別勤務手当、災害時等の臨時、緊急の勤務に対しまして、勤務1回につき6,000円を超えない額で支給できるようにし、再任用職員に対する単身赴任手当及び勤勉手当率を一般職に準ずるものとします。また、住居手当における持ち家に関する分を国、県に準じ廃止し、時間外手当の1時間当たりの算出方法を県に準じ労働基準法に基づくものに改めます。あわせて所要の規定の整備を行うものです。

それでは、参考資料の新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

第10条の3第1項第1号中「第3号」を「次号」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第2項各号列記以外の部分中「又は第2号」を削り、「第3号」を「第2号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に、「第1号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。これは持ち家手当の廃止に関する条文でございます。

新旧対照表の2ページでございます。第11条第8項中「前各号」を「前各項」に改める。

第11条の2第2項中「2万3,000円」を「3万円」に、「4万5,000円」を「7万円」に改める。

第16条を次のように改める。勤務1時間当たりの給与額の算出。

第16条、勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の合計額に12を乗じて得た額を、1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから勤務時間条例第3条第2項に定める時間に18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

前項の規定にかかわらず、再任用短時間勤務職員の勤務1時間当たりの給与額は、前項の規定により算出した給与額に勤務時間条例第2条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間を乗じて得た額を同条第2項の規定により定められた当該職員の1週間当たりの勤務時間で除して

得た額とする。

第17条の2第1項中「年末年始の休日等」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

前項に規定する場合のほか、前条第1項の規定による規則で定める職にある者が災害への対処その他臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第17条の2第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

第1項に規定する場合、同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額（同項の勤務に従事する時間帯等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）。

2号、前項に規定する場合、同項の勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において規則で定める額。

第18条の2第2項中「、第10条の3及び第11条の2」を「及び第10条の3」に改める。

第20条第2項第2号中「100分の32.5」を「100分の35」に改める。

第22条第5項中「前4項」を「前各項」に改め、同条第6項中「当該各号」を「当該各項」に改める。

参考資料の新旧対照表の1ページ前にお戻りいただきたいと思います。

附則でございます。この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第6号 菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第4、議案第6号菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（市原憲吾君） おはようございます。

議案第6号菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行及び介護保険法施行令の改正に伴い、介護保険条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

条例改正の主な内容は、第2条に規定する介護保険の第1号被保険者の保険料率の改正であります。そのほか介護予防・日常生活支援総合事業の実施時期について定めております。

まず、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料につきましては、3年ごとに作成します介護保険事業計画に定める介護給付費やサービスの見込み量等に基づいて算定しました。保険給付に要する費用の予想額及び地域支援事業等に要する費用の予定額に照らし、また保険給付費等の財源比率が21%から22%に引き上げられることを受け、第6期事業計画期間であります平成27年度から平成29年度までの3年間を通じて財政の均衡を保つことができるよう算定いたしました。

参考資料の1ページをお開きください。

目次及び本文の中で、第3章罰則と第4章雑則の順序を国の法令に倣い、入れ替えております。

第2条では、今回の法改正に伴い、保険料率の算定に関する国の基準は9段階とされていますが、本町では現行の特例の2段階を含めた9段階から11段階に細分化するとともに、本人が町民税課税層に当たる第6号から第11号までの境目となる合計所得金額を第6号から、2ページ、3ページにかけまして120万円、190万円、290万円、400万円、700万円として定めております。

基準額の算定に当たっては、国から配付された給付費推計のワークシートをもとに、第6期3年間の65歳以上の高齢者数、要介護、要支援認定者数、介護サービス種別ごとの利用者数及び給付費、地域支援事業費の見込みなどをもとに、第1号被保険者負担分の保険料を算定した結果、基準とする現行第2条第1項第4号で規定した年額6万3,600円、月額5,300円になります。これを改正後案の第2条第5号に規定する年額6万8,400円、月額5,700円に改正することとしております。年額4,800円の月額としましては400円の増額となります。

なお、施設については特別養護老人ホームや地域密着型介護老人福祉施設の入居、退居者も

おられることから、第6期においても小規模特別養護老人ホームを1か所整備する予定であり、その施設サービスも見込んでおります。

次に、7ページを御覧ください。

附則第6条の次に第7条を加え、介護予防・日常生活支援総合事業の実施時期については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性に鑑み、ガイドラインなどにより提示される総合事業の詳細も踏まえながら、多様な主体による多様なサービスの充実などの受け皿の整備や地域の特性を生かした取組等のため、平成27年度において時間をかけて準備を進めていくことから、医療・介護総合確保推進法附則第14条に基づき、平成28年4月1日から実施していくこととしております。

最後に、改正条例参考資料の前のページに戻っていただき、附則第1条で、この条例は、平成27年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第6号の関係の概要の資料のページ、1ページとありますが、介護保険料設定資料の中の1ページをあけていただきますと、第1段階が生活保護受給者、町民税非課税の人とあります。それで、第2段階も世帯全員が町民税非課税、また第3段階も世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人ということであるんですけども、非常に第1段階、第2段階、第3段階とかなり生活が厳しい方が多いということで、私も今の町民の方の状況を聞くということで町民アンケートとかを行いましたけれども、その中でも一番不安に思う、苦勞してるというのが老後の不安、年金、介護というのが1番でした。2つ目に介護保険料利用料ということでありまして、年金が今下がる中で食費以外はほとんど使えないという声もあるんですけども、そういう中で、この第1段階から第3段階の保険料の年額というのはかなり高額になっていますので、この辺の軽減策はもっと考えられないのか、この点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（市原憲吾君） お答えします。

先日、全員協議会の方でお配りしました資料の1ページでございます第1段階から第3段階までの低所得者のことですが、これにつきましては、今回の法改正によりまして低所得者対策による軽減というものが、公費を投入したものが27年度から29年度までの第6期期間における軽減を法改正の方で予定をされておりましたが、消費税増税が先延ばしになりましたことから、27年度におきましては第1層の方に対する基準額、保険料率0.5でございますけど、これにつきましては0.45にするということで、その差額の0.05分につきましては、国、

県、町が負担をするというようなことで法改正がなされております。

この段階に定めます区分の区分け方につきましては、法の方で定められておりますので、これを町独自の軽減ということになりますと、介護保険制度はみんなで支える制度ということで、所得段階に応じたこういった設定もなされておりますので、その辺の公平さ等を鑑みますと、町の軽減というものはちょっと困難であろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） やはり公平さということですが、後で介護保険料そのものところはもう少し述べますが、例えば今回の基準額が5,300円が5,700円ということで400円アップしてます。ちなみに大津町は5,100円が5,600円ということで、新たな金額については菊陽の方が100円多いという状況です。また、合志市の方は今回100円の介護保険料のアップというふうに情報は聞いていますが、介護保険については私も介護保険の当初から非常に国の負担が低い中で、保険給付費に応じた利用者の負担がどんどん膨らむ制度であるということで、最初は全国的にも2,900円からスタートした制度で非常に多額になっていますので、この近隣の値上がり幅ですね、その辺の違いというのが大きくどこに要因があるのかというのが分かればお尋ねをしたいと思えます。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（市原憲吾君） お答えいたします。

この介護保険料の設定につきましては、第6期におきます平成27から29年度までの介護保険事業に要します給付費あるいは地域支援事業費等を補うためのものでありまして、2分の1は国の公費で補われますが、これの2分の1は第1号被保険者、第2号被保険者で、それぞれ案分に応じて負担をすることになっておるところでございますけど、本町におきます高齢者数の伸びあるいは要介護の認定者、要支援の認定者数の伸び、そういったものを鑑みて、今回5,700円ということに設定をいたしております。施設の整備も検討しております。

近隣の状況をおっしゃいましたが、確かに大津町は5,600円のようにございますが、第5期において施設整備等はされていないというような要因もございますので、各市町それぞれの事情によってこういった差は出てくるかと思えますけども、3年間の介護財政を賄うということで、不足をしないように算定をしているところでございますので、そういったところで御理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 私は、今いろいろ町内を回ってみますと、かなりその地域によっても違うんですけども、家の前に手すりがついてて、一方光の森とかは若い人がどんどん入って



くるんですが、青葉台や武蔵ヶ丘1丁目、2丁目ですかね、7町内、8町内とか、本当に手すりがついてヘルパーさんとか受けてるところがあります。そこで聞くのは非常に菊陽町は頑張ってヘルパー事業やいろんな対応をしてくれるので、福祉的には非常に助かるというふうにおっしゃっていただいて、私は非常にありがたいなというふうに、本当に1人だけではなくて、本当意識のない方を、私の近所の方ですけど、何年も介護してる方が菊陽町だからよかったと、福祉がよかったというふうにおっしゃって非常にその辺は、その方は御高齢ではないんですけど、御高齢の方も一人で88とかひとり暮らしで本当にやっていけるんだとおっしゃいます。そういう面と、やはり低所得者の方のこの介護保険料の負担というのは、非常に私はアンケートだけではなくて、じかに聞く中では大きいものがあるというふうに思います。

町長もずっと福祉とかいろいろ力を入れておられますけれども、この介護保険料がどんどん上がっていくのを自治体で何とか食い止めることができないのかというふうに思いますが、この点について町長のお考えをお願いしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの介護保険課長が説明しましたように、本町の場合もいろいろこの額を定める場合、いろんな方面から検討してきたんですけども、どうしても一方では施設が足りないということで、そういう入所したい方のためにそういうものを設ければ、つくった分、そこに入所が入るとまた介護、いわゆる支払いの方にそれが連動してくるということで、十分検討した中での今回の保険料の設定になっておりますので、その辺は御理解していただきたいと思います。

ちなみに一般会計の方から介護保険会計の方に3億2,800万円ほど27年度も予定しとるところでありまして、前年度530万円ぐらいですかね、また26年度よりも増額になつとるというようなところで、非常に全般を通して財政状況の厳しい中で、今回こういう改定をお願いするところでもあります。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第6号の菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について反対討論を行います。

まずは、やはり今質疑をしましたように、今回の保険料額が月額5,300円、これが基本なんですけれども、年額6万3,600円、それから今回の改定では月額5,700円の6万8,400円ということになります。低所得者は第1段階が2,850円が2,565円に減額をされるということですけども、第2段階は平成29年からの軽減になって町が0.75を0.70にしたと。ただ、やはり先ほど

言いましたように、第1段階、第2段階、第3段階、非常に所得が低い方で町民の不安も大きいと、そして特に介護保険料や税金の負担、国保税の負担、そういうのが非常に暮らしを圧迫しているという状況の中で、これ以上値上げは本当に耐えられないというふうに思います。保険料の高騰を抑えながら、介護の提供基盤を拡大していくには、もちろん町だけではなくてやはり国庫負担の割合を大幅に引き上げるしかないというふうに思います。

片方、国は税収に大穴をあける法人税減税などはどんどん行っているわけですので、介護保険制度の根本的な矛盾の解決を図るには、国の国庫負担の割合を上げること、そして今年2025年、高齢化のピークというふうに言われていまして、菊陽町も今は若い町ですけれども、そういう時代になると本当に高齢化も避けられないというところでは、地域密着型の特別養護老人ホームとか、そういうのは今回のこの第6期に入っていることは十分分かっているんですけども、そういう点で根本的なところが非常に重い負担になるというところで、この値上げは本当に大変だということで反対討論とします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第7号 菊陽町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第5、議案第7号菊陽町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（市原憲吾君） それでは、続きまして議案第7号菊陽町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、菊陽町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

この条例は、平成25年3月に第1次地方分権一括法の施行を受けて、国が省令で定めた指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に従い町の基準を定めたものであり、今回国の基準が変更されたことに伴って、その基準に従い、または参酌して町の条例を

改正するものであります。

省令の基準に従い、改正する主な内容について御説明いたします。

参考資料の1ページをお開きください。

最初の目次で、第9章の「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改めておりますのは、サービスの普及に向けた取組の一環として、医療ニーズのある中重度の要介護者が地域での療養生活を継続できるよう、通い、泊まり、訪問看護、訪問介護を組み合わせることで、利用者や家族への支援の充実に資するというサービス内容が具体的にイメージできる名称に改称するものであります。

町が独自に定める基準であります。第3条第3項は指定地域密着型サービス事業者の指定条件として、法人に加え、菊陽町暴力団排除条例に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないものを定めました。

第6条の定期巡回・随時対応型訪問介護看護では、下のページの第5項において、夜間から早朝までの間にオペレーターとして充てることができる施設、事業所の範囲について、「同一敷地内」にある場合に改めるものであります。

3ページをお開きください。

第23条第2項において、外部評価に関する条文を削減しておりますが、引き続き事業所が自らその提供するサービスの質の評価を行い、これを第39条に定める市町村や地域包括支援センター等の公正、中立な立場にある第三者で構成する介護・医療連携推進会議において評価を受けた上で公表する仕組みとするものであります。

下のページで、第42条等は町が独自に定める基準の改正であります。各サービスにおいて事業者が不適切な介護給付費の支給を受けた場合の返還請求権は、地方自治法の規定により5年とされているため、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録の保存年限を「2年間」から「5年間」に改めております。

6ページをお開きください。

第63条第4項において、認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜の宿泊サービスを実施している事業所については、町長に届け出を求めることとし、また第8ページの第78条の2を追加し、自己報告の仕組みを設けるものであります。

7ページの第65条では、共用型指定認知症対応型通所介護の利用定員について、認知症対応型共同生活介護事業所が認知症ケアの拠点としてさまざまな機能を発揮することを促進する観点から、1ユニット1日当たり3人以下とするものであります。

13ページをお開きください。

第85条は、指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員を29人以下とするものであります。

次に、17ページをお開きください。

第113条は、現行では1または2と規定しているユニット数の標準について、用地の確保が

困難である等の事情がある場合には、3ユニットまでは可能とするものであります。

20ページから24ページにかけましては、サテライト型施設の本体施設として認められる対象について、現行の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設または病院もしくは診療所に加え、指定地域密着型介護老人福祉施設を追加するものであります。

最後に、改正条例に戻っていただきまして、参考資料の前のページになりますが、附則第1条で、この条例は、平成27年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第7号と議案第8号関係ですけれども、ちょっと分からないので教えていただきたいんですが、結局国の基準どおりとする定期巡回や認知症対応型小規模多機能居宅介護云々とあるんですけれども、今までやっていることと、今までのサービスをやっていることと、この国の基準で大きく変わることはどういう内容なのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、町独自の対応としては、結局暴力団排除条例云々とありますけれども、いろんな記録を2年間としてるところを5年間とすることだけなのか、ほかにも町が独自にもう少し定める基準があるのかどうか、その点についてお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（市原憲吾君） お答えいたします。

今回の法改正につきましては、医療と介護の連携という部分におきまして、医療・介護総合確保推進法が定められた趣旨におきましては、なるだけ在宅での生活ができるように、医療と介護の連携という部分が大きく打ち出されております。今回の改正の趣旨としましては、大きなものはそういったところございまして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などにおきましても、できるだけ利用しやすいようなイメージづくりといったところもうたわれておるようございまして。

それから、2つ目にございました町独自の基準につきましては、暴力団関係及び保存年限につきましては、全国的にどこの自治体でも今回制定するというような方向になっておりまして、本町におきましても、この2つを町の基準として定めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） ということは、今度の法律で在宅で対応をかなり今までよりもできるようにするので、例えばいろんなサービスを受けるときに、在宅でなかなか対応できないとき

に地域密着小規模多機能の居宅介護とかショートステイとか、そういうのがもっとどんどん受けやすくなるというふうに受けていいんでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（市原憲吾君） お答えいたします。

この条例で定めております8つのサービスのうちに、本町が実施していないサービスもございます。そういった状況を受けまして、地域密着型施設サービスにつきましては、第6期におきましても整備をするというふうに予定をしておりますし、定期巡回・随時対応型訪問等につきましても、今のところ実施はしておりませんが、実施できる方向で検討を重ねていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、この議案第7号と議案第8号関係の概要の中で、国の基準どおりにするものというのがあるんですけども、今町が実施している内容は、この1、2、3、4、5、6の中の何番目ですか。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（市原憲吾君） お答えいたします。

現在、町が実施しておりますのは、8つのサービスのうち認知症対応型通所介護、これと小規模多機能型居宅介護、それから認知症対応型共同生活介護、これはグループホームというもので現在3つの施設がございます。それから、あとは地域密着型介護老人福祉入居者生活介護、これはきぼう苑きららですかね、そちらの方で行っているものでございます。本町におきまして実施しているのは以上のサービスでございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第8号 菊陽町指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第6、議案第8号菊陽町指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（市原憲吾君） それでは、議案第8号菊陽町指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、菊陽町指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

この条例は、先ほどの条例と同様に、第1次地方分権一括法で改正したものを今回国の基準が変更されたことに伴って、その基準に従い、または参酌して町の条例を改正するものであります。

省令の基準に従い、改正する主な内容について説明いたします。

参考資料の1ページをお開きください。

町が独自に定める基準であります。第3条第3項は指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定条件として、法人に加え菊陽町暴力団排除条例に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないものを定めました。

下のページで第7条第4項において、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜の宿泊サービスを実施している事業所については、町長に届け出を求めることとするものであります。

4ページをお開きください。

第9条では、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員について、1ユニット1日当たり3人以下とするものであります。

6ページをお開きください。

第40条等は、町が独自に定める基準の改正であります。各サービスにおいて事業者が不適切な介護給付費の支給を受けた場合の返還請求権は、地方自治法の規定により5年とされているため、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録の保存年限を「2年間」から「5年間」に改めております。

11ページをお開きください。

第47条は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員を29人以下とするものであります。

14ページをお開きください。

第74条は、現行では1または2と規定しているユニット数の標準について、用地の確保が困難である等の事情がある場合には、3ユニットまでは可能とするものであります。

最後に、改正条例に戻っていただき、参考資料の前のページになりますが、附則第1条で、

この条例は、平成27年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第8号の参考資料の12ページですけれども、この通いサービスの登録定員と利用定員の関係について、すいませんが説明をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（市原憲吾君） お尋ねの部分は、登録定員と利用定員の違いということでございましたか。

登録定員は、その施設のサービスを利用するに当たって登録をされる方でございますが、利用定員はその1日に利用できる方の定員を定めてあるということでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、これは通いサービスなので、結局登録は29人登録してもいいけれども、例えば1日の利用者は18人しかだめですよというふうに捉えてるということだと思えますけれども、結局利用する人、登録はいっぱいいても1日の利用の定員の上限を決めますということで、これはほかのところでもこういう考え方でいろいろなされているんでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（市原憲吾君） 議員がおっしゃったとおりでございますが、今まで12名だったものを18名まで増やしてはおりますが、利用定員は18名までということでございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時1分

再開 午前11時13分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第9号 菊陽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第7、議案第9号菊陽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（市原憲吾君） 議案第9号菊陽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次地方分権一括法の施行による介護保険法の改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

介護予防支援とは、要支援1または2と判定された方に対して、要介護状態へ重度化することを予防する観点から、介護保険上の予防給付として提供される介護予防サービスが利用できるよう、介護予防サービス計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行うことであり、この事業を行うことができる者は、介護保険法の規定により市町村長から指定を受けた地域包括支援センター及びセンターから業務の委託を受けた居宅介護支援事業所となっております。

この条例は、介護保険法の規定により国が省令で定めた基準に従い、または参酌して制定するもので、基本的には国が示した基準の内容であります。

条例を御覧いただき、条例の構成は第1章で趣旨及び基本方針を定めており、第2章では従業員等の人員に関する基準を、第3章では事業の運営に関する基準を、第4章では介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を、最後に第5章では基準外等介護予防支援に関する基準を定めております。

なお、省令が示している基準に加え、町独自の基準として第3条において、法人に加えて菊

陽町が定めている菊陽町暴力団排除条例に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないものとしております。

条例の中ほど7枚ほどめくっていただきまして、第30条でございます。指定介護予防支援事業者が整備していかなければならない従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録の保存期間については、事業所が不適正な介護給付の支給を受けた場合、地方自治法の規定により期限が5年間と定められていることから、国の基準で「完結の日から2年間」としているところを町では「完結の日から5年間」としてしております。

最後に、最終ページの附則第1条で、この条例は、平成27年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第9号の中で、議案第9号、議案第10号関係の条例制定する条例の概要のところなんですけど、この介護予防支援とはということ、ページ、2ページにありますけれども、要支援1、要支援2と判定された方に対する予防ということなんですけど、国はそもそもこの医療・介護総合法のときに要支援者の訪問介護、デイサービスを介護保険給付から外して市町村の地域支援事業に移行させる方針があったかと思いますが、全国的には15年度からの移行は7.2%の自治体にとどまっているということなんですけれども、町としてはこの要支援1、2の予防ですね、その対応と今後平成27年度に検討して28年度からということなんですけど、今どういうふうにつまみつかれておられるか、この点についてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（市原憲吾君） お答えいたします。

先の介護保険条例改正におきまして、総合事業につきましては平成28年度から実施をするというふうに定めておりますが、要支援者に対する支援ということで、地域包括支援センターの方で介護予防事業ですとか包括的な支援事業等を行っておるところでございます。

要支援者1、2と判定された方に対しましては、地域包括支援センターに配置されておりますケアマネジャーの方がケアプラン等の作成を行って支援しているところでございますが、今回法改正を受けまして、訪問介護、通所介護等につきましては、市町村独自の受け皿を使って支援をなさうというふうに改められておりますので、町としましては、現在介護、2次予防対象者、要支援者に近い身体機能の衰えた方を対象にしましては、2次予防事業としていきいき健康教室というふうなもので体力づくりですとか、あるいは口腔ケアあるいは栄養改善、そういったものを週1回、杉並木公園管理センターの方で今実施をしておるところでございます。そういったところや、あるいは社会福祉協議会の方に委託しておりますミニデイの方です

ね、こちらは週5回、町の施設を使って行っておりますが、そういった1次予防事業対象者に対する支援等を行っておるところでございますが、今回の意向を受けまして、できるだけ要支援者でもそういった町で実施している予防事業等で対応できるように、現在今あらゆる方向で検討しておるところでございますけど、例えば町の資源を活用してというところで「さんふれあ」がございます。そういった温泉施設を活用して、場所を借りてお風呂の入浴機能あるいは買い物機能、それから食事、そういったものも活用させていただきながら、町のデイサービスではありませんが、そういった受け皿となることができるように、現在関係者を集めましていろいろ検討を重ねているところでございます。27年度におきましてはいろんな試行錯誤等もあろうかと思いますが、そういった方向できちっと受入れができるように今やっておりますところでございます。

また、生活支援サービスにつきましては、社会福祉協議会が実施しておりますキャロットサービス、そういったところ、あるいはシルバー人材センターの支援とか、そういった点もいろんな支援ができる事業者に集まっております。そういったことを検討していくのを27年度から実施をしようというところで現在考えているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 要支援1、2の方が重くならない第1次予防と第2次予防を町がこれからはやっていくということなんですけれども、やはり2025年の高齢者が非常に増えるという問題もあるし、今国はどんどん介護保険法も中身がどんどん変わってきますよね。本当はこれだけ見ても詳しいところまではちょっとなかなかつかめないところが私自身もあるんですけれども、町が平成27年度に検討するのであれば、やはり少しきちんと体制をとって総合的に今のこの28年、この第6期計画の中で28年、29年でやっていくことともう少し総合的にまちづくりの視点とか、そういうところから2025年問題も含めてやりながら、そして菊陽町は地域ごとにかなり高齢化率が違いますので、そういう縦と横の軸といいますか、そこまで総合的にどうせされるのであれば、やっぱり検討会はもう少し重層的にした方がいいのではないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（市原憲吾君） お答えいたします。

議員がおっしゃったとおり、いろんな縦横の関係ですか、そういったいろんな方向からの意見を踏まえながら、総合的に実施ができるように検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第8 議案第10号 菊陽町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の 制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第8、議案第10号菊陽町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（市原憲吾君） 議案第10号菊陽町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次地方分権一括法の施行による介護保険法の改正に伴い、地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

地域包括支援センターとは、高齢者が要支援、要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域で自立した生活を営むことができるよう支援することを目的として、地域支援事業を実施するために設置される機関であります。

職員としては、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などで構成されており、本町においては介護保険課内に1か所設置して、高齢者の総合相談窓口として業務に当たっております。

この条例は、介護保険法の規定により国が省令で定めた基準に従い、または参酌して制定するもので、基本的には町の基準で示された内容であります。

条例を御覧いただき、その構成は第1条、第2条で趣旨及び基本方針を定めており、第3条では職員の人数を、第4条では人数の例外規定を定めております。

なお、第3条で職務に従事する職員の人数は、国の基準では第1項のとおり第1号被保険者数が6,000人未満までの規定しかないため、町独自の基準として第2項を追加し、おおむね6,000人を超える場合に追加、配置する基準を別表により定めております。

最後に、附則第1条で、この条例は、平成27年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の
施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第9、議案第11号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を
改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

学務課長、説明を求めます。

○学務課長（松本洋昭君） それでは、議案第11号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一
部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明いたしま
す。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴
い、関係条例の改正及び用語の整理を行う必要があるため、本条例を制定するものでありま
す。

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

では、条例案の2枚目をお開きください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整
理に関する条例を御覧ください。

第1条は、菊陽町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

参考資料の次の1ページの新旧対照表を御覧ください。

別表（第1条、第2条関係）中、教育委員会委員長ですね、「委員長年額24万円」、「委員
年額22万円」を「教育委員会の委員年額22万円」に改めます。これは法改正により教育委員長
の職が廃止されるため、改正が必要となるものです。

また、表紙から2枚目へお戻りください。

第2条及び第3条に関しましては、教育長の給与等に関する根拠規定でありました教育公務員特例法第16条が削除されたことに伴いまして、所要の改正が必要となったものであります。

第2条は、菊陽町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。

参考資料の2ページをお開きください。

第1条中「及び副町長」を「、副町長及び教育長」に改め、第4条ただし書き中の「同条」を削ります。

別表第1（第3条関係）の副町長の項の下に教育長54万2,000円をつけ加えます。

次のページをお開きください。

こちらが第3条の菊陽町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正であります。

題名を菊陽町教育長の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例に改めます。

第1条中「教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項の規定に基づき、」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項に規定する」に改め、「給与、」を削ります。

第2条から次のページの第4条までを削り、「第5条」を「第2条」とし、第6条及び別表を削ります。

次のページをお開きください。

こちらが第4条の菊陽町奨学資金貸与条例（平成15年条例第16号）の一部を改めるものです。

この条例に関しましては、本文中の「貸与」を「貸し付け」に改めるなど、近隣市町村との整合性を図りつつ、用語の整理を行っております。

題名を「菊陽町奨学資金貸付条例」に改めます。

第1条中「貸与し」を「貸し付け」、「時代の要請に即応する人材」を「社会に貢献し得る人材」に改め、第2条中「貸与」を「貸付け」に改め、第3条の見出し中「貸与」を「貸付け」に改め、第3条中「すべて」を漢字の「全て」に改め、「、選考委員会の意見を聴いて」を削り、「貸与」を「貸付け」に改め、「選考のうえ決定する」を「選考の上、決定する」に改め、同条に「ただし、貸付けの決定において必要があれば、選考委員会の意見を聴くことができる。」と、ただし書きを加えます。これは奨学生の決定の際には、所得要件によって判定することとなっており、申請は随時受け付けておりまして、申請があるたびに選考委員会の方にお集まりいただかなくてもよいようにするとともに、特別な事情のある申請者につきましては、選考委員会の意見を聞くことができるとし、事務の簡素化により効率的な決定ができるようにするものです。

それから、第3条第1号中「奨学生の保護者」を「奨学生と生計を一にする生計の主たる維持者」に改めます。これはさまざまな事情がある家庭も増えてきております。より実態に即した対応ができるように改正するものであります。

次のページをお開きください。

第4号中「貸与」を「貸付け」に改め、第5号中「貸与した」を「貸し付けた」に改めます。

第4条第2号中「教育委員長」を「教育委員の代表」と改めます。これは法改正により教育委員長の職が廃止されるため、改正を必要とするものです。

第5条から第10条までは「貸与」を「貸付け」と改め、また文言の整理を行っております。

また、表紙から4枚目の付表へ戻っていただきたいと思います。あっ、附則ですね。附則の第1項で、この条例は、平成27年4月1日から施行するとしております。

附則の第2項で経過措置を設けております。これは現在の教育長が4月1日以降も在職する場合——要は現在の教育長の任期中いっぱいということになりますが——の改正後の関係条例は適用せず、改正前の関係条例が、なおその効力を有するとしております。

以上で議案の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第10 議案第12号 菊陽町町民総合運動場設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第10、議案第12号菊陽町町民総合運動場設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

生涯学習課長、説明を求めます。

○生涯学習課長兼中央公民館長（堀 行徳君） おはようございます。

それでは、議案第12号菊陽町町民総合運動場設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由は、菊陽町町民総合運動場の会場名を利用状況に合った名称に改めることに伴い、

菊陽町町民総合運動場設置条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

改正の内容ですけれども、菊陽町町民総合運動場南側、現在の菊陽中学校の仮設校舎が建っている場所なんですけれども、こちらが陸上競技場ということで区分をされております。この陸上競技場の部分が完成当時よりも町道の拡張などにより南北の幅がかなり狭くなっております。それで、以前は陸上競技のトラックが設置されていたり、ソフトボールなどの利用も盛んに行われておりましたけれども、現在はグラウンドゴルフやサッカーの練習程度の部分に利用が限られております。それで、今回は現在の利用状況に沿った名称ということで、多目的広場への改正を行うものでございます。

それでは、条例文を2枚めくっていただきますと参考資料を添付いたしております。

新旧対照表なんですけれども、こちらの別表第1中「陸上競技場」を「多目的広場」に改め、同表備考中第2項を削り第1項の項番号を削ります。こちらも今申し上げましたように、もう既にソフトボールなどの利用ができないため、削除するものでございます。

それから、別表第2中「陸上競技場」を「多目的広場」に改めます。

それでは、表紙に戻っていただきますと、下段の方に附則としまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するとしております。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第13号 平成26年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第11、議案第13号平成26年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） おはようございます。

それでは、議案第13号の平成26年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

今回の補正は成26年度の年度末を迎え、国県支出金などの収入の額が確定しているものなどの歳入の補正や、事業の進捗状況等により見直しを行った歳出の補正、また経済対策が盛り込まれました国の補正予算を受けて、地域住民生活等緊急支援のための交付金の地域消費喚起・生活支援型事業及び地方創生先行型事業などを実施するための補正でございます。

ただいま申しました緊急支援のための交付金は、全体で予算規模は4,200億円ございまして、今回の交付予定額は地域消費喚起・生活支援型事業が2,500億円、地方創生先行型事業が基礎交付分の1,400億円でございます。

交付金の交付に係る基本的な考え方でございますけれども、まず人口がございまして、それから財政力指数、人口の流出、少子化などでございまして、本町にとっては余り期待できないような考え方ではございますが、先日国から示されました本町におけます交付限度額を申しますと、地域消費喚起・生活支援型事業が2,911万5,000円、地方創生先行型事業が1,815万3,000円でございます。町では、この交付金を確保するために事業の実績、計画を作成しまして、昨日県に提出し、その後県が取りまとめまして、明日3月6日までに国の方に提出することになっております。

なお、緊急支援のための交付金に係る事業につきましては、テーブルに1枚紙でございますけど、事業リストというのをお配りしておりますので、これは後ほど説明させていただきたいというふうに存じます。

それでは、補正内容の説明に入りますが、主なものについて御説明を申し上げまして、詳細につきましては御質問の応じ、担当課長等がお答えしますので、よろしく願い申し上げます。

まず、表紙をめくっていただきまして、1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に1億9,190万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を141億3,403万円と定めるものでございます。

次に、第2条で繰越明許費の補正を、それから第3条で債務負担行為の補正を、第4条で町債の補正を第2表から第4表でそれぞれ計上しているところでございます。

2ページから6ページは歳入歳出予算の補正ですが、内容は11ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明をいたします。

7ページをお開きください。

次は、第2表の繰越明許費の補正の1の追加で、本年度内に完了しない見込みの事業について繰越額の限度額を定めるものでございます。今回の補正では、経済対策や地方創生関係事業、さまざまな理由により年度内に支出が終わらない見込みの事業、合わせて9つの事業を追加するものでございます。

まず、1行目は款の2総務費、項の1総務管理費の地方創生先行型事業の2,661万8,000円

で、これは経済対策であります地方創生関係事業等につきました5つの事業がございます。詳細は歳出の中で説明させていただきます。

次は、款の3民生費、項の2児童福祉費のもみじ園仮設園舎用地整備事業の700万円で、これはもみじ園の園舎が強度不足と判明した関係で、当園近くの用地を仮設園舎用地として借り上げ、整備するものでございます。

3行目は款の6農林水産業費、項の1農業費の経営体育成支援事業で1,667万1,000円、次に阿蘇火山活動降灰地域対策緊急支援事業で380万円を計上しております。

5行目は款の5商工費、項の1商工費のプレミアム商品券発行事業の3,000万円で、これも経済対策によります交付金事業の地域消費喚起・生活支援型事業で、国から推奨された事業であります。こちらも後ほど説明させていただきます。

それから、款の8土木費、項の2道路橋梁費の狭あい道路整備事業等促進事業を1,000万円。

次に、項の3都市計画費の第二土地区画整理事業を1,320万円それぞれ計上いたしております。

下から2行目は款の9消防費、項の1消防費の防火水槽整備事業で650万4,000円。

それから最後に、款の11災害復旧費、項の1農林水産業施設災害復旧費の農林災害復旧事業を700万円計上いたしております。

次の8ページをお開きください。

次は、第3表の債務負担行為の補正で、もみじ園仮設園舎借上料を追加するものであります。期間は、平成27年度から平成28年度、限度額を3,078万円と定めております。

下の9ページを御覧いただきたいと思っております。

次は、第4表の地方債の補正で、5件の事業全て限度額を減額するものでございます。

まず、県営土地改良負担事業を1,270万円から130万円に、光団地建設事業を3,850万円から3,380万円に、防火水槽整備事業を820万円から480万円に、それから菊陽中学校増築・改修事業を5億4,640万円から5億3,660万円に、最後に武蔵ヶ丘中学校施設整備事業を3,080万円から0円にそれぞれ減額するものでございます。

以上、地方債の補正額としましては6,010万円を減額し、地方債の総額を16億9,160万円とするものでございます。

11ページ以降は、補正予算に関する説明書になりますが、12ページをお開きいただきたいと思っております。

補正予算に関する説明書の歳入歳出補正予算事項別明細書で、まず1、総括の歳入であります。

主な補正額を申しますと、款の1町税を2億4,388万円増額し、款の16国庫支出金を2,056万1,000円増額し、款の17県支出金を5,189万1,000円増額し、款の20繰入金を1億円減額し、款の23町債を6,010万円減額しております。

以上、歳入合計は補正額としまして1億9,190万7,000円の増額となり、総額は141億3,403万円となるものでございます。

下の13ページは歳出になります。

主な補正額を申し上げますと、款の2総務費を2,469万8,000円増額し、款の3民生費を5,843万7,000円増額し、款の7商工費を4,750万円増額し、款の8土木費を1,066万8,000円減額し、款の10教育費を2,612万4,000円増額し、調整のため款の14予備費を3,270万1,000円増額しております。

以上、歳出合計も補正額としまして1億9,190万7,000円の増額となり、総額は141億3,403万円となるものでございます。

なお、財源の内訳は記載のとおりでございます。

14ページをお開きください。

歳入歳出予算につきまして補正額の大きなもの、新たに計上したものを中心に御説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。

款の1町税、項の1町民税、目の1個人は5,547万8,000円、目の2法人は1億1,860万円それぞれ増額するもので、内訳は説明欄に記載のとおりでございます。

次に、項の2固定資産税、目の1固定資産税は3,632万6,000円増額するもので、これも内訳は説明欄に記載のとおりでございます。

下の15ページを御覧いただき、中ほどの項の4町たばこ税、目の1町たばこ税は2,832万1,000円増額するものでございます。

16ページをお開きください。

中ほどの款の12地方交付税は、普通交付税を456万8,000円増額し、合計を6億872万2,000円とするものであります。

次に、款の14分担金及び負担金、項の2負担金、目の2民生費負担金は保育所入所者負担金、これは保育料などがございますが、1,369万5,000円を増額いたしております。

下の17ページを御覧いただき、下の段の款の16国庫支出金、項の1国庫負担金は説明欄のとおり、それぞれ増減をいたしております。

続きまして、18ページをお開きください。

下の段の項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金は地方創生に係る地域住民生活等緊急支援のための交付金を合わせまして4,726万8,000円計上しているところでございます。

次に、目の2民生費国庫補助金から、下の19ページの目の9災害復旧費国庫補助金は説明欄に記載のとおり、それぞれ増減をいたしておるところでございます。

それから、同じページの下の段の款の17県支出金、項の1県負担金から、22ページの項の3県委託金につきましては、それぞれ記載しているとおりでございます。増減でございますが、このうち21ページをお開きいただきまして、21ページの中ほどの項2県補助金、目の4農林水

産業費県補助金、節区分3の農業振興費補助金は2,579万3,000円を計上しておりますが、これは経済対策を含めます4件の事業を追加しているものでございます。

23ページをお開きください。

款の18財産収入、項の2財産売却収入、目の1不動産売却収入では、熊本県の白川改修工事に伴います町所有地の売却金325万1,000円と第二土地区画整理地内の保留地処分金183万3,000円を計上しているところでございます。

次の款の19寄附金は、ふるさと寄附金12件分の100万9,000円を計上いたしております。

続きまして、款の20繰入金、項の2基金繰入金で、学校建設基金を1億円減額いたしております。これによりまして学校建設基金繰入金は0円になるということで、27年度に持ってこれるというところでございます。

24ページをお開きください。

款の22諸収入、項の5雑入、目の4雑入は、説明欄に記載のとおり、それぞれ増減をいたしております。

次は、款の23の町債でございますが、先ほど地方債の補正のところの説明しましたので、これは省略させていただきますが、説明欄に記載のとおり、それぞれの事業で減額をいたしております。

以上で歳入を終わらせていただきまして、26ページからは歳出になります。

歳出は減額するものが多々ございますが、増額するものを中心に説明をさせていただきます。

それでは、27ページをお開きください。

款の2総務費、項の1総務管理費、中ほどの目の17三里木町民センター管理費は、テニスコートの改修工事費を111万1,000円計上いたしております。

それから、一番下のところでございますが、目の20地方創生総合戦略費は、経済対策が盛り込まれました国の補正予算を受けまして、地域住民生活等緊急支援のための交付金の地方創生先行型事業の5つの事業に係る経費を新規に計上いたしております。

なお、この緊急支援のための交付金に係る事業につきましては、本日事業リストとして1枚紙をお配りしておりますので、これを御覧いただきまして説明をさせていただこうかなと思います。ございますでしょうか、1枚紙です。

まず、1つ目がまち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業ということで、菊陽町におけます総合戦略の策定経費として1,135万8,000円でございます。これは全自治体つくるように交付金がもらえるというところでございます。

2つ目が誘致企業サポート事業で、JR原水駅とセミコンテクノパークの間におけます通勤バスの運行実証実験費用として76万円を出させてもらってます。

3つ目が、名称的には菊陽の宝物創生アピール事業としまして、菊陽まち遊び事業を入れておりますが、商工会が行っている事業に対します支援として150万円を計上させてもらってま

す。

4つ目が同じく菊陽の宝物創生アピール事業としまして、菊陽の宝物販路開拓事業でございまして、これは大津町と連携しまして熊本ー台湾高雄間の定期チャーター飛行機の便を活用しまして、商品の販路拡大などを支援するための経費としまして300万円。

それから、5つ目が菊陽の宝物創生アピール事業の文化財ブラッシュアップ事業としまして、中心は馬場楠井手の鼻ぐりを中心としました菊陽町の文化財を観光資源としての魅力を高めながら広くPRを行うため、プロモーションビデオや文化財の説明パネル、鼻ぐりの模型、マップなどを作製する費用として1,000万円、合わせまして2,661万8,000円の事業規模となります。財源につきましては、枠外に記載してありますとおり、地方創生先行型の交付金が合わせまして1,815万3,000円で残りは一般財源になります。

なお、リストの最後にございます3つ目のプレミアム商品券つき発行事業につきましては、地域消費喚起・生活支援型の事業で、別途商工費の方で予算計上いたしておりますので、その際説明させていただきたいというふうに存じます。

それでは、事業の概要は今のとおりでございますが、予算につきまして27ページの下のところ、目の20地方創生総合戦略費を御覧いただきたいと思います。

予算は5つの事業をまとめて計上しておりますが、本来であれば先ほど説明しました事業ごとに振り分けて予算を確保すべきなんでございますが、この地方創生先行型事業であります交付金が繰越事業であることや、各事業間の流用が可能ということ踏まえまして、予算をまとめて計上しまして、入札残とか不測の事態が発生しても交付金が確保できるよう工夫したというところでございます。

それでは、まず節区分8の報償費でまち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会委員に対する謝礼、それから節区分13の委託料の地方創生事業委託料でございまして、これは総合戦略の策定をするための業者への委託の分、それから文化財ブラッシュアップ事業としまして鼻ぐりへのPR関係の委託料、これはビデオとかパンフレットあたりをつくっていただくようなところの委託料を合わせまして1,972万円計上しておるところでございます。次の28ページをお開きいただきまして、節区分19の負担金、補助及び交付金では、セミコン通勤バス運行実証実験費用としまして広域連携プロジェクト推進事業負担金を76万円、それから台湾等におけます商品の販路開拓推進事業補助金を300万円、それから菊陽まち遊び事業に対する観光振興補助金を150万円それぞれ計上いたしておるところでございます。

なお、これまで説明しました5つの事業につきましては、現在国や県と協議中でございますので、今後金額等が変わる可能性もございますので、こういう場合は予算の範囲内で内部調整をしていきたいというふうに考えるところでございます。

以上で早口でしたけども、地方創生関係の説明を終わらせていただきまして、次に30ページをお願いしたいと思います。

款の3民生費、項の1社会福祉費、目の1社会福祉総務費は、節区分19の負担金、補助及び

交付金で臨時福祉給付金を3,340万円減額し、節区分28の繰出金では国民健康保険特別会計への繰出金を3,585万4,000円計上しているものでございます。

それから、目の2高齢者福祉費では、介護保険特別会計への繰出金を1,930万8,000円減額いたしております。

次に、目の3障害者福祉費は、下の31ページを御覧いただき、節区分20の扶助費で障害福祉サービス費を2,399万6,000円増額いたしております。

32ページをお開きください。

項の2児童福祉費、下の段の目の4保育園費は、節区分15の工事請負費でもみじ園の仮設園舎用地の整備工事費を700万円、節区分19の負担金、補助及び交付金で、私立分の保育所運営費負担金を4,680万3,000円計上いたしております。

34ページをお開きください。

款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の1保健衛生総務費は、節区分20の扶助費で子ども医療費助成を1,200万円増額いたしております。

36ページをお願いいたします。

款の6の農林水産業費、項の1農業費、目の3農業振興費の節区分19の負担金、補助及び交付金のうち、法人等支援事業費補助金50万円は、株式会社きくようアグリに対する全額県補助の分でございます。それから、阿蘇火山活動降灰地域対策緊急支援事業補助金540万6,000円は、お茶や園芸に対する補助金でございまして、それから経営体育成支援事業補助金1,667万1,000円は、旧経営体に対する全額県補助の補助金で、最後に青年就農給付金事業給付金は600万円は、これも全額県補助でございます。

38ページをお開きください。

款の7商工費、項の1商工費、目の1商工振興費は委託料を3,000万円計上いたしております。

内容は、国の経済対策に係る交付金の地域消費喚起・生活支援型の事業で、市町村に推奨されておりましたプレミアムつき商品券発行事業に係る経費でございます。プレミアム率20%の商品券を購入してもらい、消費を喚起し、地域経済の活性化を図るところでございませう。なお、財源は国庫補助金が2,911万5,000円でございます。

次に、目の2企業誘致費は、原水工業団地内のガス供給設備を整備するための負担金を1,750万円計上いたしております。

下の39ページを御覧いただき、款の8土木費、項の2道路橋梁費、最後の段の目の3道路新設改良費は、これも経済対策によります前倒し事業であります狭あい道路整備促進事業の工事請負費を1,000万円計上してるところでございませう。

次の40ページをお開きください。

項の3都市計画費、目の2土地区画整理費は204万2,000円増額しておりますが、内容は予算の組み替えでございまして、役務費や委託料、負担金、それから補償費などをそれぞれ減額し

まして、工事請負費を500万円増額し、土地区画整理事業基金に3,389万5,000円を積み立てるという予算組みでございます。

少し飛びますが、44ページをお開きください。

次は、款の10教育費、項の2小学校費、目の1学校管理費では、節区分18の備品購入費でクラス増に対応するための備品購入費を289万2,000円計上しておるところでございます。

次に、目の2教育振興費は節区分11の需用費で、教科書改訂に伴う教科書の購入費1,463万5,000円、それから節区分18の備品購入費で、これも教科書改訂に伴います準拠教材の購入費1,761万2,000円を計上させていただいております。

下の45ページを御覧いただき、下の段の項の3中学校費、目の1学校管理費は節区分18の備品購入費で、武蔵ヶ丘中学校の吹奏楽用楽器購入費としまして294万3,000円を、それから節区分19の負担金、補助及び交付金で、菊陽中学校の合唱同好会全国大会出場補助金を126万2,000円それぞれ計上いたしております。

少し飛びますが、50ページをお願いいたします。

最後に、款の14予備費は3,270万1,000円を増額し、計を7,686万3,000円とするものでございます。なお、予備費はこれまで約900万円ほどを充当しておりますので、現時点における残額は約3,515万円という状況でございますが、今回の補正分を合わせますと6,786万円ほど確保できるところになるものでございます。

以上、早口でしたけども、説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

（「休憩の方がいいんじゃないかと思いますが」「議長、休憩」「休憩にしましょうか」の声あり）

それでは、休憩という声があっておりますので、昼食休憩といたします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時9分

再開 午後1時1分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第13号について、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） 平成26年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）について質問いたします。

当議案は補正予算ですので、基本的にはいろんな財源が確定をしてきちんと最終的な整理がつくという意味ですから、基本的に賛成するべきものだろうと思いついておりましたが、1点どう考えたらいいか分らないところがありますので、質問いたします。

繰越明許費補正のところ、これは7ページです。3の民生費のところ、款の3の民生費、それから項の2の児童福祉費もみじ園仮設園舎用地整備事業、これは700万円ですね。それから、8ページのもみじ園仮設園舎借上料、これは債務負担行為なんですが、3,078万円というのが計上されておりますけれども、先般の説明では民間の資金を活用したいという町長の御説明がございました。そして、質疑応答の中で民営化するんだというふうな問題が出てきて、民間資金の活用というふうにおっしゃいましたが、これは町のその予算として出ていくわけですね。それを民営化との関連でどう考えたらいいか、ちょっと頭の中の整理がつかまないので、その点について御説明をいただきたいと思つきます。

つまり民営化、民間資金を活用するというならば、当然町のプロパーからは出ていかないはずですが、結局これはもうここから出るというふうになっております。この資金について、今後の処置はどうなるのか、どう考えたらいいか、その辺について御説明をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 今の甲斐議員の御質問にお答えいたします。

町立保育所もみじ園の民営化の話でございますけれども、まず現在もみじ保育園に在園児がいらっしゃる、67人ですね。卒園児が年長さんが20人いらっしゃいますと、引き続き47人がなりますけど、その中で半数以上の方が当然4月以降も今のもみじ保育園の園舎に残られると、そして町では早急に園児の安全・安心の確保を図るということで、これ予算に上げてますけれども、鉄砲小路の蘇古鶴神社の東側のところに仮設園舎をつくるというところでございます。その間は町の方の予算で仮設園舎のリース等をしていくということで、これは町の責務ですから、引き続き在園児がいらっしゃいますから、仮設園舎ができれば今のもみじ園の園舎から移っていただいて、そちらの方に行くということになります。

あとは民営化につきましては、今の園舎を今後解体して建て替えるといったときの運営法人というのが町ではなくて、民営化ですから民間法人ということになりますので、その場合、新しい園舎をつくるに当たっては、民間法人の資金あるいはこれは民間ですから、当然国の方の補助もございまして、そういった分で施設建築についてとそれ以降の運営については民間という流れで考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） 大体分かったような分からんような話ですが、こういうふうに理解していいですか、当分はまだ町立保育園ですよ、保育所ですよ。ですから、その町立保育所である間は町の資金で賄うと、ですからその部分がこの仮設園舎の用地の整備事業ですね。それか

ら、その園舎の借り上げ料ですか、今度は仮設の園舎ですね、借り上げ料、そこまでは町の資金で行うと、あと町の考えとしては民営化ですから民間のどっかに負担をしてもらうというふうに考えていいんですね、それちょっと返事をしてください。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 今甲斐議員がおっしゃった内容でいいと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） それでは、業者が決まりますですね、例えば私立のですね。そうしますと、この今現在使う整地料ですか、それから仮設の園舎ですね、この費用、これについてはどのように後では処置なさるんですか。移管するときに、要するに新しく経営をされる、そこに求めるのか、あるいはそれはもうそういうことはないのか、あくまでも町の事業は町の事業で終わり、あとの新設のことについてだけ新しい業者でしてもらうのかと、そのところをお答えいただきたい。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） では、御質問にお答えいたします。

まず、今回債務負担行為の補正で上がってます仮設園舎の分については、この借り上げ料の中には設置工事及び平成27から28のリース料及び仮設園舎の解体費が含まれてますので、この分については町の方で負担するというので、それと現園舎のことをございますけども、民間事業所の方がスムーズに引き受けができるようにということで、現園舎についてもこれは町の財産ですので、そのところは町の方できちんと負担をして、解体をして、そしてその後の分についての建築工事等、あとは土木工事もあるかと思いますが、そういった分については民間事業者の方で賄っていただくというところで考えています。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） ページ、28ページの地方創生総合戦略費の中の節区分負担金、補助及び交付金の中の広域連携プロジェクト推進事業で、事業リストの中で事業内容は簡単に説明してありますけど、もうちょっと詳しく説明を求めます。

それと、ページ、36ページの農業振興費の中の節区分19の負担金、補助及び交付金の中の阿蘇火山活動降灰地域対策費ですかね、この事業も詳しい事業内容、事業計画の説明を求めます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 産業建設部審議員。

○産業建設部審議員兼商工振興課長（荒木一雄君） 広域連携プロジェクト推進事業について説明いたします。

これは合志市・菊陽町・セミコンテクノパーク協議会と連携しまして、セミコン地域における今渋滞がありますので、通勤時間帯の渋滞の緩和対策を行うものです。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） 阿蘇火山活動降灰地域対策緊急支援事業費補助金について御説明します。

これにつきましては、前年から阿蘇山が噴火しておりますが、これに伴いまして農業関係の被害が阿蘇地域によって出ております。

今回のこの補助事業と申しますのは、今後の降灰が予想される地域に菊陽町も入っておりますので、これに伴いまして園芸の部門とお茶の部門ということで、要望があれば出して下さいということで、緊急支援対策ということで2月の下旬に話がありまして、菊陽町の方でも園芸の方で一グループ、それからお茶の方で15団体が加入しているというところで、除灰機、除灰ブラシというのがございまして、お茶の葉が灰を落とす機械がございまして、その導入について要望がとられたものについて大体確定したというところで、要望どおりの補助金がつくということになりましたので、予算をお願いしておるところでございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに。

坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） 荒木課長に尋ねますが、事業リストの中で説明の中で通勤バスの実証実験事業と通勤車両のバス利用啓発活動となっておりますが、実証実験というのはどのルートでどのように走らせるんですか。

○議長（大塚 昇君） 産業建設部審議員。

○産業建設部審議員兼商工振興課長（荒木一雄君） セミコンパークの事業所があります。そこはほとんど車で来られておりますけど、JRとかで利用された方が原水駅におりまして、原水駅からセミコンテクノパークまでバスを使って、バスを利用するという事です、朝と夕方ですね、その事業です。

（7番坂本秀則君「何便」の声あり）

朝が2便か4便だったと思います。帰りも同じぐらい。

（7番坂本秀則君「計8便になる」の声あり）

ちょっとはっきりは聞いてないんですけど、大体そのくらい出る予定です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） 以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第13号の中の一般会計の補正で地方創生関連事業リストがあるんですけども、この中の5番の菊陽の宝物創生アピール事業が1,000万円の計上なんですけど、

これは馬場楠井手の鼻ぐりを中心として菊陽町文化財を観光資源としての魅力を高めというふうにあるんですけども、おおよそ馬場楠井手の鼻ぐりのほかにどういう文化財を考えておられるのかというのと、主にどういうところに力点を置かれてこの事業を進めていかれるのかについてお尋ねをします。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） それは先に財政の方からお答えさせていただきます。

今回の地方創生先行事業といいますのは、基本的にはハード事業はだめだというふうに言われております。その中で文化財をどう活用していくかということを考えましたときに、やっぱり菊陽町は鼻ぐり井手があるということで、鼻ぐりを中心とした文化観光あたりをできないかということを考えております。その中で鼻ぐりのプロモーションビデオですか、これを1つ、それから鼻ぐりの大きな模型というようなやつですね、それから看板類、それからマップ、地図ですね、こういったのをつくりたいというふうに考えております。それから、それぞれ文化財ございますので、それと予算も都合ございますが、文化財の案内板とか、それから杉並木とか、いろんなのを連結できるような観光ルート、そのあたりを構想して考えてるところでございます。

何しろ今回ハードはだめだということでございますので、あくまでもソフト、委託ぐらいまででしょうか、そこまでの予算を計上してるところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

福島知雄君。

○12番（福島知雄君） 議案第13号について質問いたします。

繰越明許費補正の中で款の7商工費、事業名としてプレミアム商品券発行事業3,000万円組んであります。この事業は、説明のとおり地方創生関連事業として地域経済の活性化を図るということで行われるということでもありますけども、この事業を実施するに当たって、町でこの事業に取り組むのは大変厳しいものがあるかというふうに思われますが、そこで私が思うのは本町の唯一の経済団体であります商工会あたりに事業委託されるのかなというふうに想像しますが、そうなのか、もし事務委託するのであれば、当然のごとくそこに事務手数料というのが発生してきますけども、その事務手数料を商工会に手数料として支払うのか、もしそうであればその手数料はどのくらいであるか、金額は、その点をお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 産業建設部審議員。

○産業建設部審議員兼商工振興課長（荒木一雄君） これにつきましては、商工会に委託する予定であります。

手数料も考えております。大体換金手数料として3%を予定しております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） 議案第13号に賛成の立場で討論をしたいと思います。

ただ、やっと頭の中がまとまりましたけれども、民営化の問題、それからもみじ園の改築の問題ですね、少し混乱があるようで、いずれ一般質問等でほかの議員からも質問が出ると思いますので、今日は余り詳しくは申しませんが、順序として民営化の問題が出てきて、その中でもみじ園をどうするかというのが順序だろうというふうに思います。その辺のことがありましたので、先ほどの質問をしたんですが、どうか今後その辺を町の大きな方針と具体的な園なら園の問題というのをきちんと整理をして御提案をいただきたいという要望をいたしておきたいと思います。

ただ、もみじ園の場合には、耐震構造を改良するという緊急性がありますので、これはやはり町としてそこは責任を持って進めるべきではないかというふうに一応考えましたので、そういう意味において賛成といたしたいと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第14号 平成26年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第12、議案第14号平成26年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、議案第14号の平成26年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

まず、表紙をめくっていただき、1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額から9万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億7,348万1,000円と定めるものであります。

2ページから7ページは内容が重複しますので、省略させていただき、8ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書の2の歳入でございます。

まず、款の1財産収入、項の1財産運用収入、目の1基金運用収入は、土地開発基金利子1万円を増額するもので、款の2繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金を10万円減額するものでございます。

下の9ページを御覧いただき、次は3の歳出になります。

款の1土地開発基金積立金は、歳入で受け入れる基金の利子1万円を積み立てるもので、款の2諸支出金、項の1財産取得費、目の3土地・建物管理費は需用費の消耗品を10万円減額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第15号 平成26年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第13、議案第15号平成26年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） こんにちは。それでは、議案第15号平成26年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額から98万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を37億2,966万2,000円とするものであります。

6ページと7ページを御覧いただき、今回の補正の主なものは歳入では国庫支出金及び共同事業交付金を減額し、療養給付費等交付金及び繰入金を増額し、歳出では予備費を減額し、総務費及び共同事業拠出金を増額しております。

8ページをお開きください。

歳入の主なものについて説明いたします。

款の5国庫支出金、項の1国庫負担金では、目の1療養給付費等負担金を2,624万7,000円減額しております。また、なお内訳は説明欄のとおりです。

下のページで款の6療養給付費等交付金では、退職者医療療養給付費等交付金現年度分を3,082万6,000円増額しております。

10ページをお開きください。

款の10共同事業交付金では、目の1高額医療費共同事業交付金を710万7,000円減額し、目の2保険財政共同安定化事業交付金を3,702万1,000円減額しております。この減額の理由につきましては、この事業につきまして、国保連合会におきまして県内市町村国保間の平均化及び安定化を図る目的で実施しておりますけれども、本町の場合、拠出金額に対して最近の医療費の実績から算定した交付額が少なかったことから減額となったものです。

次に、款の13繰入金、項の1他会計繰入金、目の1一般会計繰入金では、節区分の1保険基盤安定繰入金を1,891万7,000円増額し、節区分2の財政安定化支援事業繰入金を1,693万7,000円増額しております。

下のページで款の15諸収入、項の4雑入では、目の5一般被保険者第三者納付金を258万7,000円増額しております。

14ページをお開きください。

款の7共同事業拠出金では、目の1高額医療費拠出金を104万9,000円増額、目の2保険財政共同安定化事業拠出金を48万4,000円減額しております。

下のページを御覧いただき、款の8保健事業費は財源の入れ替えを行い、最後に款の12予備費を201万1,000円減額し、財源の調整を行っております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第16号 平成26年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
について

○議長（大塚 昇君） 日程第14、議案第16号平成26年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） それでは、議案第16号平成26年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に290万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億1,319万6,000円とするものであります。

6ページと7ページを御覧いただき、今回の補正の主なものは歳入では繰入金を減額、繰越金を増額し、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金を増額しております。

8ページをお開きください。歳入について説明いたします。

款の4繰入金、項の1一般会計繰入金では、目の1事務費繰入金を9万円減額し、目の2保険基盤安定繰入金を174万1,000円を減額しております。

次に、款の5繰越金は、平成25年度からの繰越金の確定により461万9,000円を増額しております。

下のページで歳出の主なものについて説明いたします。

款の2の後期高齢者医療広域連合納付金は、287万8,000円を増額しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第17号 平成26年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第15、議案第17号平成26年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（市原憲吾君） 議案第17号平成26年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額から1億2,671万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を21億5,775万1,000円とするものであります。

2ページをお開きください。

今回の補正の主なものは、歳入では国、県からの交付決定に伴う国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金を減額し、下のページの歳出では事業見込みに基づき保険給付費、地域支援事業費を減額しております。

次に、8ページをお開きください。

歳入の主なものについて説明いたします。

まず、款の4国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1介護給付費負担金を2,453万1,000円減額しておりますが、これは国庫負担金の交付決定に伴うものであります。

次に、款の5支払基金交付金、目の1介護給付費交付金を社会保険診療報酬支払基金からの交付決定に基づき5,712万2,000円減額しております。

下のページで、款の6県支出金、項の1県負担金、目の1介護給付費負担金を県負担金の交付決定に基づき2,315万3,000円減額しております。

10ページをお開きいただき、款の9繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1介護給付費繰入金を給付実績見込みにより1,760万8,000円減額しております。

下のページを御覧ください。

歳出では、款の2保険給付費、目の1介護サービス等諸費を1億1,962万円減額しておりますが、これは給付費実績見込みによるものであります。

次に、13ページを御覧ください、款の4地域支援事業費、項の2包括的支援事業・任意事業費、目の5任意事業費も実績見込みにより305万2,000円減額しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第18号 平成26年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（大塚 昇君） 日程第16、議案第18号平成26年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（土野公典君） こんにちは。それでは、議案第18号平成26年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

まず、今回の補正予算の編成をいたしました主な理由としましては、下水道使用料と合志市からの負担金の減額でございます。

それでは、1ページをお開きください。

詳細につきましては、この後の補正予算実施計画で御説明いたします。

まず、第2条収益的収入及び支出の補正につきましては、既決予定額を次のとおり補正するものです。

収益的収入の第1款事業収益を3,054万6,000円減額し、14億1,569万9,000円としております。

それから、支出の第1款事業費用を1,025万7,000円増額し、14億593万4,000円としております。

次に、2ページをお開きください。

第3条資本的収入及び支出の補正につきましては、既決予定額を次のとおり補正するものです。

第1款資本的収入を2,087万3,000円増額し、4億7,250万8,000円としております。

それから、支出の第1款資本的支出を1,115万2,000円減額し、8億5,314万2,000円としております。御覧のように収入額が支出額に対し3億8,063万4,000円不足しておりますので、その



補填財源についての説明を上段に記載しております。

続きまして、3ページの第4条企業債の補正につきましては、汚水事業費の減などによりまして、限度額の総額を1億9,230万円としております。

次に、第5条他会計からの補助金の補正につきましては、汚水事業及び老朽管対策事業費の減によりまして、他会計補助金を710万8,000円減額し、2億848万4,000円としております。

6ページから9ページが補正予算実施計画になります。ここからは付属書類になりますが、主なものを説明いたします。

6ページをお開きください。

まず、収益的収入の款の1事業収益、項の1営業収益、目の1下水道使用料は、一般汚水の使用料は人口増及び店舗等の増によりまして190万円ほど増える見込みでございますが、特定事業上の2社が節水されておりまして、使用料が減る見込みでございますので、2,097万8,000円減額し、7億3,450万7,000円としております。

次に、目の4その他営業収益は、合志市からのセミコンテクノパーク維持管理負担金で、合志市と負担金対象経費の見直しの協議を行いまして、25年度及び26年度分につきましては補正するものでございます。平成26年度分につきましては867万7,000円減額し、762万5,000円とするものです。

また、平成25年度分につきましては、収益として決算整理している額を減額更正するため、7ページの支出の款の1事業費用、項の2営業外費用、目の5雑支出に825万7,000円計上しておりますが、更正後の金額で請求いたしますので、現金の支出を伴うものではありません。

協議内容につきましては、セミコンテクノパーク内の合志市事業所の汚水は本町のセミコンテクノパーク汚水中継ポンプ場に流入しておりますので、負担金の中に熊本北部流域下水道維持管理負担金を含めておりましたが、合志市が直接県に負担することとなったものでございます。

以上、収入合計は3,054万6,000円減額し、14億1,569万9,000円とするものです。

次に、その下の支出を御覧ください。

款の1事業費用、項の2営業外費用、目の5雑支出は、先ほどのその他営業収益のところの説明しましたとおり、平成25年度分の請求を見直した金額で請求するため、更正を行うものでございます。

以上、支出合計は1,025万7,000円増額し、14億593万4,000円とするものです。

次に、8ページをお開きください。

まず、資本的収入の款の1資本的収入、項の4補助金、目の3他会計補助金は、単独分の汚水事業費及び老朽管対策事業の減額によりまして、一般会計からの繰入金を710万8,000円減額し、4,029万8,000円としております。

次に、項の6基金繰入金、目の1基金繰入金は、企業債償還金に充てるためのもので、収益的収入の下水道使用料と合志市からの負担金の減額分を基金から繰り入れるものでござい

す。

以上、収入合計は2,087万3,000円増額し、4億7,250万8,000円とするものです。

次のページの支出ですが、款の1資本的支出、項の1建設改良費、目の1施設費は委託費、工事費、補償費の不用額で822万7,000円減額し、2億5,964万7,000円としております。

以上、支出合計は1,115万2,000円減額し、8億5,314万2,000円とするものです。

次のページ以降には予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表、それから貸借対照表等に関する注記を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第19号 指定管理者の指定について

○議長（大塚 昇君） 日程第17、議案第19号指定管理者の指定についてを議題とします。

福祉課長、説明を求めます。

○福祉課長（西本一浩君） こんにちは。議案第19号指定管理者の指定について御説明申し上げます。

提案理由は、菊陽町老人福祉センター、菊陽町福祉支援センター及び菊陽町ふれあい交流・福祉支援センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

3つの施設ではありますが、菊陽町老人福祉センターは、昭和62年4月、菊陽町大字久保田2623番地に設置しております。その目的は、老人福祉法第15条の規定に基づき、高齢者に対し各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションを実施するものであります。

次に、菊陽町福祉支援センターは、平成12年10月、老人福祉センターに併設して菊陽町大字

久保田2596番地に設置しております。この施設は、各種福祉サービスの提供、地域住民の福祉増進及び福祉意識の高揚を図ることを目的として、在宅要援護者の支援と介護、ひとり暮らし高齢者等に対する給食サービス、ボランティア活動の援助と団体の育成、高齢者の人材活用と生きがいつくり、福祉関係団体の育成と情報交換、その他福祉支援全般の事業を行うものであります。

最後に、菊陽町ふれあい交流・福祉支援センターは、平成15年4月、菊陽町武蔵ヶ丘1丁目6番34号に設置しております。この施設は、各種福祉サービスを提供するとともに、住民の触れ合いと交流活動の推進に供することを目的として、在宅要援護者等の支援と介護、障害者等の支援、高齢者福祉、子育て支援、住民の触れ合いと交流などの事業を行うものであります。

これらの施設の指定管理者につきましては、平成24年度から平成26年度までの3年間の菊陽町社会福祉協議会による指定期間が本年3月末で満了となりますため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの期間、新たな指定管理者を指定するものであります。

これらの施設は、設置当初から菊陽町社会福祉協議会に運営を委託しており、また前3回の指定管理者として指定した状況におきまして、これまで管理運営上、問題なく、長年の実績と地域住民の信頼性が高く、社会福祉法においても地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であり、行政との連携の中で地域福祉事業を実施していく上で不可欠な団体であります。

そこで、これらの施設の指定管理者の選定に当たりましては、菊陽町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第5条第1項第4号の公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行う必要があるときに該当しますことから、非公募による選定を行いました。

また、菊陽町老人福祉センター内に事務所を設置する社会福祉法人菊陽町社会福祉協議会は、これらの施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できるとともに、適正で安定的な管理運営を行うことができると認められることなどから、引き続き平成27年4月1日から平成30年3月31日までの指定を行うものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第20号 公の施設の他の団体の利用に関する協定について

○議長（大塚 昇君） 日程第18、議案第20号公の施設の他の団体の利用に関する協定についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○下水道課長（土野公典君） それでは、議案第20号公の施設の他の団体の利用に関する協定について御説明いたします。

議案第20号は、公の施設の他の団体の利用について地方自治法第244条の3第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、九州自動車道建設時に日本道路公団、今の西日本高速道路株式会社によりまして建設されまして、その後寄附を受けました水路で、熊本市の雨水排水区域64.5ヘクタールと菊陽町の雨水排水区域38.82ヘクタールが流入しております菊陽町公共下水道施設の花立第1雨水幹線が近年の降雨によりまして、下流部の向陽台で水路の排水能力不足による道路への浸水により通行障害が発生しております。この浸水被害を解消するための水路改修費用を負担していただくため、熊本市と協定するものでございます。

次のページの協定書をお開きください。

協定書の第1項協定の趣旨は、相互の住民が公の施設を利用することを承諾するものです。

次に、第2項、公の施設の名称は下水道法に基づく熊本市公共下水道施設及び菊陽町公共下水道施設でございます。

次に、第3項の公の施設の場所につきましては、参考資料に位置図を添付しておりますので、そちらの方を御覧ください。最後のページになります。

下水道施設の場所は高速道路の西側で、堀川から熊本市北区楠木6丁目までの水路でございます。位置図の上の方の赤の実線が菊陽町公共下水道施設、その南側の上流側になりますけども、青の実線が熊本市公共下水道施設でございます。それから、青の網かけ部分が熊本市の雨水排水区域64.5ヘクタール、赤の網かけ部分が菊陽町の雨水排水区域38.82ヘクタールでございます。熊本市、菊陽町の雨水が相互の公の施設を經由して堀川へ排出されております。

協定書に戻っていただきまして、第4項は施設の利用関係で、施設の利用、改修及び維持管理に係る事務については、熊本市、菊陽町それぞれの事業区域に係る事務を行うものとするものでございます。

第5項の経費の負担、第6項のその他でございますが、熊本市、菊陽町で協議して定めるということで、今回の協定を結ぶものでございます。

なお、同文によりまして熊本市議会にも議決を求めるものでございます。よろしくお願ひい

たします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第21号 町道路線の廃止について

○議長（大塚 昇君） 日程第19、議案第21号町道路線の廃止についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（小野秀幸君） 議案第21号町道路線の廃止について御説明いたします。

道路法第10条第1項の規定により町道路線を廃止するため、同法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回廃止します町道は、津久礼久保線、久保2号線、青葉台津久礼ヶ丘線の3路線でございます。

内容については、参考資料の位置図により御説明いたします。

最後のページを御覧ください。

今回廃止をお願いする3路線は、菊陽第二土地区画整理事業地内に直接関係する道路でありまして、区画整理の施行に伴い、路線の減少及び延伸になったものでございます。

まず、①の路線、津久礼久保線は青の破線部分が減になっております。②の路線、久保2号線と③の路線、青葉台津久礼ヶ丘線は、赤の破線部分が延伸になっております。

以上の3路線を一旦廃止しまして、次の議案第22号の町道路線の認定で、改めて提案するものであります。

なお、認定において①の路線「津久礼久保線」と②の路線「久保2号線」は、路線名称をそれぞれ「津久礼ヶ丘15号線」と「津久礼ヶ丘16号線」に改めるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願います。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第20 議案第22号 町道路線の認定について

○議長（大塚 昇君） 日程第20、議案第22号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（小野秀幸君） 議案第22号町道路線の認定について御説明いたします。

提案理由であります。道路法第8条第1項の規定により町道路線を認定するため、同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容については、参考資料の位置図により御説明いたします。

1ページを御覧ください。

菊陽第二土地区画整理事業によって設置された道路でございまして、今回事業者より引き継ぎを受けました11路線について認定するものであります。このうち②の路線、駄飼代久保線は青の破線部分が未整備であります。起点、終点の位置が確定しているため、今回一路線の全てを認定するものであります。

延長、幅員については、位置図一覧表のとおりであります。

次に、2ページを御覧ください。

⑫の路線は、中尾3号線であります。場所は中尾地区の西側になりまして、民間宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。延長が68.95メートル、幅員が5.02メートルから5.43メートルの道路で、起点、終点とも菊陽町大字原水字南方上地内であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後1時59分

第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成27年3月11日（水）再開

（ 第 4 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (4日目)

(平成27年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成27年3月11日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | |
|-----|-------------|-----|-----------|
| 1番 | 佐々木 理美子 君 | 2番 | 中 岡 敏 博 君 |
| 3番 | 野 田 恭 子 君 | 4番 | 吉 本 孝 寿 君 |
| 5番 | 吉 山 哲 也 君 | 6番 | 渡 邊 裕 之 君 |
| 7番 | 坂 本 秀 則 君 | 8番 | 石 原 武 義 君 |
| 9番 | 甲 斐 榮 治 君 | 10番 | 岩 下 和 高 君 |
| 11番 | 佐 藤 竜 巳 君 | 12番 | 福 島 知 雄 君 |
| 13番 | 川 俣 鐵 也 君 | 15番 | 上 田 茂 政 君 |
| 16番 | 小 林 久 美 子 君 | 17番 | 梅 田 清 明 君 |
| 18番 | 大 塚 昇 君 | | |

3. 欠席議員

14番 加 藤 眞 佐 男 君

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣 野 豊 徳 君
書 記 山 野 光 子 君
書 記 増 永 純 一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------------|-------------|---------------------------------|-----------|
| 町 長 | 後 藤 三 雄 君 | 副 町 長 | 井 手 義 隆 君 |
| 教育委員会委員長 | 曾 我 惟 雄 君 | 教 育 長 | 赤 峰 洋 次 君 |
| 教 育 次 長 | 桐 陽 介 君 | 総 務 部 長 | 吉 野 邦 宏 君 |
| 福祉生活部長 | 實 取 初 雄 君 | 武蔵ヶ丘支所長兼
光の森町民センター
開設準備室長 | 渡 邊 幸 伸 君 |
| 産業建設部長 | 松 村 孝 雄 君 | 産業建設部審議員兼
商工振興課長 | 荒 木 一 雄 君 |
| 会計管理者兼
会 計 課 長 | 大 川 由 紀 美 君 | 総 務 課 長 | 吉 川 義 則 君 |
| 総合政策課長 | 服 部 誠 也 君 | 財 政 課 長 | 阪 本 浩 徳 君 |
| 税 務 課 長 | 阪 本 章 三 君 | 人権教育・啓発課長 | 高 木 定 伸 君 |
| 福 祉 課 長 | 西 本 一 浩 君 | 子育て支援課長 | 宮 本 義 雄 君 |
| 健康・保険課長 | 佐 藤 清 孝 君 | 介護保険課長 | 市 原 憲 吾 君 |
| 環境生活課長 | 今 村 敬 士 君 | 町 民 課 長 | 酒 井 章 彦 君 |

農政課長 志垣敏夫君
都市計画課長 大山陽祐君
総務課長補佐兼
総務法制係長 中島秀樹君
学務課長 松本洋昭君
農業委員会事務局長 紫藤広美君

建設課長 小野秀幸君
下水道課長 士野公典君
図書館長 山崎謙三君
生涯学習課長兼
中央公民館長 堀行徳君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日は、加藤眞佐男君から欠席の届け出が提出されておりますので、御報告いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（大塚 昇君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

吉本孝寿君。

○4番（吉本孝寿君） 皆様、改めましておはようございます。きくよう政策研究会の吉本でございます。

本日は3月11日でございます。東日本大震災から迎えて4年目の日ということでございます。この間私ども議会といたしましても、3年ほど前からゆめタウンの方で募金活動を行っております。継続は力なりということで、本年度も3月15日に予定をしているところでもございます。今日熊日の報道、新聞を見ますと、約2,584名の方がまだ行方不明ということでございます。非常に心痛めるところでもございますが、私どもとしては、個人としても何ができるかを考えていきたいというふうに思います。

毎週月曜日10時から「SMAP×SMAP」という番組がございます。その番組の最後で、震災後毎回義援金のお祝いということで最後に放送がされます。番組で今までずっと継続して義援金のお願いをしているのはその番組だけだそうでございます。非常に多くの義援金が集められたというふうに聞いております。なぜSMAPがそれだけするのかということでもあります。そしてまた、なぜそれだけ日本国民の方々からこのグループが愛されて親しまれるかというのは、その番組の最後のシーンを見ると皆さんもお分かりになれるかというふうに思います。

先ほど申しましたが、いろんなことに対しましては、やはり継続をする力が必要かというふうに思います。私も議員になりまして一般質問をさせていただいております。本日も通告に従いまして質問をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○4番（吉本孝寿君） ありがとうございます。

まず、最初の質問でございます。

九州産交移転についてでございます。

本年1月に、九州産交の方から大津営業所を年内に廃止をし、菊陽町の光の森の近くに新営業所を、役割を移転、菊陽町と大津の間は一部路線を除き廃止との報道がなされました。

たまたま、私は三里木のバス停でバスを待っている際に御夫婦と会うことができました。そ

の会話の中に、大津まで通院される方は大変でしょうねというお話をされました。なるほどと思った次第でございます。さらには、ほかの町民の方からも私の方にメールがありました。産交バスの大津営業所が光の森に移され、菊陽町内の路線のうち光の森・大津間が廃止されるということを知りました。これが本当であれば、菊陽町民がもろに影響を受けるとは思います、その後の情報が一向に聞こえてきませんとのメールが届きました。

民間企業の路線廃止、変更は今となってはどうしようもないということはと思いますが、今後予想されるであろう町民への影響はどのようなものがあるか、また影響があるとすれば、その対策がどのようなものがあるか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） それでは、改めまして、おはようございます。

ただいまの質問に対します答弁に入ります前に、今回の九州産交バスが大津営業所を菊陽営業所に移転するに至った背景につきまして、少し説明させていただきます。

現在、九州産交バスは熊本市を中心として、山鹿市にあります山鹿営業所、宇城市にあります松橋営業所、益城町にあります木山営業所、熊本市にあります西部車庫、大津町にあります大津営業所、この5つの営業所を拠点に熊本都市圏地域の生活を支える路線バス事業を運営されておられます。この営業エリア別に区分しますと、山鹿営業所を拠点とする北部エリア、松橋営業所を拠点とする南部エリア、木山営業所、西部車庫を拠点とする中心部エリア、そして菊陽町のエリアでもあります大津営業所を拠点とする東部エリアに分けられます。九州産交バスにおける路線バス事業の損益は毎年赤字が増大しており、加えて利用者数の減少や軽油費の高騰などもあり、現状のままの路線網を維持することが困難な状況にあります。また、今後も少子・高齢化が進展していく状況もあることから、このたび効率的で持続可能なバス路線網を構築するために再編を計画されています。

このうち、本町に特に関係のあります東部エリアの路線バスの利用状況については、熊本市内中心部から三里木までの間での利用が全体の85%に上り、これに対し三里木バス停より東からの利用は約10%にとどまっていることから、営業所を大津営業所から菊陽町に移転することで、利用実態に合わせた効率的なバスの運行形態にし合理化を図られるものです。

菊陽町に営業所が移転することに伴い大幅な路線再編、ダイヤ改正も行われ、JR豊肥線と併走する旧57号線の大津営業所から菊陽エリアまでの間は大幅な減便、通称県道陣内線及び供合線の路線については、大津から菊陽エリアまでの間は一部廃止も検討されています。

以上のことから、本町においては菊陽町から熊本市内方面への便については、旧57号線沿線では大津町から三里木までの便が大幅に減便されますので、朝夕に通勤、通学で利用される方へ、また菊陽町から大津町方面についても三里木から東への便がなくなることにより、大津町に通院や買い物をされている方への影響が考えられます。県道陣内線及び供合線沿線についても、バス路線が廃止されれば、同様に通勤、通学、通院、買い物などで利用される方が影響を受けられると思われまます。

町としましては、現在九州産交バスと地域公共交通の再編についての話し合いの場を設け、その中で路線バスにかわる運行方法を協議しており、最終的には菊陽町地域公共交通会議の中でも協議、検討し、今後の運行方法を決定したいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○4番（吉本孝寿君） いろんな問題があるかというふうに思いますが、ということですので本日は後ほど質問しますが、乗り合いタクシーの件も御提案をさせていただきたいというふうに思います。

続きましての質問でございます。

菊陽営業所移転における周辺地域の渋滞緩和が予想されるが、対策は万全なのかということでございます。

昨年夏に開催をされました第5期総合計画に関する住民懇談会の場で、光の森地区にお住まいの方から熊本北郵便局周辺の渋滞緩和についての御質問がございました。なぜ2車線ではなく1車線なのか、渋滞が予想されたのに対策をとっていないのか等、若干厳しい意見でございました。

九州産交の菊陽営業所が光の森近くの民有地に移転、これは既に報道をされたことでもございます。熊本北郵便局の混雑状況を考えると非常に心配になるなというふうに考えるところでもございます。移転場所はどこであれ、光の森近くの民有地というところだけで、町民の方々は非常に渋滞を予想されるのではないのでしょうか。

渋滞が予想された場合はどのような対策を講じるのか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） それでは、ただいまの質問に対しまして、光の森駅周辺に営業所が移転してきた場合、現在でも慢性的な渋滞が発生しており渋滞がさらにひどくなるのではとの懸念もありますけれども、移転するに当たっては周辺の交通対策について、事業者であります九州産交バスと警察、道路管理者等との協議が行われると思います。

町としましても、渋滞対策はもちろん、周辺住民の方への騒音や安全対策につきましても、九州産交バスに対ししっかり対応していただくよう今後とも要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○4番（吉本孝寿君） 当然そのようなお答えが返ってくるのでしょうか、北郵便局を考えると、同じような質問が多分町民の方から来るのかなと思います。分かってたのに何であれなんだということがあるのかなというふうに思いますので、ぜひとも、地域の方々の意見を聞く場を設けるなりいろんなことをしていかないと、地域の方々、農家の方だけではございませんが、土日になるとなかなか家の出入りもできないということで、迷惑というか非常に嘆いてお

られるのが実態でございます。必ず渋滞は発生するのかなというふうには思います。ちっちゃな車だったらいいんですけども、大きなバスが一日かなりの数が入りをするというふうには思われますので、ここはしっかりと協議をされた上で、北郵便局のときのようなことがないように町民の方に説明ができるようにしていただきたいなというふうに思います。

続きまして、質問事項の2番でございます。コミュニティバスの運用と乗り合いタクシーの導入についてでございます。まず、町民からコミュニティバス運用の是非が問われているが、どのように運用を進めていくかの質問です。こちらも、昨年夏に開催をされました第5期総合計画に関する住民懇談会の場での意見でございます。

空気を運ぶコミュニティバスの運用は税金の無駄遣いではないかという御意見がございました。路線次第であるとは思いますが、それを町トータルで考えればやはり精査すべき時期に来てるのではないのでしょうか。

町は今後どのように、このバスの運用を進めていかれるのか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

本町のコミュニティバス、いわゆる巡回バスは、平成14年9月30日の試験運行から始まり現在に至っております。平成25年10月にはルート、運行本数を大幅に見直しております。この際、生活交通ネットワーク計画、これは地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー及び車両減価償却費の国庫補助を受けるための事業計画をいいます。これを定め、この中で年間利用人数目標値を設定しております。初年度の平成26年度、26年度は平成25年10月から平成26年9月をいいますけれども、この目標値を1万2,000人に設定し、これに対する実績は1万7,994人と、目標値を大きく上回っております。

2年目の平成26年10月からは、平成26年度の利用実態を検証し、利用の少なかった東部、南部、北部それぞれの循環線を2便ずつ減便し現在まで運行しておりますけれども、半期前、これは平成26年4月から9月までになりますけれども、この利用者数より少し減少している状況にあります。

これを中央循環線、東部循環線、南部循環線、北部循環線、西部線の路線別に見ますと、1台当たりの平均乗車数は、西部線につきましては、平成26年10月から27年1月が9.4人となっております。これを除きまして、そのほかの4路線につきましては3人未満と、需要と供給のアンバランスが出ている状況にあります。

町としましては、現状の利用実態を踏まえ、また先ほど言いましたが、九州産交バスの路線バス再編も念頭に入れて、現在バス事業者と巡回バスを含めた新たな地域公共交通の再編に関する協議を重ねているところであります。その中で、今後どのような運行形態にするのか選定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○4番（吉本孝寿君） 非常に乗客の方が多いところと多くないところがあるというふうなお答えでございますが、全てがうまくいくというのはなかなか難しいというふうに思いますので、私の今回の次の質問に行くというところでございます。

町長の施政方針にも、町内巡回バスについては地域の特性など住民ニーズ、公共交通体系のあり方を分析をし、町民の皆様にとってよりよい公共交通となるように見直しを行ってまいりますとあります。その見直しの一つの手段として、次の質問、コミュニティバスを運用しながら乗り合いタクシーの試験運行を行うことはできないかの質問でございます。

先ほども申しましたが、乗車率がよい路線とそうでない路線がはっきりしてきているのではないのでしょうか。コミュニティバスを運用しながら、その利用者が少ないところで乗り合いタクシーの試験運行を行えばよいというふうに考えます。お隣の天津町、合志市そして菊池市は、それぞれ乗り合いタクシーを運行しております。今回の質問に当たり、乗り合いタクシーについて運用するため、裏づけとなるために、天津町総合政策課企画政策係に6つのお尋ねをいたしました。

まず、天津町が乗り合いタクシーを運行するに当たっての経緯の質問でございます。

回答は、従来バス路線は、バス事業者による自主運行で行われていましたが、熊本市方面バス路線を除き、県、町が補助することで路線を維持する廃止、代替バス路線への変更や、赤字による減便、路線廃止撤退により住民の生活手段がなくなり、交通空白地域、既存のバス停から半径500メートル以上離れている地域ということでございますが、多数発生する事態に陥りました。しかしながら、バス路線がない地域から路線開設陳情もあっており、住民の生活交通確保に向けて何らかの対策を講じる必要があります、平成16年より本格的に乗り合いタクシー導入に向けた住民説明会を行い、平成18年7月より運行を開始しておりますという答えでございます。

続きまして、2番目の質問でございます。平成26年度の乗り合いタクシーの予算と決算額と平成27年度の予算額の質問をさせていただきました。

回答でございます。平成26年度の乗り合いタクシーの予算額624万円。平成26年度の乗り合いタクシー4月から2月までの支出額611万5,100円。平成27年度乗り合いタクシー予算要望額687万円でございます。

3番目は、なぜコミュニティバスではなく乗り合いタクシーなのかという質問でございます。

その回答は、平成16年度より生活交通確保に向けて本格的に検討を開始し、コミュニティバス、乗り合いタクシー、スクールバス混乗などの手法があり、それぞれについて熊本運輸支局等に運行方法や許可申請方法などを協議をし、全体的な費用対効果、住民の利便性、地域の道路状況などを勘案し乗り合いタクシーの検討を開始しましたというところでございます。

以上のことから、現状のバス利用状況を考慮して検討すると、確かに運賃はバス運賃を基準として若干高くなることがあっても、公共交通手段を維持するにはタクシーの方が効率的であ

ると考え、乗り合いタクシー導入を検討したとの回答でございます。

3つ目の、運営方法はの質問の回答です。

大津町内では3つの事業者があり、それぞれに乗り合い旅客許可を取得していただき、3か月に1回の輪番制にて運営を行っております。なお、予約、運行管理ともに各事業者に行っていただき、町からは運行補助金として実運賃の差額分を毎月支出しておりますとのことでございます。

5つ目の質問でございます。

地域の反応はというところで、御回答は、対象地域内から中心部の範囲内においてドア・ツー・ドアにて利用が可能のため、高齢者の通院、買い物で多く利用されております。特にバス路線が廃止となり対象となった地区においては、年々利用者が増加をしており、地域での認知度、利用度とも上々の反応だと認識をしているとの回答でございました。

最後の質問として、大津町として何か対策を考えているのか、今の課題と予測できる問題点はということでお尋ねをしました。

その回答でございますが、九州産交バスにおける路線見直しが検討されており、町中心部における東西の移動手段が朝夕に限られてしまう可能性がありますので、中心部における公共交通体系を検討する必要があると考えております。今後は、地域公共交通会議等により住民が必要とする交通体系と費用対効果等を十分検討をし、将来のまちづくりを見据えた公共交通体系の確立を目指す必要があると考えておりますという回答でございました。

私どもも議会が入りまして、石破茂地方創生大臣のお話を見る機会がございました。その中で、これからは地域の特性に即した地域課題の解決が課題であり、政策を高める分析力が必要であると言われておられます。大津町では、その経過は十二分に出ているようであります。大津町のタクシー事業者の方からも、菊陽町がそれを運用するのであれば運用に対してのノウハウは全てお出ししますよというお話も伺っております。

以上のようなことから、地域課題の解決のために乗り合いタクシーの試験運行の考えはないのか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

先ほども申しましたように、現在バス事業者と巡回バスを含めた新たな地域公共交通の再編に関する協議を重ねているところでございます。

地域公共交通には多種多様の運行形態があります。菊陽町は定時定路線のコミュニティバス、いわゆる菊陽町巡回バスを。そして、今議員が紹介されました大津町のような事前予約による不特定不特定路線の乗り合いタクシー。合志市では本町と同じ定時定路線のコミュニティバス、いわゆるレターバスをはじめ、定時定路線の乗り合いタクシーも運行されております。それぞれの運行形態による特徴、そしてメリット、デメリットがあります。今議員も申されましたけれども、例えば定時定路線であれば、決まった時間に決まった路線を走りますので予約な

しで利用できますが、利用者がいなければ空運行も発生します。一方、大津町のような事前予約制の不定時不定路線の場合には、効率的ではありますが利用者にとって予約が面倒であるという煩わしさがあります。いずれにしましても、菊陽町の公共交通にどの運行形態が合うのか、また費用対効果も含めて今後バス事業者と協議してまいります、その中で乗り合いタクシーについても一つの選択肢として検討してまいりたいと考えております。

したがいまして、乗り合いタクシーの試験運行については、現時点では検討はしますけれども導入するかについてはまだ判断できかねるかと思えます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○4番（吉本孝寿君） バスに乗られる方の話を聞きますと、私もそうですが、なかなかバス停まで行かなきゃ当然乗れないということでございます。

そして、買い物をされたら荷物も当然バス停まで持って行って、雨が降っているときには傘も差してずぶぬれになる可能性もございます。当然、お年寄りの方々にそれをしていただくのは非常に心苦しいというふうに思います。福島議員も今まで幾度とこのシステムを一般質問されました。なかなかなぜ菊陽町だけがそういうふうに進めないのか、非常に考えるところがございます。やはり、ここは一度皆さんも乗っていただいて、どういった感じなのかというのを体感をしていただきたいというふうに思います。しかも、悪条件のときでございます。バス停まで行って、そして乗れる時間までバスに乗るまでぬれて待って、そして目的地まで行って、そしてそれが荷物が増えれば、そこのバスに乗って帰ると、そしてまたバス停におりたら自宅まで帰ると、お年寄り、僕らにとっても非常に苦痛なのかなというふうに思います。確かに、いろんな手続は面倒かもしれませんが、それはなれることで可能だというふうに思います。

先ほども申しましたが、大津の事業者の方と1時間ほどお話をいたしました。なぜ喜ばれるんでしょうかねというふうにお尋ねをしましたら、雨が降ったときには傘を差して玄関までお出迎えに行きます。そして、タクシーに乗るまで傘を差してます。荷物も持ってタクシーに載せます。お客様がほぼぬれることなく自分の移動ができますということでもあります。そして、非常にお手紙も多く来るということで、やりがいがあるということをおっしゃっていただきました。

先ほども申しましたが、菊陽町に、もしかすれば自分のところのノウハウも全て上げますよと、大津町が発展するのではなくて菊陽町も一緒に発展をしていきたいと思いますというお話もいただいております。ぜひとも検討という言葉が出ましたので、検討をしていただきたいというふうに思います。

石破大臣の話の中で、地域の産官学金労、町長も当然聞かれたかと思えますけれども、産業界、行政、大学、金融機関、労働団体、こちらと連携をした体制のもと、創業支援、事業支援、地域イノベーションなどの業種横断的な取組を推進しますというふうに、石破大臣も言わ

れておられます。

東京大学オンデマンド交通プロジェクト乗り合い型交通システムにおいて、多くの自治体が、もしくは実証実験を行っており、九州では福岡県飯塚市、宮崎県川南町で実施されており、長崎県雲仙市では実証実験が行われております。

ここで、三重県玉城町における事業実績に対する担当者及び利用者の意見を御紹介をさせていただきます。

この事業は、利用者が事前に申し出た乗車場所や時間に車両が向かい、希望する目的地まで運ぶオンデマンド形式によるバスです。玉城町では、平成21年11月から東京大学大学院との共同研究により実証実験を実施しておられます。バス導入の背景とシステムに期待していた点があります。現在の福祉バスは、平成9年から町内3ルート1日19本を2台のマイクロバスで運行していますが、運行1本当たりの平均利用者数は4から5人で、便によっては1年間で一回も乗りおれないバス停がたくさんあります。このままの運営ではいつかは廃止を検討しなくてはいけない時期が来るのではないかと担当課としても危惧をしていました。そこで目をつけたのは、東京大学大学院が研究開発をしているオンデマンド交通システムです。東大研究チームが開発したのは、利用者の予約、オペレーターの経路作成、バスの配車指示といった一連の流れをコンピューターにより一括管理するシステムです。人が介在しない運用が実現をし、大幅な人件費削減等運用の効率化が実現すると期待していますとのこと。

導入してよかった点。導入したメリットとしては外出する機会が増えた。バス停が近いため、荷物の多いときが助かる。自由な時間で利用できる。福祉バスが近くを走っていなかったのが助かるなどございます。

今後の展開といたしまして、自宅前をバス停にしてドア・ツー・ドアを実現をしたいと考えています。同時に現在の福祉バスを廃止して地元のタクシー会社とも協議を進め、有料化も視野に入れながら近隣市町への乗り入れも考えていきたい、そのときは決済システムの構築にも着手したいと考えておりますということです。

玉城町社会福祉協議会事務局長のコメントでございます。

社会福祉協議会では福祉バスを、平成9年から町の委託を受け、町内3ルートを2台のバスで1日19本運行をし、平成21年11月から元気バス実証実験を開始しました。私たちに寄せられた元気バス利用者の皆様の声を報告させていただきます。先ほどのようなことですが、福祉バスが近くを走っていなかったのが元気バスを利用させていただきます、など多くの感謝をいただいたということです。また、買い物、通院で利用したいのでバス停を追加してほしい、利用できる時間帯を広げてほしい、町外のスーパーへ買い物に行きたいなどの御要望でございます。また、元気バスを利用されたことがないとの声も上げていただきました。利用の仕方が分からない利用者が多い。必ず自分の希望時間に利用できないなどの声を聞かせていただきました。皆様の御意見、御要望を聞かせていただき、これからも多くの方に御利用いただけるよう地域のサロン活動などの少人数で集まりの説明会、御意見及び御要望の聞き取り、自宅

近くのバス停、出かけたいたいところのバス停が分かりやすいバス停案内、利用案内の作成、利用できる時間帯の拡張、バス停の追加、バスの台数の追加等検討をし、地域の実情に合わせ多くの方に御利用いただき、満足がいただけるオンデマンド交通を町民の皆様とつくり上げていきますというふうにあります。週5回から6回福祉バスを利用しております。ミニサロンや民生委員活動のため、福祉活動、温泉、役場、図書館へ行くのに利用もしています。友人と一緒に乗ることもあり、車内でほかのお客さんとも楽しく話しています。元気バスの便利なところは時間どおりに乗車をできる、自分の都合でも外出できる点です。現在は町内のみの運行ですが、近隣市町村にも範囲が広がればさらに便利になると思っていますということでございます。こちらは、元気バスというバスということですが、システム的には乗り合いタクシーと同じようなシステムでございます。

今年の町内バス、委託料をはじめとする予算額は約3,000万円であります。決して、オンデマンド交通を魔法の道具のように考え、オンデマンド交通を実施すると車両には常に人がいっぱい、予約も相次ぐというようなことを考えておりません。多くの町民の声が、しかしながら私には届いてくるからでございます。

何回でも言いますが、石破大臣のコメントの中にも国民はお客様、親切で丁寧に接していなければならないということを言われております。町民と身近に接している町は、一層親切で丁寧な対応が求められるというふうに考えられるところでございます。

東京大学オンデマンド交通プロジェクト乗り合い型交通システムの導入、検討を実施するお考えがあるのか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） それでは、ただいまの質問に対しましてお答えいたします。

あくまで、予約制のデマンド交通を導入すると仮定してのお答えになるかと思えます。また、東京大学オンデマンド交通システムにつきましては、私がインターネットで収集した資料を読んで知り得た知識の範囲内でお答えさせていただきます。

この東京大学オンデマンド交通システムにつきましては、オペレーターが電話予約を受けた際に、ITを活用した運行管理システムにより運行計画を自動作成するものであり、管理サーバーを共同利用することで、個別の専用サーバーを導入するより購入や維持に係る費用を安く抑えることができるものです。東京大学オンデマンド交通システム、愛称がコンビニクルといいますけれども、これを利用した実証運行が、今議員も申されましたように、全国各地の自治体で行われており、既にこのITシステムを導入している自治体も関東を中心に25団体ほどあるようです。システム導入費用は発生せず、関連費用として利用者登録及びバス停登録費用、システム利用料、車載器利用料等が必要であります。

本町におけるこのシステムの導入につきましては、予約制のデマンド交通システムを導入するか検討の段階でありまして、また路線バスの再編に伴う巡回バスの大幅な見直しを控えていることもありまして、今すぐに導入とはいかないかと思えます。ただし、議員が紹介されまし

たように、このシステムについては、安価な導入コストで非常にすぐれたシステムであることは確かでございます。今後において、予約制のデマンド交通システムを導入する場合には参考にさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○4番（吉本孝寿君） バス路線を変更ということでございますけれども、なかなか変更されても乗っていただけない地域があるかなというふうに思いますので、その地域においてこのシステムを、課長も言われましたように非常に安価な費用でできるということでございますので、ぜひ検討いただきたいというふうに思います。

いろいろな町の説明会の場においてもこの路線バスのことは必ず質問が出ると、意見が出るというふうに思います。毎回、毎回同じ質問、毎回、毎回同じ答弁ではなくて、町としては次はこれをやりたいんだと、こういうことをしたいんだということを町民の方にお伝えをしないと、なかなかそこはうまくいかないというふうに思いますので、担当課の方には大変御足労かと思っておりますけれども、いろいろな方々の知恵を拝借しながら進めていただきたいというふうに思います。

九州産交営業所の移転の問題では菊陽町、大津町がともに手を携え、英知を結集をし、問題解決に取り組むべきだと思います。民間バスの運行が減少する中で、どのように不便さを感じさせないかが菊陽町、大津町のともに直面する課題ではないでしょうか。企画はサービスであり、サービスは思いやりであるというふうに思います。町長の施政方針の中で、菊陽町に生まれてよかった、移ってよかった、住んでよかったと言われるように、安全で安心される住みよいまちづくりを町民の皆様とともに進めてまいりますというところがございます。町長の方針を実行するならば、近い将来、乗り合いタクシーをぜひとも運行をしていただきたいというふうに思います。

町長にお尋ねをいたします。

このようなお考えをどのように感じていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 答えとしまして、総合政策課長が申し上げたように、今の巡回バス、いろいろな見直しをしながらやってきたところでありまして、また導入の段階でも、この議会の方から、過去になりますけれども、そういうのを踏まえたところでやってきたところでありまして。

ただ、実態としてさっき言った状況でありますので、特に高齢化が進む地域において、これから先さらにこの高齢社会が進んでいくのが目に見えておりますので、時代に合った利便性のある方法に、取組についても見直すべきは見直していきたいと思っております。

一方では、いろいろ経費の件もありますので、そういった費用対効果等も見ながら今の時代に合った方法の見直しというのは、さっき答弁したとおりの課長が言ったような内容で取り組んでまいります。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○4番（吉本孝寿君） ありがとうございます。

続きまして、もみじ園の耐震化と民営化についての質問に移らせていただきます。

私が1番目ということで質問させていただきますが、私より以降の方も数名質問をされるというふうに思いますので、まず最初のトップバッターというところで質問させていただきたいなというふうに思います。

民営化が決まった時期と職員、保護者への対応は適切だったかという質問でございます、1月30日の議会連絡会におきましてもみじ園の改築、民営化に伴う説明会がありました。まず民営化が決まった時期の質問でございます。

全国どこの自治体を見ても、保育所の民営化に際しましては、時間をかけて保護者と一体となった協議を行っておられます。そして、民営化に移行をされておられます。保護者向けにガイドブックなどを作成する自治体もあり、その中の文章においても民営化と簡単に言っても行政だけの力では到底できるものではありません。そこには何よりも保護者の皆さんの御理解と御協力が必要です。長い道のりになりますが、ともに手を取り合ってよりよい民営化を目指しましょうと非常に親切丁寧な言葉でガイドブックの作成をされておられます。保護者の方々の理解も得て民営化に移行する自治体があるというふうに聞いております。

菊陽町は少しだけ急がれているような気がいたします。もみじ保育園の時期について、いつ決まったのかをお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） おはようございます。

では、町立保育所もみじ園の民営化が決まった時期についてお答えいたします。

昨年7月から11月にかけて、昭和56年の建築基準法の改正以前に建築されました町立保育所4園の耐震診断を実施しまして、このうちもみじ園は耐震補強が必要であると診断されました。これを受けまして、もみじ園の園舎が昭和55年に建築され築後34年が経過していること、耐震補強後の園舎機能、工事見込み額等を踏まえ、改築することが望ましいとの結論を得ました。あわせて改築につきましては、保育ニーズの多様化、民間保育所に対する評価の高まり、財政的効果などを総合的に判断しまして、昨年12月末に民営化の方針を決定いたしました。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○4番（吉本孝寿君） 築年数とか耐用年数とか分かっていることでありまして、なぜ今なのかという気がいたします。私どもにいただきました施政方針、この中にも町長の思いが書いてありますが、この施政方針の中に民営化、もみじ保育園の民営化という文字が、どこを探してもございません。なぜなのかということ非常に疑問に思います。

もみじ保育園の民営化、非常に私どもにとっても、保護者にとっても大きな問題であります。なぜこの施政方針にそのようなところをうたっていないのか、町長にお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 施政方針につきましては、もみじ園の民営化というのは早急に取り組まなければならないというところで、26年度の予算の中でもそういうものについても取り組んでいるところでありまして、また施政方針の中には具体的にうたっていないところもありますが、そういう方針を立てておりますので、ここまでは書いておらないところでありまして。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○4番（吉本孝寿君） なかなかここまでは書いていないという答えでありますけれども、そういう問題かなというふうに思えます。民営化というのは非常に大変なことであって、先ほども御紹介しましたが、長い時間説明をかけてやっていくというところがございますので、これを今から取り組むことであれば当然この文言は入るべきだというふうに思います。

もみじ保育園民営化の時期において、担当部課長、もみじ園関係者にはいつ説明をされたのか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 今の御質問に対してお答えいたします。

まず、職員に対してでございますけれども、職員に対しましては1月30日に、耐震診断の結果を受けて園舎を改築すること、そして2月2日に、改築に当たっては民間事業者による新園の建設であることを説明いたしました。

保護者の方に対しましては、園舎の改築に関する説明会を1月31日と2月3日に実施しまして、耐震診断の結果を報告するとともに、園舎改築を機に民間事業者による建替え、いわゆる民営化の方針を説明しました。さらに、仮設園舎を建設すること、4月に民間保育所2園が開園し転園希望の方に対する受入れも可能であることから、4月1日から引き続きもみじ園に入園されるのか、あるいは転園されるのか、いずれかの希望を調査します転園希望調査を2月6日までに提出されるようお願いをいたしました。しかし、回答に当たっては、園に残るかあるいは転園するかを検討を行う期間が短過ぎる、あるいは転園するかどうかの判断するに当たり希望保育所での必要な体操服やスモックなど費用負担の資料がないとの意見が出されましたので、回答期限を1週間延ばし、2月13日に変更しました。そして、転園時に用意すべき物品等の明細と費用負担の資料を2月9日に配付しました。そのほか、仮設園舎や転園に関することあるいは民営化に関する御要望、御意見が出されましたので、2月10日に保護者の方に、もみじ園改築工事に係る保護者の皆様からの要望等に対する町からの回答というのを配付いたしました。

今後、町では同園の民営化により保護者の方が不安感を持たれることのないよう、丁寧な説明あるいは意見交換を行っていきたいと考えます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○4番（吉本孝寿君） 余りにも急な話で、保護者の方もびっくりされておられます。園児の方の数名は、なかなか泣き出したり、行きたくないとか、友達と別れたくないとかといった園児も数名いらっしゃるようであります。大人としてもどのように子どもたちに説明していいかわからないという話も聞きました。

先ほども何回でも言いますけども、民営化という問題でございますので、そこを数か月で話を決められてもなかなかそこは皆さん納得ができないというふうに思います。

増改築の説明との連絡をしていたにもかかわらず民営化の説明をしたり、民間移譲ありきと思われる耐震強度の調査をしたり、不信感は募るばかりで、町の説明でも保護者もがっかりされておられます。また、議会に否決されれば、家族を含め子どもたちが一番困るところで、民間でもよいが現在の保護者の意見を100%取り入れてもらわないと困るなどの話も聞いております。

保護者の方々は苦しい選択を強いられているような気がいたします。私も説明会に出席をいたしましたけども、親切丁寧な納得いく対応ではなかったかのように思います。また、職員もかわいそうとの意見も保護者から出たほどでございます。

耐震化と民営化の説明の中で、職員、保護者への対応は適切だったのか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 先ほど、職員あるいは保護者の方に説明したということについては申しましたけども、先ほど申しましたように、転園希望調査等について、まだその時点で不確定な情報がありまして、情報提供に時間がかかる部分もありましたので、若干保護者の方に御迷惑をおかけしたというところだったと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○4番（吉本孝寿君） なかなか急なところで担当課も大変だというふうには思いますけども、保護者の方から聞いたお話によると、夜7時に集まってくださいというところで集まって、皆さんお仕事がある中で集まられたにもかかわらず、町長がいらっしゃらなかったというところでお話を聞いております。皆さん方は確かに町長は公務があったかもしれませんが、町長がいらっしゃるというところでお考えをいただいて、仕事が皆さんあったにもかかわらず途中でやめたりだとか、ばたばたしたりだとか、家事をどなたかに任せたりとか、そして時間をいろんなところでやりくりをして、7時に行かれたというふうに聞いております。

多くの方々が何で町長が来ないんだという意見も聞いております。その辺はどのようにお考えか、町長にお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） まず、吉本議員のさっき言われたことで、一つ気になることがありましたので確認いたします。

民営化をするためにこの耐震調査をしたというようなことを言われましたけども、耐震調査は民営化をするためではなくて、建築基準法の改正する前の平家建てについてはもともとは調査の必要はないということになっておりましたけども、改正になったところでそういう時期に建てたのがどうかということで調査したことであって、民営化を目的にしたものではありませんので、その辺は誤解のないようお願いしたいと思います。

それと、いろんな説明等する場合につきましては、それぞれ公務が重なる場合については、私が行けない場合は副町長が出席しますし、そういうところでいろいろやっております。それともう一つ、一番大事にしなければならないのは耐震診断の結果、地震とかあった場合に自分自身でなかなか守れない、そういう子どもたちを一日も早く安全なところに移すというのが大事であります。

そういう意味でいろんな面で説明等が前後したとかどうとかありますけども、その辺は十分理解していただくようにこれから先取り組んでまいりますので、また機会を持って、いろんなところできちんと説明をすべきは説明をして、理解をしていただくように進めてまいります。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○4番（吉本孝寿君） 先ほどの私の話の中で、すいません、言葉足らずで申し訳ございませんが、保護者の方々の御意見というところでお話をさせていただきました。

続きまして、民営化になった場合、保護者に係る経済的負担はないのかの質問でございます。

保育材料の保護者負担、保護者会費については、従来の公立保育園の金額と同額程度の負担となるように、保護者の方々からも意見が出てるところでございます。教育方針が違うところが経営母体となったときに、かばん、体操着、園児服など、その園の方針に従わなければならないとなれば、まさしくこれは本末転倒でございます。しっかりと負担は絶対ないというふうな担保をとらないと、保護者の方々にも御納得はいただけないというふうに考えますが、経済負担がないのか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） では、民営化になった場合、保護者に経済的負担はないかについてお答えをいたします。

まず、第1に保育料につきましては、町立、民間の認可保育所について、町立、民間を問わず国の基準に基づき、町の条例、規則で定め、保護者の課税状況に応じまして町が決定しております。ですから、民営化になっても保育料が変わることはありません。

第2に今もみじ園で使っておりますかばん、体操着、園児服などは、新設の民間保育所において当該在園児が卒園するまでは使用できるよう事業者を選定する条件に盛り込み、なるべく保護者の負担がないよう配慮したいと考えます。なお、引受法人の事業者が、法定外の費用負担を求めることはないと思いますけれども、新たなサービス対価として負担を求める場合は、事前に保護者にきちんと説明をしまして理解を得るように伝えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○4番（吉本孝寿君） ぜひとも、そのような負担がないようにしていただきたいというふうに思います。

それでは、最後の質問でございます。

歴史のあるもみじ園でございますが、説明会対象を保護者だけではなく、地域の方々に対しても行うべきではないのかの質問でございます。

もみじ園民営化の話が出て以来、保護者向けには説明会がございましたが、地域に愛されているもみじ園周辺住民の方々を対象とした説明会が必要ではないでしょうか。たくさんの卒園者を送り出してきたもみじ園がなくなることを納得していない方々が非常に多くいらっしゃるというふうに伺っております。

こちらの方々を対象とは申しませんが、一緒でもいいとは思いますが、説明会を実施する考えはないのか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） もみじ園は、今議員が言われましたように、当初鉄砲小路区にあります浄念寺の先代の城住職御夫妻によって、地域の方々の支援を得られて、当時は農家の子どもたちを預かるという託児所として設立されたものであります。その後、昭和33年に、当時の菊陽村が引き継いで村立保育所の1号として誕生した歴史と伝統のある保育園であります。この長い歴史の間で地域住民の皆さんの御支援と御協力をいただきながら、地域に根差した保育園として子どもたちの成長を見守り育んできたところであります。また、地域のよりどころとして、地元鉄砲小路区をはじめ、菊陽北小校区の地域の住民の皆様方にも親しまれ、愛され続けてきたところであります。

そのような中、もみじ園は耐震性に劣るとの耐震診断結果がありましたので、その耐震対策の早期の実現に向けて、仮設園舎の設置や転園などへの配慮について準備を進める一方で、現もみじ園の地に新しい園舎の建築を目指すこととしたところであります。

そこで、直接に影響のある職員や保護者の皆様への説明を行うなどして進めており、今後におきましても丁寧に説明をしていきたいと考えております。

また、仮設園舎につきましては、現もみじ園の建設の地に設置したいと考えてたところでありますが、鉄砲小路区の皆様におかれましては、もみじ園のことなら地域に愛されている保育園でもあり、快く町に協力していきたいとの声をいただいております、御理解と御協力をお願いしていくところであります。

そして、菊陽北小校区の地域住民の方々に親しまれ、愛し続けてきたもみじ園であることを深く思い至っているところであります。したがって、この民営化の件も含めまして、地域の方々に丁寧に説明し、変わらぬ御厚情をいただきますようお願いする機会をつくる準備を今進めておるところでございます。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○4番（吉本孝寿君） ぜひとも、進めていただきたいというふうに思います。

なぜそういうことを言うのかというと、地域の方々のお話を聞けば、仮設予定地は日当たりが余りよくなく夏場になると蚊の発生、これも非常に予想されるということを伺っております。自分の孫が通うことになれば絶対通わせたくないというようなお話も聞いております。そのような話を聞くためにも、ぜひ説明会の実施は私は必要だというふうに感じるどころでもございます。

個人的には3,000万円かけてのプレハブを借り上げて700万円かけての用地整備事業は、無駄とは言いませんけれども必要なのかなというふうに思います。周辺の建替え可能な土地に建設をすれば、3,700万円の予算が必要なくなり、民営化ではなく町立もみじ園で運営をし、民営化の時期が来たときに保護者の方々をはじめ町民の皆さんとともに考えれば、よい方向に向かっていくというふうに思います。

時間をかけて丁寧な説明をしないからこのような事態になったという話も聞きます。まさしく武蔵ヶ丘支所のとくと余り変わらないような進め方なのかなというふうに思います。私どもも、武蔵ヶ丘支所の件では非常に学ぶところが多ございました。町長に対しましては、どのようなことをあの件で学ばれたのか、今後どのようにしていきたいのか、お尋ねをいたします。

（町長後藤三雄君「どこにも書いてないんですけど、今のところ」の声あり）

（4番吉本孝寿君「お願いします」の声あり）

○議長（大塚 昇君） 今の3番の答弁でしょう、3番の答弁を踏まえて答えられていいんじゃないんですか。

あとの、答弁……

（町長後藤三雄君「議長、おかしいと思います」の声あり）

3番の答弁だけ答えてください。光の森の件についてはいいですから。

吉本孝寿君。

○4番（吉本孝寿君） 私が言いたいのは手法の問題でございます。説明会等のところでございまして、武蔵ヶ丘支所の説明会のやり方、今回の説明会のやり方、町長が武蔵ヶ丘の件でどのようなことを学ばれたかという表現がおかしいかなというふうに思いますけれども、それを踏まえてどのように今後生かしていきたいかというところでございます。

お答えください。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 今回のもみじ園の件について、これは議員の方々にも御理解と御協力をいただきたいと思いますのは、もみじ園の園舎が、震度6強ぐらいになると倒壊のおそれがあるということで、耐震という補強の方法ではできないということで、新しい園をつくるという方向でやったところであります。

大事なことは、小さい乳児、幼児、そういう子どもたちを安全で安心なところに早く移して、きちんとした保育をするというのが一番であります。そういう意味で診断結果が出たところから早急に取組を始めたところでありまして、そういうところでいろいろ保護者の方の思いもあるかと思えますけれども、ぜひ議員の皆様には早く園舎ができる、新しい環境ができるように取り組んでおるということを伝えていただいて、時間的なところで前後して迷惑かけた部分はあるかと思えますけれども、そういうことは理解していただくように、とにかく子どもたちができるように、新しい園ができることを、いろんなことが言われた場合には、支持者の方から言われた場合には、その辺を理解していただくようなそういうこともお願いしたいと思えます。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君。

○4番（吉本孝寿君） 私どもも民営化が反対ではございません。いろんな御質問があったときには、それこそ町長が今おっしゃられたようなことをお答えをしているところでございます。しかしながら、余りにも最近の町の手法というか、手順がよろしくないということだけでございます。民営化が悪い、悪いというのは、多分議員さんも、ほかの議員の方々も余り感じていないと思えます。将来的には、やはり民営化も考えたところで進めていかないといけないということは、私どもも予算を考えていく上では十分に承知をしておりますが、何度も言いますが、ここはやり方の問題でございます。

みどり園に関しましては、この後にも数名の議員が質問をされるというふうに思いますので、引き続き答弁の方よろしくお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 吉本孝寿君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時0分

再開 午前11時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 皆さん、おはようございます。

今日、テレビ、新聞などで、東日本大震災から4年たっておりますが、先ほど吉本議員の方から言われましたように、死者1万5,899人、行方不明者が2,584人ということで、花はいつか咲くという言葉がありますが、福島 of 思いということで子どもたち、親御さんたちは、僕は負けない、諦めない、見捨てない、震災にはどのことに対しても負けないという、今日の新聞の中でもありました。

今、阿蘇の方でも降灰があっておりますが、降灰さえ私たちは本当にびくびくしているんで

すけども、4年たって、たった10%か、20%しか復興ができていないということに對しましては、私たち日本国民全体が、もう少し自分の家族の思いという信念からすれば、少し遅いかなと、人ごとではないかなというふうな気がいたしました。ぜひ、私たちもこの教訓を、4年前のことを忘れずにしっかりと応援をしていきたいと思っております。

それでは、本来の一般質問に入らせていただきます。

質問事項につきましては地方創生についてと町民センターの機能拡大についてでございますが、質問用紙の中で1番目にまち・ひと・しごと創生法に対する基本的認識について、後藤町長、後藤町政の3期目のスタートをしましたが、昨年末からまち・ひと・しごと創生法が施行されているが、この新たな国のプロジェクトに對しまして、町長はどのように基本的な認識を持っているのかでございますが、町長は施政方針の冒頭で、まち・ひと・しごと創生について触れられました。

私たち議会も、政府のまち・ひと・しごと創生について勉強しましたが、その際、石破地方創生担当大臣が人口減少と地域経済縮小の悪循環を止めるためには東京一極集中を是正し、若い世代の結婚、出産、子育て支援の希望をかなえる、そしてまた地域の特性に注意して課題を解決する、その観点から仕事をつくり、人を増やし、まちを活性化するという好循環、活力ある日本社会をつくっていくという発言がありました。

現在、菊陽町では人口増加が続いていますが、将来はこれが続くという保証はなく、高齢化は確実に到来すると思えます。このような中で、将来の活力あるまちづくりを続けるためには、まち・ひと・しごと地方創生をどう活用するのか、その基本的な認識をお願いしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 御質問にお答えいたします。

昨年の12月2日、まち・ひと・しごと創生法が施行され、国はもとより全ての地方自治体において、まち・ひと・しごと総合戦略を策定し、地域の実情に応じた自主的な施策を実施することが義務づけられたところであります。

これを受け、国では12月27日に、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン及びこれを実現するため今後5か年の目標や施策や基本的な方向を提示した、まち・ひと・しごと総合戦略が閣議決定をされました。その基本は、議員も言われたように、人口減少に歯止めをかけるとともに東京一極集中を是正し、それぞれの地域、地方で仕事と人の好循環を生み出すこととされております。

私の認識は、日本が直面しております人口減少、特に地方における人口流出は、地域経済の縮小という悪循環が心配され、将来人口の急激な減少により働き手の不足が予測される地方においては、地方創生への期待は大変高くなっていることと感じております。

しかし、菊陽町では仕事、人、町が成長し、そのため行政需要が拡大し続けています。したがって、人口減少対策を柱とするまち・ひと・しごと創生の国の施策を人口が増加し続け

ている本町にどういうふうに導入していくのか、まさに知恵を出すべきだろうと思っております。その知恵を出すことによって、さらに成長する菊陽町をつくっていただけるものと思っております。また、本町が目標としております生活都市の実現に向けた継続した取組が、まさに地方創生であると考えております。これまで、医療費の無料化などの子育て支援策をはじめ、保育所や学校の整備、住宅地や道路、下水道といった生活インフラの整備、事業所が進出できる工業団地などの整備、さらには企業の誘致など、さまざまな施策を進めてきたところであります。

これらの施策が功を奏し、本町では世界的企業や大型店舗が立地し、経済の活性化や雇用が創出できていることに加え、町全体の人口は40年以上にわたり増加し続け、特にここ15年の人口増加は著しいものがあり、地方創生そのものと言っても過言ではないと思っております。

参考までに、2月下旬の日本経済新聞に掲載された「強いまちデータは語る」と題した記事を紹介させていただきます。

読まれた方もおられるかと思いますが、市区町村別の各種の経済紙をもとに出したデータのうち、まずこの10年で実力をつけたまち、これは農業の算出額、商業の販売額、工業の出荷額等の増加などで見た分野で、本町は全国の市町村数1,741団体の中で全国第7位ということがありました。これは時代の変化を先取りすることが重要だということで、特色ある産業を展開して市場が世界にある市区町村が上位にあるようであります。

次に、高い競争力を維持するまちの分野では、全国で第6位でありました。ちなみにこれについては、阿蘇郡の西原村が全国第1位になっておられます。第4位が合志市、第11位が益城町でありました。これは世界でも高いシェアを持つマザー工場の立地が重要とされ、本町ではソニーや富士フイルムなどの立地が大きいと言えます。

次に、子育てしやすいまちの分野では、これは熊本県の中では菊陽町だけが入っていましたが、これも全国第15位で、住みやすさが若者を呼ぶとして、これは土地区画整理などによる住宅地の整備や、店舗、小児科や産婦人科の医療機関の立地が重要とされておまして、本町の状況にぴたっと該当したのではないかと思います。

以上を紹介しました日経新聞の記事でありますけれども、本町が成長していることが分かる分野であり、そういうふうを受けとめておるところであります。しかしながら、本町においても他の市町村と同様、少子・高齢化が確実に進行しておまして、また昭和40年代後半から開発された地域の社会基盤の老朽化も進んでおり、対処すべき課題となっております。

今回のまち・ひと・しごと創生については、対応すべき菊陽町の課題を解決し、成長し続ける菊陽町をつくるための新たな出発点とそういうふうに認識して取り組んでまいります。

○議長（大塚 昇君） 上田茂政君。

○15番（上田茂政君） ただいまのお答えに大変感銘しておるんですけども、功を奏しいろいろ10年間で実力をつけた町ということで、農業生産額、商業の販売、その他の分野で全国7位という、ただいまの町長のお話がありましたが、それもなかなかできるものではございません。

そしてまた、高い競争力を維持するという点でも6位ということで、全面的に見ますと、子育て15位、大変菊陽町も人口が増えているんですけども、それなりにしっかりと富永町長の基盤を受け継いでここ8年、3期目になっておりますが、よく計画的にやっておられるかなというふうに、思っております。

次に移りたいと思います。

2番目にまち・ひと・しごと創生に対する菊陽町の取組について、菊陽町ではまち・ひと・しごと創生をどのように取り組むのか、現時点での取組の概要について説明を求めたいと思いますが、地方創生では、市町村の創意工夫が必要であり、自治体のやる気が問われるように感じている。先日の平成26年度の補正予算の地方創生関係の6つの事業の説明でもありましたが、具体的には作業にも入れられないようだが、菊陽町では、まち・ひと・しごとの創生にどのように取り組むのか、現時点での取組の概要の説明を求めたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） おはようございます。

それでは、上田議員の御質問にお答えいたします。

町では、昨年9月12日に、まち・ひと・しごと創生の基本方針が決定されたことを受け情報収集等の作業に入り、9月29日にまち・ひと・しごと創生法（案）が決定されますと、町長の指示によりまして、まち・ひと・しごと創生への取組に着手しておるところでございます。

その後、11月に入りまして、チーム熊本へ地域活性化対策等の12件の要望書も提出いたしております。

まち・ひと・しごと創生対応の組織につきましては庁内全体で取り組む必要があるため、財政課長を中心に、総務課総務法制係、総合政策係、都市計画係の職員の協力体制で対応に当たっております。

また、今回の経済対策が盛り込まれました国の補正予算を受けました地域住民生活等支援のための交付金の確保につきましては、補正予算で計上する必要があったため、財政係で取りまとめております。

それでは、3月5日の平成26年度一般会計補正予算（案）の審議の際に説明しましたことと重複する内容もございますが、再度現時点での取組の概要を説明させていただきます。

先ほど、上田議員は6つの事業とおっしゃいました。その中には、経済対策でありますプレミアム商品券の発行事業も入っておりますので、地方創生関係の事業といたしましては5つということで御理解いただければというふうに存じます。

それでは、まず1つ目が、全ての地方自治体が策定することになります、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定でございます。これは、全国全自治体は作成することになるかと思えます。国や県の総合戦略等を勘案しまして、2060年、これは平成72年ですけども、までの人口ビジョンと、平成27年度から31年度までの5年間の総合戦略を策定しなければなりません。この中に盛り込む事項でございますけども、基本的な目標、それから施策の基本的な方向、具体的

な施策と客観的な指標、それから客観的な効果検証の実施、これはP D C Aサイクルなどでございます。このようなものを盛り込まなければならないということで、平成27年度に策定したいというふうに考えております。

2つ目が、企業誘致サポート事業というところでございます。これは合志市、県それからセミコン協議会と連携しまして、J R原水駅とセミコンテクノパーク間における通勤バス運行の実証実験を行いまして、企業の就労環境、交通渋滞の緩和ということになりますけども、をサポートしていくという事業でございます。

それから、3つ目の事業が菊陽町、菊陽のたからもの創生アピール事業の菊陽まち遊び事業ということで、商工会が今行っております遊ぶ、つくる、体験、食べる、キレイなどをテーマとした体験型のプログラムに対する支援を行うことにより交流人口の増加を図り、あわせて菊陽町をアピールするということでございます。

それから、4つ目が、これも菊陽町たからもの創生アピール事業でございます。菊陽のたからもの販路開拓事業というところでございます。

ジェトロ、これは今日の熊日新聞にもございましたけど、日本貿易振興機構というところでございますが、ジェトロや県、大津町と連携をしまして、熊本と台湾高雄間の定期チャーター便を活用し、商品の販路拡大やビジネスの海外展開などを支援するとともに、熊本空港を中心とした国際空輸の基礎づくりを促していくというものでございます。

それから、5つ目が、菊陽のたからもの創生アピール事業の菊陽文化財ブラッシュアップ事業というところでございます。

馬場楠井手の鼻ぐりや、菊陽の杉並木、それから鉄砲小路などの菊陽町の文化財をまちのたからものとして広くPRを行うため、プロモーションビデオや文化財説明パネル、鼻ぐりの模型、それからマップなどを作成するものでありまして、これらによりまして日帰り型の文化財観光のジャンルを確立し、交流人口の増加と地域の活性化、町のアピールを図っていきたいというふうに考えております。

以上、5つの事業を合わせますと予算規模が2,661万8,000円で、そのうち交付金が1,815万3,000円というところでございます。せんだって御承認いただいたところでございます。

今後は、この事業の内容をさらに精査しまして、関係者と協議しながら、早い段階での事業着手に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 総事業費は分かったんですけども、各1から5まで、5つ目は予算がどのくらいか個別に、うち交付金が幾らとかそういうとは分かりますか。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、御質問にお答えいたします。

まず、1つ目の総合戦略の策定の事業でございますが、予算は1,135万8,000円でございますし

て、そのうち交付金を700万円充てる予定でございます。

それから、2つ目のセミコンの運行バスの実証実験というところでございますが、予算は76万円で、うち交付金を50万円充てる予定でございます。

それから、3つ目が菊陽町まち遊び事業ということでございますが、これは予算が150万円で、うち交付金が130万円であります。

それから、菊陽町のたからもの販路開拓事業、これは台湾高雄への遠出の活動でございますが、予算が300万円で、うち交付金を200万円充てる予定でございます。

それから、最後の菊陽文化財ブラッシュアップ事業というところでございますが、こちらは予算が1,000万円、うち交付金を735万3,000円充てる予定でございます。

以上、5つの事業につきましては、基本的には予算は分けて本来つくるべきなんですけど、今回の地方創生先行型事業といいますのが国の繰越事業でもありますし、また各事業間の流用が可能ということでもございますので、予算は総務費の中で一つにまとめております。

なぜそうしましたかと申しますと、入札等がありまして予算が要らなかったという場合がございます。こういう場合は、他の事業に配分できるということがございましたので、予算の作成上工夫したというところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 予算額については、最初は私も少し多いかなと思ったんですけども、こうやって分配していただければ分かりやすいかなと思いました。

文化財、いろいろその他につきましては、金を使うのにぜひとも使わなくてはならないのと、金は少し1年、2年遅れても使わなくてもいいやつは送るかして、町民が納得するような、そしてまたいかに交付金を利用するかというようなことで、しっかりと精査しながらやってもらいたいと思います。

次に移ります。

まち・ひと・しごと創生の町の総合計画の関係についてでございますが、現在菊陽町では、総合計画後期基本計画を作成中であるが、まち・ひと・しごと創生で行う事業の関係はどのようなかということでございますが、町では平成28年度から後期基本計画の策定作業を入れ、後期計画では地域別の計画も織り込まれると聞いている。

この計画には、町が行う全ての事業が網羅されると思うが、後期基本計画の事業に、まち・ひと・しごと創生で行う事業の関係を聞きたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） それでは、お答えいたします。

一言で申しますと、基本構想に基づく、町の最上位の計画であります基本計画の枠の中に、まち・ひと・しごと創生総合戦略も含まれるということになるかと思っております。

現在策定に取りかかっております第5期総合計画の後期基本計画は、今おっしゃいましたよ

うに平成28年度から32年度までの5年間の計画で、基本構想に基づきその目標を達成するため、それぞれの施策を部門別に体系化するものでございます。

また、後期基本計画には、地域別の施策も盛り込むことといたしております。策定する内容は、まち・ひと・しごと総合戦略に係る施策だけではなく、今おっしゃいましたように、町の全ての施策を網羅するものであり、作成年度は平成27年度というところでございます。

一方、市町村が作成しなければならないまち・ひと・しごと創生総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法第10条で規定されておまして、人口減少と地域経済縮小の克服を図る施策が基本となるもので、平成27年度から31年度までの5年間の計画を、これも平成27年度中には策定する必要がございます。

総合戦略で策定しなければならない事項としましては、基本的な目標、それから施策の基本的な内容、具体的な施策と客観的な指標、それから客観的な効果検証の実施、これはPDCAサイクルなどでございます。こういったものを策定計画で盛り込まなければならないというところでございます。

以上、基本計画と総合戦略の考え方を申しましたが、基本計画と総合戦略は策定の目的や記載する内容からしまして別々に策定しなければならないものではございますが、当然に整合性はとらなければなりませんし、策定作業も並行して進めているということになるかと思いません。

なお、総合戦略は、事業を実施する上で特に役に立つアクションプランという形になるものでありまして、また新型の交付金ってのが国の方で考えられておりますけども、この計画に乗っかないとなかなか交付金が獲得できないということもございますので、町としましては、しっかりと策定していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 上田茂政君。

○15番（上田茂政君） この計画は町が行う全ての事業に網羅されるということと思いますが、後期基本計画の中で後藤町長は昨年9月に当選されまして、後期基本計画が5年間ということではあります。ちょうどその4年と5年の間でしっかりと計画に基づいて事業を行っていただきたい。継続は力なりと私はいつも誰にでも申しておりますが、町長は、町長でなくてもいろんな首長、その他は1年、2年でやることはできません。3年、4年、5年でやり遂げることもあります。ですから、しっかりと、今私が言ったのは、町長に4期、5期しろということではなくて、どうしても後期基本計画の5年と4年が意外と関係しておりますので、ひとつ慎重に職員の皆様方とともに、努力をしていただきたいと思います。

次に移ります。

町民センターの機能拡大についてでございますが、武蔵ヶ丘支所から支所機能が光の森町民センターに移ることになっております。ほかの6つの町民センターにも支所機能を備えはできないかということでございますが、武蔵ヶ丘支所から支所機能が光の森のセンターに移ることに

なっているが、その際支所が移ったら困るから何とかしてほしいという、特に高齢者からの議論があったと私は聞いております。その中で役場が遠くて困っているのは南小校区の東部地区、中部小校区の東部地区、北小校区の東部地区です。そういう人たち、高齢者も同様でありまして、役場に行くときは、行政区から申しますと戸次、上中代、中代あたりまでですけども、特に息子や娘に仕事の休みをとってもらい、送ってもらうという話もよく聞きます。

娘がわざわざ休んでまで行かなんなら、私が百姓しよるけえ、ちょっと乗せて行ってやるだいたいというようなことも、私は再三ありました。また、菊陽町もこれから超高齢化を迎えますので多くの経費はかけられないでしょうが、東部地区にも高齢者に対するサービスが必要だと思います。

そこで、検討をお願いしたいのは、町民センターに証明書発行などの機能を持たせた、高齢者でも一人で行けるようなサービスができないかをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

町民センターに支所機能を備えることはできないかとの御質問でありますけれども、武蔵ヶ丘支所及び3月30日に移転開所します西部支所につきましては地方自治法第155条の規定により出張所に当たります。出張所は、住民の便宜のために役場まで出向がなくても済む程度の簡単な事務を処理するために設置するものであります。現在武蔵ヶ丘支所では証明書発行、転入転出の手続をはじめ、税金、料金の収納、各種相談業務等を行っております。

また6つの町民センター、これは東部、西部、南部、ふれあいの森、三里木、武蔵ヶ丘コミュニティになりますけれども、こちらでは主催事業をはじめセンター施設の運営管理、地域づくりの拠点施設としての地域組織活動の育成及び推進等の業務を行っているところでございます。この町民センターでも出張所の機能を持たせ、証明書発行等のサービスができないかとの窓口対応場所の拡大に関する御質問と思えます。

現在、証明書発行業務は、役場及び武蔵ヶ丘支所で午前8時30分から午後5時15分まで実施しております。また、毎週日曜日の午前9時から午後1時までの間、役場で窓口開庁を実施し住民票や税の証明書を発行しております。証明書発行を町民センターで行うには、役場本庁と各町民センターとのネットワーク化及び証明書発行機器の設置が必要となります。

仮に各町民センターで住民票や税の証明書を発行するとなると、各センターに住基システム専用パソコン、専用プリンター、ネットワーク機器等を設置する必要があります。設置費用の概算ですが、センター6か所の合計で約400万円の初期投資が必要となります。あわせて機器の維持管理に関する後年度の負担、機器保守や消耗品の交換等があると思えますが、こういったものを考慮する必要もあります。

参考までに県内の状況を見ますと、熊本市の熊本新都心プラザ市民サービスコーナーで証明書発行サービスが業務委託の形式で行われております。また、証明書を自動交付機により発行している団体については、八代市と阿蘇市、益城町の3市町のみです。さらにコンビニエンス

ストアでの証明書発行については、現在益城町のみが実施している状況です。コンビニでの証明書発交付について申し上げますと、住民の皆さんがコンビニで証明書を取得するには、町の住基システム改修とあわせてコンビニ事業者への発行事務手数料の負担、住基カードの発行等が必要となりますが、コンビニ交付が可能となれば早朝から深夜まで全国のコンビニで証明書発行が可能となります。

以上のとおり、住民の利便性向上のための町民センターの機能拡大については、その範囲や費用等を総合的に勘案することが必要であります。同時に今後ますます進展する高齢化社会における行政サービス事務をどのように展開するかを本町においても検討しなければなりません。御質問の町民センターの機能拡大、証明書発行業務を町民センターで実施することについては、町民センターの機能のあり方を含め整理しなければならない課題もありますが、町内の高齢者が自主講座の利用や、地域活動の拠点として最寄りの町民センターに足を運んでおられることを考えますと、先ほど言いましたコンビニ交付や、自動交付機導入の検討と同時に、町民センターでの証明書発行業務についても引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 私たちが一般質問するのはお金のかかることばかりでおねだりばかりですけれども、なかなか財政が、今年度の財政も最初のころは25億円ばかり足らんというようなお話を聞いておりました。その中で今回137億円、歳入歳出の中で。議員は常に地域の中で地域の要望を聞いて、それを町長はじめ執行部の皆さん方に提案するわけです。その中で提案するのがお金のかかることばかりです。しかし、どうしてもお金がかかるのは仕方がないんですけども、今私がこの町民センターの機能拡大についてでもございますが、400万円、500万円かかるかもしれません。しかし、高齢化もあと10年、15年もすれば、うちは福祉の町になります。その福祉の町が、あのときこうやとったらよかったかなというようなビジョンを今立ち上げていかなければ、今の喜びはあと15年、20年したらあの町はどうなるとるだろうと言われるような町になりかねません。ですから、私の考えとしますならば、10年、20年を見通した福祉関係、また要するにいろんな箱物といいますか、ソフト型の事業をなるべく進めながら、そしてニーズに合った各町民がああ菊陽町に住んでよかったと言われるようなまちづくりをつくっていただきたいと私は思います。

ハード事業をするのは簡単ですけども、やはり自己財源でやるのは厳しいです。しかし、私が言った地方創生の件につきましても、いろんなお金を活用しながらできるものはハード事業でもしっかりとやっていって、なるべく町に負担のかからないように、そしてお年寄りに優しい、子どもたちに優しい学校の建設とか、お年寄りにいろんなことをお手伝いできるように、町長をはじめ職員さん、私たち議員といたしましても精いっぱい努力するように、私は考えております。

どうか一つ、皆さん方もそのような気持ちでしっかりと努力していただきたいとします。

一般質問を終わります。

○議長（大塚 昇君） 上田茂政君の一般質問を終わります。

しばらく昼食休憩とします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時47分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 皆さん、こんにちは。

日本共産党の小林久美子です。町民の皆さんを代表しまして一般質問を行います。

今日はあの大震災から4年目、3月11日です。地震、津波被害だけではなく、福島原発事故によって空前絶後の苦しみが続いています。私も4年前に宮城県塩竈市に足を運んでボランティア活動を行いました。今後とも支援を続けていきたいと思えます。また、原発ゼロ実現のため今後も頑張る決意です。

私は今回の質問で80回目、20年になりました。常に住民の皆さんの声を議会に届け、その要求を一つでも実現できるように努力してきました。今回も町民の皆さんにアンケートをお願いしたり、また直接お話を聞きする中で数多くの御要望が寄せられました。主に子育て支援につきましてもは保育所に入れず、病後児保育を充実してほしい。感謝する御意見としては、3年前に転居してきたけれども子どもが生まれてからのサポートの厚さにとっても感謝している。また、高齢者の方の不安の一番は、年金が少ないので将来ホームに入れずではないかという声がたくさん寄せられました。先日介護保険のところでも述べましたが、いろいろな地域を回ってみると、菊陽町、高齢のひとり暮らしの女性の方は福祉がとてもよい、ヘルパーさんがとてもよくしてくれる、非常に心強いという声も何人かの方からお聞きしました。やはり、町当局や社会福祉協議会、ヘルパーさんたちが非常に大変な中でも努力されていることではないかなというふうに思えます。

そういう住民の声をもとに、今回5項目質問を上げています。1つは保育料について、2つ目が公立保育所の存続について、3つ目が介護保険料について、4つ目が特別養護老人ホームについて、5つ目が国保税についてであります。

内容につきましては、最初保育料についてですけれども、保育料の改定で、収入所得に応じて現在の保育料金がかわらないよう、料金の値上げをしないことを求めるというふうにしていきます。

今回、4月から子ども・子育て支援新制度が施行され、保育園と幼稚園の保育料が所得に応じて統一をされます。新システムは子育て支援の充実をうたっていますが、制度の変更に伴っ

て各地で保育料の値上げが大きな問題になっています。町の保育料改定案、ホームページで見ると、子ども1人月額で2,000円から1万2,000円の負担増になる方もいらっしゃいます。町は3年前に保育料の値上げをしたばかりで、再値上げは子育て世帯に大きな負担増になります。とりわけ、子どもの多い世帯ほど負担は重くなります。これでは子育て支援の充実、新システムといっても名ばかりになってしまうのではないのでしょうか。

私は前回の議会のときに、今若い人たちの中で非正規で働かざるを得ない人、また暮らしが厳しくなっている人への応援が必要だという質問を行いました。

また、2月24日に後藤町長にも直接保育料値上げの中止をと申入れを行いました。子育て世帯の暮らしの実態を考えればこれ以上の保育料の値上げはするべきではないと考えますが、町長の見解はどうでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 保育料の改定で、収入所得に応じて現在の保育料金の値上げをしないことを求めるということの御質問に対してお答えをいたします。

平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、新制度による施設型給付を受けます幼稚園、認定こども園、それと保育所の利用者負担額、いわゆる保育料を国が定める基準を上限としまして、市町村が設定をするようになっております。

このうち、今議員の御質問がありました保育所に係る保育料の算定について次のように変更されます。

まず、第1番ですが、税負担の違いにより階層区分を国が定めます基準よりも多く、中間所得者層を中心に分類しまして8階層13区分とします。

第2に、従来の市町村民税額または所得税額から、市町村民税の所得割額をもとに算定されることとなります。町県民税の賦課決定時期が6月でありますので、保育料の4月分から8月分は前年度の市町村民税所得割額、9月から翌年3月までは当該年度の市町村民税所得割額によって決定をいたします。なお、多子世帯、子どもの数が多い世帯ですけれども、同時入所の場合1人目は全額、2人目は半額、3人目は無料になるこれまでの減免制度は引き続き実施します。

第3に、現行の保育料ですけれども、3歳未満児と3歳児の2つの区分になっておりますが、今後はそれぞれの年齢ごとの経費による応分の負担をお願いするという観点から、まずゼロ歳児、それと1、2歳児、それと3歳児、そして4、5歳児の4つの区分としております。第4に、保育時間につきましては、現在の保育時間に相当します最大11時間の利用が可能な保育標準時間と申しますが、この保育標準時間と最大8時間の利用が可能な保育短時間の利用方法により、それぞれまた保育料を別に定めることになりました。

今、小林議員がおっしゃいました、保育料改定で現在の保育料金が変わらないように料金の値上げはしないことを求めるという御質問ですけれども、町では今回の保育料の設定に当たりましては、この子ども・子育て支援新制度の施行に伴いまして国が定めた利用者負担の基準額、

あるいは各保育事業者に給付されます公定価格をベースに、各世帯ごとの市町村民税所得割額をもとに13階層に区分して納税者の応能による負担を求めるものであります。

なお、保育料算定に当たりましては、これまで旧年少扶養控除、以前ゼロ歳から15歳までの児童を対象に所得税で38万円、住民税で33万円の扶養控除というのが、今の子ども手当のできたときに、手当を給付するかわりに年少扶養控除が廃止されました。年少扶養控除の適用の税額をこれまでの保育料算定ではしてございましたけれども、新制度におきましては年少扶養控除のみなし適用ということで再算定の結果で幾つかのシミュレーションをしました。その分では大部分がみなし適用をした場合においては階層区分、保育料が従来よりもまた下がってまいりますので、平成27年度からにつきましては、旧年少扶養控除のみなし適用ということは町としては予定はしておりません。

ただし、現在の市町村民税、所得割、課税世帯におきましては、年少扶養控除の廃止により町民税課税世帯となるといったところで、低所得者層の中で第1階層、第2階層といったところについて階層が上がって保育料が大きく変化するというところの分の層におきましては、在園児に限りまして、引き続き先ほども申しました年少扶養控除のみなし適用といったところは、そういったケースについては負担を軽減する意味で実施したいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 幾つかあるんですけども、1つはどの階層が一番菊陽町の場合多いのかということと、また上がる人はかなりいると思いますが、どの程度上がるのか。先ほど私は2,000円から1万2,000円と言いましたけれども、そのことです。

それから、年少扶養控除のみなし適用はしないっていうのは、第1階層と第2階層だけということで今お答えがあったかと思えますし、また在園児のみということで新しい新園児はしないということですから、そこも負担増になるし、年少扶養控除そのものをみなししなければ、その税金の負担も上がるし、それに伴う保育料金も上がるということだというふうに思いますけれども、やはり全体に非常に保育料負担が大きくなるのではないかとというふうに思います。

私の試算したので見ますと、世帯町民税が4万8,600円からの分で、ゼロ歳児で菊陽町が2万3,000円、大津が2万1,000円、熊本市が1万6,000円で、熊本市と比べると7,000円違うわけですよね。それから、3歳児で見ましても、菊陽町が2万円に対して熊本市は1万2,000円ですから8,000円違うと。8,000円多いということです。それから、世帯町民税の7万2,800円の層で見ましても、菊陽町がゼロ歳児で2万8,000円に対して熊本市が2万2,500円、3歳児が2万5,000円に対して2万円ということで、今回の値上げは、年少扶養控除をみなしをするかどうかだけではなく、全体的にやはり保育料の設定が非常に重く、高くなっていますので、本当にこういうふうになってきますと、非常に負担が重いのではないかと。

熊本市のように低所得、厳しい人にはもう少し低くするとか、あとは全国的には所沢市とか

ずっと調べてみますと、13階層ではなくて18階層ぐらい階層を設けてやっている自治体もありますので、本当に保育料を低く抑えるための手だてが十分なされていないのではないかとこのように思いますが、この点についてはどうでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 今、小林議員から複数の質問がありましたので、一遍にお答えができるかどうか分かりませんので、その都度また御質問をお願いします。

まず、一番、保護者の階層で多い階層ということで御質問があったんですが、今のところはこの第3階層、第4階層と中間所得者層というところが多いかと思えます。

それと、年少扶養控除、所得税に置きかえて38万円、住民税に置きかえると33万円。今回は、住民税、市町村民税の所得割税額ですから、関係してきますのは33万円の分になってくるかと思えますが、まず在園児に限るということを申しましたのは、これは国の通知の中であくまでもこれは今までは旧年少扶養控除の適用をやっていたけれども、子ども・子育て支援の新制度においては、これは基本的にはしないという国の方針がありますので、これは国の方針に従って在園児に限ってやるというところの方針であります。

それと、旧年少扶養控除の適用について、先ほど低所得者の分で適用すると申しましたけれども、それに加えて、非常に中間あるいは高額所得の分で非常に極端に上がるケースについては、そこは当然考慮すべきというふうには思っております。

それと、熊本市あるいは隣接市町と比べて、同一階層において少し菊陽町の保育料が高いという御指摘がございますけれども、これは現在の保育料についても若干それぞれ熊本市、隣接町と差がございます。あとは基本的に低所得者層には当然厚い負担軽減をするということはこの町村も同じなんですけど、高所得者層の部分にしっかり保育料を求めるといった場合においては、その分だけ中間の分がある程度低く下げられます、そういったところで熊本市の考えあるいは隣接市町の考えが違いますので、菊陽町としてはこれまでの保育料をもとにして、できるだけ引き上げ幅を抑制するという形で工夫したところでしておりますので。結果としては保育料の差があるのは事実です。あとは、所得階層を13階層に設けておりますが、これは国の階層よりもよりきめ細かな階層の区分をしたつもりではあります。18階層にしてる自治体もあるということでもありますけど、階層の区分については、特に菊池郡市2市2町とこのようなところの階層についてはある程度統一化を図るといえるか、情報交換をしながらそのところはそんなに変わらないと思えますので、まず階層区分の分け方については、ほかの市町村と差はないと思えます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 3点あります。

階層区分は菊池郡市と変わらないけれども、保育料は変わるわけですね。そういう階層区分はもう隣接の市町村に合わせるけれども、保育料は天津と比べても世帯町民税のところでも菊

陽が2万3,000円、ゼロ歳児、大津が2万1,000円。3歳児でも菊陽が2万円で、大津は1万8,000円と、両方2,000円ずつ高いということで、それが1つ、ほかのところでのいろんなところは国の方針どおり、また階層も市町村に合わせるけれども、保育料はなぜ、例えば隣の大津から見ると、こんなに高く設定しなければいけないのかということが、質問1つです。

それからもう一つは、今度13日に議員には説明がありまして、これは別に議会の議決事項ではないんですけども、規則等で保育料が決まってくんですけども、私はそれも問題だと思っておりますが、ぎりぎりまで保護者は幾らになるのか、仮ですよ、あと3月20日に第5号議案ですということでしたけれども、本当に来年度にどれくらいになるかっていうのは、いつになると保護者にきちんと説明されるのか、私は保育関係者の方にも聞きましたら、全然その方も余りきちんと納得というか、それだけ値上げになるっていう、負担増になるっていうのも頭に入ってらっしゃらなかったんですけども、そういうところはこんなに遅くていいのかという質問なんですけど、どうでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 一番最初の御質問にお答えいたします。

先ほど申しましたように、一つの階層で見て、ほかの市町村と比べたところでは高い部分があるというところでお話があったと思いますけども、先ほども申しましたように、今の保育料についても違いがありました。それぞれ新制度においても違いが各市町村に出てきますけど、これはそれぞれ各市町村の保育サービスの違い、あるいは保育をする上でのいろんな財政的なところの違いがあります。ですから、その市の財政状況も踏まえたところで保育料というのを設定をしていくというのも考え方になりますので、その辺で、現在も違いますし、新制度でも少し変わってくるのではないかと思います。

それと、2番目の御質問でございますが、今回の保育料、保育料は今お話をしていますのは、保育所の保育料、ゼロ歳児から5歳児までですけども、あわせて、今度は子ども・子育て支援新制度におきましては、施設型給付を受ける幼稚園の分についても、各市町村で保育料いわゆる利用料を設定することになっております。今3月議会で議案第3号につきましては、これは幼稚園と保育所の分の両方の利用料というところで内容をして、具体的には今週金曜日13日の議会、全員協議会の中でまた詳しく話をしていきますが、これは各市町村とも国からの情報が、昨年からの料金設定等について情報が来るのが遅かったといったところもあります。ですので、私たちとしてもできるだけ早く保護者の皆様に新しい幼稚園、保育所の分の利用料については御提示したいと思っておりますが、あとはまた各隣接町村のところの情報もありますので、もうちょっと待っていただきましてお話をしたいと思っておりますし、具体的には今度の13日に、金額については御説明したいと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 私は保護者の立場からしますと、もう3月の終わりにならないと保育

料もはっきりしないということでは非常に困ると思います。あと10日ぐらいしかない中で決めていかないといけないというのは問題だと。やっぱり国の保育システムの中で保育料もいろいろ変えてくるということも問題だと思いますし、遅くなってくるということも問題だと思いますけれども、きちんと知らされないままこれだけの負担増がかかるっていうところに、町の姿勢が子育てを応援する姿勢ではないんじゃないかということなどを指摘して、次に移ります。

次、公立保育所の存続についてです。

もみじ園の耐震診断結果によって仮設の建設が計画をされています。その後、民営化の方針が出されていますが、私が保護者の方に直接お聞きしますと、民営化というのは突然の話で、まず安全なところで子どもたちをちゃんと保育をしてほしいということが1番かなというふうに思います。

2番目の公立保育所全体の存続を求めるが町の考えはどうかと一緒にお聞きしますが、前回さくら園や武蔵ヶ丘の保育園、民営化の話が出まして、そのときも保護者とかにきちんと説明してない中での進め方が余りにも唐突ではないかという質問、いろいろ保護者の方と一緒に考えたりしました。公立保育所を残してほしいという運動も保護者の方と一緒にしましたけれども、今回も余りにも唐突であるし、耐震の診断の結果で急に民営化の方針が出されています。

公立保育所全体をどう考えているのか、これが保育関係者や保護者の方の一番の、町の方針がよく分からないというのが一番率直なところですので、もみじ園の今後の進め方、また公立保育所全体をどういうふうに考えておられるのか、これは町長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 質問通告のあった1番と2番の分と一緒に説明したいと思います。

午前中の御質問がありましたので、もみじ園については午前中の答弁を前提にして説明したいと思います。

午前中に申しましたように、保護者を対象に園舎改築に関する説明会を1月31日と2月2日に実施しまして、耐震診断の結果を報告するとともに園舎改築を機に民間事業者による建替え、民営化の方針を説明しました。この後でございますが、町の説明会を受けまして2月4日に、保護者会が企画されましたもみじ保育園の民営化の考えや意見を聞く内容の保護者を対象としたアンケートが、保護者会主催で実施されたところであります。今回、その保護者会の方からは結果については町に公表をしてもらいました。

そして、民営化に対して賛成か反対かの公表につきましては、今日この場で公表していいかどうかということでお尋ねしましたら、ここで公表していいということでしたので、今日この場で公表したいと思います。まず、設問の分ですけれども、もみじ園の民営化についてどのようにお考えですかというのが質問でした。まず反対、どちらかといえば反対が38%。賛成、どちらかといえば賛成が33%、分からないが28%の結果でありました。

2回の説明会で保護者の方からもみじ園の民営化も含めて多くの御質問、御要望がありまし

た。そのため、町では2月10日に質問、御要望を踏まえた上での回答書を保護者の方に配布したところであります。その後、保護者の方からは、もみじ園に対して賛成、反対の電話等については特にあってはおりません。町では今後保護者会がされましたアンケート結果を踏まえまして、保護者の方の不安を払いまして、園が民営化されても心配されなくてもいいようにしっかり意見を聞きまして、保護者の方に丁寧に説明していきたいと考えます。

それと、通告2番目の公立保育所全体の存続を求めるが町の考えはどうかということについて、お答えいたします。

平成21年5月に公立保育所民営化計画が策定されまして5年余りが経過しておりまして、来月4月には民間保育所が2園開園し、町立8園、民間7園の体制になります。この間、平成21年当時とは保育環境が一変し、また民間ならではの魅力や特徴を生かした保育が評価されまして、民間保育所に対する保護者の人気が高まっているところであります。

保育所運営に要する国、県の負担が、平成16年度に国の地方分権三位一体改革により、公立保育所の運営に要する経費についてはそれまでの国、県の保育所運営費の負担という方式が地方交付税の算入方式に変更されました。保育所、保育方針に基づいた同じ保育内容であるにもかかわらず、設置主体が民間、公立の違いにより、保育所運営費や延長保育の事業費が民間保育所は対象となり、公立保育園は対象となっていない状況が現在続いております。このため、公立保育所の民営化を推進しまして、国、県からの財政的支援を受け、得られた財源をもとに待機児童の解消と子育て支援の充実に振り向けていきたいと考えます。そして、公立保育所に対しまして安心感をお持ちの保護者の方が、もみじ園の民営化により不安感を持たれることのないよう、保護者の方たちには丁寧な説明、意見交換を実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいま子育て支援課長が答弁しましたように、今回のもみじ園の改築につきましては、同園の耐震、診断結果を受けて緊急的な対応として、安全・安心な新しい保育施設を整備するものであります。

ところで、近年における待機児童の対策につきましては、民間との協働によりまして民間の知恵と資金や人材を活用して整備、運営してきており、5つの私立保育においてはそれぞれの魅力や特徴を生かした保育が評価され、保護者の人気も高まっているような状況にあります。また、本年4月にはさらに2園が開園するところであります。そこで、もみじ園の建築に当たりましては、国や県の補助制度、民間の資金や人材を活用することで、早期での園舎建築の実現を目指すところであります。

他の公立の保育所の今後についてであります。町立保育所が今まで町の子どもたちの保育教育に貢献してきたものであることを自負しているところであります。もみじ園を第1号として、町立の保育所が保護者や地域と一緒に子どもたちを育ててきたところであります。児童福祉法に則しまして、保育に欠ける児童は市町村長が措置をしなければならないと

いうことを現場で実践してきたものであると思っております。しかしながら、現在の財政上の問題もありますが、多様な保育事業を行う機関が多様な保育ニーズに対応する時代、現代となっていると認識しております。

公立の保育所も新しい任務が登場してきていると思います。これに対応して、公立保育所が率先して取り組まなければならない分野への転換を検討する時期に来ていると思っております。したがって、現在の公立、町立の保育所ですが、民間の方の保育事業者にお願いし、町立の保育所の新しい業務、例えば病児・病後児保育、それから障害児の保育、土曜、日曜とか夜間、そういったものも要望が上がっているところでもあります。そういう業務に民間では取組できないようなところについて新しい町の責任ということも考えまして、このことにつきましては保育所のあり方の検討チームを立ち上げまして、その中でしっかり取り組んでいきたいと思っておりますけども、議員や町民の皆さんの御理解もいただきながら進めていきたいと考えております。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今、宮本課長と町長から御答弁いただきましたけれども、基本的に公立保育所の民営化を推進したいというのが宮本課長からもありましたから、その民営化を推進したいというのには、この前のもみじ園のときも、最初は耐震化だけで民営化っていうのは本当に文章にもなかつたし、議論をするという前提が不足してたと思います。そういうふうに町は今考えておられるのであれば、やはり保護者や議員や町民の方にもこういうふうに考えているということで議論していかないといけないんじゃないかと私は思っています。

特に私自身が公立保育所を存続してほしい。これだけ菊陽町発展して、子育て支援、中学校無料化等評価されてるわけですけども、やはり公立保育園が8園あってやってきたっていうのは、非常に私は誇りに町長に思っていて、本当に守ってほしいというのが率直なところなんです。その理由は地域との信頼関係、また保育、少し発達障害、境界型、そういう子どもさんたちが、小学校との連携も公立であるからこそ十分やれてる、今まで見守ってきたというところもあるのではないかと、私もそういうふうに関心現場でも聞いてますし、そういうところを思っています。

それから、障害を持っている子どもさん、また家庭環境がなかなか厳しい方の保育、また私立の場合もちろん、どちらかというと私立は特徴を持った保育をされてるんですけど、公立は全体の発達をどう保障していくかという子育て保育観でやられてるのではないかと私は思っていますので、そういうところでの、私自身は公立保育所8園があることが非常に子育て支援の質を上げてきたという誇りにしていいことではないかというふうに思いますので、町長にはぜひそういう立場でやっていただきたいんですけども、今日の答弁では民営化を推進したいということでしたから、保育関係、住民の方としっかり急ぐのではなくて、きちんと議論をしていただきたいなということをお願いいたします。

時間の関係もありますので、介護保険料についてはこの前条例も通りました。基準額が

5,300円から5,700円で、一体、全体で幾らの増額になるのかということと、介護保険料の減額、免除はまた委員会でお聞きしますので、全体で幾らの増額になるのか、この点だけお願いします。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（市原憲吾君） それでは、小林議員の質問にお答えいたします。

先日、介護保険条例の方決をいただきまして、当初予算として計上しておりますのは、27年度におきましては昨年度と比較しまして4,263万9,000円増の22億8,408万9,000円となっております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 介護保険については、文教厚生常任委員会もありますから、1人当たりの額とかそういうことはそこでまた質問をしていきたいと思えます。

次、介護と関係ありますけれども、特別養護老人ホームについてです。

町内2か所の特養があります。この前町内の特別養護老人ホームに聞き取り調査といいますか、お願いして伺いました。今の状況は100人、百十数人だったと思えますけれども、特老の方と地域密着型の方、両方合わせて100人以上の待機者がおられました。

今国会でも介護報酬が2.27%削減ということで、これは介護の崩壊を招くんじゃないかというようなことが国会で議論されているわけなんですけれども、菊陽町の中でも施設の方から直接話をお聞きしますと、職員の処遇改善は進めたいけれども、非常にやりくりが大変で、この間30年ぐらい頑張って養護老人ホームを支えてこられているんですけれども、介護職員にも研修をします、いろいろ覚えてもらうんですが、少しでも条件のいいところに移ってしまって、30年間で初めて人材派遣会社に頼まないといけないという介護の実態の状況ということをお聞きしました。やっぱりそういう制度の問題とかありますから、特別養護老人ホームの実態にもっと目を向けてほしいということでした。また、ショートステイの施設はあるけれども、体制がとれずに実施できないという状況で、なかなか深刻だなというふうに思っています。

今回入所申込者が100人以上おられる中で、次第6期の介護保険の計画にも特別養護老人ホームの計画が必要ではないかという意見が審議会等でも出されたというふうにお聞きしましたけれども、先ほどから出てます、菊陽は若い人も多いんですけど、10年後、20年後に本当に高齢者も多くなるという県のお話もありましたので、今特別養護老人ホームの地域密着型にしても計画が必要ではないかというふうに思いますが、これについてはどういうふうにご考えておられるでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 介護保険課長。

○介護保険課長（市原憲吾君） では、ただいまの質問にお答えいたします。

まず、特別養護老人ホームについて少し触れさせていただきます。

特別養護老人ホームと言われるものには2種類ございます。

1つ目は、広域型の特別養護老人ホームで、どこの被保険者でも入所可能な定員が30人以上の施設で、都道府県が指定するものであります。

2つ目は、地域密着型の小規模特別養護老人ホームで、施設で所在する市町村の被保険者しか入所できない定員29人以下の施設で、市町村が指定するものであります。

両者のメリット、デメリットとしましては、前者は多床室の利用が可能となり部屋代が下がることで入所者の経済的負担が減少しますが、施設所在地の被保険者だけが入所できる施設ではないので競争率が高いという側面があります。後者は地域密着型のため、施設所在地の被保険者のみが入所できる施設であります。個室であるため個人のプライバシーが守られますし、小規模なのでスタッフや他の入所者とのなじみの関係が作りやすいのですが、部屋代が高く入所者の経済的負担が増えるという側面があります。

前者の広域型の特別養護老人ホームの整備につきましては、熊本県の高齢者福祉計画、介護保険事業計画に基づき、熊本県や菊池市、合志市、大津町及び菊陽町が菊池郡市圏域のどこにどれだけ整備するのかを協議し、その上で熊本県が事業者を公募、決定して整備をすることになります。しかしながら、現在熊本県の計画では、新たな広域型特別養護老人ホームの整備は予定されておりません。

地域密着型の特別養護老人ホームの整備につきましては、市町村の判断で整備ができることから、各市町村の状況次第で整備を進めていくこととなりますが、整備に当たりましては、入所待機者の実情を把握する必要があるとして、できるだけ多くの近隣の広域型及び地域密着型の特別養護老人ホームに調査を行った上で菊陽町の入所待機者を把握しております。また、その方たちが現在どこで過ごされているのか、対象者の要介護度、認知症高齢者の日常生活自立度及び在宅生活をされている方が何人いるかを調べ、あわせて菊陽町の地域密着型特別養護老人ホームの入所待機者も考慮に入れる必要があります。そして、整備後の介護給付費の増加についても考慮しながら、施設がどれだけ必要なのかを菊陽町高齢者保健福祉推進委員会で検討した上で、菊陽町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に盛り込み、計画的に整備を進めていくこととなります。

町内の特別養護老人ホームの待機者は100人以上おられるということでありましたが、1つには第6期事業計画を策定するに当たりまして、昨年度に県が調査し精査しましたところ、菊陽町の特養入所待機者は93人で、うち在宅待機者は13人であったという状況がありました。また、一方の地域密着型特別養護老人ホームの入所待機者は30人で、対応が必要な方は7人でありましたが、今後さらに待機者は増加すると考えられております。

ちなみに直近の数字で申しますと、小規模地域密着型の方の待機者は36名でございました。こういったことから、第6期の介護保険事業計画策定に当たりましては、菊陽町高齢者保健福祉推進委員会で検討した結果、本町におきましては、定員29人以下の地域密着型の小規模特別養護老人ホーム事業所を1施設整備するよう予定をしているところであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 実際、この100人っていうのは、町内の特別養護老人ホームと地域密着型の両方合わせた方が百数十人でしたので、町内外もいらっしゃると思いますけれども、介護度5か4の方が入れるけども、介護度3で待機されてる方はほとんど入るのは不可能というか、厳しいなというのが実感でした。やっぱりそういう意味では足りないというふうに思います。

いろんな介護の問題については、昨年出た医療・介護綜合法で、また介護の負担や介護要支援の1、2が町介護保険から外される問題等さまざま問題がありますけれども、それはまた委員会等でもしっかりと把握していきたいと思いますが、特に特別養護老人ホームの地域密着型についてはすぐできるわけではありませんので、早目に計画をして、しっかり計画の中に盛り込んでいただきたいということを再度要望して、次に移ります。

次は国保税についてです。

政府の予算案で、これはまだ予算審議が終わってませんので、通ったというわけではありませんけれども、法定減免拡充を想定した予算が組まれる予定というふうに聞いています。政府の新年度予算案で、法定減免拡充を想定した保険者支援として1,664億円を市町村国保に繰り入れる予定ということで、単純に平均したら1自治体あたり1億円近くというふうに聞いているんですけども、実際この間、国保税は昨年度も繰入れはせずに運営がやれてきたというふうに思いますけれども、国保税の負担感っていうのは非常に重いわけで、そういう予算等を利用して国保税の引き下げ、また低所得者の減額、免除に充てることはできないかと、この質問をお願いします。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

現在国の方で医療保険制度改革が検討されている中で、今期国会で国保税の課税限度額の見直し及び低所得者の軽減判定所得の見直し、また中間所得者層に対する保険税軽減による保険者への財政支援についても審議が行われる予定です。

現在、市町村には低所得者の減税制度や減税分の補填予算の配分について詳細な情報が届いておらず、正確にはお答えできませんが、今回の低所得者の軽減判定所得の見直しは2割軽減対象者、5割軽減対象者の拡大を行うことであり、昨年、平成26年度において実施した税額では軽減対象者約550人、約1,600万円の減税となりましたが、平成27年度の見込みについては、平成26年度の課税ベースで試算しますと減税対象者は約100人の増、約250万円の減税になると予想しております。

次に、中間所得層に対する保険税軽減に配慮した保険者への財政についてですけれども、現行制度であります国庫及び県費の保険基盤安定負担金のうち、保険者支援分の算定方法の見直しが行われる予定ではありますが、まだ国からの制度改革の詳細が不明で、保険者支援金の増額については予想ができない状況です。

平成27年度の国の国保税の低所得者対策について、詳細が分かれば町はその方針に沿って減税を実施してまいりますし、その減税分の補填も国に確実にお願いしたいと考えております。

また、御質問の国保税の引き下げにつきましては一般会計から法定外繰入金として、平成23年度に5,000万円、平成24年度に1億2,600万円、平成26年度では8,400万円を予定しており、平成27年度国保予算においても8,000万円の法定外繰入れを計上している状況ですので、国保税の引き下げまでは難しいかと考えております。

国保税を引き下げるためには、特定健康診査や生活習慣病の予防、がん検診などの推進によって国保被保険者の疾病が減り、医療費の抑制が実現されれば国保税を引き下げる可能性になっていくと考えておりますので、今後も保健予防、健康づくりの面に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 国保税につきましては、2018年ですか、県への国保の一本化ということで、私は後期高齢者の議会の広域連合の議員もしましたけれども、本当に後期高齢者も一本化することによって扱うお金は多額なんですけど、きめ細かな顔の見える医療、予防、そういうのはなかなかできない中で、国保税も今かなり国の負担が減り、全部それが町の仕事になり、負担感が増えて限界だと。みんな税金を払ったらあとは食費をやっと食べているという、本当に私たちにもそういう声が寄せられるんですけども、これで国が県への一本化をしてくれば財政的にどうなるんだろうと、ますます国保税は値上がりせざるを得なくなるんじゃないかと。やはり、そういうことも今後、これは一定方向性は出てるんですけども、しっかり私自身も、そういう方向になれば国保税も値上げされるし、市町村独自で頑張ってるいろんな保健予防とかがきちんと反映されないという危惧を持っていますので、この問題も引き続きまた取り上げていきたいというふうに思います。

時間は若干残りしましたが、今日は町民の方から寄せられた子育て支援について、また高齢者の方からは介護保険や年金で入れる老人ホームをと、そういう本当に切実な要望をたくさんお聞かせいただいたので、その点について質問をさせていただきました。

もう少し時間はありますけれども、これで私の質問を終わりたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時53分

再開 午後2時4分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の前に一言申し上げます。

本日は東日本大震災から4年になります。大変な犠牲者の方と今なお2,584名の方が行方不

明であります。哀悼の意と一日も早い復興を祈り、庁内放送で午後2時46分から1分間の黙祷の放送が流れます。議場においても黙祷をささげたいと思いますので、時間になりましたら御協力をお願いします。

それでは、会議に入ります。

梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 皆さん、こんにちは。

今回の一般質問は議員生活28年の最後の一般質問でございます。今日は多くの傍聴の方においでいただき、誠にありがとうございます。質問項目によってはびっくりされたかもしれませんが、知恵を絞って質問項目を選んで質問しておりますので、まず執行部におかれましても、よろしく願いいたします。

また、今日はちょうど4年前、2011年3月11日、午後2時46分に発生したマグニチュード9.0、東日本大震災の時間帯と重なりますけど、質問を行ってまいりたいと思います。

それから、質問項目の2番と3番を入れ替えて、2番の項目を最後に行いたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、最初の地方創生についてお伺いいたします。

今、我が国は人口減少傾向に入っています。このような状況を踏まえ、政府は昨年11月成立したまち・ひと・しごと創生法に基づき日本全体の人口減少の展望を示した長期ビジョンと、地方創生のための今後5年間の総合戦略を、昨年12月27日に閣議決定しました。さらに、都道府県や市町村には、2015年度までに地域の実情を踏まえた地方版総合戦略の策定が努力義務として課せられています。まち・ひと・しごと創生法の主な目的として、少子・高齢化の進展に的確に対応し人口減少に歯止めをかける、その上で、国民が出産や育児に前向きになれるような制度の整備、地域における社会生活インフラの維持、地域における雇用創出、国と地方自治体の連携などが基本理念として掲げられています。

また、この地方創生の鍵は、地方が自立につながるよう地域の資源を生かし、責任を持って戦略を推進できるかどうかです。政府は戦略づくりを支援するため、国家公務員や大学研究者などを派遣する制度を設けるとしています。

また、地域の事情をよく知るNPO法人や民間団体とも連携していくことも大事なことです。まち・ひと・しごとを創生する戦略を立てるための組織や人材の確保についてどのように考えているのか、まちの地方創生関係事業リストの1番に、菊陽まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するために必要である専門的な調査を実施するとある。1番に人口将来展望の分析、2番目に地域特性の情報収集分析、3番目に外部有識者を含む総合戦略会議とあります。政府は戦略づくりを支援するため、国家公務員や大学研究者等派遣すると言っていますが、町としては、まち・ひと・しごとを創生する戦略を立てるための組織や人材確保についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（大塚 昇君） 財政課長。

○財政課長（阪本浩徳君） こんにちは。

それでは、梅田議員の御質問にお答えいたします。

ただいま議員がおっしゃいましたとおり、地方創生に関する人材育成、人材支援の制度として国に制度がございます。そのうち1つ目が、日本版シティーマネジャー派遣制度ということで職員を派遣していただく分。それから2つ目が、地方創生コンシェルジュ制度というのがございます。

若干制度を説明させていただきますと、日本版シティーマネジャー派遣制度は、地方創生に積極的に取り組む市町村に対し地域に応じた総合戦略の策定や施策の推進を支援するため、意欲、能力のある国家公務員や大学の研究者、民間の人材を、市町村長の補佐役、これが日本版のシティーマネジャーってということになります。補佐役として市町村に派遣する制度ということでございます。

2つ目の地方創生コンシェルジュ制度につきましては、自治体が総合戦略の策定を含め地域の地方創生の取組を行うに当たり、国が相談窓口を設け積極的に支援する体制というところが、地方創生コンシェルジュの仕組みでございます。

まず、日本版シティーマネジャー派遣制度でございますけども、昨年11月に国から派遣の希望の応募がございました。対象希望は100市町村程度に派遣したいというところでございまして、受入れは国家公務員が原則2年の常勤の副市町村長や、幹部職員。そしてまた、大学の研究者や民間の人材につきましては原則1年から2年の非常勤の顧問とか参与ということでございました。

全国では、144の市町村が応募しているようでございまして、うち熊本県内では人吉市、菊池市、玉東町、高森町、多良木町の5つの市町村が応募していることで聞いております。

派遣に係る費用負担でございますけども、全額受け入れた市町村持ちということでございます。応募市町村は数的には多くはないようでございますけども、応募した市町村につきましては人口減少対策が急務な市町村が多いように見てとれたというふうに考えております。

本町におきましては、11月応募の申し込みがあったんですけども、その時点では創生の詳細、国の戦略あたりがつくってなかったものですから、詳細が見えなかったこと、それから本町は人口減少ではなく、人口増加に対応すべく施策が急務だったことなどから、また費用もかかるというところでございましたので応募はいたしておりません。なお、今後も国の方から派遣をとすることは考えておりませんが、総合戦略の策定や事業推進に当たりましてはさまざまな課題が出てくるかと思っておりますので、その際は地方創生コンシェルジュ制度、相談です、こちらの制度を活用していきたいというふうに思っています。

また、一方、地方コンシェルジュ制度でございますけども、こちらは3月2日に地方創生コンシェルジュ名簿というのが送られてきました。それから、相談の受付は始まったというところでございまして、熊本県担当の方が国家公務員の方で44人いらっしゃいまして、熊本県に関係のある方あたりが登録されているかというふうに思います。

確かに、戦略を策定する場合、さまざまな課題が出てまいりますので、その際はこの制度を当然活用していきたいというふうに思いますし、また、熊本県におきましても、市町村を積極的にサポートします熊本県版コンシェルジュというのを新年度に向けて設置するというふうに聞いておりますので、こちらの方も活用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 要するに、国家公務員や大学研究者を派遣する制度があるけども応募しなかったということですね。結局は相談員体制にいろんなことを相談していくということかもしれません。確かに地方創生っていうのは、人口減少社会を今後どうするかというのが大きなテーマでございますので、菊陽町は全国でも人口増の時代で大変質問しにくいんですけども、本当はこういう中にこそいろんな知識者と申しますか、そういう人をもっているような長期戦略を練っていただきたいと思ってこの問題を取り上げたんですよ。ただ、応募してないということですけども、今日の熊日新聞にも石破創生大臣の言が載ってございましたけれども、今年一年でいろんなことを構想を描きらんとこはもうしきらんていうんですかね、そういうことが載ってございました。

だから、いろんなことを知恵を出し合って、私はやっていくべきだと思って、最初は人材の確保を目指して質問項目に上げたんです。その辺は町長はどういうふうに考えられてますでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） この件につきましては、今財政課長が答えましたように、マネジャー制度のところは応募はしておりませんが、コンシェルジュ制度、これは名簿が送ってきて44名の方がおられまして、いろんな、それぞれの分野の方々がおられまして、電話からメールアドレス、いろいろできて非常に活用しやすいような体制をとっていただいておりますので、この辺はぜひ、これから計画そういうのに入って行く中で、相談をすれば対応していただくということですので、この辺は最大限に活用してやっていきたいと思っております。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） それで、その相談員が44名ですかね、その人たちにいろんな問題をまた角度を変えて相談していいということですけども、地方創生について4項目出しておりますので、次の私、文教厚生常任委員会に所属しておりますけども、保育料の完全無料化というのを質問していきたいと思っております。

地方創生戦略の第1の目標は人口減少に歯止めをかける、子どもを産み育てやすい環境をつくることでございます。国の15年度の地方財政改革に、地方創生のための経費1兆円を計上し、人口減少や少子化の対策に手厚く財源を配分されるようになっております。

2014年度から幼稚園就園奨励費補助制度が拡充され、生活保護世帯は負担が無償になっております。また、子どもが3人以上いる世帯、多子世帯も負担が軽減されました。今年度からは幼

稚園の月額保育料負担は私立9,100円、公立4,900円を一律3,000円に引き下げます。一応、年間所得が270万円以下になっていますけど、大前進です。

これからは幼稚園、保育園、認定こども園の幼児教育の無償化の推進が大事になってきます。既に幼児教育の無償化に取り組んでいるところがございます。鳥取県若桜町と青森県西目屋村が保育料完全無料化です。

菊陽町も地方創生のもとに、幼児教育の完全無償化に取り組んでいただきたい、町長の御所見を賜りたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） では、今質問がありました分についてお答えいたします。

通告の分で、3歳児、4歳児、5歳児の分の保育料、完全無料化の分……

（17番梅田清明君「それはまた後でいいです」の声あり）

後でいいですか、はい。

保育料について、全体の分について、まず御説明します。

平成25年度ベースでございますけども、保育所の入所負担金、今議員がおっしゃいました保育料についてでございますが、約1,300人ぐらい今入所しておる中で収入調定額が全体で2億9,808万3,000円でありました。この金額ですので、保育料の完全無料化となれば全額が2億9,800万円の財源が必要となりますので、町としましては、全額国費負担として実施しない限りは現実的には保育料の完全無料化というのはできないというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 私もむやみに質問項目を上げているわけではありません。

これは、青森県の西目屋村、今年の4月1日から2歳未満児の保育料を無料化する。2歳未満児っていったらゼロ歳児、1歳児、2歳児です。去年が既に2歳児以上の保育料を無料にしておると。3歳児、4歳児、5歳児を。今年から完全無料化と新聞に載っているんです。鳥取県の若桜町とともに全国で今2か所あると、完全無料化は。

それから、第3子から保育料無償にしているところもいろいろあります。そういった感じで、さっき課長が言われたけども、幼児教育無償化にするために3歳児、4歳児、5歳児で幾らになるのか、また5歳児だけだったら幾らになるのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） では、今の議員から御質問がありました分で、まず保育料の完全無料化の対象者を3歳児、4歳児、5歳児の計3年齢児で、これも25年度、菊陽町保育料ベースで申しますと約1億9,063万5,000円でございます。それと年長児であります5歳児のみの分の保育料の分が全部で6,414万8,000円でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 5歳児だけだったら6,414万8,000円ということですかね。

石川県川北町では、所得に関係なく18歳までの医療費は無料です。また、水道料も月10トンまで無料です。そのほかチャイルドシート購入補助もあります。その手厚い住民サービスのきっかけは、84年に松下電器、現パナソニックの工場を誘致し税収が増えたことにあります。80年度に約1億9,000万円だった地方税収は、13年度には14億5,000万円まで伸ばしています。町福祉課の大山課長は、企業誘致の増収分を施策という形で住民に還元した結果が今の人口増につながった。今後も住民の要望に応え続けたいと述べられています。

菊陽町も企業誘致に努力し、ソニー、ナカヤマ精密機械、富士フイルム、ゆめタウン、ハンズマン、ヒロセなどいろいろな企業が進出し税収が増えております。12月の決算、25年度の決算ですが、町税だけでも63億3,407万円ございます。自主財源は83億8,993万円もございます。石川県の川北町みたいに税収が増えた分だけ施策として住民に還元していただきたい。

5歳児だけでも無料化にならないか、町長にお伺いいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 保育所、待機児童解消に努めているような状況の中で、町立が8園と民営が7園ほどありますけども、そういった中でこの保育所の運営というのは、今引き下げできないと言われる保育料と、それと民間の場合には国の負担、県の負担と町の負担でなっておりますけども、町立の分が全部交付税の需要額算入ということで需要額に算入されておりますので、実際平成16年以降の三位一体改革が、町立が全部公算の需要額ということでもありますので、需要額の総額の中には入っておりますけども、実際需要額が10億円あるとして、それから税等の収入を引きますと、あとの、今も財政力は0.9を超えておりますので1割しか来ないということです。その中の全体の中の一部ということで、実際はほとんど来てないのと同じような状態です。

その分で非常に苦慮して、今年予算査定をする中でも非常に学校建てるのにも金がかかるし保育所もかかるということで、同じ事情にある荒木市長と一緒に国の方に行って総務省の方で言ったのは、今町立の分も16年以前の前のように国の負担で現金といたしますか、それで交付してもらえないかという要望はしたんですけども、現実的にはかなり厳しいような情勢ではありましたが、そういうところを要望したところであります。

そういうことで、今非常に保育所の分の一般財源の分も不足もしておるということで、さらに保育料の分まで無料にしたら、それはまた町の負担ということになりますので、現実的には、全国的にはできてるところもあるという話ですけども、本町の場合は非常に厳しいなというところで、今年の当初予算の中でも、財源不足のためやむなく財政調整基金等の繰入金で対応しておりますので、今そこまでの、気持ちは分かりますけども、現時点では対応できていないといたしますか、そういう状況であります。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 税収が増えた分だけ、菊陽町は九州で二、三番目なぐらい財政力もいい

んですけれども、その分地方交付税が少ないってどんぐらいと言ったらいかんですね。

なかなか私も質問しにくいんですけれども、これは国の流れとして、幼児教育の無償化というのは近年中に実現できるものと私は見てるんですよ。今度の最終日にも幼児教育の無償化という意見書を提出する予定です、国に対して。そういったことで5歳児だけでも思ったけれども、そう簡単にはいかないとか、最初から分かっております。何年後かにはこういう幼児教育の無償化制度になっていくと私は見ておりますので、そのために質問いたしました。

それでは3番目に、プレミアムつき商品券の実施について質問いたします。

プレミアムつき商品券の実施について周辺市町村と連携するのか、町単独になるのかと通告していますが、先日地方創生関係需要リストを配布されました。その中の一つ、商工振興課のプレミアムつき商品券発行事業、町商工会に委託しプレミアムつき商品券を発行するプレミアム率20%、1,000円券6枚つづり、町内に店舗を有し町に登録を行った店舗で使用可能とするがあります。もう結論が出ているので、大変やりにくいというか。

先般、2月8日、三里木商工繁栄会の第1回馬か鍋スタンプラリーがございました。議長が所用のため出席できませんでしたので、かわりに私が出席することになりました。馬か鍋スタンプラリーは三里木の7店舗で一律鍋1人前540円をスタンプ3枚、3件だけ行けば商品券1,000円分を進呈しますという試みでした。私は挨拶の中で、これは国が推奨するプレミアムつき商品券を三里木商工会が先取りしたようなものですと。ちょうど布田商工会長も来ておられたので、ぜひ町と商工会と話し合って、国のプレミアムつき商品券を実施していただきたいとお願いしたものです。

ところが、商工会に委託と丸投げでしょうか。私が周辺市町村との連携をするのかと通告していますが、日本リサーチ総合研究所、市民研究員の藤原裕之さんは、商品券が使える範囲の設定は、今までは商店街の活性化をターゲットにしてエリア内に限ってきたが、自治体の垣根を超えた使用範囲の拡大で消費環境を促す検討もすべきだと提案されています。

そこで、合志市や大津町、熊本市と連携、話し合いはしたのかどうかお伺いいたします。

○議長（大塚 昇君） 商工振興課長。

○産業建設部審議員兼商工振興課長（荒木一雄君） お答えいたします。

先ほど、梅田議員の方から補正のときの答えを言っていただきましたけど、説明させていただきます。

本事業は生活支援と地域経済活性化を目的として、国の経済対策に基づく地域住民生活等緊急支援のための交付金事業で、地元だけでお得に利用できるのが特徴で、基本的には購入額に上乗せした金額分を加えて商品やサービスを購入できる制度で、発行地域にある店舗等で利用できます。例えば、購入額1万円で2割プレミアム分を上乗せしまして、1万2,000円分の商品購入ができるようになる商品券事業のことです。また、1人当たりが購入できるセット数、購入資格、有効期限、利用条件などの制限など、発行元が決定できるようになっています。

プレミアムつき商品券発行事業について周辺市町村におきましては店舗事業所等の経済対策で

あるということで、広域的な取組をしようとする動きは見られません。その理由としまして、本町には大型商業施設や専門店が多数立地している状況からも、広域的な取組になると周辺市町村から本町への集客が懸念されるため、連携は困難と思われる。

現在、事業の骨格や事業委託を予定しております商工会と協議を行い、事業形態を決定し、早い時期に発行できるように考えております。

それと、先ほど周辺市町村と協議してるかということで言われましたけど、合志市、菊池市、大津町には担当者の方とちょっと話しましたが、うちと連携することはないということをお聞きしましたので。担当レベルの話です。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 私も聞いて、大津町でするんだけど、菊陽町とするとゆめタウンに行ってしまうから合併はしないというか、そういったことだったです。けど全国的には、県で取り組んでいるところがいっぱいあるんです。埼玉県はほとんど全60市町村が発行していて、その8割に当たる50自治体では30%のプレミアムがついとる。そういつてどこでも使える、県で使えるようなシステムです。また、鳥取では宿泊券が100%、2,500円で5,000円の宿泊券を販売して観光客を呼ぶんです。6,000円を5,000円で買って土産品代を買うっていうか、そういうのも島根県で出しとってです。

私も6月以降の実施になるかと思いますので、券を買って旅行に行こうかなと思ってるんですけども、そういったふうに、いろんなアイデアを一番最初に、そういった知恵を出して人材を確保したかって言いたいのはそこだったんです。そういったことで、まちおこしをどうやったらいいかというのをみんなが真剣に考えていけば、いろんなアイデアが出てくると思うわけです。

これは商工会に丸投げでした。どげんですか。

○議長（大塚 昇君） 商工振興課長。

○産業建設部審議員兼商工振興課長（荒木一雄君） 一応今回は3,000万円の補正をお願いしております。そのうち、約2,000万円程度がプレミアムになります。あと、いろんな広告費とか、それとか換金が必要になってきますので、そういうところの費用と人員、人も必要だと思えます。そういうのも含まれておりますので。あと、委託してもう一度協議しながら内容は詰めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 商工会と協議しながら進めていくということで、ぜひ、いいアイデアを出して、最も効果的な方法でやっていただきたいと思えます。

次に、南校区の移住の件について質問いたします。

南校区児童数減少問題、毎回何人かの人たちが質問いたします。町は児童数減少問題を深刻

に捉え菊陽町定住促進補助金制度を設けました。対象期間が平成25年4月1日から平成30年9月30日までとなっている、何で平成30年9月30日なのか、そこで打ち切るのか、また継続するのか、お伺いいたします。

また、約2年経過したが、現状と今後についてお伺いいたします。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（大山陽祐君） お答えいたします。

まず、御質問は前後しますけれども、現在の状況と今後の取組、それを踏まえて先にどうしていくのかの答えをしたいと思います。

まず、定住促進、直接的な、具体的な定住促進施策であります定住促進補助金の観点から、その実績、現状を御説明しますと、今年度末現在の見込み数で、申請件数が1年前の制度施行後の累計で新築が6件、中古住宅の取得が1件、御実家等への転入が6件の合計13件となっております。これを子どもさんの数で見ますと、小学生が10名、未就学児が10名の合計20名という状況です。この定住促進補助金制度の効果もありましてか、南小学校の児童数は、昨年4月1日の67名から今年4月1日現在の予測では74名になるというふうに聞いております。また、複式学級も解消されるというような教育委員会からの報告を受けているところでございます。

それから、今後の話なんですけれども、今後の取組としましては、新年度からこれまでの新築、中古住宅等の補助に加えまして、3世代以上の同居を促進するため、御実家等のリフォーム、修繕等の費用も補助対象として追加し、定住促進に向けた制度拡充を行いますので、さらなる効果が期待できるのではないかと考えているところでございます。

新年度予算も申請件数8件を想定しまして、昨年の275万円の当初予算から倍増の585万円を計上させているところでございます。

御質問の、一応要綱というのは一定の効果等がありましたら、あるいはその方向性、拡充するとか、方向性を変える等々の問題がありますから、一定の期限というのは定めておりますけれども、これはあくまでも十分な効果があったのか、廃止するんであればそれなりの廃止というのは十分な理由があるというところなものですから、廃止すると申し上げますよりも、再度検討して、また考えているということになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 少しは人口が増えてるような感じがしますけれども、何で私が地方創生についてこの問題を出しているかといえば、地方創生版に地方へ新しい人の流れをつくるの中に移住、交流の相談専門員の配置とあります。これを機会に移住、交流相談事業の専門員を置いて改正していただきたい。やっぱり、専門の相談員がおらんなかなか思ったふうにかんわけです。また、国の制度を利用して、菊陽町の補助金制度を現在の3倍にしていきたいと思えますけど、いかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（大山陽祐君） まず、移住補助金の相談員と申しますけれども、この相談員というのは多種多岐にわたりましたことなものですから、これは議員の御質問、御経験を勉強させていただいて、その方向があればというところで検討はしてみたいと思います。

それから、予算の方なんですけれども、そもそも3倍にさせていただきたいとお話しなんです、これは必要なやつを積み上げてやって、公平性とか適性とか積み上げた結果となってくるものですから、極端に言えば、必要な状況になれば5倍、10倍になるかもしれませんし、あるいは2倍にもなるかもしれませんし、これは倍数が目的ではございませんで、必要最小限の効率的な、効果的な政策のもとの必要な予算、あるいは人等というふうに考えておりますので、このようなお答えで御容赦いただきたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 一応、ふるさと地方創生の中にこういう制度がありますので、また勉強していくということですが、その地方創生の中でこの予算確保がとれば、私は2倍、3倍はできるんじゃないかと思って取り上げたんです。だから、また研究していただきたいと思います。

それでは次に、スポーツ施設の整備について、1番の（仮称）光の森多目的広場に街灯の設置はできないかを質問いたします。

光の森町民センターが完成し、光の森は7町内あるけど公民館がなく大変不便でしたけど、これからは町内ごとに会議を開くことができます。自分たちの町内のこと、祭りのこと、体育祭のこととか、あるいは光の森全体の行事とか、いろいろ話し合い、地域間交流がなされるものと思います。そのとき、光の森多目的グラウンドが非常に重宝されるものだと思います。そこで、いろんなイベントがなされれば、必ずトイレが必要でございます。そこで、トイレの設置を通告していたら、トイレはもうついているよということで削除しましたが、先日、私も最初現地を視察して質問したつもりですけど、小さなトイレが確かにありました。大きなイベントのときは1か所では足りないと思います。質問項目からトイレは削除しておりますけれども、今後大きい行事のときは必要かと思っておりますので、頭の隅に入れていただきたいと思っております。

また、夜遅くジョギングする場合に暗い、街灯をつけてほしいという要望がございます。今はLEDが小さくて大変明るいようです。近所に迷惑にならないように配慮して街灯をつけていただきたい、このことについて答弁を求めます。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

（仮称）光の森多目的広場は、南側の光の森町民センター用地と合わせて、平成19年3月に熊本県住宅供給公社から約3.5ヘクタールの用地を取得しております。その後、平成21年度には本格的な利用整備までに一時に利用できるようにするため、用地周囲の張り芝や水飲み場、仮設トイレ、照明等などの整備を行っております。

現在、多目的広場は用途を特定しておらず、あくまで暫定的な使用を念頭に地域の皆様に御利用いただいております。また、広場内の設備等も一時利用に対応するためのものとして、最小限度の設置規模にとどめております。

平成22年2月からは、(仮称)菊陽町光の森多目的広場の管理及び使用に関する規定を施行しまして地域の皆様に広場の開放を行っておりますが、個人的に使用できるものとしては、今も申されましたけれども、ウォーキング、ランニングそれからサッカーのパス程度、野球等のキャッチボール程度のものを想定しております。また、地域、団体にはグラウンドゴルフ、レクリエーション大会等で使用する場合には、使用許可申請書を提出していただき、開放するようにしております。

もともと、夜間の使用を想定して整備しておりませんので、現在照明灯は、先ほど言われましたけれども、広場北側のトイレの横とそれから北西角の2か所に設置していますが、どちらも管理用の照明でありスポーツの用に供する照明とはなっておりません。

北側用地の本格的な整備については今後検討していくこととなりますが、現時点で新たに照明灯を設置する予定はございません。

ただし、多目的広場の整備とは直接関係ございませんけれども、平成27年度から多目的広場北側及び西側の町道に防犯灯を10基設置する予定でありますので、それが設置されれば、その明かりによって夜間にジョギングなどが行える程度の明るさは確保されると思います。

以上です。

○議長(大塚 昇君) 梅田清明君。

○17番(梅田清明君) 街灯10基つけばある程度明るくなると、それでも結構かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、体育館と総合運動公園についてですけども、時間がちょっと厳しくて、借金が142億4,817万円もあるからなかなか質問しにくいので、この問題は取り下げたいと思います。

最後に、子ども医療費、県内現物給付できないかと通告しておりますけども、このことについて質問いたします。

この子ども医療費無料化は何回質問したか分からないぐらい質問しています。けど、中学3年生まで医療費無料化で、若いお母さん方は大変喜んでおられます。だけど、町内は現物給付、病院にかかってもお金は払わなくて済みます。けど、外の市町村の病院にかかった場合、一回支払って役場に請求しなければならない、大変面倒である。大津町みたいに現物給付にしたいと要望がございます。菊池市も今年の4月1日から県内どこでも子ども医療費、現物給付になります。

菊陽町も県内どこでも子ども医療費現物給付にしたいと。先ほども述べましたが、税収が町税だけでも63億3,407万円とこんなにも伸びております。政策として住民の要望に応え、住民に還元していただきたい。町長、今から15年前の決算、平成10年度の決算は町税の収入は30億1,460万円で、現在の町税の収入は63億3,407万円ですので、差引33億1,945万円、

15年間でこんなにも町税収が伸びております。さっきも言いましたけど、石川県川北町は14億5,000万円まで税収が増えたと喜んで、住民に還元してる。現物給付にすればいろいろとペナルティーもあるかもしれないが、それ以上に税収が伸びていると思います。

これを機会に子ども医療費、町外も現物にしていただきたいと思います。町長の御所見を賜りたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） 本町の子ども医療費の窓口払いの無料は、町内50医療機関の協力のもとに現物給付を実施しております。医療機関からは毎月何百とある診療の中から、菊陽町の子どもの診療に係る保護者の窓口負担金1か月分を整理し、まとめて請求していただいております。町としては大変感謝しておりますし、先生方の子どもの病気の早期治療、健全な育成への願いを強く感じておりますし、菊陽町に大変御貢献いただいているところであります。

このような町と医療機関の先生方の良好な関係を今後も大切にしていきたいと考えております。

医療の窓口無料を県内まで拡充するためには、医療費助成に係る審査支払い業務を熊本県国民健康保険団体連合会と社会保険診療報酬支払基金熊本支部に委託しなければなりませんので、事務処理が発生いたします。その委託料として25年度の試算では774万円が見込まれております。

また、病院にかかった医療費の7割、8割は、国保や社会保険の保険者負担であり……。

○議長（大塚 昇君） 放送が始まりましたので、御協力ください。

○議会事務局長（廣野豊徳君） 御起立願います。

[黙 禱]

○議長（大塚 昇君） ありがとうございます。

再開します。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） 次に、医療費ですけれども、病院にかかった医療費の7割、8割は国保や社会保険の保険者負担であり、高齢化の進展に伴い医療費が年々増加している中で、国保でも一般社会保険でも、財政的には苦しい、厳しい状況があります。そのため、財源をどこに求めるか、またどのように医療費を抑制していくのか、今全国で問題になっております。

子ども医療費助成は、医療費の保護者負担がなくなり気軽に受ける便利さがありますが、保護者は子ども医療費は無料といった誤解を生み、医療費の抑制に対する意識が低下することが考えられます。そこで、医療費の窓口無料を県内全域に拡充する場合、現在無料としている子ども医療費について利用者に一定の負担金をお願いするとか、国民健康保険税では、税率の見直しにより財源を確保しなければならないとか検討しなければならないと考えております。

以上のことから、一部負担金の助成方法につきましては、当面これまでのように町内医療機

関の外来受診は現物で、入院及び町外の外来受診は償還払いで続けていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 基本的な姿勢につきましては、ただいま健康・保険課長が答弁したとおりであります。子ども医療費助成制度は、菊陽町の子どもたちが疾病の早期での治療を促進することで、その健康の保持と健やかな育成を図り、また子育てに伴う保護者の皆様の経済的な負担の軽減を図るということで、子育て世帯を支援するものであります。

しかしながら、国、県のこの分に係る支援は弱くて、関係市町村と連携して国、県に要望などを行っているところでありますが、全国的な少子化はどんどん進行しているところであります。

これまで、子育て支援策、子ども医療費助成の県内拡充につきましては、梅田議員のほか小林議員からも幾度となく御質問をいただいておりますが、今般の地方創生におきましても、子育てが安心してできる、出産から育児まで手厚く措置されているということが少子化をとどめる有効な方法であると規定してあります。

したがって、国、県の支援の強化要請は引き続き強力に進めてまいります。同時に子育て支援が充実した町という観点から、この子ども医療費助成の充実のために、財政規律に注意しつつ、関係者の御意見、町内の医療機関とかもいろいろ協力いただいております。そういった関係者の御意見、それから町民の皆様の御理解を得ながら、制度設計の方を考えていきたいと考えております。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 今担当課長が今までどおりでやっていきたいということですが、県内全域、現物給付にしたら774万円ということですかね。先ほども言いましたように、町税の伸び率についても63億3,407万円も伸びておるわけですね。そういったところで、石川県の川北町は14億5,000万円伸びたと喜んで高校生まで医療費無料化とか、水道料10トンまで無料化とか、いろんなことを施策をやってるんですよ。山鹿も高校3年生まで医療費無料化とやります。結局はその町の姿勢。

町長、担当課長も、上がすればできますけど、上がだめならだめということだったんですよ。町長、この辺で思い切ってやったらどうです。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） その財政です、税金があると言われても、さっき言いましたように、実際いろんな、菊陽町非常に都市化する中で、行政需要、子どもたちのため、一方では今日、今回の質問でも出ておりますように、高齢者のための対策、これも2025年が団塊の世代が75歳、後期高齢者に入るときが来ますけども、そういうことを視野に入れながら取り組んでおりますけども、とにかく多様化する中で、今年の27年度の予算を組むときに非常に苦労して、最終的にはさっきも言いましたように基金の取崩しで対応しているというような状況があります。

そういうところありますけども、今述べましたように、地方創生の中でもいろいろ出てきておりますので、そういうのをうまく生かしながら、今回この制度設計と言ったのは、よそと同じようなところまでするかどうかというようなところを、いろんな御意見とか財政比率は守らなければなりませんので、そういう面も含めて、きちんと制度設計の方から入っていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） この現物給付、菊陽町だけ特別に言ってるわけではないんです。現に大津町もやっとするし、菊池市も今年の4月1日から実施すると、近隣でそういうことがあるから何回も一般質問しているわけです。これ、決断ができないと私も残念でたまりません。今後いろんな角度から、私もこれで卒業しますけれども、検討してやっていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わりますけど、28年前どんな質問をしたのだろうと、最初の1年間の会議録を読んでみました。28年前は誰もここにはいなかったと思います。町長も課長にはなられていない状況のときでした。62年、第2回6月定例会の私の一般質問、一般質問の途中、私の声が余りにも大きく停電になりました。誰かが電源を落としたんだと思います。これが最初で最後です。

それはそれとして、何を質問したのだろうと読んでみれば、北台地開発50万坪の墓地公園構想と、菊陽バイパス周辺に大がかりな企業誘致を提案していました。菊陽バイパス全線開通は平成4年ですので、なぜ6年前に言ったのか覚えていませんが、28年経過してみると北台地にはセミコンテックパークと原水工業団地、合わせて40万坪の工業団地ができています。また、当時菊陽バイパスは開通していませんでしたが、28年たってみると菊陽メガモールと言われるぐらい企業誘致ができています。また、9月議会では防災無線のネットワークと災害時サイレンではなかなか分からないので、区長さんと議員宅に防災無線を取りつけていただきたいと質問していましたが、去年、27年後に取りつけていただきました。また、菊陽杉並木と縁のある屋久島と菊陽町の姉妹提携を一般質問していました。去年が姉妹提携20周年でした。12月議会では、カルチャーセンター建設、いわゆる文化会館のことです、現在では立派な図書館ホールができています。当選からちょうど1年後の3月議会では、在宅老人コミュニケーション通報センターを提案しています。お年寄りが胸にかけたペンダントを押せば通報センターのパソコンに本人の名前、かかりつけの病院や、最寄りの連絡員等、自動的に表示するシステムでございます。お年寄りから大変喜ばれています。それから、大型バスが何十台も駐車できるような大型公園、町民広場や憩いの森、歴史民俗資料館、農家の人たちのお漬物等を土産店など、名づけて菊陽シンボルゾーン構想と提案していました。現在では20ヘクタール以上の大型公園ができています。温泉に物産館までできています。私も28年間振り返り、当時無我夢中で大きいことばかり提案してきましたが、ほとんどできていることに執行部に感謝いたします。会議録がありますので、どうか皆さんも読んでみてください。

最後に、広報委員の皆さんに感謝申し上げます。広報委員さんの皆さん一人一人が個性豊か

にそれぞれの長所があり、それぞれが意見を主張され、毎回、毎回広報が深化していき、昨年は熊本県町村議会コンクールで特別賞、企画賞を受賞、90点満点で菊陽町広報委員会が72点で県内トップの評価でございました。広報委員長として優秀な広報委員に恵まれ、こんなうれしいことはございません。また、28年の議員生活をこんな形でお祝いしていただき、ただただ感謝でいっぱいでございます。本当にありがとうございました。また、議員の方々、執行部の方々、これからの菊陽町の姿、超高齢化社会の安心・安全な菊陽町のために頑張ってください。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 私の方から、梅田議員に送別の辞を贈りたいと思います。

梅田議員は今期で菊陽町議会議員を御勇退と伺っております。ということは、この一般質問が最後の質問となられたわけでありまして、この議場におきまして、町長として送別の辞を贈りたいと思います。

梅田議員、今御自分でも述べられましたけども、昭和62年4月27日に菊陽町議会議員選挙で初当選され、以来7期28年間にわたって公明党所属議員として活躍されたところであります。

梅田議員が当選されたときは富永前町長の時代で、私は当時さっき言われたように財政係長でありました。当時から梅田議員は議場の中で、あるいは役場の中で、絶えず周りを明るくする振る舞いとその言葉で周りを和ませる存在であったことを覚えております。このことは今でも変わっておられません。

しかし、議会議員としての活動は、所属政党の立党の精神、大衆福祉を自分自身の議員活動の理念として弱者対策、障害者対策、母と子の福祉対策に取り組んでこられました。中でも今最後の質問になられました子ども医療費の無料化については、昭和50年前後から幾つかの自治体が始まっていたというものの、ほとんどが乳幼児が中心でありました。しかし、梅田議員が議員活動を始められたころから対象年齢の引き上げ、所得制限の撤廃等の要望が高まり、梅田議員もこの声をくみ上げ、議会での提案を続けてこられました。

私が町政をお預かりするようになってからも、梅田議員は子ども医療費の無料化の充実、そして妊婦健診や子宮頸がんの検診の充実というような母子保健対策の充実を訴えたところであります。

そして、議員最後の一般質問は、子ども医療費の無料化の充実ということで、この現物給付の県内での広がりをお訴えしたところであります。母と子の福祉対策を議員活動の大きな柱としてこられた梅田議員らしいものであったと思うところであります。

そしてまた、人工内耳聴覚障害の人たちに対する支援や、障害児保育の必要性、そして障害者差別禁止条例の提案もあったところであります。これらの障害者対策、弱者対策の提案については、実現しているものもあれば、現在研究中のもの、制度設計を検討しているものもあるという状況でありますけども、梅田議員が議員活動の大きな柱としてこられた障害者対策、弱

者対策については、行政を預かっている私といたしましても解決しなければならない課題でありますので、職員と一緒に今後懸命に取り組んでまいりたいと思います。

そして、梅田議員が常に持っておられる社会的に弱い立場の人の側にいるという姿勢、町民の生の声を聞くという姿勢を、私も職員も見習って行政運営をしていきたいと決意しているところであります。

最近の梅田議員は副議長として議長のよき相談相手となり、そしてまたさっきも述べられましたが、広報委員長として議会活動を分かりやすく町民に広めるため、カメラを片手に活躍しておられる姿を見ておりますと、議会と町民の距離を縮める、町民に親しまれる議会をつくろうと努力しておられるのがよく理解できるところであります。梅田議員と議会や役場以外でお話をしていると、奥さんと一緒に旅行に行ったとかという話や、夕飯の材料を買いにスーパーに行って自分で料理をしておるといふようなことも話を聞いています。こういう面、いい家庭人だな、いい家庭だなと思わずほっとするような場面もあるところであります。

今後はこういう家庭人の場合が多くなると思いますが、元菊陽町議会議員として、そして公明党の党员として、菊陽町行政に対する辛口の言葉と菊陽町頑張れという応援の言葉を聞かせるために、時々役場にも来ていただきたいと思います。

終わりになります。

菊陽町議会議員梅田清明さん、お疲れさまでした。ありがとうございました。

(17番梅田清明君「どうも、ありがとうございました」の声あり)

○議長(大塚 昇君) 梅田清明君の一般質問を終わります。

梅田議員には7期28年の議員活動、大変お疲れさまでした。そして、この4年間、副議長として大変ありがとうございました。まだ、5月1日まで任期がありますので、最後まで任期を全うされますように心からお願いを申し上げまして、私からもお祝いとお疲れさまを申し上げます。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時3分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成27年3月12日（木）再開

（ 第 5 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (5日目)

(平成27年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成27年3月12日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 佐々木 理美子 君 | 2番  | 中 岡 敏 博 君 |
| 3番  | 野 田 恭 子 君 | 4番  | 吉 本 孝 寿 君 |
| 5番  | 吉 山 哲 也 君 | 6番  | 渡 邊 裕 之 君 |
| 7番  | 坂 本 秀 則 君 | 8番  | 石 原 武 義 君 |
| 9番  | 甲 斐 榮 治 君 | 10番 | 岩 下 和 高 君 |
| 11番 | 佐 藤 竜 巳 君 | 12番 | 福 島 知 雄 君 |
| 13番 | 川 俣 鐵 也 君 | 14番 | 加 藤 眞佐男 君 |
| 15番 | 上 田 茂 政 君 | 16番 | 小 林 久美子 君 |
| 17番 | 梅 田 清 明 君 | 18番 | 大 塚 昇 君   |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

|        |           |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 廣 野 豊 徳 君 |
| 書 記    | 山 野 光 子 君 |
| 書 記    | 増 永 純 一 君 |

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                   |           |                                 |           |
|-------------------|-----------|---------------------------------|-----------|
| 町 長               | 後 藤 三 雄 君 | 副 町 長                           | 井 手 義 隆 君 |
| 教育委員会委員長          | 曾 我 惟 雄 君 | 教 育 長                           | 赤 峰 洋 次 君 |
| 教 育 次 長           | 桐 陽 介 君   | 総 務 部 長                         | 吉 野 邦 宏 君 |
| 福祉生活部長            | 實 取 初 雄 君 | 武蔵ヶ丘支所長兼<br>光の森町民センター<br>開設準備室長 | 渡 邊 幸 伸 君 |
| 産業建設部長            | 松 村 孝 雄 君 | 産業建設部審議員兼<br>商工振興課長             | 荒 木 一 雄 君 |
| 会計管理者兼<br>会 計 課 長 | 大 川 由紀美 君 | 総 務 課 長                         | 吉 川 義 則 君 |
| 総合政策課長            | 服 部 誠 也 君 | 財 政 課 長                         | 阪 本 浩 徳 君 |
| 税 務 課 長           | 阪 本 章 三 君 | 人権教育・啓発課長                       | 高 木 定 伸 君 |
| 福 祉 課 長           | 西 本 一 浩 君 | 子育て支援課長                         | 宮 本 義 雄 君 |
| 健康・保険課長           | 佐 藤 清 孝 君 | 介護保険課長                          | 市 原 憲 吾 君 |
| 環境生活課長            | 今 村 敬 士 君 | 町 民 課 長                         | 酒 井 章 彦 君 |



農政課長 志垣敏夫君  
都市計画課長 大山陽祐君  
総務課長補佐兼  
総務法制係長 中島秀樹君  
学務課長 松本洋昭君  
農業委員会事務局長 紫藤広美君

建設課長 小野秀幸君  
下水道課長 士野公典君  
図書館長 山崎謙三君  
生涯学習課長兼  
中央公民館長 堀行徳君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（大塚 昇君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） 皆さんおはようございます。議席番号7番の坂本です。

本日は早朝より多数の方の議会傍聴誠にありがとうございます。私は町民の皆様と語り合い、その思い、その声、その要望を行政に訴える確かなかけ橋になりますをモットーに議員活動を続けてまいりました。本日は、その思い、声、要望を一般質問に通告しております。

通告内容は、①町立もみじ保育園建替えについて、②安心・安全なまちづくりについて、③菊陽南小学校区の活性化についてです。質問は質問席において行います。よろしく願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） それでは、質問事項①の町立もみじ保育園建替えについて質問いたします。

昨日、吉本議員の質問に対する答弁では11月に耐震診断結果が出た後、12月末には建替えとその後の運営は民設民営でやると決定したとのことでした。それと、保護者の意見、要望に関してはしっかりと聞いて、丁寧に説明をし、対応していくとのことで、町長の答弁では一日でも早く安全・安心なところに移したいとの思いで答弁がなされました。それと、今後の保育園民営化に対しては保育所のあり方検討委員会を立ち上げて検討していくとの答弁がありましたが、それを踏まえて①から⑨まで順に質問いたします。

まず、(1)の園舎の耐震診断調査後、結果をすぐに保護者及び関係職員に周知しなかったのはなぜか。町長の答弁では、一日でも早く安全・安心なところに移すとの答弁からすればすぐに周知すべきではなかったかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） おはようございます。

では、今、御質問がありました件についてお答えをいたします。

耐震診断結果だけを先に周知することは、保護者や職員の方に不安だけを抱かせることになりますので、耐震診断結果を周知する以上は、あわせて対応策と一緒に周知すべきというふうに考えたところであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） それでは、(2)の質問に移ります。

(2)の新規もみじ園入所希望者に建替えを先に周知していたのは本当かについて質問します。

この質問に対しては、もみじ園の数名の保護者からそういう事実を聞いているという話を耳にいたしました。どうですか。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 今議員が御質問された分について、まず先に結論から申し上げます。これは本当ではありません。

まず、内容でございますが、在園時の保護者に対しましては1月26日付で菊陽町立保育所もみじ園の改築工事の説明会の開催という件名で説明会の案内文を出しております、1月26日に。そして、その翌日ですけれども1月27日に、今議員がおっしゃったように新規のもみじ園の入所希望者に対して、うちの子育て支援課の保育所係の職員が入所の面接を行いました。このとき、職員は入園希望者の方に対してもみじ園は工事が有りますと、新規入所については制限する可能性がありますということを説明しております。ですから、前日に、保護者宛てには改築工事の説明会をするというところで案内を出しております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） それでは、次の(3)の質問ですが、私は1月31日と2月3日の保護者説明会、2回とも出席いたしましたが、説明会から仮設園舎及び他園への転園希望調査アンケート提出の期間が短かったことには大変驚いております。こんなやり方をするのかなと感じました。

そこで、(3)の保護者及び職員への周知からアンケートの提出期間が短かったのはなぜか、誰が決めたのかについて質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） では、今の議員が御質問されました保護者及び職員の周知からアンケートの提出期間が短かったということについてお答えいたします。

4月の新規入所あるいは継続の入所の決定について、保育所入所選考作業につきましては、毎年1月に各保育園で保護者の入所面接を行います。そして、2月に入所選考作業を行いまして、3月初旬に保護者宛てに入所選考結果を通知しているところであります。

今年の入所選考作業におきましては、継続入所者と今年4月以降の新規入所者の第1次選考で合計1,431人の児童の入所選考を行いまして、2月は丸1か月間この入所選考作業に事務従事しました。

そして、この入所選考結果を通知します3月初旬という季節は、新入園児の入園準備期間を考えますと非常にぎりぎりの時期でありまして、入所決定を遅らせるということではできませんでした。

先ほど議員がおっしゃいましたように、説明会は2回しておりますが、まず1月30日に開催しました第1回保護者の説明会におきましては、保護者の方が4月以降もみじ園に残られるのか、あるいは転園されるかの転園希望調査の回答期限を入所決定のスケジュールを勘案しまして2月6日としたところであります。しかし、議員がおっしゃったように、保護者の方から判断されるに当たり、非常にまだ確定していない部分があると、そして今後町からの情報提供にまだ時間を要するということがあったものですから、本当に大変申し訳なかったんですけども、2月6日の第2回保護者会説明会において提出期限を1週間延ばしました。そして、2月13日としたところであります。

なお、今回の提出期限につきましては、担当課でこの期限を設定したものであります。以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） 大変危惧しとるんですが、先ほど課長も申されましたけど、1週間程度で決めろというのはかなり無理があると思います。

誰がどのように1週間という期間で決めろと決めたんですか。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 先ほど申しましたように、入所決定の時期が非常に狭まったものですから、決めたのは担当課、うちの子育て支援課の方で決めております。

1週間というところで、ちょっと情報が少なかったということに対しては大変保護者の方に対してまして申し訳なかったというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） それでは、④に移ります。

民設民営でやると決めたのは誰が、どこで、どの時期に決めたのかについてですが、町立保育園民営化に対しては、私が議員になる前の年に約1年かけて民営化検討委員会で検討されて答申が出されておったと思います。今後の他園の民営化に対しては保育所あり方検討委員会を立ち上げて検討すると昨日の答弁でしたが、今回はなぜ唐突に民設民営を決めたのか大変疑問です。お答えください。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 質問の通告であります民設民営は誰が、どこで、どの時期に決めたかということでお答えいたします。

今回の耐震診断結果を受けてからの今後の対応策につきましては、町長と協議の上決定したものであります。

民設民営の方針を決定した時期は昨年12月の末でございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） なぜ、もみじ園を民設民営で、1か月ちょっとですよ、11月に結果が出て12月末に民設民営でやると決めたと、保育園民営化に対しては本当に1年がかりで答申を出した経緯もあります。こんな短い期間で決めていいんですか、町長どうですか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 保育園の民営化については、過去に十分検討した上で民営化のところを進めてきておったんですけども、一時政権がかわった段階で民設民営でも公設公営でも、民設民営の分も一般財源化されるというような動きがありましたので、そういうことを踏まえて見合わせておったところであります。

そういった中で、今回のもみじ園の建設につきましては非常に緊急性があります。そして、坂本議員もいろいろ御存じだと思いますけど、建てる場合の建設費、これは新しい保育園を建てると、今民間で建てられておられるところが約2億円程度かかっています。それが、町で建替える場合は全て一般財源での対応、または借金をしなければならないということでありまして。これを民設民営でいけば、約2億円のうちに国が3分の2、町は12分の1、設置者が4分の1ということであるということでありまして。そして、できた後の運営費についても、民設民営はきちんと国の方から2分の1、県が4分の1、町が4分の1、それで保育料で運営ができます。そういうところから、ちょうど当初予算の査定時期で、一方では22億円も一般財源が超えとるという状況を踏まえて決定したところでありまして。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） いや、そういうことじゃなくて、私が議員になる前には、保護者と学識経験者約8名の方で1年がかりで検討されてるんですよ、その内部だけの検討で民設民営をやることと決定して、その手順でよかったのか悪かったのか、もう一度お願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 手順でよかったのかというのは緊急性があるということで、もともと民営化については十分検討して答申までいただいた経緯を踏まえた上で判断したものであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） それでは、(5)の質問に移りますが、(5)の各保育園の職員等にもみじ園民設民営をなぜ決まった時点で、12月末に決まっておるなら1月からでも周知すべきだったと思うんですが、なぜ周知しなかったのか質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 今、議員が御質問されました職員にもみじ園民設民営を先になぜ周知しなかったかということでお答えします。

1月30日に、耐震診断の結果を受けまして園舎を改築することを職員に説明しました。そして、2月2日にその改築に当たっては民間事業者による新園の建設であるということの説明い

たしました。職員の多くが臨時職員さんであるため、もみじ園の民営化に動揺しないように1回目の保護者の方に説明した後に説明をしたところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） 臨時職員が大半だから不安をあおらないようにとおっしゃいますが、園長先生も臨時職員なんですか。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 今申しましたのは、職員の多くが臨時職員だったものですから言ったんですけど、園長には、耐震診断の結果の分については昨年12月に周知はしております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） 耐震結果の周知じゃなくて、民設民営でいくというのをなぜ周知しなかったのか、そこが非常に残念に思って仕方ないんですが。

では(6)に移ります。

町長の答弁では一日も早く安心して安全な場所に移したいということでしたが、仮設園舎建設を第一に考えなかったのはなぜか、第一に考えておれば、保護者に仮設へ移転を周知しておれば、こんな混乱、不安を与えなくて済んだんじゃないかなと考えます。それに、今でも待機児童がたくさんおられます。この解消にもつながったと思うんですが、どうですか。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 質問通告の中で議員がされてます仮設園舎建設を第一に考えなかったのはなぜかというところで、答弁の関係で確認させていただきますけども、これは今の在園時の子どもさんが全員仮設園舎に移るということを第一義的に考えなかったかというところの御質問でよかったですでしょうか。

（7番坂本秀則君「はい」の声あり）

現在、在園しております児童が、実は園があります菊陽北小校区以外の校区の方も多く通園されております。保護者の方の意向としては家に近いところの保育所の入所希望も強く、さらに4月に御承知のとおり民間保育所が2園開園いたします。合わせて入所受入れ定員が210人増えますけども、そうした転園希望の方に対する受入れも4月で可能であったため、転園も一つの選択肢としたところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） 仮設園建設を第一に考えておれば、全ての児童がそっちに移るとなれば、今4月から2園オープンしますけど、そっちに行く保育園児童数も減るわけでしょう。現に待機児童もかなりの数おられると思いますけど、その解消につながるんじゃないかなったんですか、い

かがですか。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） ちょっと時期が、先ほど申しましたように、転園することも可能な時期というところもありましたので、あとは保護者の方の方としても先ほど申しましたように、ほかの保育園への入園希望というところも前からあった方もいらっしゃいます。そういうようなところで保護者の方に1つは今のもみじ園に残るという選択、それと保護者の意向を最大限尊重して、転園したいという方もいらっしゃいますので、そのところは保護者の視点に立って両方の選択をしていただくということが一番いいのではないかというふうに判断しまして、両方のアンケートになったところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） 保護者説明会の中では、もしも仮設校舎移転の希望が少なかった場合は中学校の仮設校舎を利用する場合がありますとか、いろんなことをおっしゃったんですが、大体第1に考えていたのはどのパターンなんですか、全員移転させようと思ってたんですか、いかがですか。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 先ほど申しましたように、これは1つは仮設園舎、1つは転園ということで両方の選択肢を最初から持っておりました。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） 分かりました。

(7)の4月1日以降園児が激減するが職員体制はどうなるのかについて質問します。

アンケートの結果も報告お願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 質問通告の4月1日以降の園児が激減するが職員体制はどうなるのかということでお答えいたします。

仮設園舎の定員規模につきましては、現在のもみじ園の入所定員60人と同じ人数で計画しております。現園舎での保育体制を強化するというところもありますし、仮設園舎完成後はもみじ園に残ります園児と新規入所児童に加えまして、今議員がおっしゃったように待機児童の方が多ございますので、できるだけもみじ園に入所希望者を受け入れるということで現在の職員体制についてはそのまま維持をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） 私が聞いているアンケートの結果では16世帯34名の園児が残るようなことも聞いておりますが、その辺いかがなんでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 今月上旬に定員希望調査の意向を踏まえて最終的に入所決定の方をいたしました。今の在園時の方で引き続きもみじ園に残る園児が30人、それと新規入所——4月から新規の方です——は4人、転園の方が17人になっております。  
以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） ということは、入所定員60名で4月1日が34名ということですよね、今の職員の体制を維持して職員が全部もみじ園で雇うということでしょう、これ職員多過ぎじゃないんですか、どうなんですか。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 今後、仮設園舎を建設いたします。これはもちろんしっかり耐震機能がある施設です。町内の待機児童の方が多くいらっしゃいますから、60人の施設をつくるわけですからできるだけ多く、60から34人を引いた方たちを受け入れるように、待機児童を受け入れるために職員は残すというところで考えております。  
以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） じゃ仮設園舎はいつできて、4月1日からその職員は何か月余分に雇うわけですか。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 今の予定では、仮設園舎の建設については6月以降に建築したいと思いますが、その間は当然現園舎になってきます。職員を一度またほかの保育園に移すとかといたりしますと、今度は年度の途中でその職員をまた確保するというのは非常に今保育士が少ない中難しいところがあります。ですから、平成27年度の多くの月に仮設園舎で保育をするわけですので、4月1日の分ではその後の受入れというところも当然念頭に入れて前もって保育士、あるいは給食調理員は確保する必要がありますので、仮設園舎後の対応を見据えた上で職員はその分だけ確保しとくというところでございます。  
以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） 保育園の入所に当たっては私のところにも数多くの相談が参ります。なぜ私のところは入れなかったのか、また兄弟で別々の保育園になぜ決定したのかとか、結局4月1日から60名入れるような規模をとっとけば職員も減らさなくても大丈夫だったんでしょ。何でそういうことをしなかったのか、お尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 今の在園時の方については、先ほど申しましたように引き続き残るという希望の方、あるいは転園希望の方がいらっしゃいますので、まずそこで分かれてい



くと思うんです。27年度の方でまた60人希望の受入れ施設がありますから、残り26人の分については、当然待機児童の方多くいらっしゃいますから、その方たちを受け入れる施設とはなり得ますので、そのためにこそ職員は残しておくところで考えております。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） なぜ4月1日から60人定員の園児を受け入れないのかについて質問してるんです。これは、職員体制と関係ありますから、結局34人で何か月間は余分な職員を雇うわけでしょ。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 先ほど私が申したのが仮設園舎建築後の話をしましたので、ちょっと4月1日以降からの話をいたします。

4月1日以降というのは、仮設園舎ができるまでが現園舎になってきます。当然、町としては希望の方があれば受入れをしていくというところの姿勢は持っております、今の現園舎です。ですから、60人というところの受入れの枠ありますけども、こうして耐震診断結果が出て、そしてこういった状態になるといったときの保育ニーズというところが今までとはちょっと違ってくるのかなと思っております。ただ、入所希望があれば4月1日でも現園舎で受け入れていくということは当然だと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） 受入れの人数がどうのこうのおっしゃるなら34人は現園舎で、仮設ができるまではそこで保育するわけでしょ。

（子育て支援課長宮本義雄君「はい」の声あり）

だったら、何で4月1日から60名入れないのかって聞いているんですよ。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 今回、3月上旬に決めた入所決定者のほかにも、作業で今後の入所決定者を追加でまた入れていきますので、今おっしゃったように4月1日以降現園舎の中でも入所希望があるということであれば当然入れていくと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） じゃ、入所希望はもみじ園には新規しかなかったということですか。でも、待機児童の人にはもみじ園あつせんとかはしなかったわけでしょ、どうなんですか。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） あつせんといいますか、保護者の希望もあります。ですから、今後次の選考の決定、追加で入れていく中で、今おっしゃったようにまた受入れ枠がありますので、4月以降で現園舎に入ってもいいという方についてはお話をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） ちょっと摩訶不思議なんです、待機園児がおるのに、私のところにはもみじ園でいいという人も相談来られております、兄弟2人で同じところに行ければ。そういう人を何で今の時期にあっせんでもしないのかが不思議なんです、何で4月1日以降とこだわるんですか。今、入所決定してもいいんでしょ、もみじ園に、どうなんですか。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 今、第1次の選考の分をしておりますので、おっしゃったようにまた保護者の方と相談の上、早期に入所決定ができる方であれば決定をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） 保育園入所に当たっては、待機児童でどうしても預けたいという方もおられます。町から断られたと相談も受けておりますので、早急にもみじ園はあいてますよという、そこにあっせんできますよというぐらいのつもりで対応していただきたいと思います。

それでは、⑧に移ります。

今後の運営で、保護者及び職員の意見は反映するのか、例えば野犬問題、遊具、周辺の柵、建替えの位置などですが、遊具に関しては、基礎を打ってる遊具に関しては移動できないと、保護者で持ち運びができる分に関しては保護者で対応してくださいということを聞いております。

野犬問題です。二、三日、私も鉄砲小路の公民館付近にありましたら1頭首輪をつけた野犬がうろころしとりました。

こういう問題に関して今後どういうふうな対応をしていくのか、質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 今、坂本議員がおっしゃいました、野犬ではなくて飼い主がおりますのでいわゆる飼い犬ですね。

（7番坂本秀則君「1匹おるんです」の声あり）

そしたら、野犬とか飼い犬の問題であります、それとあとは遊具、あるいは外周の柵、これは保育園の園舎を囲むフェンスです。あるいは建替えの位置などにつきましては、保護者の方からそうした要望があるということは、もみじの園長から聞いておりますので、町としてはきちんとそういうところは対応してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） 建替えで仮設に移転されるわけですので、なるだけ要望、意見等は十分に聞いて対応していただきたいと思います。

続きまして(9)の、なぜ民設民営は菊陽町内の保育園運営の業者だけで選考するのかについて

て質問いたします。

これは、全員協議会の中でも町内の保育園を運営してる業者の方で選考していきたいとおっしゃいました。ちょっと小耳に挟んだんですが、何か出来レースという声も聞こえてきたんです。明確な答弁よろしくをお願いします。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 今の御質問の中で、ちょっと大事なことなので申しますけど、いわゆる出来レース、結果が出てるといことは決してありませんので前もって言うておきます。

あとは、現在町内で保育所を運営されております社会福祉法人におかれましては、保育所の経営実績にすぐれて保護者と地域の信頼と評価を受けられております。ですから、民営化の引受法人としては一番適切であるというふうに考えております。

それと、第2に民営化の引受法人の決定の時期が新園の開園の時期に大きく影響することもありますので、現在町内で保育所を運営されている社会福祉法人であれば公募に比べ保育所の経営主体を決定する時期を早めることができるというふうに判断したところであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） この民設民営の運営に当たって選考するならば、数多くの公募を当たってその中から選考していった方が私はいいと思います。もしも、町内業者の方が運営されるとして、そこがもしも経営破綻でもした場合は2園もしくは3園運営ができなくなる可能性もあります。そういう検討はされましたか。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 今、保育運営をされている法人については特に財務体質について問題があるというふうには聞いておりませんので、いろんなリスクを考えた場合において、今安定的に保育園を運営されているという町内の法人については、まずは第一義的に対象になるというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） 民設民営の選考に当たってはその後渡邊議員も質問通告されてますので、これで町立もみじ園建替えについては質問を終わりますが、保護者ないし職員等の意見を聞いて十分対応していただくようお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 私の方から最後にお答えしたいと思いますけども、これまで申し上げましたように、今回のもみじ園の改築は、同園の耐震診断結果を受けて危険な箇所を園児たちを預かるわけにはいきませんので、緊急的にこの対応をするものであります。

保育現場は毎日の安全な保育をする一方で、心配、不安をお持ちの保護者の方々の相談を受

けるなど一生懸命頑張っている状況であります。

そして、今回は地元鉄砲小路の方々も安心できる保育所が早くできるよう快く大変な御協力と御助言をいただいております。地域の善意の中で安全・安心な保育を一日も早く実現することが今一番求められているところであります。

無論、保護者や地元の方々には十分に説明をし、御理解をいただけるよう最大限の努力をしていきますので、坂本議員におかれましても率先して保護者の方々が非常に心配をされておりますので、一方ではこの御理解をいただけるよう、そういう御協力もよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） 次に、質問事項②の安心・安全なまちづくりについて質問いたします。

議員の皆様にはお手元に参考資料として柳水湧水公園周辺の地図を配付しております。通称——私が勝手に言ってるんですが——柳水上村には、現在小学校1年生とひとり暮らしの高齢者の方、また4月から新1年生になられる児童さんが住まれる6軒の家があります。

地図で御覧のとおり南方大人足線は西側だけにしか歩道がありません。歩道への横断歩道もこの場所には設置されておられません。したがって、ここの住民の方及び湧水公園への見学及び学習に来られる歩行者の方は橋の東側約56センチくらいの路側帯を通行し、その後両側用水路で約4メートルから5メートルの高さで幅1メートルの柵のない土手を通行しなければならない状態です。

それに、湧水公園の駐車場から南方大人足線に出る際は見通しが悪く、車両等は信号機が青のときは猛スピードで下ってきます。非常に危険な状況です。事故が何どき起きるかもしれません。事故が起きる前に早急な対策が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） 御質問にお答えいたします。

現在、町道南方大人足線には西側に幅1.6メートルの歩道が設置されております。通称柳水上村は町道南方大人足線の東側に位置しておりますので、西側の既設の歩道を通るためには横断歩道の設置が必要となります。このことについて大津警察署に確認しましたが、長い坂道になっているため安全面の確保ができず横断歩道の設置は非常に困難であります。

また、町道を横断せずに南の方へ通行することについては、路側帯が2.1メートルあるため上井手にかかっております柳水橋までは問題はないと思います。しかし、橋での路側帯が約60センチメートルと狭くなっております。

（7番坂本秀則君「56、狭いところで」の声あり）

仮に、この場所に歩道をつくるとした場合、橋の外側に歩道を整備することになりますけれども、大口径のガス管が橋から1.8メートルのところを通っているため困難であります。

このような状況の中、橋付近での歩行者及び自転車の安全対策としては、照明を設ける等の

検討を進めていきたいと考えております。

また、歩道については、地元区長さんより通称柳水上村にお住まいの方だけでなく湧水公園利用者の利便性を向上させるために歩行者専用橋設置についての御提案を随分前からいただいておりますので、今後地元と協議を行い検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） 非常に危ない危険な状況です。早急な対策をお願いいたします。

それと、湧水公園駐車場から車両等が出る際に、この地図にありますけど、非常に見通しが悪いんです。出る際、ミラーも設置してないので、あそこにはミラー設置がぜひとも必要だと思います、事故がある前にミラー設置が必要だと思いますが、総務課長いかがですか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） おはようございます。

通告外の御質問ですけれども、今初めて聞きましたので、今後現地を確認させていただきながら検討したいと思います。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） 次に、(2)の防災無線室内受信機を高齢者や障害者等に無料または安価な設置はできないか、また希望者には補助を出し半額程度で設置できないかについてですが、最近の家は気密性が高くなかなか防災無線も聞きにくいと思います。うちみたいに100年たったすき間風だらけだったら聞こえますが、そこで質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） ただいまの御質問にお答えいたします。

我が国においては、これまでの地震、台風、豪雨、津波など多くの災害に見舞われてきました。災害が発生した場合、災害の規模、災害現場の位置や状況を把握し、いち早く正確な情報を地域の皆様に伝達する必要があります。このため、本町においても非常災害時における災害情報の収集、伝達手段の確保を目的として防災行政無線システムを構築しております。

平成25年度に防災行政無線のデジタル化が完了しましたので、引き続き施設の検証を行うとともに、情報伝達や避難などを含めた防災訓練を実施し、緊急時に迅速で的確な対応がとれる体制を構築しております。

防災行政無線は、町内全域に親局、子局57施設を整備するとともに、議会議員、区長、自治会長、民生委員、児童委員、消防団幹部、白川兩岸の自治会役員宅に戸別受信機を配置しております。合計で175台です。

高齢者や障害者等に無料または安価に設置できないか、希望者には補助できないかという御質問ですが、町内の幾つかの自治会では、一般コミュニティ助成事業を活用して独自に整備済み、今後整備を予定しているところもあり、現段階においては戸別受信機の無料設置や補助を行うということは考えておりません。

しかしながら、熊本県では土砂災害や洪水などの災害の危険性が高くなった場合などに県民の携帯電話やパソコンに気象情報や河川水情報を配信する熊本県防災情報メールサービスを実施しております。県内の気象警報、注意報や土砂災害警戒情報、地震、津波情報、火山情報——これは阿蘇山、九重山——のほか市町村が発信する情報を得ることができます。

市町村が発信する情報といいますと、市町村が例えば避難勧告を発した場合、これを熊本県防災情報メールで受信することができます。登録方法も簡単であり、高齢者や障害者等も利用可能となっておりますので、ぜひこちらの登録をお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） 質問通告のはできないとおっしゃいましたが、それでは月何百円かでリース方式で対応するみたいな考えではだめなんですか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 戸別受信機のリースということですか。

（7番坂本秀則君「はい」の声あり）

それができるかどうかというのはちょっと。今まで戸別受信機は購入というところで設置しております。今現在設置しております役員等については、これは充て職ということで、例えば区長さん等につきましては、区長さんがかわられたら次の区長さん、その次の区長さんというようなところでいっておまして、購入で対応しておりますので、今のところリースという対応はできるかどうか調べてみないと分かりませんので、この場でお答えするということは控えさせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） 戸別受信機は大体1台幾らするんですか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 1台約5万円程度と聞いております。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） 地域の方の安心・安全のためにリース方式でも、少しでも補助が出て設置が多くなれば住民の方も安心できると思うんで、ぜひとも検討していただきたいと思います。

次に移ります。

(3)の平成26年第2回定例会で私が質問いたしました公共地内に防犯カメラつき自動販売機の設置について、その後どうなっているかについて質問ですが。

26年の2回の定例会の際に、吉川課長が地域見守り活動に役立ち安全で安心なまちづくりに寄与するということですから、これにつきましては各学校、PTA、青少協と連携をとりながら進めてまいりたいというふうに考えておりますということでしたが、その後はどうなっているかお聞きします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 御質問の内容は公共地内ということですか、それでよろしいですか。

（7番坂本秀則君「はい」の声あり）

先ほど、PTAとか何かの連携してるというのは、個人が持つておられる方についての推進ということで述べたもんですけれども……

（7番坂本秀則君「はい」の声あり）

公共地内につきましては前回もお答えしたとおり、町の関連施設には約29台の自動販売機を設置しております。これは、役場本館とか図書館、それと中央公民館、それと町民体育館総合運動場と杉並公園等の町内都市公園に設置しております。

町が設置しております自動販売機の多くは、災害用の緊急時対応型やAED内蔵型の自動販売機でありまして、契約上、議員が提案されておられます一般社団法人全国安全ネットワーク協会が管理するセーフティーカメラ設置をすることは困難。どういう理由かといいますと、無料で設置されておりますので、このネットワーク協会のは収益の一部を充てて運営するとなっておりますので、役場のやつは無償でございますので、収益がありませんので、この担当協会の方と協議しましたところ難しいというようなお答えをいただいております。

あわせて、体育協会やスポーツクラブきくようが設置しております自動販売機もございます。これにつきましては、自動販売機の収益を団体活動資金として一部使っておりますので、防犯カメラの設置は難しいかなというふうに思っております。

また、先ほど議員が言われました個人が設置する自動販売機なんですけれども、これも前回学校、PTA、青少協と連絡をとりながら防犯カメラ設置を協力してまいりたいということで、これについては今後もお願いしたいというふうに考えております。ただ、個人が設置します自動販売機に関しては収益を目的に設置されているものがほとんどでございますので、なかなか現段階においては厳しい状況であります。ただ、町としましても安心・安全なまちづくりを進めており、防犯カメラの重要性は認識しているところでございます。

今後、町としてどうかかわっていくことができるか精査してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） 各地区の公民館また詰所、こういったところにも設置できると思うんですが、そういったところにも要望を出していただけないか、いかがですか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 要望を出していただけないかと……

（7番坂本秀則君「設置を促すようなこと。防犯つきカメラ、自動販売機の」の声あり）

自治会とか地域がつくるという意味の防犯カメラですか。

（7番坂本秀則君「はい」の声あり）

これについては、県の助成事業というのがありますので、地域からの要望があつて、地域の負担もございますので、その辺も含めたところで協議させていただくならば考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） この設置する目的は、犯罪防止、治安の維持活動、青少年の健全育成、事故災害の防止活動、通学路などにおける声かけ、治安の抑止活動、徘徊老人の早期発見活動、防犯被害者の方々の支援事業などが盛り込まれておりますので、できるだけ多くの設置を要望して次の質問に移ります。

最後に、菊陽南小学校区の活性化について、県営野球場及び県営武道館建設を南校区に積極的誘致を推し進める時期ではないかについてですが、これについてはなぜこの時期にしたかという、1月31日に行われました町体育協会の役員研修会で、県サッカー協会会長で前熊本市体育協会会長の井先生が講演の中で、菊陽町は県営野球場等を誘致するには地理的条件が一番適していると、積極的に誘致活動をすべきだと御教授いただきました。この質問は、私が平成22年3月定例会において一般質問しとります。その中で町長の答弁では、県民運動公園に隣接する本町の南部台地というのは地理的にもこの候補として最適ではないかと考えているところであり、鉄道、新幹線も近々開通しますし、熊本空港ターミナルの方も拡張の計画があつて、その事業を推し進められるようなところまで来ております。そして、道路等のアクセスも大変よいということでもありますので、今後も努力を重ねてまいりたいというふうに考えておりますと答弁がなされております。井会長もこのようにおっしゃっておりますので、ぜひとも積極的な誘致活動を行ってほしいと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

今申されましたように、平成22年3月に坂本議員から一般質問がされておりますけれども、熊本県議会におきましても、平成26年9月定例会において、県営野球場の新設及び熊本武道館の将来構想に関する質問がされておられます。この質問に対し蒲島知事は、大規模施設の建設は県の厳しい財政状況の中で施設整備の必要性、緊急性及び建設費用の確保、さらには政策としての優先順位など整理すべき多くの課題があり、その対応に大変苦慮している。当面は必要に応じて藤崎台野球場の補修等を行いながら、将来の県営野球場の新設を含めたあり方について研究してまいりたい。また、将来の武道館構想の実現には建設に対する県民の理解、建設費用並びに政令市である熊本市との役割分担など総合的に考慮すべき多くの課題がある。当面は教育委員会において引き続き調査を継続しながらさまざまな課題について整理していく必要があると答弁されております。

熊本市においても、平成26年4月定例市議会の一般質問で、大西市長が市長公約に藤崎台県営野球場の移転を含めたあり方を検討するために県市連絡会議を設置するとあるが、硬式野球場建設に対する市長の考えを聞きたいとの質問に対し、藤崎台県営野球場については現地での



新たな施設の整備は制限せざるを得ないのではないかと考えており、また県において野球場の建設は費用の確保など課題が多いと聞いている。しかしながら、早急に対応すべき時期に来ており、今後県営、市営の枠にとらわれず、まずは県市政策連携会議のテーマの一つとして取り上げ、十分な議論ができるよう取り組んでまいると。また、新野球場を含め県民総合運動公園を活用しての一大テーマパークづくりについて検討したことはあるのか、この質問に対し、スポーツコンベンションの誘致活動を県市連携して行ってきており、今後も人が集いにぎわう施設として活用できるよう県と協力していく、野球場の建設については藤崎台県営野球場の移転を含めたあり方を検討するまで十分議論していくとともに、局内でも研究してまいると答弁されておられます。

1月14日には、熊本県と熊本市のトップ同士が直接話し合う県市政策連絡会議が行われ、藤崎台県営野球場など、スポーツ施設の課題解決への連携を合意したとの報道もあっているようです。

現段階で藤崎台県営野球場及び熊本武道館が具体的に移転するというような状況には至っていないと思われましても、県民運動場に隣接する本町の南部台地というのは、今申されましたように位置的にもこの候補地として最適ではないかと考えているところであります。

熊本県、熊本市の動向を注視しながら、具体的な動きが見えてきた場合にはそれに乗り遅れないよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） 合志市も市議また高木県議と強力な誘致活動をしております。絶対合志にはとられないようによろしく願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時0分

再開 午前11時12分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

渡邊裕之君。

○6番（渡邊裕之君） おはようございます。きくよう政策研究会の渡邊でございます。

まずもって、昨日3月11日2時46分を迎え、この議場、職員、そして我々議員、傍聴者の皆さんで黙祷をささげました。町は半旗を掲げ、全国的に哀悼の意をささげる一日であったと思います。4年前の翌日は熊本に新幹線が通る日でありまして、実はお祝いムードでありましたが、JR九州のお祝いのCMも自粛され、式典も自粛され、熊本でもその悲しみに包まれた4

年前でございました。

そして、翌月には今いらっしゃる議員さんとともに選挙戦を戦い、こうやって4年間を過ごしてまいりました。そのときにそれぞれに思いがあり、今日傍聴席にいらっしゃる皆様にもお訴えをし当選をしましてまいりました。この議会で我々は最後となり、これから選挙戦に入りますが、現職はこれまでが問われます。これまでの実績を問うのが選挙であります。新人はもちろんこれから何をすべきかという夢を問う、これが選挙であります。縁故より、利害より政策、ビジョンで選ぶ、そんな選挙にすべく、しっかりと我々はこれまでの取り組んできた内容を皆様に訴え戦ってまいりたいと思います。

そういった中で、議員からはいろいろな町の施策に対して、そして将来に対して、政策提言がなされております。私もこの4年間は政策提言議会の実現ということで、どちらかといえば県や国の制度を取り入れて町の成長ということを提案してまいりました。なかなか今の行政と相入れないところがあり実現はいたしておりませんが、そういった中で、行政サービス、そして我々が提案した内容、これがどう動いていったのか、後段でこういったところも質問してまいりたいと思います。

それでは、質問席より質問いたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○6番（渡邊裕之君） それでは、今回質問事項に先日町長より27年度の施政方針が述べられまして、それに対しての質問をいたします。

その中で、特に菊陽町にとって一番大事なことであります子育て、それから協働、それから行政運営、この3つに絞ってお尋ねをいたします。

まずその中で、個性を引き出し感性を磨くまちづくりということで、基本施策の5つ目、子育て支援の充実ということでございます。この中で、まず第1番の質問に、子育て支援センターの体制はどうなるのかという質問をいたしております。

先日、町長からもキャロピアの開所に合わせて、この子育て支援センターのお話をお聞きをいたしましたら、ここは民間に委託するという方向であるようでございます。現在は、私立園2園と公立の白鈴園に3つ——間違ったら訂正をお願いいたします——あるようでございますが、まずは今後の方向、方針について、そして現在3つでございますが、全て西部地区でございます。東部の方も若い親御さんも増えて、また核家族化の中でこういった子育て支援の拠点というものが近くにあることは必要であろうと思いますが、今後こういうところも含めて増える可能性があるのか、これも含めて御質問をいたします。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） おはようございます。

今の議員が質問されました子育て支援センターの体制はどうなるのかという御質問にお答えいたします。

本町における子育て支援センターの活動は、菊陽町次世代育成支援行動計画、別名さんさん

輝く陽っ子プランとありますが、この行動計画に基づきまして、地域子育て支援拠点事業としまして、乳児及びその保護者が相互の交流を行い、同センターの職員が子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行っておりまして、交流の場としまして、議員が先ほどおっしゃったように町内3か所に開設しております。

まず、第1か所目ですが、これは町立保育所白鈴園の中に、名称が菊陽町地域子育て支援センター、そして民間保育所ですけども、光の森キャロット保育園内にミニキャロットくらぶ、それと元気の森ラビット保育園内に、名称がラビットくらぶ、計3か所開設しまして、平成25年度の親子での年間の延べ利用者は1万7,000人余りでありました。

この子育て支援センターの活動、事業名としては地域子育て支援拠点事業と申しますが、これは来月4月にスタートします子ども・子育て支援新制度の中で、地域子ども・子育て支援事業の13事業の一つとして位置づけられているところであります。

町内3か所の子育て支援センターのうち、現在白鈴園で実施しております子育て支援センターにつきましては今月末をもって終了しまして、平成27年度からですけども、光の森町民センターの中において子育て支援センター、面積が160平方メートルあります。この子育て支援センター室を設けまして、事務スペースそして支援スペースを確保しまして4月から民間社会福祉法人に業務を委託する予定で現在開設の準備を進めているところであります。

それと、菊陽町町内の東部地区にこの子育て支援センターを今後設ける計画があるかというところの御質問でございますけども、今現在光の森町民センターを含めて西部地区の方にありますので、今後の分としては、東部地区の方にも設置する必要があるかというのはまた検討したいと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○6番（渡邊裕之君） こんなに4月1日から移ると私は思っておりませんでした。というのが、先日の説明の中でも法人に委託するということでありましたけども、これは民間の社会福祉法人なり、今保育所なりを運営されているところに、もうそういう委託の契約というのは終わってるのでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 契約はまだ終わっておりませんが、今文書で各法人のお考えをお聞きしているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○6番（渡邊裕之君） 契約に至ってない中で4月1日からスタートできるかもお尋ねしてるんですけども、もう大体の内定ではないですけども、そういう条件のところが進んでるのか、まだその前段なのか、これはどちらなのでしょう。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） お答えいたします。

今、菊陽町内の関係法人さんには、光の森町民センターの子育て支援センターの事業を受ける場合の仕様書等については全部お渡しをしております。そして、せんだって関係者の方には説明会もしておりますので、その内容については各法人了解されておりますので、引受法人というのは近日中に決定されるというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○6番（渡邊裕之君） それでは、これまでは白鈴園の中にございました。職員も別で、正規の職員がされてるのか臨時の職員がされてるのか、そこをお尋ねしますし、もちろん町の職員がされてますから委託ではなくて直営ということで費用は発生しなかったと思います。

この子育て支援の拠点事業の実施要項を見ますと、委託の費用は県とかの基準額があると、事業対象の委託の額はということで、民間に委託した場合はどのぐらいになるんでしょうか。

以上、お答えをお願いします。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） まず、一番最初の御質問でございますけども、現在の白鈴園でやっております菊陽町地域子育て支援センターの職員の体制について申します。

今現在、専任の町の職員が1人、あとは臨時職員さんが2人でやっております。先ほど申しましたように、今後子ども・子育て新制度の地域子育て支援事業になりますと、当然国の方から消費税増税に伴う財源が充てられますが、まず現在の平成26年度ベースでお話ししたいと思います。

常勤職員を配置した場合が、1週間に何日開設するかによっても補助金の配分が変わってきます。現在、白鈴園でやっておりますのは基本的に月曜から金曜までの週に5日というところなんです。ちなみに、その間に祝日等があれば当然土曜日も開きまして5日にしますけども、国の基準では745万3,000円というのが国の補助対象の分ですから、この範囲内の中で町内の法人さんに委託をする計画で今準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○6番（渡邊裕之君） これも補助で賄われるということでございますね。

では、スムーズにその民間の社会福祉法人さんとの契約が済まされ、滞りなく4月1日からそちらの新しい施設でされることを願っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

前回の質問で、ファミリー・サポート事業の件をお尋ねをいたしました。今、社協がキャロットサービスの中でされております。このファミリー・サポートはこちらの社協の中にあり、そして子育て支援拠点事業というのはキャロップピアの中にあります。そして、その実施主体である行政はここにある、ばらばらなんです。ですから、ファミリー・サポート事業もそちらに

移管して、移管するかどうかは別として、同じ施設内であることは可能でしょうか。

というのが、前回利用者も少ない、登録者も少ないというお話をしましたけども、やはりそれぞれがばらばらになって真剣に取り組んでないと、大津町の例も言いましたけども、ございました。やはり、先ほど13項目の中の7番目にちゃんとファミリー・サポート事業も入っております、今後それぞれで助け合うということは大事になってくるかと思っておりますので、そこは検討できないか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 今、議員が言われました子育て支援のボランティアサービスでありますファミリー・サポート・センター事業です。これについては、議員も12月に質問されましたので、その後大津町とか合志市に行って、できるだけ内容の部分を充実させるということで、今後の方法について今検討しているところでございます。

それと、現在はファミリー・サポート・センターの事務局は、菊陽町福祉支援センターの中にあります町ボランティアセンターで事務局を設けております。今度オープンします光の森町民センターキャロピアの部屋につきましては、こうしたファミリー・サポート・センター事業の分の部屋というのは用意はしておりませんでした。町としましては、まずは協力会員をできるだけ増やしていくという形で、そっちの方から先に行って、施設については現のボランティアセンターを中心にやっていきますけども、あとは町の方としては同じようにふれあい交流・福祉支援センター、武蔵ヶ丘の方にありますから、ああいったところも一つの西部地区の拠点ではないかというふうに考えますので、ああいったところをまた。こんなところで、このファミリー・サポート・センター事業の内容の充実、拡充というところは検討していきますので、まずは事業をできるだけ広げていくというところを第一義的に考えまして、事務所についてはまた次の機会に検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○6番（渡邊裕之君） 社協の中の、そちらに委託しておりますから簡単にそういうところはできないと思います。

そこで、2番目の質問に入っていくんですが、子育て支援コーディネーター、私子育てコーディネーターと書いてありますが、同じ意味でございしますが、導入は検討できないかとしております。今、お話しになった幾つも、行政も含めて何か所もそういう場所がございします。保護者といたしましても、どこに何を相談していいのかわからないという現状がございします。

ちょっとカメラ寄ってもらっていいですか、見えますかね、もうちょっと下げましょうか。

これは松戸市の子育てコーディネーターの図でございします。内閣府のサイトより取りました。

今申しました担当行政、そしてこれは幼児保育もそうですから教育委員会も入ります。それから、保健師さんや助産師さんや栄養士さん、また一方では幼稚園、保育園や町内会や自治

会、ファミリー・サポート・センター、小学校、商店街、病院等々です。これらをコーディネートするということでございます。

ばっちり撮れましたか。ありがとうございます。すみません、皆さん見えなかったと思いますけども。

このように、今菊陽町では大変若い方がお住まいになって核家族化しております。そういった中で、非常に子育てに対しての相談もあるから先ほど申しました支援センター等々でそういう相談業務もされてるかと思いますが、この子育てコーディネーターは利用者の相談や疑問に対応し、今申し上げました保健師さん、保育所、民生・児童委員さん、地域のさまざまな支援者、支援施設の情報提供や紹介を行うことや行政の担当者をつなぐなど、子育てに安心感を与えるためのワンストップ相談支援の仕組みとして構築したものと。また、児童虐待の予防のセーフティーネットの機能も果たすということでございます。

先月だったですか、どちらかの県か忘れちゃったけども、子育てのストレスで我が子を殺めたお母さんがいらっしゃいました。御主人が110番をしたと。こういうことを聞きますと男はついつい母親を妻を責めてしまいますが、そういうところに助け舟ができなかったというのは、やはり地域であり、行政であり、もちろん家族、夫婦というのが一番の責任があるかと思いますが、今そのような状況でもありますので、このような制度を入れるのはどうかということでございます。

これは、支援法の59条の1号です、先ほど申しました、課長もおっしゃいました13の中の1番の利用者支援の中にうたわれております。幼稚園や保育所、子育て支援事業等の利用について、情報の収集と提供を行うとともに、子どもや保護者からの利用に当たっての相談に応じ、必要な情報提供、助言をし、関係機関との連絡調整を行うということで、先進事例としては横浜市の保育コンシェルジュや、今私が申し上げました松戸市の子育て支援コーディネーターという制度があるということでございます。なかなかこれも難しい制度とは思いますが、導入の検討はできないか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 今、議員が質問されました子育てコーディネーターの導入は検討できないのかの御質問にお答えいたします。

本町における子育てコーディネーターにつきましては、菊陽町次世代育成支援行動計画、別名さんさん輝く陽っこプランに基づきまして、その中では子育て支援の総合コーディネート事業というのが位置づけられておまして、先ほど議員がおっしゃいましたように、子ども・子育て支援新制度におきましても、地域子ども・子育て支援事業、13事業の一つとして、名称としては利用者支援事業として新制度に組み込まれてるところであります。

この利用者支援事業は、子ども及びその保護者等の方が幼稚園、保育所などの教育、保育施設や放課後児童クラブ、地域子育て支援センターなどの地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じて相談、助言を行います。

1つは、利用者支援という分と市町村の窓口や幼稚園、保育所、児童相談所など、関係機関と連携、調整を行います地域連携という2つの連携で構成されております。

現在、菊陽町で策定しております菊陽町子ども・子育て支援事業計画では、平成28年度からこの事業を実施する予定で今組み込んでおります。

この本事業につきましては、昨年10月に国が利用者支援事業のガイドラインを策定しまして、事業の目的、あるいは実施主体、対象者、事業内容が具体的に明示されたところであります。

この中で、利用者支援につきましては、身近な地域の施設等において相談に応じるのが特徴でありまして、また施設や事業等の利用、支援のみではなくて、地域連携によって予防的機能を担う機能があることから公的な機関、県とか市町村とか、そういったところの専門職員による相談とはまた異なるものというふうにされております。

これを受けまして、菊陽町では今後この利用者支援事業の導入に当たり、相談者のニーズを踏まえ子育てサービス事業者の利用、支援、援助を行います利用者支援専門員を確保した上で、適切な場所等も選定しまして、あわせて保健・医療・福祉等の関係機関、保健所とか児童相談所、そういったところとネットワークを構築しながら具体的な実施に向けた取組を今後新制度が始まってから考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○6番（渡邊裕之君） 28年度からということで、前向きにこういう制度ができるというのは大変ありがたいということだと思います。

昨日、町長の答弁で、菊陽町は全国で15位、子育てしやすい町というようなお話もございました。NTTデータの住みたい町の何を1番にするかというのは実は子育てだそうです。子育てしやすいところに住みたいと、後で成長の話をしますけども、やはり若い方が住みたい町というのは子育てのしやすい町ということで、それに合致した方向でいってらっしゃると思います。ちなみに2番目は文化人の多い町ということで、菊陽町にも文化人がいらっしゃいますので、そういうことで町の定住なんてのも増やせるかと思っておりますので、近隣に負けないナンバーワンの子育ての支援をしていただきたいと思います。

この分厚いのは、実は先ほど来出ております民営化の検討委員会の委員長をしていただきました学園大学の伊藤先生が学園大の中で保健ソーシャルワーカーの視点からの子育て支援コーディネーターに関する研究ということで書かれておりまして、やはり言葉と裏腹に非常に難しい内面にまで入っていくということで、県もコーディネーターの要請のそういう講座もあったけども、2013年現在においては講座そのものが廃止されている現状ということで、新しい制度とともにまたこういう制度が取り組まれることを望んでおります。ですから、申し上げましたけども、なかなかそこまで支援拠点まで出てこれられない、そういう保護者さんにも光を当てて相談に乗るような、そんなコーディネーター事業をぜひ取り組んでいただきたいと思います。

よろしく願いをいたします。

それでは3番目、本当に宮本課長には昨日から民営化の話でずっと集中をして申し訳ございませんが、保育所民営化についてお尋ねをいたします。

これは、先ほどの坂本議員も含めほかの皆さんは緊急に決まったもみじ園のことがございました。私は、8園も含め社協に移管をすると、これはもちろん申し上げました、民設民営にすることが1つ。それから、現在の職員を全員雇用するというのが2つです。それから、いつも答弁の中でおっしゃってるのは、今子どもがピークにあり、いずれは子どもが減っていくときに公立から閉所していくというようなお話もございました。そういった中に、全て民間の社会福祉法人に移管をした場合、そういうことが可能かどうかという問題もございます。むしろ、浄念寺さんがつくられたものを移管されたという昨日お話だったですかね、もみじ園は。結局は、子どもが少なくなると公立にという流れはあるかと思えます。

ついせんだって菊池市で旭志の保育所が私立にかわりました。閉所だったですね、失礼しました。だから、そういうような流れというのはあるかと思えますので、ちょっともみじ園で気になったところを何点か確認をして、今後の町の民営化全般についてお尋ねをしたいと思えます。

まず、もみじ園はこのような方針ということで、他の議員もおっしゃいましたけども、保護者さんと地域と先生方としっかりと理解をいただいて、粛々と進めていただくようお願いをいたします。

その中で、町長にも全協の中で少しお尋ねをしましたが、私どもが保育所の民営化の検討委員会で答申した中に、議会で反対をされ継続審査になっている理由の大きなものは、いわゆる園舎と園庭の無償譲渡というものが入っておりました。今回は、まだ決めてないというような、町長が全協の中でおっしゃったかと思えますが、これがまた大きなネックになってくると思えます。上物は民間で建てられます。しかし、その土地、園庭は無償譲渡になるのか、無償貸与になるのか、それとも売却するのか、現段階でどのような方針かお尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 民設民営という形にはなってきますけども、土地については無償貸与という形で持っていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○6番（渡邊裕之君） では、もう一つ答申の中で、先日の説明会の中でも私は保護者に割り込んでお話をしましたが、答申の中で2園民営化をするということが決定をしました。その中で決まったことは、1年間は現在の町立の保育士さんたちと新しい民間で移管される保育士さんとの1年間のならしの保育をして、完全に移管していくというようなお話でしたが、それとは条件が違うようなお話もされましたが、やはり保護者の皆さんも一番不安になってるのは、特に小さいお子さんがいきなり先生ががらっとかわったときに、そこになじめるかというようなこ



とがあらうかと思えます。もちろん、新園舎ができて民間の運営になるまでは、これからは仮の園舎による町の保育士さんが担当されますけども、その後に対してはどのように検討されているのか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 今議員がおっしゃいましたのは平成21年5月に策定した菊陽町公立保育所民営化計画の中にありました合同保育という名前だと思います。今回は、耐震診断結果を受けて緊急的に園児、保護者の安心・安全な新園舎をつくるということで計画していますが、次の新園舎をつくるのは新しい法人ですから、そのところは、いろんなところで保護者と園児の方が安心できるようにいろんな計画だった合同保育等も含めて検討はしていきたいと思えます。

あと、この前の保護者会説明会でもありましたように、やはり円滑に今の子どもたちが新しい法人の保育園の方に移れるようにしてほしいというのはありましたので、そのところは最大限尊重していきますので、具体的な合同保育についてはまた今後詰めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○6番（渡邊裕之君） では、町長にお尋ねします。

昨日の質問の中で、小林議員は反対の立場から質問されました。私は民営化を進める立場で常に質問してまいりましたが、その中で今後8園を全て民営化の方向のように私が聞いたのは間違いかどうか分かりません、そこもお尋ねをいたします。

今後、今回のような建替えなり何なりというのが起こった場合は、やはり民設民営で進めていくのか、そこは町長、はっきりと方針を決めてなさらないと今回のもみじ園の保護者さんのように非常に困惑されると思えますので、やはりその方針を明確にしていきたいと思えます。

我々は、21年に答申をした側でございますから、やはりそれを進めていただきたいというのは当時その委員であった責任でございます。そのときは2園でございましたが、今後も8園全て民営化で進めていくのか、その確認をしたいと思えます。お願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 民設民営といえますか、これはやはり今の現状の中では非常に待機児童も出るとということでもありますけども、武蔵ヶ丘団地が今の状況の中で昭和40年代にできておりますけども、特に光の森の方も戸建の家が多いということで、いずれ子どもたちが、国もそうでもありますけども、県内でも人口が減るとということ、本町においてもそういう時代が来るというのは、10年か15年後かそういう中では、町の発展を続けるようなところは、いろいろまちづくり進めていきますけども、どうしても少子化時代というのは来ると思えます。そういう場合に、今民間の方でいろいろ待機児童の解消のために新しい保育園等もつくっていただい

ておりますけども、民間の保育園は土地等についても自分で買い上げてやっておられるということで、そういう場合に民間の保育園は存続でいくような形にするためには、8園はありますけども、それを一気に民間の方に移してしまうというのは非常に、まだ今の段階では待機児童が多いというようなところでありますけども、民営化は財源的なところで移す方向には持っていますし、さらに民営化といっても渡邊議員も御存じかと思っておりますけども、それぞれの民間の保育所、町立も一生懸命やっておりますけども、民間も頑張っていて、非常に民間の方に入りたいという方も増えておるようなところであります。

そういうところで、どこまでどう持っていくかというのは、今の民営化の計画はまた今の時代に合った中でもう一度見直しをやって、そのあたりでまたきちんと方針をしながら、もちろん議会の方にも相談をしながら進めていきたいというふうに考えておりますので、今の段階で何をどうこうというのは答弁を控えさせていただきたいと思っております。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○6番（渡邊裕之君） 私としては全部一遍にというわけではありません。社協立にするというのは後段で申し上げますけども、町の政策遂行に対する職員の確保ということを前回から申し上げているところで申し上げております。それと、同一賃金、同一労働という原点からするならば、非常勤の職員さんが大半を占める、そういう保育所のあり方というものは是正すべきところで、民間もしくは社協に全部移管せよというようなことを言ってるわけでございますので、そこはぜひ今後スピードを上げて検討していただければと思います。

それから、1点だけ確認をいたします。

先日の説明会の中で、副町長が社協にできないかという質問に対して、私が答弁で受けたのは民設民営と公設民営というのはあり得るという宮本課長の答弁だったかと思っておりますが、社協だと町が建てないといけないと、社協自体が収入財源がないから基本的に誰かが建てたものを使う、町が建てたものを使うということで経験もノウハウもないということはこれまでも答弁がございましたが、実際合志市では、これは県内初の、24年4月の新聞でございますが、社協運営の保育園を開設されております。このみ坂保育園というのが県内で初の社協立の保育園でございまして、先ほどの坂本議員の答弁でもありましたけども、こちらも総事業費約1億9,200万円のうち、国や県からの補助が1億1,000万円ということで、民設民営で建てられております。これは副町長が説明されたのが間違ってるのか、私に答弁をいただいたのが間違ってるのか、ちょっとそこだけ確認をさせてください。

○議長（大塚 昇君） 副町長。

○副町長（井手義隆君） 私が保護者会で説明いたしましたのは、社協がやるにしろ、あるいはそれ以外のところにしろ、今回は民設民営でやるということを説明したところであります。したがって、おっしゃるような形での公設民営だということを、社協が経営する場合に公設民営に当たるというようなことで返事したということではありません。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○6番（渡邊裕之君） すいません。公設民営ということでおっしゃったからできないとおっしゃったんじゃないですか。

○議長（大塚 昇君） 井手副町長。

○副町長（井手義隆君） このもみじ園に関しては民設民営でやるというようなことを申し上げたところです。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○6番（渡邊裕之君） ですから、社協だと民設民営ではないということというふうに受け取りました。社協でも民設民営でできる事例がありますよね。だから、もみじ園の保護者さんのお話もそうです、先ほどの先生方の不安もそうですけど、社協立にするならば碧南市のようにスムーズに移行ができてどういう民間になるのか、昨日も吉本議員の質問ありました。負担や、例えばいろんなグッズも含めて買わなきゃいけないのかというのがなくなります。だから、あの場でそういう質問も出たと思いますし、私は社協に移管すべきだということを行ったわけですが、ただ、その認識の違いならそれは結構でございますので、今日それを責めるつもりはございません。社協でも民設民営ができるという確認でございますので、よろしく願いをいたします。

それでは、次の質問に移ります。2番目でございます。

みんなで協働して支えるまちということで、基本政策の1つ目で、住民参画の推進ということで常に協働という言葉はうたわれております。24年12月に町民参画・協働の条例が施行されております。協働というふういうたえどもなかなかこれは難しい問題もございます。

そこで、毎回施政方針にうたわれておりますが、町としてこの条例の制定後、協働という観点から進んでいるというふうにおられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） おはようございます。

先ほどの条例の制定でございますけれども、24年12月に策定しまして25年4月1日から施行しております。

（6番渡邊裕之君「失礼しました」の声あり）

協働のまちづくりの町民参画ということでは、各種計画策定時には附属機関等への公募員の採用やパブリックコメント手続、それと政策提案の募集を実施し、町民の皆様の声を反映させています。昨年から行っている第5期総合計画、基本計画ですけれども、住民懇談会やまちづくりに関する情報を町民と町が共有し、町民の意向を町政に反映するために実施しております。

平成25年度から菊陽町町民参画・協働推進条例施行しておりますけれども、第12条の規定に基づき町民参画の推進と適正な実施を確保するため菊陽町町民参画推進本部を設置しております。この推進本部は町長、副町長、教育長と各部長をもって組織しております。

第1回目は25年6月25日に行いまして、平成25年度の政策提案手続のスケジュール、年2回

実施するという事で協議しております。あわせて、放課後児童クラブの見直し検討にかかわる町民参画手続ということで附属機関等の設置をいたしております。第2回目には菊陽町子ども・子育て支援事業計画策定に係る町民参画手続、これも附属機関の設置、それとパブリックコメントの手続を行っております。

平成26年度においては、第6期菊陽町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に係る町民参画手続、これも附属機関の設置、あわせてパブリックコメントの手続を、これは平成27年1月に行う予定としておりました。第2回目におきましては、菊陽町子ども・子育て支援事業基準条例の制定に係る町民参画手続、これもパブリックコメントの手続を行っておりまして、これについては26年7月に行っております。

第4期菊陽町障がい福祉計画策定に係る町民参画手続、これも附属機関の設置を行い、パブリックコメントの手続を昨年12月に行っております。

今年になって第3回をしておりますけれども、菊陽町町立保育園、もみじ保育園ですけれども、の建替え及び民営化に係る町民参画手続について協議しております。これは一応附属機関の設置ということで平成27年3月から27年4月までを附属機関の設置して行うようにしております。

このように、菊陽町町民参画・協働推進条例に基づきまして進めているところでございます。

これは町民参画の部分でございます。協働については2番目でよろしいですか。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○6番（渡邊裕之君） 町民参画についても後でお話をしますが、基本的には協働の部分をお尋ねしてるんで、この後お話があるということで。

1点、政策提案手続にのっとってとございますが、これは1件ぐらいあったんでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） これにつきましては、町民の皆様がその知識や経験を生かして菊陽町のまちづくりに対する提案をしていただく事項になっております。

25年度が2回募集をかけております。9月と3月、今年が9月、また今年の3月に行う予定にしておりますけど、今のところ一件もあっておりません。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○6番（渡邊裕之君） 協働という場合に、協働とは何かの話もしていきますが、特に菊陽町にはいろんな方がいらっしゃって、それなりの大学の教授さんや官僚さんやいろんな方も、元です。そういう方もいらっしゃいますので、そういう人財、財産の財ですけれども、生かすという意味で今回協働の話をするけれども、ここはハードルも高いし、そういう予算措置、例えばそういうものだったら我孫子市の例を、提案型の公共サービス民営化の話で以前しましたけれども、こういう中でそういう提案に財源も措置させるぐらいのものがなかったらなかなかやらないと思うんですけども、それが協働だと思うんです。協働には委託や補助や共催、後援、何種

類かございますが、そういう発想なのか、ただただ提案されたものを今おっしゃった教育長や副町長や町長の本部でいいか悪いか決めて行政がやるのか、これは提案された方と一緒にやるという方向なのか、提案されたものを行政がやるというものなのか、これはどちらなのでしょう。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 2番目に入っていいですか。

（6番渡邊裕之君「いいです、はい」の声あり）

今、協働ということでおっしゃられてると思います。これは協働の定義、条例にも書いてありますけれども、協働とはそれぞれの主体性、自発性のもと、お互い存在意義を認め、尊重し合い、町民と町が対等の立場でそれぞれ持ち得る資源を出し合い、補うことで共通の目的を達成するために協力、協調するということで協働とっておりますけれども、前回の御質問で渡邊議員の方から、行政からの押しつけではなく地域や住民が自発的にやっていくことに行政が協力していくこと、これが協働だというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○6番（渡邊裕之君） ありがとうございます。

協働の定義はお聞きしました。ただ、先ほどの政策提案の中でこれはもう一つ、最後に福岡市の共働事業提案制度というのがございます。共働の共はともという字を書きますけど、これはNPO等が政策を提案して、そしてそれを市が認めたらNPOと市と一緒にやっていくんです。すなわち、行政が提案されたから全てやるのではなくて、ですから先ほど言いました政策提案を、住民が50人の署名を持ってそれなりのものをつくってきたら共働してやっていく、これが大事だと思うんです。要するに、その提案した内容がどうなるかというのを、もし失敗したらどうなるかというものも責任と情報を共有してやるには、そこまで提案できる方というのはそれなりの能力のある方ですから、政策提案されたものに関しては一緒にやっていくという、こういう取組、スキームというのはできないでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 先ほど申しましたとおり、協働というのは町民がやる、行政がやる、おのおのやるんじゃないかとともにやるということですので、議員がおっしゃられたとおり提案されたものに対してはその方たちでやるっていうんじゃないかと、協力、協調して進めていくっていうふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○6番（渡邊裕之君） 時間もございませんので、余り細かくは言えませんが、実は2月17日に阿蘇で京都産業大学の経営学部ソーシャル・マネジメント学科の大室悦賀准教授の話を聞いてまいりました。全国的に協働が進んでないという専門家のお話でございました。私も質問をいたしまして、なぜ進んでないかという、いわゆるセクターごとに全然方向性が違う、行政とNPOと企業と市民と全く方向性が違うし、自分の成果しか見ない、これは先生の言葉です。行

政は基本的には総合計画しかないから、やはり同じ方向を向いてないと、だから形だけの協働になってるといような指摘でした。

先ほどおっしゃいましたが、市民が参画していれば市民参画してますと言えるので、そこで終わってしまっていると。ですから、本質的にこの菊陽町を町をどうしていこうかと、この問題をどういうふうにしたいのかという、それぞれがやっぱりセクトごとに役割を担う、行政は行政、NPOはNPO、企業は企業、市民は市民でそれぞれ持ち得る能力を発揮してやっていかないと本当の協働にはならないという御指摘でした。それぞれが何をできるのかということで、これにはもう調整も必要もないけども、ただ価値観だけは共有をしていくというようなことで言われました。ですから、そういうような中で、菊陽町だけではなくて、この協働というものがなかなか言葉はあれどもできてない、国から言われて、やってるといのが全国の自治体、これは専門家の言葉で言うならほとんど進んでないというようなことでございました。

そこで、私思うには、定義、先ほどおっしゃいましたが、やはり難しいです。このセクトを超えてやるというのは、いろんな制度もございます。もう一つ、この先生がおっしゃって一番の問題は、とにかく行政が上から目線だと、NPOに対しても、やっぱりお金とか権限とかあるから委託補助金でやらせると、こういうものがやっぱりいけないというので、その感覚も変わらなければならぬというような御指摘でした。

そこで、これは八王子の協働のハンドブックをコピーしたものです。職員向けに今申し上げましたような細かい部分が載っております。協働というのは目的でなく手段であると、こういう理念編から基本編、実践から、昨日PDC Aの話も出ましたが、そういうふうになんと評価をしながら進めていくというものがございました。私は必要なのはこういうものをお互い勉強することだと思いますが、今現在、協働について職員に対して研修等は行っているんでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 策定しました25年度におきましては1回行っておりますけれども、26年度、今年度においては、残念ながら行っておりません。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○6番（渡邊裕之君） ぜひ、こういう専門家を呼んで協働とは何ぞやというところからやって、できれば囑託員の皆さんとか、そういう方々とも協働と、我々もそうです。議員も協働は学ばなければならないと思いますが、言葉だけが走らないように一緒にぜひ勉強して進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、最後の質問に入ります。

効率的で効果的な行政運営を図るまちづくりということで、基本施策の2つ目、行財政運営の充実と強化というふうにならうとされています。

この中で私が質問したいのは、今の行政運営、行政サービス、施策の遂行の課題はないのかというふうにしております。

これは、もちろん遂行の中で一番ネックとなるのは予算、財源であろうと思います。それは我々も理解できますから、議員からいろんな提案があってもその財源の裏づけがなければそれは遂行できないと分かっております。もう一つは、人であります。人がいないからできないと、こういう答弁はございませんが、ここが多分にあるんじゃないかというふうに思います。

今、後期計画もされておりますが、町長の方針の中で、進めてる中で課題はないか、お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 御質問にお答えいたします。

現在、地球規模での環境問題、情報化、国際化の進展、少子・高齢化、長引く景気低迷、それから地方分権等の状況下において本町の行う事務事業の範囲と量、人も増えておりますけども、年々広がって増加の一途をたどってるような状況であります。膨大な経営資源、これはやはり人、物、金が要ります。そういう資源が必要になっている一方で、これらの資源の伸びが今非常に期待できないというのが現状であります。特に、国、県からの権限移譲や補助金の削減によって町の行政運営、特に学校、保育所等について非常に厳しい状況にあります。学校あたりは非常に、国全体が人口増加しとったときには人口急増地区ということでいろんな支援がありましたけども、それが今全くなくなっているような状況であります。そういう中でありますけども、よりよいサービスを、いわゆる自治法の精神であります、最少の経費で最大の効果を上げてサービスを提供していくためには、事務事業、事務処理の効率化はもとより町民と行政の関係における役割分担も見直し、そして行政関与の必要性、受益と負担の公平性、行政効率、成果などを十分に検討する必要があるということと考えております。

ちょうど、後期の基本計画の策定ということで、住民懇談会など各種団体との意見交換をやっておりますけども、その中からもいろんな話が出てきておりますものはその辺十分大事にしていきたいと考えております。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○6番（渡邊裕之君） 責めるつもりはないんです。私は前回もこういう話をしたのは、アウトソーシングを進め、協働はの中にも書いてありますけど、経費節減ではないと書いてありますが、いわゆるソーシャルビジネス、地域の課題は先ほど言いましたけども、地域の皆さんやNPOと一緒にやっていくことで、要するにそういう協働でやることで経費や、経費削減ではないと言ってますけども、こういうこともあると思います。それから、基本的事務遂行に関しては、アウトソーシング可能なものは大胆にやっていくということが必要でないかと思えます。

なぜこれを言うかということ、先ほど保育所民営化の話をしました。現在、保育所8園でかわってらっしゃる正規職員さん40名です。今職員が221名、ということは181名で今町長がおっしゃったこの地方分権一括法以降の膨大な事務と、そして新たな政策をやらなきゃいけないと

ということです。ちなみに合志市は職員が314名いらっしゃいます。公立保育所も幼稚園もありませんので314人で新たな政策にも取り組めるんです。大津町はお尋ねしますと、幼稚園が2園と保育所が1園で24名いらっしゃいますから菊陽と変わらないぐらい、でも人口は6,000人ぐらい違います。そういうふうに菊池は499人で幼稚園が11名と保育所はちょっと分かりませんでしたけど、恐らくうちと同じぐらいで、二十数名いらっしゃるとは思いますけども、それでも470名ぐらいで事に当たれる。

要するに、私はいろんな提案をしてみましたが、できないできないという中に、これも次の議員の提案に対してということも入っておりますが、そういうようなやりたくてもやれない、そういうことがあってではないかというふうに思います。ですから、職員が足りない分はアウトソーシングしなきゃならないし、今民営化を進めることで、要するに政策遂行の職員を確保するということがこの後の、時間がちょっと間に合わないかもしれませんが、菊陽町を成長させるために職員がそれに特化できる、こういう体制をつくらなければならないんで、この問題は何度も申し上げているんです。次の部分も含めて我々がいろいろ提案していることは何も点数取りじゃないです。我々が提案し、これが住民サービスになる、皆さんが検討して、それを勉強して、それが全て町民のためになるということで我々も勉強して提案してるんです。ですから、そういう意味でなかなか前に進まないというのは我々も残念なんです。その問題を解決したい、ですからこの改選後には行政サービスの遂行の問題は何かというものを我々議会としてもしっかりと考えて予算、それから法的根拠、費用対効果、人員確保、そういうものがあるのではないかとということで取り組んでまいりたいと思いますが、その点の認識を1点お尋ねをいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 先ほど、町長もおっしゃられましたとおり、国、県からの権限移譲等で事務量が以前よりもかなり膨大になっております。先ほどおっしゃられたとおり、保育士とか調理師、本庁以外の職員が多ございますので、残った職員でやっておりますのでその辺で職員というのは大変厳しい状態で頑張っているかと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○6番（渡邊裕之君） そこを突破するためには、やはりスピードを上げてアウトソーシングするなり、政策を遂行する職員をきちっと確保して前に進めていただきたいと思います。

そういう中で、最後の質問に入ります。

町独自の成長戦略の必要をどう考えてるかということで、昨日お二人の議員から地方創生に関しての総合戦略についてのお話がありました。それとは別で、また後期計画も立てられるということでございますが、菊陽町がこのまま右肩上がりということはないと思います。人口が少なくなる中でどうやって今を保っていか、一番大事なものは何かについてちょっと議論したいと思いますが、町独自の成長戦略についてどう考えてるか、お尋ねをいたします。



○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 質問にお答えいたします。

町におけるまちづくりの最も基本となるものは総合計画でございます。おおむね10年間のまちづくりの基本構想を受けて5年間の行政計画、基本計画、現在後期基本計画をつくっております。と3年程度の具体的な施策を示す実施計画の3つを合わせた計画で、これが町の最上位計画でございます。

御質問の成長戦略でございますけれども、近年の少子・高齢化や人口減少など自治体を取り巻く厳しい状況の中で持続可能なまちづくりを推進するため、農林業、物づくり、観光、再生可能エネルギーなど成長分野と位置づけて今後の経済成長を実現するための指針として策定しているところが多ございます。

熊本県では、「くまもとの夢4カ年戦略」、これは平成20年から23年、現在は「幸せ実感くまもと4カ年戦略」ということで、平成24年から27年、来年度までの県民が幸せを実感できる熊本の実現に向け、熊本県の取組の基本となるものを作成しております。

本町では平成23年の「人・緑 未来輝く生活都市 きくよう」を町の将来像で第5期の菊陽町総合計画を策定し、現在4つのまちづくりの目標、都市像と8つの施策の大綱と33の基本施策を定めて各種の事業を進めております。

現段階においては、まだ町独自の成長戦略の必要性というのを感じておりません。しかしながら、昨日も御質問等にありましたけれども、平成27年度中に全ての自治体が策定することになります、まち・ひと・しごと創生総合戦略というのがございます。これを国や県の総合戦略を勘案しながら町も平成27年度から31年度までの5年間の総合戦略として策定することとしております。総合計画の基本計画と総合戦略は策定の目的は記載する内容からして別々に策定しなければなりませんけれども、当然に整合性をとらなければならないものと考えております。

なお、総合戦略は今後も事業を実施する上では役に立つアクションプランとなるものでございますので、また新型の交付金確保の基礎となるものでありますのでしっかりと策定に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君。

○6番（渡邊裕之君） もう時間もなくなりましたので、やはり町が生き残るために何が大事かというのは生産人口が増えることです。昨日、町長の答弁の中でも2025年にはというお話がございました。もう高齢化社会になる中で人口はいるけども、いわゆるリタイアメントされました非生産人口、子どもとお年寄りが増えたら、その分成長は止まります。ですから、若者の定住というのが一番大事になってきます。それから、従業員増の企業です、これが住民税を生みます、こういう企業を支援していく、誘致をしていくところが菊陽町が最も強いところであろうと思います。一番最初に申し上げました子育て支援というのがそういう意味で一番、どんなに大きなものかということをやったり、これは成長分野でもございますので、ぜひ捉えて取り組んでいただきたい、生産人口の定住のために以前空き家対策の話をしました。これから家

余りが始まりますので、リノベーションしてそちらに若い方が住んでいただく、こういう施策もぜひ取り組んでいただきたいと思います。

まだまだ、私にもぎわいのまちの創造とか菊陽のブランド化6次産業の提案もいたしたかったんですが、時間がなくなりましたので、また5月2日以降に、再選後にまた御提案いたしたいと思います。

4年間の最後の締め的一般質問といたします。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 渡邊裕之君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時12分

再開 午後1時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

野田恭子君。

○3番（野田恭子君） 議席番号3番、きくよう政策研究会、野田恭子です。

昨日、3月11日、東日本大震災から4年を迎えました。本議場でも黙祷を皆さんでさせていただいたところですが、役場向かいの菊陽中学校では3年前より宮城県東松島市の矢本第二中学校というところと交流をしております、震災を忘れない、風化させないということで、今年度は交流ターミナル「さんふれあ」の方で宮城県の物産展を昨日11日より今月末までやる予定にしております。昨日は夕方なんですけれども、私はちょっと行けなかったんですが、生徒会を代表して向こうで販売のお手伝いをしているはずですが、段取りに関しましては、前の菊陽中学校の校長先生だった宮川校長がされたんですけれども、中学校でも生徒会を中心に生徒たちが手伝いをするようになっております。自分たちに何ができるか、そしてきずなというものを考えるよい機会だと思っておりますので、皆様もお時間があればぜひ寄っていただいて御協力お願いできればと思っております。

本日、私の一般質問は、1、女性職員の管理職登用について、2、本町の納税方法にクレジット、コンビニ納付、ペイジーなどを導入できないかの2点についてです。続きは質問席より行います。よろしく申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○3番（野田恭子君） それでは、早速質問事項1、女性職員の管理職登用について、(1)国の目標で指導的地位に占める女性の割合を2020年までに30%程度とされております。こちらが平成19年男女共同参画会議で決定されておりますが、社会のあらゆる分野において2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標です。この指導的地位といいますが、この定義は、1、議会議員、2、法人、団体などにおける課長、担当職以上のもの、3、専門的、技術的な職業のうち、特に専門性が高い職業に従事する者とするのが適当という

ことで決められております。

そこで、①のこれについての菊陽町、本町の進捗状況はどうか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） それでは、御質問にお答えしたいと思います。

今おっしゃられたことに関しまして、町の管理職関係についてでよろしいでしょうか。

（3番野田恭子君「はい、お願いします」の声あり）

男女共同参画社会基本法には政策等の立案及び決定の共同参画の必要性がうたわれております。議員おっしゃられたとおり、2020年までに社会の各分野の指導的地位に占める女性の割合を30%とする登用目標を掲げております。これに対しまして、本町においては平成26年4月1日現在、役場の管理職に対する女性の登用状況は10.3%にとどまっております。町の政策、方針決定過程に女性の参画を進めることが重要であるというのは本町も考えているところでございます。

参考までに、熊本県の女性管理職の登用状況は3.8%、県内の市町村の平均では10.5%となっております。女性管理職が一人もいない市町村が8市町村あります。本町は10.3%ということでございます。これは課長管理職相当ということです。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○3番（野田恭子君） それでは、今の数字は課長以上ということなんですが、係長以上ですとどれぐらいの割合になりますでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） これは、4月1日現在で申し上げます。

課長補佐級が13人、係長級が69人、合わせまして82人、総数ですけれども、それに女性の数が36、課長補佐級は一人も、4月1日現在ではおりません。係長級が36、ということで割的には43.9%になります。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○3番（野田恭子君） 係長以上は40%以上ということで、課長補佐級になると0ということですよ。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 係長以上の課長、係長と課長補佐を含めたところが43.9%です。課長補佐は一人もおりませんので、係長級だけでいえば52.2%になります。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○3番（野田恭子君） 係長級以上だと52%以上、ただ管理職と言われる課長以上になると10.3%、かなりの差があるかと思いますが、なぜそのような状況なのか、どのように考えられているか、お尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 男女共同参画基本法には、おっしゃられるとおり30%以上を目標に掲

げております。本町の職員においては女性の割合が私たちの年代からすると、女性職員が少のうございますので、割合的にはそうなってるのかなというふうに考えております。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○3番（野田恭子君） それでは、2番の必要性についてはどのような認識かをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 必要性についてはというお尋ねでございますけれども、これにつきましては先ほども申しましたとおり、町の政策、方針決定過程に女性の参画を進めることが重要と考えておりますし、行政の政策決定だけでなく、地域のさまざまな活動における女性の進出や、その意見の反映はまちづくりを進めていく観点からも重要であると認識しているところでございます。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○3番（野田恭子君） 1番、2番とちょっと続けてなんですけれども、確かに女性が管理職になれない、課長がおっしゃった採用時点での人数が少なかったというのが原因に上げられるというのは私も感じているところでございますけれども、まず採用をその時点で、一般企業は俗に言う一般職、事務職と総合職という営業職的な部分で採用時点で分けられるんですけれども、本町でも採用時点でそういった枠といいますか、人数の制限があるのではないかと思うんですが、まずは職員になろうと思って受けられる場合の男女比っていうのは差があるのか、また採用時点での男女比の差があるのかっていうのをお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 採用に関しましては近年は退職補充をやっているところでございますけれども、それに男女比を含めてるかといいますと男女比は関係なく採用をしております。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○3番（野田恭子君） 受けられる方の男女比というのはありますでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 受けられる方はそれはあるかと思えます。町としては採用枠として男女が何%、女性が何%という設定はございませんけれども、受ける割合としては、昨年、一昨年を見ますと6割が男性、4割が女性というような感じかなというふうに思っております。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○3番（野田恭子君） 私が何度も申しますが、調べたところ、やはり一般企業では採用の時点で俗に言われる事務職と総合職と言われる昇進していけるところの枠、管理職としての採用が、どうしても女性と男性の割合というのが偏っている部分があるそうです。そのために、女性の育成といいますか、管理職になれるであろう女性の中の適材な人間というのが採用がされていなかったがために、先ほど課長がおっしゃられました、今の若い方であれば大して変わらない比率で受けられたり採用があるということになってるんですけれども、ちょっと前になると、

決して取り決めがあったわけではないんでしょうけれども、どうしても女性だと時間の制限があるですとかという既成概念といいますか、そういったものがあってなかなか人が育っていなかったというのが現状だというふうに私も認識しております。

先ほども申し上げましたように、指導的地位といいますと1番に議会議員と申し上げました。本町の議会においては、ここ近く30%程度とする目標に到達するのではなかろうかと私も思っておりますが、やはりここだけがそうなくても仕方ないと思うんです。一緒に両輪として回っていく行政の方もできればそういった環境になっていけばいいなというところで、今回こういった質問をさせていただいてるんですが、必要性に関しては十分認識されているということですよね。先日からあっております第5期菊陽町総合計画後期の説明会の中でも配付されている資料の中にも女性という言葉、男女共同参画という言葉が幾つも出てまいります。その中にみんなで協働して支えるまちの中で人材の育成と確保というのも上げていらっしゃいます。

そこで、3番の、今後はその必要性を感じていらっしゃる中で、どのように対応していこうと思ってるのか、具体的な方策があるのかをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 先ほどの野田議員の一般質問の中で、多分最初の採用時点の話がされたんですけども、企業でいえば総合職とおっしゃられたんですけども、本町の場合は一般職と行政という枠を定めております。これは、あくまでも一般事務が高等学校卒業程度、職種で行政といいますのが大卒程度、こういう枠は決めております。これは、あくまでも採用試験の採用の区分でございます。

3番の御質問なんですけれども、今後の対応は具体的にあるのかということでございますけれども、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成26年5月に公布されました。この中で、地方公務員については人事評価制度の導入等について能力及び実績に基づき人事管理の徹底を図ることとしておまして、公布の日から起算しておおむね2年を超えない範囲内において施行することとされております。このため、本町におきましても平成27年度に検討委員会を立ち上げ、人事評価に関するマニュアル原案の作成を行うこととしております。さらに、制度の目的や運用の実際を中心に職員全員に対する説明会を行い、認識の共有化を図り、数か月間の試行期間を得まして平成28年度から運用できればと考えております。

この人事評価制度は職員の人事評価を公正に行うものとされ、任命権者は人事評価を任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎として活用するものとしており、男女間での昇進機会の均衡を図ることができると考えております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○3番（野田恭子君） その27年度から検討に入る人事評価制度ではありますが、これはあくまで周りから評価されるということですよ。よく一般企業では昇給、昇進するに当たり試験制度というのがございますけれども、そういった制度も導入されるのかお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 当然、この人事評価制度について評価するという面もございますけれども、係長職、課長補佐職、課長職ということで昇級試験、そういうのもあるかと思っております。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○3番（野田恭子君） すいません、ちょっと前後しますけれども。

先ほど、採用の時点での一般職と行政職のまずくりがありますよね、その中で例えば、私も以前勤めていた会社で事務で入ったんですけれども、営業に移らないかという話が会社からあったことがあるんですが、行政の場合も入ったのは一般職だけでも中で勉強して行政職に移りたいという、そういった本人が要望をした場合、試験を受けて変わるのか、そういった制度を今後検討していかれるのか、今の時点でもしお考えがあればお願いします。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） その辺については、今の段階でどうこうするという考えはございません。今の時点ではお答えはできないかと思えます。

先ほど言われました、本町の場合は職種で一般職、行政職以外には技能労務職というのがございます。この技能労務職といいますと、現段階では調理師さん、学校の調理師、保育園の調理師がそれに当たるかと思えます。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○3番（野田恭子君） 調理師さん以外で、例えば技術者の採用枠というのは今のところあるんでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 一般事務というふうになりますので、あくまでも行政職の中の技師というふうになります。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○3番（野田恭子君） 今女性の労働力というのは非常に当てにされておまして、よく言われます。人口が減少されてくる中、女性にも社会に出て働いてもらわなければいけないと、そうおっしゃる中でもなかなか働く場所ってというのがない、意欲的に働きたくてもそういった環境が整えられていない、環境ばかりのせいに私はするわけではございませんが、町が社会の見本となってそういった体制をとっていただき、輝く女性をどんどん育てていただければ明るい菊陽町になるのではないかとはい思うんですけれども。

私が調べた中で、国際的にも日本はまだまだ女性の管理職といいますか、役職を持った方が少ないというふうにあります。私たち女性も意識を変えてどんどん社会で働きたいと思うようにならなければいけないというところもあるんでしょうけれども、その中でデータのにも女性役員の比率の高い企業は高い業績を上げているというデータもあるようですので、今後本町もどんどん女性が活躍できる場を設けていただきたいと思いますと思うんですが、町長いか

がお考えでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 本町の現段階では、採用する場合に男性、女性という区別はなく、受験結果において採用しているわけでありまして、一般職と行政職と言いましたけども、専門職も、保育士、保健師、それから土木関係の技師等がありますけども、最近では保育士においても、逆に今度は男性が受験して採用しておる、そういう事例もあります。

そういった中で、女性が活躍する社会、男女共同参画につきましては、今後も子育て、教育、家庭、地域や高齢者福祉などあらゆる分野における男女共同参画の推進に取り組んでまいりたいと考えておりまして、職員における女性の管理職の登用についても同様でありまして、町の政策や方針の決定の場において、課長職にはなっておりませんが参事職、それから係長職には、さっき言うたように非常に女性の割合が出てますので、いろんな計画をつくる場面では非常に女性が力を発揮しているというような状況でもあります。

下の方から若い人たちが育ってはきておりますけども、やはり女性、男性がおって世の中が成り立っておりますので、女性の視点や能力を十分発揮していただいて活躍できることをこれからも推進していきたいと考えております。

現状でありますけども、まだ10.3%ぐらいということでありましたけども、町職員の女性管理職の割合は職員の年齢構成にも、議員も言われましたように、そういうところで、ちょうど課長職あたりに来るようなところに係長も経験していきながら、どれぐらいの女性の割合があるかによっても、登用させたいと思っても年齢的なものがありますので、そういう意味で総務課長はこの27年度で人事評価をするような制度も取り入れていくということでもありますので、そういった中で昇格あたりの試験等も当然必要になってくるかと思えます。そういうところで女性にもそういうことに挑戦していただいて課長職等にもなれるようなところに本人の頑張りも必要かと思えます。

今後におきましては、女性職員が意欲と自信を持って働けるよう女性職員向けの研修の拡大、あるいは男女共同参画の意識の情勢やワーク・ライフ・バランスの啓発など、職場環境の整備を進めることも重要だと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○3番（野田恭子君） ぜひとも、女性に限らず優秀な人材を育てる環境をつくっていただけるところを要望いたしまして次の質問に入りたいと思えます。

2番、本町の納税方法にクレジット、コンビニ納付、ペイジーなどを導入できないかについてです。

これにつきましては、平成25年度の第4回定例会に同様の質問を一度しております。約1年ちょっとたっておりますが、その後この方法、導入についての御検討をされたかどうかをまずお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本章三君） こんにちは。

ただいま御質問がありましたクレジット、コンビニ、ペイジーについて、平成25年の第4回議会定例会で同様の質問がございましたので、そのときにお答えした内容と重なりますけれども、確認ということで申し上げます。

税金の納付環境の整備において、納税者の利便性を図り、効率的な徴収確保につなげるため全国の自治体で取り入れられている制度としてこのようなコンビニ、ペイジー及びクレジットカード納付があります。法が整備され地方税の収納委託を私人に委託することが可能となり、平成16年4月に東京都が全国で初めて地方税に係るコンビニ納付を導入しました。

県内では熊本県をはじめ8つの市や町で導入されています。また、ペイジーによる納付とクレジットカード納付は全国的には導入されている団体が幾つかありますが、まだ県内ではどこでも導入されていないという状況です。

ペイジーによる納付は、税金や公共料金、各種料金などの支払いをパソコンや携帯電話、ATMから支払うことができるサービスのことです。これには取扱手数料がかかること、導入時のシステム改修費用等に伴う費用がかかること、認知度が低く、利用者拡大が見込めないなどの理由で全国の自治体でも導入が余り進んでない状況です。

また、クレジットカードはその名のとおりクレジットカードを使って税金を支払う方法で、自治体のホームページから入って支払うなど幾つか方法があります。

クレジットカード納付は、高額な取扱手数料の負担をどうするか、費用対効果、初期導入経費やランニングコスト、カードポイントの取扱い、納税証明書発行までにタイムラグが生じる、車検用納税証明書を別途送付する事務及び費用が発生することなどの理由でペイジーによる納付と同様に全国の自治体でも導入が余り進んでないという状況です。納税の利便性という点ではこれらの納付手段は導入すればインターネットなどの利用者からは大変便利でサービスの向上につながると思いますけれども、ただいま申しましたとおり現状では課題等も多いようです。

コンビニ納付の導入については、前回の御質問の後も引き続き調査研究、検討を行ってきたところでありますが、御承知のとおりコンビニ納付は24時間営業ですのでいつでも納税ができるという点で利便性が向上します。また、仕事の都合で納付する時間がないなどの滞納理由がなくなります。

徴収率については、導入団体の事例などからは納付期限内の納付は確実に増えるものの、最終的な徴収率の向上は期待できない状況のようです。

また、電算システムの改修等に伴う投資費用がかかることや税金を払うときの取扱手数料が金融機関では1件当たり10円ですけれども、コンビニでは基本料に加えて1件当たり55円程度かかりますので、導入後は毎年この分の経費が増えます。

このほか、納付期限が過ぎた納付書では納付ができないことや1件の取扱限度額が30万円ま



でといったような制限もあります。

そこで、税金の納付方法として給料や年金から天引きされる特別徴収と直接役場や金融機関で納付する普通徴収がありますが、現在は普通徴収の方には口座振替を進めているところであります。

口座振替は役場や金融機関に出向く必要もなく預金口座から自動的に納付でき、便利で確実な納付方法ですので、まずはこの方法を第一に進めていかなければならないと考えているところです。

コンビニ納付等についてはメリット、デメリットがあり、新たな費用負担が発生することや現在の納付方法が不便ではないと考えていますので、現行の制度について御理解と御協力をお願いしたいというような答弁を前回は申し上げたところでございます。

その後、検討した結果、質問のうちコンビニ納付については、時代に合った納付方法ということで全国的にも県内でも導入が進んでいる状況であることや納税者の利便性が向上することも十分認識していますが、導入経費が800万円程度かかるということでありますので、今回のように新たなシステムを独自に導入する場合は、町の貴重な一般財源の確保が必要であることから引き続き健全な財政運営を堅持するためにも導入については電算システムの改修の時期や他の自治体の状況等を参考にしながらもう少し様子を見ていきたいと思えます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○3番（野田恭子君） 他の自治体の様子を見ていきたいというところで、私昨日お隣の益城町に行ってみりました。益城町の方では平成26年4月から全国コンビニエンスストアで町税及び料金の納付ができるようになっております。

そこで、なぜコンビニ納付を入れられたのかというのをお尋ねしてきましたところ、きっかけは介護保険課からの提案だったということです。税務課からの提案でも首長さんの提案でも住民の方からでもなく介護保険課から、やはり皆さんが御不便を感じていらっしゃるようなので、こういったシステムもあるよというところで提案があったそうです。これが平成24年12月から25年1月、約1年以上かけて検討委員会などを開かれて、最終的に高額な費用がかかるけれども住民の方の利便性、住民サービスに重きを置いて今回はこのコンビニ納付ができるようなシステムを導入されたということでした。

導入されてまだ1年たっていらっしゃるなかったので実際のところどれだけの費用対効果といますか、よかった点があったかというのはまだ検証はされていないそうなんですけど、やはりおっしゃったように手数料は1件当たり55円、コンビニの場合かかります。初期投資も700万円ほどかかったそうです。今年度は予算として手数料代を80万円ほど計上もされていらっしゃいました。

ただ、益城町は熊本市内へのお勤めの方もいらっしゃるんですけど、コンビニ払いができるものの中で軽自動車税です、年に1回です。県民税、俗に普通徴収の分じゃなくて軽自動車税って

いうのは年に1回ですよ。どうしてもこれだけは振り込みというか、お支払いに窓口に行かなければいけないですよ。これが、見本もいただいてきたんですけれども、会社の近くのコンビニとかでさっと払えれば非常に便利だと、昼休みにちょっと行ける、期限内に納付ができるというその点ではよかった点かなということは担当課の方はおっしゃっていらっしゃいました。

やはり、時代の流れがどうしてもございます。調べたところ反対隣の合志市もたしか同じ26年4月よりコンビニ納付できるようにされていらっしゃるかと思います。間に挟まれた本町ももうぼちぼち考える時期ではないかなと私は思うんですけれども。

先ほど、システムの改修の時期もあるとおっしゃってましたが、たしか本庁のシステム、5年に1度ぐらいは見直しの時期があるというふうに聞いております。前は約1年ちょっと前には御提案しましたけれども、今回の提案でもう一度、改修の時期に目途を合わせて一度皆さんで、税務課だけでなくほかの担当課の課長さんとか実際の窓口の担当の方からも話を聞いていただいて、一度でいいので協議していただきたいなと思うんですが、2番に行きます。その辺もあわせて2番のふるさと納税の対応も見据えて検討すべきだと考えるが、いかがでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 税務課長。

○税務課長（阪本章三君） お答えいたします。

ただいまふるさと納税のこととあわせてほかの税以外のこともお話をされましたとおり、税以外にも介護保険、保育料、住宅使用料、後期高齢者医療というようなものもありますので、そういうようなものも含めて今後検討する場合には納付対象者数とかさまざまな住民の方のニーズとかそういったものとあわせて導入に伴う経費ですね、合わせてした場合と分けてした場合とかのいろんなケースを想定して総合的に考えていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○3番（野田恭子君） 昨日も今日も話題に上がりましたが、若者を呼ぶ住みやすさ、午前中の中に教育とか医療などの点もあり、昨日の答弁の中でも町内に、俗に言う病院が50あるというふうに聞いて驚いた次第であります。やはり便利さです。今まではこういったいろいろな条件で確かに住みやすさというところであったかとは思いますが、今後です。住民サービス、利便性というのはやはり追求していくべきだと思います。

まちづくりの目標の中にも効率的で効果的な行財政運営を図るまちづくりでその中に高度情報化への対応というのがございました。今まで住民基本台帳ネットワークシステムというのがある、これで確定申告とかいろいろできるようになっているというふうになってましたが、なかなか進まず近いうちにマイナンバーというのが入ってくるようになってるかと思えます。こういったシステムの改修っていうのは近くあるのは見えてるかと思うんです。それに合わせてこういったシステム改修、クレジット払い、ペイジーなども見据えて導入された方が経費的

には絶対安くなると思うんですが、これは知り合いのプログラマー、俗に言うSEの方がやはり個別にそういったシステムばらばらに入れるよりも一度にした方が経費的にも安いし、やる側もやりやすいというふうに言っておりました。

再度お尋ねいたします。システム改修のときにこういったクレジット払い、コンビニ納付などのシステムの導入も検討してみませんか、お尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） 全体的なただいまの質問ですけども、システム改修につきましては総合政策課の方で担当しておりますので、今申されましたように、近々マイナンバー制度も始まろうとしております。これに対しますシステム改修については今の予算の中でも反映させておりますけれども、議員の提案のありましたクレジットの納付とかそういったものについては、同時にというところでは今考えておりませんので、今後の課題としていろいろな、確かに利便性の向上、昨日上田議員の方からも提案もあっております。ああいった住民の利便性の向上につながるようなものにつきましては、今後とも引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君。

○3番（野田恭子君） ただ、改修というのは時期はいつというのが大体決まってるんじゃないかと思うので、それに合わせてぜひとも検討していただければと思います。

先ほども御紹介しました益城町の方ではコンビニ納付とあわせて、これは質問ではございませんが、証明書、住民票とか所得証明書とか簡単なものだと思うんですけども、コンビニエンスストアで発行できるようになっております。こちら住民基本台帳カードをお持ちでないとできないというところではありますが、こういったシステム関係、一度にやってしまった方が費用はかからないというのがやはり一番大きいかと思います。

また、ふるさと納税なんですけれども頑張ってる場所は1億円、2億円、何億円という納税、これ納税といいますけど簡単に言うと寄附です。これが簡単にできるから簡単にされる、確かにふるさと納税で寄附したらもらえる特産品も魅力的なんだろうけれども、簡単にできるからやってみようかなと思われると思います。

本町のふるさと納税は大体今まで10万円程度だったかなと記憶しております。今年度は大きなのがあったというふうに聞いておりますけれども、やっぱりただでって言い方はおかしいですけども、寄附いただけるものはありがたいのでおいてふるさとのためにいろいろと使っていくべきではないかと思います。そういった自治体の努力です。確かに本町は自主財源がありますけれども、でもふるさと納税で何億円って入ってきたらいいじゃないですか、やりたいことができますよね。ちょっと話がそれましたけれども、そういった利便性を今後は重視していかなければ、今までのようにせつかく増えた人口もあっちの町の方がいいかなというところが出ていってしまいかねないとも思われます。そのためにも一度でいいので机の上へ上げ

で練っていただきたい、検討していただきたい。その上で、やはり検討したけれども総合的にまだ時期尚早だとか、まだデメリットの方が多のかなというお答えであれば納得もしないわけではないんですが、やはりこういった提案をするからにはそれなりの考えがあってやっております。午前中も出ましたけれどもP D C A、俗に言うビジネス用語ですけれども、計画、プランやって実行して評価して改善、まずこの計画に一度上げていただければなと思い、今回の一般質問をさせていただきました。

本町のよりよい未来のために今後とも御尽力いただけるようお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（大塚 昇君） 野田恭子君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時55分

再開 午後2時5分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 皆さんこんにちは。

ただいま大塚議長より平成27年度第1回の一般質問の許可を受け、最後の町議会議員として町民を代表して一般質問をさせていただきます。

今回の質問事項は、1つ目はもみじ園の建替えについて、これは多くの議員さんが質問しましたが、違う方面から少し質問させていただきます。

2番目に、阿蘇中岳第一火口噴火活動に伴う町への影響及び諸対応に町はどう捉え、支援するのかということです。

これは、平成26年11月25日に噴火しました阿蘇火山の今継続している噴火についての質問をさせていただきます。

3番目に、県営藤崎台球場の移転と県営武道館新設について一般質問をしますが、先ほど坂本議員も言いましたが、私の方もいろんな面から、またいろんな活動をやってきましたので、違う方面からの質問をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 最初に、もみじ園建替えについて、(1)地元保護者との話し合いは問題はなかったかを質問させていただきます。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 今の議員の御質問にお答えいたします。

町立保育所もみじ園の保護者の方に対しましては、園舎の改築に関する説明会を1月31日と2月3日2回実施しまして、11月末に出ました耐震診断の結果を報告するとともに園舎改築を

機に民間事業者による建替えを説明いたしました。

本年4月に民間保育所2園が開園し、転園希望の方に対する受入れも可能であることから、4月1日から引き続きもみじ園に入園されるのか、あるいは転園されるのか、いずれかの希望を調査します転園希望調査を保護者の方の要望を踏まえまして当初の期限を変更し、2月13日までに提出されるようお願いをいたしました。

その後、仮設園舎予定地の土地対策につきまして、土地の所有者であります蘇古鶴神社のお宮総代会と、あと鉄砲小路地区の役員会を開催していただきまして、2月11日までにそこで了承していただいたところであります。

そして、転園希望調査での保護者の方の意向を踏まえ3月初旬に4月1日からの入所者決定を行いました。その結果でございますが、引き続きもみじ園に入園される園児の方が30人、転園される園児の方が17人というふうになりました。

今後は、今のもみじ園の運営、あるいは保育の方法は、保護者の方から、あるいは地域の方から安心と信頼を得ておりますので、園児や保護者の方が不安を抱くことなくスムーズに新しい民間の保育所に移れるよう特段の配慮をしていただくよう民間事業者と十分な協議を今後実施していきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 今、課長から答弁いただきましたけども、いろんな問題がなかったのかという質問ですから、課長その中で問題はありませんでしたか。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 先ほど申しましたように、当初そのまま今のもみじ園に入園されるのか、あるいは転園されるのかの希望調査、いわゆる転園希望調査の分が、非常に回答期間が短かったというところについてはちょっと反省します。それで、非常に保護者の方に御迷惑をおかけしたということです。そういったところは、また今後迅速な情報提供に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） ぜひ、そういった理解をいただくよう説明をしっかりといただいて一日も早くやってほしいと思っております。

次に移ります。

(2)が民営化はするのかと強く書いてありますけども、町長の思いは前回も一般質問で答弁されましたので分かりますけども、私自身が思ってるのは8園を、先ほど渡邊議員も言いましたけども、違う方向で見ると、私は現在の社会福祉法人にやらせていただいて、現在待機児童がいるところが多くいますので、そのおるところに対して早く民営化していくのか、それとも町長が言ったように徐々にやっていくという考えで聞いていましたけども、私としての考え

は、待機児童が多いときに民営化をした方がスムーズに行くのではないのかと、だから町長の今からの計画と実行は違って結構だと思います。何年間の中でこういうことをやり、こういうことを計画してるんだよという、町民に知らせていく考えはありませんか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 子育て支援課長が答弁したように、もみじ園の改築につきましては同園の耐震診断結果を受けて緊急的な対応として安全・安心な保育環境を整備するということになります。

ところで、議員が言われるように、本町における近年の待機児童の対策につきましては民間との協働によって民間の知恵と資金や人材を活用して整備、運営してきておりました、5つの私立保育園においては、それぞれの魅力や特徴を生かした保育が評価され保護者の人気も高まっている状況にあります、本年4月にはさらに2園が開園いたします。そこで、もみじ園の改築に当たりますのは、午前中もありましたけども、国や県の補助制度、民間の資金や人材を活用することで早期の新園の園舎建築の実現を目指すものであります。

他の公立保育所の今後のあり方についてでありますけども、町立保育所が今まで町の子どもたちの保育、教育に貢献してきたものであることは自負してるところであります。もみじ園を第1号として町立の保育所が保護者や地域と一緒にあって子どもたちを育ててきたところあります。児童福祉法の精神に則しますと保育に欠ける児童は市町村長が措置しなければならないということを現場で実践してきたものであります。そして、平成21年度に策定した町の公立保育所民営化計画は、御存じのとおり現在凍結の状態であります。今後は凍結に至った経緯を詳細に分析をしまして、この分析結果を広く周知し、町民の方々、議会の理解を得てこの凍結を解除していきたいと考えております。

子どもたち、そして保護者の方々を取り巻く教育、保育環境はここ数年大きく変わっております。その対応策として平成27年度から子ども・子育て関連3法が施行されます。保育所民営化計画を策定した当時と時代が変わって新しい保育ニーズに対応した展開がこれから先求められています。これによりまして、今後さまざまな保育ニーズや多様な保育事業の形態に的確に対応するため、公立保育所の民営化対策を含めた保育所のあり方をあらゆる角度から検討していく必要があります。よって、現在の公立保育所の中で民間の保育事業者にお願いする分は民間にお願いし、公立保育所に求められる役割は公立で果たしていくことになると考えております。

議員が言われるように、待機児童が多いときに民営化した方が引受法人が多いんじゃないかということでもありますけども、そういうことも十分視野に入れておかなければならないと思います。そして、現在は非常に待機児童が多いということで、国の支援、民間である場合は町の負担は12分の1で済みますし、一方では設置される方も4分の1の負担ということになります。そういうことも十分視野に入れながら本町の子どもたちの状況、今は先の何年後にどれぐ

らい子どもたちがなるかというのは現在の人口の中では当然見込んでくることはできますんで、そういうことも視野に入れておかなければならないと思います。当然のことではありますが、今までの制度を変えていくことには違いありませんので、そのためには町民の方々、関係者の方々、そして議会議員の方々に対して丁寧な御説明と意見交換を実施してまいりたいと考えておりますので、皆様方の御理解をぜひお願いしたいと考えております。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 町長、よく分かりました。しかし、ある程度の計画性は立てていかんと私はやっぱりだめだと思います。町長が思うならば、私はあと8園あるのを2園残してでも6園は何年間はやるんだという思いを、町民の、今町長のおっしゃった町民や議会やその他の保護者、皆さんの理解を求めたいと言うならば、やはり私は期間を置いてでもこれくらいは僕はこういう希望をやりたかったんだよと、そして計画と違うことは実施はできないところもあると思います。そして、今町長が言ったように、やはり分かってほしいならば計画性をまず立ててやるべきじゃないでしょうか。私は今言ったような何園残して何園を自分でやるという町長の気持ちを聞きたいんです。計画性を聞きたいんです。そしたら町民も分かってくれますよ。民営化と公立の違い、差、私も卒園式に行きました。入園式も行きます。しかし、今は町立も私立も案外と一体化しとっと思います。だから、これは今どきにこういう、町長がいつもおっしゃるような財政面から見てもそうです。だから、こうやるんだよという考え方をお願い申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） こういうのは非常に、言われる気持ちは十分分かりますけども、慎重な判断というのも大事でありまして、やはりこれから先、子どもたちがどのように、対象の年齢の子どもたちが推計の中でどう推移していくかということを見きわめながら、民営化に移す分とそれと、午前中も言いましたけども、やはり将来は子どもの減ってくる、そういう時期が来ると思います。そういうことも視野に入れながら何園民営化できるかというのはきちんといろんなことを調査し十分な検討をして、いろんな諸般の事情も勘案しながらその方針は出していくべきだと思っておりますので、この時点で今何園ということまで、そこまでは言えるところまでの、凍結した分を解除する中でそういうのを見きわめながらやっていきますけども、その辺は十分均衡のとれた、そしてできるだけ民間の活力を活用していきたいということは思っております。

何園とまでは言えないことは申し訳ないですけども、お許してください。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 分かりました。言えない部分も多少あるかと思っておりますけども、勇気を持ってある程度はやはり町民の方が理解するために町長はやっぱり。僕はそういう考えを持ったもんですからこういう質問をさせていただきました。また、何で私が今の町内の社会福祉法人について言ったかということ、先ほどの渡邊議員と違った方面から見ると、私は、4月から2園が

開園しますので7つという考えでいくと、その方々のおかげで園を民営化していただくと縮小するときその方々が自分たちで考えてある程度の縮小をやる、そして町長の思いは公立保育園から本当は逆に送ってやるという思いは、町長の思いは分かります。だから、計画性を持った、計画を立てたところを聞いたかったわけであります。

町長、言われることは分かりますけども、ぜひその辺は部下を信用しているんな方々と考えていって、やっぱり計画性を出していってほしいという思いで要望させていただきます。

次に移ります。

次は、阿蘇中岳第一火口の噴火活動に伴う町の影響及び諸対応に町はどう捉え、支援するのか。(1)が小・中学校へのマスク、ゴーグルの配布はできるのかをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） お答えします。

火山灰の降灰につきましては、阿蘇中岳の西側地域である菊陽町でございますが、春から夏に向かうとともに風向きが東寄りの風に変わることが予想されております。影響が出るものと考えております。

これまでも、学校の方では春先からPM2.5につきましてもそうですが、基本的には保護者の負担で対応をしておられます。ただ、マスクについては緊急で対応する分として学校においても準備をしております。そのほかの対応では、注意喚起などがされますと校外活動の自粛をしております、体育館、教室の方での運動という形に切替えてまいります。そういう対応を行っております。

また、他の町村の方を見ますと、南阿蘇村または高森町ではゴーグルやマスクの購入費用としてそれぞれ34万円、それから32万円の予算措置により支給をされておる状況です。

本町におきましても、今後の降灰状況、また他町村の対応などを参考にしまして迅速な対応をしなければいけないと考えているところであります。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） ありがとうございます。

迅速な対応をぜひお願いしたいと思います。

次に移ります。

農畜産業への対策はどう考えているのかをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） では、お答えします。

昨年、26年11月25日に阿蘇山中岳で噴火が確認されて以降、熊本県において被害状況調査が実施され、熊本県農林水産部に熊本県農林水産業活動火山被害対策会議が設置されるとともに、農業者の栽培や経営相談に対応するため県北広域本部、それから阿蘇振興局、上益城地域振興局に農林水産業相談窓口を設置されており、その間菊陽町では露地栽培の葉物野菜である白菜やホウレンソウ、キャベツなどに降灰の影響があり、一部には被害も生じましたが、季節



風が北西寄りの風であるため長期間の降灰はありませんでした。

その後、2月9日、熊本県の降灰対策事業予算が知事の専決処分で設けられ、土壌矯正や除灰機械等の導入など、農林水産物の生産に対する支援、農家の経営、継続に対する金融支援が実施されることになりました。この事業の中で、阿蘇山の西側地域である菊陽町は、春から夏に向かうとともに風向きが東寄りの風に変わることが予想されますから、県の対策区域に含まれております。それを受けて、認定農業者の方々に希望をお聞きし、またそれを県に要望したところ、施設園芸農家グループで除灰用動力噴霧器1台の導入やお茶農家グループで除灰用機械5台の導入が認められています。

その支援の内容は、機器購入費の3分の1を県が助成し、町も県と同額の3分の1を助成するもので、農家はその残額を負担するものであります。今後は火口からの距離の違いもありますが、東風が続くようになりますと細かな灰の飛散が考えられますので、路地の葉物野菜などにつきましては、降灰の影響を考えた作付けを検討していただくようJAとともに周知していきたいと考えています。

また、畜産農家では昨年のWCSや麦わらを粗飼料とし購入した配合飼料を用いられる関係から、直接的な被害は今のところないようですが、今後火山活動が長期化するようであれば飼料用作物に影響が生じることも考えられるところです。

一方、国の支援としては活動火山対策特別措置法が制定されていまして、その中で県の防災営農施設整備計画の策定によりその事業に対して経費の一部を助成し、その他必要と認める措置を講ずるとあります。しかしながら、今回の阿蘇山の噴火についてはいまだ計画されておられませんので、JAや各種農業団体との情報交換を行うとともに近隣市町との連携も考えながら今後の火山活動における対策について注意していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） ありがとうございます。

私が懸念するのは作物の植えつけの、先ほどの葉物です。風評被害があつて、それを洗水でも食べられるのかという問題やその他の消費者に対しての疑問がかなり生まれると思います。それを打開するためにそういった、これにも書いてありますけども、野菜に付着した火山灰は流水でよく洗い流すと問題はなく食べられますと書いてあります。やっぱり、こういうことも町民の方、またいろんな買い手の方に浸透させていただき、生産者としてサポートしていただきたいと思います。

それとあと一点が、菊陽町に野菜関係ばかりでなく酪農もありますので、イタリアンやその他のあると、それ以外は食べないという話も聞いてます。いろんな形で予算づけはしてありますけども。この間の一般会計補正予算でお茶や園芸の支援に予定で540万6,000円という予定価格が出してありますけども、やはりどういったところにどういう支援ということを引き締めていただいて、農家に不安を与えず、そしてまた消費者にこれは大丈夫ですということを指示し

ていただきたいと思えますけども、どういった方法で皆さんに知らせるかをちょっとお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 農政課長。

○農政課長（志垣敏夫君） 今現在、阿蘇地域においては降灰の影響があっても、議員がおっしゃるように食べられますよという話で県が音頭をとってPR活動をやっておられます。当然、降灰地域が変化してくれば必ずそういうところでの動きも出てくるので、JAと連携したいというのはそういう意味合いでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 予知のところですから強くは言えませんが、連携をとってぜひ不安を解消していただくよう要望いたします。

次に移ります。

次は、健康管理に対して病院との連携と医療費の負担はどうするのかをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 健康・保険課長。

○健康・保険課長（佐藤清孝君） ただいまの質問にお答えいたします。

菊陽町は阿蘇中岳噴火口から24キロ程度離れており、これまで火山灰に対する健康管理について経験がないため、健康・保険課の方から阿蘇中岳に接している阿蘇市、高森町にどのような対策を実施されているかお尋ねしたところです。

阿蘇市と高森町では、特に健康管理について特別な対応はしておらず、病院との連携は今のところ考えていないとの返事でした。鹿児島市へも電話でお尋ねしましたが、以前桜島の方で大きな噴火があった際、健康診査も実施したことがありましたが、健康被害を訴えられる方もいない状況でした。降灰は日常的なことではありますが、現在は健康診査などの対策は行っていないとのことでした。

一方、阿蘇市町村会や議長会からは2月4日に熊本県に対して、阿蘇噴火に伴う降灰対策の早急な実施を求める要望書が出され、窓をあけられない小・中学校や保育園等の空調設備の設置補助、路面清掃車の配備、またビニールハウスの降灰洗浄機購入の補助などを要望されております。

次に、火山灰による健康への影響については、気象庁の降灰の影響及び対策に1、火山灰が降っているとき積もっていなくても目や喉の症状を悪化させる場合がある。2、降灰が0.1ミリの厚みの状況ではぜんそく患者のうち約43%が症状を悪化させる。3、降灰が1.3ミリの厚みの状況では肺に疾患を持つ人は健康上の問題が発生する。4、降灰が6ミリの厚みの状況では喉、鼻、目の異常を訴える人が増大するなどが示されております。

以上のことから、菊陽町では阿蘇中岳からの距離を考えますと極端な火山灰による健康被害を受けることは少ないかもしれませんが、町の健康管理の対策としては、火山灰の降灰の状況に応じて広報紙、ホームページ、放送などにより住民の皆様に次のような健康管理情報を提供

していくことが必要かと考えております。

一般的な個人としての対策としてですけれども、1、屋内に火山灰が入り込まないようにドアと窓をきちんと閉める。2、火山灰が降っているときはできるだけ子どもたちは室内で遊ばせる。3、火山灰が舞い上がっているときは駆けっこや激しい運動をしないようにする。4、火山灰が降っているときはマスクをつけさせる。ゴーグルで目を保護する。5、清掃作業などをする人は防塵マスクをつけるなどであります。

また、御質問の医療費の負担についてですが、火山灰に対する健康管理は個人の生活行動や家族間での注意で大部分が防御できるのではないかと考えております。今のところ、医療機関との連携は考えておりません。また、治療においても喉、目、皮膚などの不調が火山灰によるものなのか、原因を判断することが困難であると予想されますので、現在医療の公費負担は考えておりません。加入されている医療保険で受診されて個人負担でお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） なぜ、あえてこれを出したかという、今課長がおっしゃったように町民の方に理解を得て、自分の体は自分で守ると、そして町の負担ではないということを知らせるためわざわざ質問させていただきました。

次に移ります。

4番目は、小・中学校へのプールや太陽光の清掃費の負担はどうなるのか、お尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） お答えします。

プールにつきましては、水の中で浮遊している火山灰でございますけれども、プールのろ過器でろ過できます。それから、プールの底に沈殿した灰についてはろ過ができません。桜島の降灰などの先進地を見ても、プールの底の灰を吸い上げるプールクリーナー、掃除機のようなやつで水と一緒に吸い出すというやつなんですけれども、により灰の除去を行っておられます。

それから、太陽光の清掃ですが、一般的には雨により流しておるといような状況でございますが、状況次第では高圧洗浄機による除去、また専門業者に委託して実施するという必要が考えられます。今後の状況次第では必要な機器の整備費などを確保し対応したいと考えております。

ただ、共通の認識としまして、国庫補助の関係でございますが、文科省関係でございます。今言いました降灰事業につきましては、農政等には若干今手厚く始まっているというような状況だと思っておりますが、文科省関係では桜島とほかにも火山がございまして、以前よりある補助なんです。降灰防除工事として義務教育の負担に関する法律というところでございまして、まず

先ほども農政の方で申しましたように活動火山帯火山対策特別措置法の指定という部分がございます、地域の指定がなされます。そういうことで補助要件として、阿蘇山においては阿蘇市、産山村、高森町、南阿蘇村の区域のみが指定されております。ですから、これ以外の阿蘇山地域では補助要件に乗らないという状況でございます。ただ、この補助要件に乗ったとしまして、何が補助されるかといいますと降灰の支障防止、軽減の戸の設置、窓枠の設置、火山灰が入らないようにというような工事になりますが、それから空調設備の設備工事という形でございます、補助の経費が2分の1と、工事費に対しての2分の1がございます。ちなみに、本町におきましては本年度中に空調設備が全校終わっておりますので、この辺の心配はないかなとは思っております。

それからまた、今度は降灰が続きますと灰の処理が出てまいります、学校設備においては非常に厳しいものがございまして、降灰量が1月1日からその年の12月31日までの間に平方メートル当たり1キロの降灰がないと補助要件に乗らない、それから1校当たり除去工事が30万円以上の費用があったということ、それからそれを測定するための機器の指定、位置の指定等がございます。どういう補助があるかという降灰の集積、運搬、処分費です。補助の経費として補助をしていただく分としては2分の1が対象になる。ただ非常にこれも本町においてはちょっと厳しいという。ですから、今申しましたような対応をする場合は単独費での対応という形になるかと思っておりますので、そのときは議員様方にはよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 単独でという話ですけども、これも私たちの大事な子どもたちがプールで泳ぎ、そして健康づくりをやっていくためにあえてこういった質問をしましたが、先ほどおっしゃったように、この清掃の後の集積の灰をどこにどうやって運ぶのか、その負担も大きくなると思います。ぜひ、なるだけ降灰はない方がいいですけども、きたときの対応として皆さんもお考えいただいて、町民の方々も我が身のつもりで一生懸命理解いただいて、そしてこの火山灰に対応していくよう理解を深めるために4つの項目で出させていただきました。

ぜひ、皆さんもこういったことがない方が一番ですけども、きた対応としてあえて言ったことを御理解いただきたいと思ひます。

次に移ります。3番目です。

県営藤崎台球場の移転と県立武道館の新設についてということで、午前中坂本議員の方からこのことに対して質問がありました。答弁は県も市も当面はちょっと考えていないということだったと思ひますけども。私は、4年半前からこの件をある代議士にお願いして県の教育委員会の委員長まで行って話はしてました。ところによると、やはり県の教育委員会だけの判断ではできないという中で話がありました。しかし、よく考えてみると、あの場所を皆さんが思い出して免許センターの横を頭に描いていただくと、菊陽第2空港線を描いて、そしてこの間町長に質問したように443号線の見直しをして、町長も1年半前に菊池の土木事務所に所長だったヤマモトさんと思ひますけども、お話が行ったことは聞いてます。その4車線化をすること

によって、やはり公安委員会の道路設定によってあそこの候補地は何年後は候補地として望みがあるという考えを持ってこの一般質問をさせていただいてる中です。私は緊急にしるかという問題は県の考えでございます。町は候補地のためにやはり頑張るという思いで土地を町として、候補地として提供まではいきませんが誘致するならば、そういった思いをあえて町長の方から言ってほしいということなんです。

町長、県の方からは、市の方からも前向きにはまだできてないとおっしゃってますけども、先ほど坂本議員もおっしゃったように合志は手を挙げてます。ある近所も手を挙げると思いますが、私たちも、町長もお考えだと思いますけども、その点、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（大塚 昇君） 都市計画課長。

○都市計画課長（大山陽祐君） 佐藤議員最後の御質問ということなものですから、しっかりお答えしていきたいと思えます。

それでは、答弁いたします。

県営の藤崎台球場、水前寺の熊本武道館の誘致につきましては、先ほどの坂本議員の御質問で総合政策課が県の意向を踏まえた政策的な観点からお答えしておりますので、重複する部分も多少あるかとは思いますが、私の方からは町の都市計画、土地利用等の観点からお答えいたします。

まず、誘致の是非、本町が候補地になることにつきましては、異論なく大いに賛同できるものと考えております。本町は県と熊本市、熊本県総合運動公園に隣接し、空港、インターチェンジ、幹線道路等が整備され、また鉄道、バス路線などの公共交通機関も充実しております。

県域単位で建設場所を決定する際、また全国的な試合あるいは大会を誘致する際、会場までの選手、観客等の来場、輸送の問題はその選定において重要な要素になるかと思っております。また、誘致活動を行う上では説得力ある合理的な理由にもなります。以上により、本町の立地、建設は県民目線からも一定の理解が得られ実現性があるのではないかと、また本町のさらなる発展、あるいは地域振興、あるいは活性化に大きく寄与しさまざまな波及効果も期待できるのではないかと考えているところです。

この理由を整理、説明しますと、まず第1に当該施設の建設により熊本県の費用で本町に大きな公共投資がなされ都市基盤が整備されます。野球場、武道館等の大規模な集客施設は本体のみならず駐車場、緑地公園、アクセス道路などが新設、改良され、必然的に上下水道、電気、通信施設などの新たなライフラインなどが整備されます。その結果、道路沿線とその周辺地で新たな都市的土地利用が可能となります。県営の公共施設の立地によって周辺農地の規制緩和も期待できます。

例えば、店舗、事務所、福祉医療施設などのさまざまな事業所の開発圧力が高まります。これらが契機になって定住促進、企業等の誘致にいい影響をもたらす、これが地域振興、ひいては町の発展につながるものではないかというふうに考えております。

また、スポーツ施設の立地は子どもたちをはじめとする町民の皆様方と当該競技との距離が縮まり体育の振興、健康の増進にも大きく寄与するものではないかとも思っております。さらに、多くの選手、観客等の来町、来訪は、「さんふれあ」、鼻ぐり井手公園などの来訪所の増加、あるいは商店街の活性化などが図られまして、また菊陽の特産、菊陽エンジンの知名度が上がるなど町のネームバリューが高まるのではないかと期待するところでもあります。

デメリットとしましては、一時的な駐車場不足、交通渋滞などが考えられますが、これは大規模な集客施設においては必然的なものでございまして、そのメリットの大きさから比較しますと、そこまで大きな問題、支障にはならないかと思っております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） 今の答弁を聞いて非常に私も助かります。私もその一人でありまして、それは県が決めることでありますけれども、政令都市になって町長が、あの当時は土木事務所の管轄が菊池だったと思いますけれども、町長が行って4車線化をぜひお願いしたいという思いで町長がお願いになりました。私もそれは聞いてます。私も一緒にそこで手伝った仲でございますけれども、今課長がおっしゃった渋滞緩和するためにそういったところの手順を、まず町長の努力やその他の皆さんの職員の努力によってやっていただいて、こちらにどうぞ来てくださいませということは私たちの義務だと思うんです。〔

取消し

○11番（佐藤竜巳君） 〕

そういった面で町長も頑張っておられます。やはり皆さんの思いを胸に控えてみんなで力を合わせて私はやっていくべきだと考えています。

スポーツ面ばかりじゃないと思います。先ほどもお話しになったいろんな今度は潤いが出てきます。経済効果もあると思います。ぜひその辺を含めて町長一言、誘致また協力できるかをお願い申し上げます。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） では、私の方から申し上げます。

スポーツ施設の郊外移転、特に県営藤崎台球場と県立武道館につきましては近年特に気になってきているところであります。坂本議員の質問にもありましたように、県の方、それから市の方といろいろまだ公表はされておられません、動きがあつてゐるような状況ではないかと思つておるところであります。

そういう中で、野球場、武道館に限らずさまざまな施設の誘致、立地のメリットにつきましては、ただいま都市計画課長の方が説明したとおりでありますけども、町としましては今後県の動向を十分見ておいて議会の方にも相談しながら、しっかりと対応をしていきたいと考えておるところであります。

幸い、本町の場合、町の位置、交通事情等からしまして大変利便性もよいということで、そういう誘致がほかのところからも起きるかと思つておりますけども、その中でも大変可能性が高く他の自治体と比較しても大変有利な状況にあると考えております。これをさらに有利にするためには、事前の県の関係機関、あるいは国、県レベルのスポーツ団体等へのさまざまなネットワークを通じた情報収集とアプローチ、そしてその後の具体的な支援、協力要請が必要になってくると考えております。

町といたしましては、このようなことに十分注意を払いながら必要な準備をしっかりと行っていきたい、本町のポテンシャル、いわゆる可能性を最大限にアピールしまして、より効果的な誘致活動を展開していきたいと考えていますので、そういう時期が参りましたら佐藤議員にはぜひ頑張って支援していただきたいと思つておりますし、議員各位の御理解と御支援、御協力をよろしく願いして取り組んでいく覚悟でありますので、どうかよろしく願いしたいと思つております。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君。

○11番（佐藤竜巳君） ぜひ町長、よろしくお願い申し上げます。

これをもちまして私の一般質問は終わりますけども、私も3期、約12年でこの議会を去るものですけども、町長をはじめ職員の皆さん、また議員の皆さんには大変お世話になりました。また、皆さんの健康、そしてまた御活躍を祈念しまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 佐藤竜巳君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時50分

第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成27年3月13日（金）再開

（ 第 6 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (6日目)

(平成27年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成27年3月13日

午後1時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 佐々木 理美子 君 | 2番 | 中 岡 敏 博 君 |
| 3番 | 野 田 恭 子 君 | 4番 | 吉 本 孝 寿 君 |
| 5番 | 吉 山 哲 也 君 | 6番 | 渡 邊 裕 之 君 |
| 7番 | 坂 本 秀 則 君 | 8番 | 石 原 武 義 君 |
| 9番 | 甲 斐 榮 治 君 | 10番 | 岩 下 和 高 君 |
| 11番 | 佐 藤 竜 巳 君 | 12番 | 福 島 知 雄 君 |
| 13番 | 川 俣 鐵 也 君 | 14番 | 加 藤 眞佐男 君 |
| 15番 | 上 田 茂 政 君 | 16番 | 小 林 久美子 君 |
| 17番 | 梅 田 清 明 君 | 18番 | 大 塚 昇 君 |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣 野 豊 徳 君
書 記 山 野 光 子 君
書 記 増 永 純 一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------------|-----------|---------------------------------|-----------|
| 町 長 | 後 藤 三 雄 君 | 副 町 長 | 井 手 義 隆 君 |
| 教育委員会委員長 | 曾 我 惟 雄 君 | 教 育 長 | 赤 峰 洋 次 君 |
| 教 育 次 長 | 桐 陽 介 君 | 総 務 部 長 | 吉 野 邦 宏 君 |
| 福祉生活部長 | 實 取 初 雄 君 | 武蔵ヶ丘支所長兼
光の森町民センター
開設準備室長 | 渡 邊 幸 伸 君 |
| 産業建設部長 | 松 村 孝 雄 君 | 産業建設部審議員兼
商工振興課長 | 荒 木 一 雄 君 |
| 会計管理者兼
会 計 課 長 | 大 川 由紀美 君 | 総 務 課 長 | 吉 川 義 則 君 |
| 総合政策課長 | 服 部 誠 也 君 | 財 政 課 長 | 阪 本 浩 徳 君 |
| 税 務 課 長 | 阪 本 章 三 君 | 人権教育・啓発課長 | 高 木 定 伸 君 |
| 福 祉 課 長 | 西 本 一 浩 君 | 子育て支援課長 | 宮 本 義 雄 君 |
| 健康・保険課長 | 佐 藤 清 孝 君 | 介護保険課長 | 市 原 憲 吾 君 |
| 環境生活課長 | 今 村 敬 士 君 | 町 民 課 長 | 酒 井 章 彦 君 |

農政課長 志垣敏夫君
都市計画課長 大山陽祐君
総務課長補佐兼
総務法制係長 中島秀樹君
学務課長 松本洋昭君
農業委員会事務局長 紫藤広美君

建設課長 小野秀幸君
下水道課長 士野公典君
図書館長 山崎謙三君
生涯学習課長兼
中央公民館長 堀行徳君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午後1時29分

○議長（大塚 昇君） こんにちは。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（大塚 昇君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

佐々木理美子君。

○1番（佐々木理美子君） 皆さんこんにちは。傍聴席の皆様、お疲れさまです。議席番号1番佐々木でございます。

午前中は武蔵ヶ丘中学校の卒業証書授与式に出席してまいりました。全ての生徒が希望を持って笑顔で卒業式を終え、巣立っていきました。

私が今心に痛めていることは、川崎で起こった中学生が亡くなった事件のことです。明らかに顔、体に痣があるのに、周りの大人たちが問題視しなかったことです。

私たちの町でも最近の人口増加、そして子どもたちにとって魅力のある大型店舗の増加により犯罪率は軒並みに増加しています。私たち大人はしっかりと目を見開き、子どもたちを見守っていかなければいけないと思っております。

さて、議員になって初めての一般質問です。とても緊張していて発言にも慣れない点があると思いますがよろしく願いいたします。

それでは、質問席に移らせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 佐々木理美子君。

○1番（佐々木理美子君） 今日の一般質問は子育て支援について、安心・安全なまちづくりについて、そして福祉についてです。

まずは1番、子育て支援について。

27年度スタートする子ども・子育て支援新制度について、町の保育方針、保育園、幼稚園、その他子ども・子育て支援についてどう取り組むのか。

内閣府が出しているパンフレットの中の取組は、幼稚園、保育園に加えて認定こども園の普及を図ります。それから、地域型保育を新設し、待機児童の多い3歳未満児の保育を増やしますなどとありますが、まずは町の取組計画について説明をお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 平成27年度子ども・子育て支援新制度のスタートをするけども、今までの保育方針との違いは何かの御質問に対してお答えいたします。

平成24年8月に子ども・子育て支援法が成立しまして、この法律に基づく取組としまして子ども・子育て支援新制度が今年4月からスタートいたします。新制度は幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充、あるいは質の向上を進めていくことを目的としておりまし

て、国の社会保障と税の一体改革に基づく消費税率の引き上げによる財源を活用するものでございます。

新制度により変更される内容と菊陽町の状況を順に御説明いたします。

まず第1に、幼稚園、保育所、そして幼稚園と保育所を一体化しました認定こども園の3施設を対象としました施設型給付及び定員が20人未満の小規模保育や家庭的保育等を対象とした地域型保育給付を創設いたします。

本町にあります2園の幼稚園につきましては、平成27年度は新制度の施設型給付ではなく、これまでと同様の私学助成制度による補助を受けて運営される予定であります。さらに、入所定員が6人から19人までの小規模保育所を開設したいという業者が複数あります。

第2に、認定こども園につきましては、認可、指導監督を一本化し学校及び児童福祉施設として法的に位置づけられます。本町においては平成27年度に認定こども園が設置される計画はありません。

第3に、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業、そして一時預かり事業などの地域の子ども・子育て支援の充実を図ります。このうち放課後児童クラブにつきましては、設備及び運営についての基準条例案が昨年9月町議会において承認されたところであります。また、対象児童が小学校6年生まで拡大されるとともに、事業開始前の事前の届け出、あるいは学校の余裕教室など、市町村の公有財産の貸し付け等による事業の推進が規定されまして、市町村の関与が従来より高まるようになりました。

第4に、町民の方の子育てに関するニーズを把握し、今後計画的にサービス基盤を整備するために、町では昨年1月に子ども・子育て会議を設置しまして、これまで10回会議を開催し、平成27年度から平成31年度までの5か年を計画期間とします子ども・子育て支援事業計画案を策定したところであります。

第5に、市町村が幼稚園、保育所、認定こども園、定員が20人未満の小規模保育所などの地域型保育事業の利用定員を定め、給付が受けられるための一定の基準を満たしているかの確認を行うことになりました。

第6に、地域型保育事業につきましては、市町村が認可基準を条例で定めて認可を行うことになり、本町では昨年9月議会において条例案が承認されたところであります。一方、子どもの保護者にとっての変更点でございますが、幼稚園、保育所及び認定こども園の教育保育施設や地域型保育事業の利用に当たって市町村に申請を行ってもらいまして、教育、保育の必要性に応じた認定を受けて事業者と利用契約を締結するということになっております。

以上、申しましたのが新制度の施行に伴い主に変更される内容でございますけれども、制度の実施に当たり今3月定例議会において関係条例、議案番号の第5号でございますけれども、それを現在上程しているところでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 佐々木理美子君。

○1番（佐々木理美子君） 引き続き子育て関連として2番に進みたいと思います。

一時預かりやベビーシッター登録制度について。

土日に保育をお願いする一時預かりやインターネット登録でなされるベビーシッター登録制度を利用してまで保育を必要とする家庭があります。核家族の傾向が増えて誰も頼れない保護者さんがいると聞き、町で進める登録制度について、何かあれば教えていただければと思っております。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） では、ただいまの御質問にお答えいたします。

通告にあります家庭内保育所とベビーシッターについての御説明をいたします。

家庭的保育事業につきましては、ゼロ歳児から2歳児までを対象としまして、町内2か所の保育室でそれぞれ入所定員を5人として実施されております。家庭的な環境での異年齢保育、あるいは少人数を対象としますきめ細やかな保育、あるいは地域に密着した保育が好評でありまして、年々知名度が広がるにつれ保育ニーズも高まっているところであります。

登録制度っていうよりも、サービスの一環としてのベビーシッターのことでございますが、ベビーシッターは児童の家庭や指定された場所において保育を行う人の総称であります。保護者が必要なときに必要な時間だけ、場所を指定して保育を委託するというところに特徴があります。都市部を中心に民間の事業者によって現在経営されております。

議員が御質問のベビーシッターの登録利用によって、一時的に保育が必要な家庭についての数字については町としては承知しておりませんが、子ども・子育て支援事業計画の策定に当たりまして平成25年に実施しましたアンケート調査によれば、回答者1,203人中、約3%の方が今後ベビーシッターを利用したいというふうに回答をされております。調べましたら、熊本県内では、現在社団法人ベビーシッター協会加盟の事業者が3事業所あります。これは会員制で入会金とかも必要なんですけども、基本利用時間は最低で2時間、1時間当たりの利用料金は1,500円前後ということで、乳幼児の一時預かりのサービスをされてるようでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 佐々木理美子君。

○1番（佐々木理美子君） 家庭内保育の場所が2か所あるとおっしゃいましたが、具体的な場所はどちらにあるのか、その後ファミリー・サポートの件をおっしゃいましたが、委託するサポートをしていただく方が定期的に研修をされているのか、それともそういう資格があつて委託されるのかという面でお聞きしたいと思います。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 今申されました家庭的保育事業所の場所のことでございますが、ここはいずれも個人の家、あるいは今住まれてるところですので、具体的にはなかなか言うのも個人情報もありますので、校区的には菊陽西小校区の方にあるということだけ御理解い

ただきたいと思います。

それと、先ほどのファミリー・サポート関係の方の資格ですけど、これは資格というのは特別に必要としておりません。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 佐々木理美子君。

○1番（佐々木理美子君） 後にも申しました指導研修などは、契約のときにあるということでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 今議員が申されました、いわゆる乳幼児一時預かりとしてのボランティアサービス、ファミリー・サポート・センター事業の分の協力会員の研修のことだと思いますけども、協力会員の養成につきましては毎年1回研修会が開催されまして、計4日間にわたり子どもの発育や病気、あるいは障害に関すること、あるいは保育や栄養に関すること、救急措置に関することをテーマに小児科のドクター、あるいは看護師さん、あるいは保育園の現場の方、あとは消防署の方、そういった方たちを講師に計11時間講座を受けて、サービスを提供する協力会員という形で養成されておるようでございます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 佐々木理美子君。

○1番（佐々木理美子君） 24年度から進められて27年度、本年度から施行されるこの子ども・子育て支援事業については、子どもたちの保育についてもとても大事だと思いますけども、それを囲む家庭であったりとか親御さんであったり、そういうサポートもとても今から大事になってくると思いますので、ぜひそちらの方も一緒に進めていただきたいと思います。

それでは、2番の安心・安全なまちづくりについて質問をお願いします。

1番の公共施設における防犯灯設備について。

夜間の防犯灯がないところがあり危険と思われる施設、南部町民センターと特定しましたが、こちらの方が暗く、子どもたちの送迎も多い施設なので早急に対応をしてもらいたいという。担当の方から答弁をお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（堀 行徳君） こんにちは。

それでは、議員の御質問にお答えいたします。

御質問されていらっしゃる南部町民センターは白菊保育園と併設をされており、駐車場も兼用いたしております。さらに、東側には南小学校もあり、町内の町民センターの中では子どもたちの利用が一番多いところであると思われれます。

南部町民センター駐車場及びその付近の街灯並びに防犯灯の設置状況ですが、南部町民センターの駐車場入り口付近の真ん中、道路沿いに1灯、南部町民センターの建物の東側に1灯と、それから北側に2灯、それから白菊保育園には園庭の西側の道路沿いに1灯と駐車場側の

園舎玄関近くに1灯、さらに南小学校には道路沿いの運動場に2か所の街灯があります。さらに、南部町民センター建物の外壁にも街灯が設置されていますので、施設や周辺の道路では街灯及び防犯等の数は足りているものと思います。

しかし、保育園園庭の駐車場側の園舎玄関近くの街灯が修理を依頼中ということがありまして、延長保育を利用されている方は、薄暗い中で子どもさんを迎えに来られてたのではないかと思います。ただ、これも先ほど修理が完了したとの連絡がありましたので、現在多分もう明るくなっているのではないかと思いますので、延長保育の方にも安心してお迎えに来られるかと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 佐々木理美子君。

○1番（佐々木理美子君） 2番に移ります。

中央公民館の駐車場の舗装の計画はあるのかお聞きいたします。

○議長（大塚 昇君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（堀 行徳君） それでは、御質問にお答えいたします。

中央公民館駐車場の舗装計画についてですが、舗装のやり直しにつきましては、傷んでいるところの部分補修を行います。その予算につきましても、昨年9月議会において御承認をいただきましたので、補修が必要な箇所の修理等の完了をほばいたしております。さらに、27年度当初予算に、公民館駐車場の全ての駐車区画ライン引きを行うための予算を計上させていただいておりますので、この区画ラインが新しくなれば、駐車場を利用される方にもさらに不便なく御利用していただけるものかと思えます。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 佐々木理美子君。

○1番（佐々木理美子君） 公共施設の利用は、昼間の時間帯だけではなく夜間における各講座やスポーツの利用者も多いと思います。年齢層も小学校低学年から高齢までと幅広い方々が利用されるわけです。

先ほど、白線の方も予算が通っているということでしたので、スペースマークがもう全部消えておりましたので、とても雨の日に怖いという意見がありました。何度か住民の方からもお怒りであったりとかお尋ねがあったかと思いますが、これからは全ての公共施設においても、夜間照明の点検及び整備についてはお願いしたいと思っております。

次に、福祉について。

高齢者、体が不自由な方に対する災害時の避難誘導のための情報の共有について、町はどう進めているのか。

4年前の東北震災のとき、救助された7割以上の人たちが消防隊を待たず地域の方たちの救助で助かったと聞きます。地域の中でひとり暮らしであるとか高齢者がいる家庭とかが分かっていると、何かあったときにいち早く救助できるというのは私たちが目指すことではないでし

ようか。ただ、個人情報開示については何かと問題があり、できたら地域の中での区長、民生児童委員さんには70歳以上の方、ひとり暮らしの方、体が不自由な方などの名簿があったらという声を民生児童委員さんの方からお聞きしました。

担当課の答弁をお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 福祉課長。

○福祉課長（西本一浩君） こんにちは。

それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

菊陽町では平成22年11月に菊陽町災害時要援護者避難支援計画を策定し、町での推進体制や要援護者情報の把握、共有の方法、個別計画の作成方法などの災害発生時における避難支援体制を定めています。その計画に基づき、平成23年度から社会福祉協議会や民生委員、児童委員と連携して、災害時要援護者の個別計画の作成に取り組んでいます。

個別計画は、災害時における避難支援者として、自力での避難や家族等による支援を受けられない65歳以上のひとり暮らし高齢者や重度の障害者、認知症高齢者などの要援護者のうち、他の人に避難支援を希望する人を対象にして一人一人の支援方法などを定めるものです。

しかし、国において平成25年6月に改正された災害対策基本法の中で、市町村長は要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で支援を要する者の生命または身体を災害から保護するために、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならないとする名簿作成が法的に義務化されました。

なお、この改正により、以前に避難支援者への名簿提供の同意を得た方について、再度同意を得る必要が生じました。そこで、本町においては、菊陽町災害時要援護者避難支援計画の見直しを行い、避難行動要支援者名簿に記載した方で65歳以上のひとり暮らしの方、75歳以上の世帯構成の方に対しては民生委員、児童委員の協力を得ながら、障害のある方などに対しては郵送により社会福祉協議会、民生委員、児童委員、区自主防災組織の避難支援等関係者への名簿提供の同意を得るための作業を進めているところであります。情報提供への同意が得られた方には、平成27年度以降において、順次社会福祉協議会や民生委員、児童委員、区自主防災組織の地域の方々の協力をいただきながら個別支援計画の作成を進めていく予定であります。この取組により、社会福祉協議会や民生委員、児童委員、区自主防災組織の地域の方々と情報を共有することによって、災害時における高齢者や重度の障害者、認知症高齢者などの要援護者の避難の支援を行ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 佐々木理美子君。

○1番（佐々木理美子君） 先日、中部小学校で避難訓練がありました。今からは予想つかない竜巻であったりとか台風であったりとか、そして今阿蘇山も噴火しております。そういう災害が起こるやもしれません。災害が起こったとき、ない方がいいと思いますけども、一番に動けるのが地域だと思っております。できる限りの情報提供をお願いして、私の一般質問を終わりたい

いと思います。

○議長（大塚 昇君） 佐々木理美子君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時54分

再開 午後2時6分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） 皆さんこんにちは。議席番号9番甲斐榮治が一般質問を行います。

ちょうど私も、これで第2期目の最後の一般質問ということになります。1年間に4回の定例会がありますので、32回目の一般質問になります。一度も欠かしたことはございません。今日は少し一般質問の狙いをここで若干お話をしまして、質問席に移りたいと思います。

地方自治体は二元代表制と申しまして、首長と議会とが対等、平等の立場で、性格はそれぞれ違いますけれども対等、平等の立場で地方自治体の運営を担うというスタイルになっております。

この中では、もう皆さんに言うまでもありませんが、お互いの立場をよく理解して尊重合うということが基本にないと全てが滞ってしまうというふうに思います。特に私たちの場合に、議員ですけれども、議員の仕事を改めて申し上げますけれども、皆さんよく御存じですが、まずは執行部の政策執行状況のチェックです。それから、それを議論を通じて筋道を通して議論をして、そして団体の意思を決定する。例えば予算案なら予算案でも、議会で議決をしないと効力は発効しません。そういう団体意思を決定する。ここまでは今の議会も大体やっておりますけれども、次の立案になるとなかなか、幾つかはやりましたけれども、まだそこまではいっていないという状況でございます。それが議員の仕事です。ですから、勢い執行部の政策の執行については批判的にならざるを得ませんし、また批判的であって初めて議員の役割を果たせるというふうに思います。私も随分批判的な立場でいろいろ質問をしてきましたので、あるいはあいつは反町長派のこっぼねだというふうに思われてるかもしれませんが、これは大いなる誤解であります。私は後藤町長に個人的な恨みもありませんし、ただ議案について議案が妥当なものであるか、その進め方が本当に正当なものであるかどうか、そういったことについて意見を述べ議論をしてきたというだけであります。

本日も、最近の幾つかの政策にあらわれた町の手法について、少し心配なところがございしますので、それを具体例を挙げながら今日はお聞きをしたい。特にこの質問の性質が性質ですので、町長か副町長、あるいは教育長、そういった方にお答えをお願いしたいというふうに思います。あとは議席にて質問いたします。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） それでは、質問の1番目ですが、総合計画の後期の説明会については一度はもう具体的な質問をしておりますので、今日はもうちょっと大きなところで質問をしたいと、小さいところは省きたいと思います。

まずは、導入に当たるところですので、そういう意味でお答えをいただきたい。まず、単刀直入にまちづくりの大きなビジョンを示して、計画の説明等については、その後はしゃべる口よりも聞く耳に重点を置くべきであったと思うがどうかという質問にしております。

簡単に申しますと、説明会が6回行われております、各小学校区では。現在はもう団体に移ってますけれども、6回の説明会が行われております。全部私も出席をいたしました、1時間半の時間の中で副町長がお話しになったのが1時間超、あと住民からの意見は、後の時間で出たというふうな状況でございました。そのこと自体が悪いとかなんとか言ってるわけではございません。これはもう説明会を開くということ自体が意味がありますので、それはそれでいいんですけれども、その進め方について、もう少し町民にとって夢が持てるような大きなビジョンを示して、そしてあとはもう意見をどんどん聞くというふうなスタイルにしたらよかったですのではないかという感想を持ちました。

このことについてお答えをいただきたい、町長か副町長。

○議長（大塚 昇君） 総合政策課長。

○総合政策課長（服部誠也君） それでは、総合計画につきましては、総合政策課の方で担当しておりますので、私の方から答弁をさせていただきたいと思います。

今甲斐議員も申されましたとおり、平成26年の第3回9月定例会でも同様の質問がっておりますけれども、そのときの答弁と重なるところもありますけれども、今回の住民懇談会に臨むに当たりましては、前回の基本構想及び前期基本計画の素案に係る住民懇談会の開催要領を参考に、説明する内容や時間配分等を検討しております。また、後期基本計画から新たに校区別計画を織り込むこととしており、このことを参加された住民の皆さんに理解していただき、お互いが情報を共有するためには校区別の特性や今後の進め方を説明する必要性がありました。その結果、挨拶を含み総合計画の概要、各小学校区ごとの特性などの説明に1時間前後の時間を要しております。

聞く耳に重点を置くべきであったのではとの御指摘ですけれども、開催しました各小学校区ごと6つの会場とも、参加者の皆さんからの質疑、要望については途中で打ち切ることなく、質疑、要望が出尽くすまで聞くことができたと認識しております。

懇談会に参加されました方からいただきました意見、要望に対しましては、課題を整理して再度その内容を説明する機会を設けます。加えてその席でも御意見、御要望をお伺いする機会をつくっていききたいと考えております。

以上御説明しましたのは、各小学校区ごとの住民懇談会のことになりますが、昨年9月から今年の2月までの間には、総合計画の政策分野に関連します各種団体との懇談会もこれまで16回開催しております。また、今年の1月には、第5期菊陽町総合計画後期基本計画策定に向

けた町民アンケートを、無作為抽出した18歳以上、4,500人の住民の皆さんに配布し、1,606人の方から回答を得ております。現在集計の作業を行っているところですが、3月中には委託先からの報告が提出される予定であります。今後も住民の方々の御意見、御要望を拝聴するよう進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） 結構なことだと思いますが、私が申し上げたいのは、よく例に出しますが、なかなかまちづくりがどうなるのかという大きなマクロ的な視点、これがよく分からないという意見を聞きます、一体どんな町にしたいんだ。

例えば昭和55年提言を私はよく使いますが、実によく分かるんです。もちろん今の菊陽町の総合計画も、今から私が申し上げることが基礎になってできると、その認識は持っておりますけれども、例えば柱が4つありまして、緑あふれる生活都市、これも説明がついてるんです。単なる熊本市のベッドタウンにはしないんだと、自立する町なんだと、哲学があるんですね、哲学が。

それから、新しい顔を持つ町と。熊本市の隣にあるので、そのエネルギーを受けると、これをただ受けてたんではどういう顔になるか分からんと、だからそれをきちんと整理をして受け入れるんだと、そして菊陽町の顔をつくっていくと、今幾つかできつつありますね。そういう哲学があるんです、分かるんです、これで。

それから、活力ある諸産業を持つ町、具体化しましたね、ソニー、それから富士フイルム、いろんなその企業が張りついております。この菊陽町の中で、菊陽町が自立するようにやっていくんだという哲学があるんです、哲学が。

それから、住民のために住民が手づくりしていく町という説明の中に、上から流れるのだけが情報ではないと、下から持ち上げられる情報もあると、それを的確につかむのが自治体の責務であると、私が先ほど聞く耳と言ったのはこういうことです。しゃべる口も大事なんだけど、聞く耳はもっと大事なんだということです。そういった、言うならば大きなまちづくりについてのビジョンが聞きたいと、これが町民の正直な気持ちだと思います。小さな計画は分からない、なかなか。それはもう、役場の方たちが、小さいところまで大きな方針に基づいて計画していかれますから、それはいいと思います、そういったことを申し上げたんです。

それから、例えば先ほどの時間配分にしても、後の説明で大体分かりました、十分尊重してるんだということは、けども、あれを見る限りでは、余りにも時間配分がおかしいんじゃないかと。だから、町民に傾ける耳、それから後でまた触れますけども手順です、民主主義は手順です。後で申し上げます。そういったところについて、やや最近問題があると、導入とさっき言いましたので、これはこのぐらいでやめておきます。

2番目に移ります。

議会の基本条例の再議がございました。今回の再議は、議会基本条例の議決事件の追加、追

加する場合には、その条文の中に列挙しなくてはならないと。列挙できないものもあるので、制限列挙して具体的にどの計画を議決事件にするかを示さなくてはならないというところですね。それが不整備であったということ。そのことについて議長からも、これも前のあれで言いましたが、余り詳しく言いませんが、何度もまだ今から話し合いで解決するんじゃないですかと、再議に付せばどうしても対立的になりますよと、だから後で話し合いをしましょうというふうなことも申し上げたにもかかわらず再議に付された。再議っていうのは、そこに書いてありますが一種の拒否権であります、拒否権です、非常に印象が強い。その行使に関しては、当然慎重でなければならないと私は考えます。その再議にかけるという重さに相当するだけの理由がなくてはならない。さまざまな理由で、再議を頻発すべきではないというふうに考えます。余り大きくない理由、何か話し合いで解決するようなことがあれば、それはそれで解決して再議に付すべきではないというふうに私は考えますが、これは町長か副町長、お答えいただきたい。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

（9番甲斐榮治君「町長か副町長、教えてください。課長さんいいです」の声あり）

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの御質問にお答えします。

再議制度は、町と議会の間意見の対立がある場合に、町が議会の議決に対して異議があるとしてこの審議を求める仕組みであります。

当該審議は、平成26年12月26日付、菊陽総第1206号の再議書に示した理由により再議に付したものであり、そのときも十分再議にどうして付すかということは述べたところでありますけれども、1つ目の理由は、議会基本条例第9条第2号について、計画指針はいずれも基本計画を実施するための具体的な手段であり、常に住民の意見、国や県の方針、社会情勢等が適切かつ適時に反映されなければならないものであります。そのためには、町において、議会への報告や意見聴取を十分行いながら柔軟に作成、変更及び廃止を行っていくことが計画等の策定方法としては最も適切であり、計画等を議決事件に加えることは、町行政の円滑かつ効果的な執行に重大な影響が出るなということを考えてためであります。さらに、計画等につきましては、具体的な数値目標や事業費等予算に関することを明記することが多くあります。この予算を議会に提出する権限というのは、町に専属しておりますけれども、予算に関しての対議会関係では、全て町のみの責任であるということでもあります。

そのため、予算の編成と密接な関係がある計画等を議会事件とすることはなじまないと考えたものであります。また、同条第3号に規定する、他の団体との協定等について町が協定を締結する際は、事前に慎重に協議を進める必要がありまして、締結に至るまでに相手方、他の団体から信義則が求められます。場合によって締結前に議会に議案を提出することによって、その内容が広く世間に知れ渡ることによる不利益を相手方がこうむることになるためでありま

す。もちろん、法の中で協定等をきちんと出すべきものについては、それを出してるところであります。

2つ目の理由は、地方自治法第96条第2項によって議決事件を追加する際は、条例で事件名を制限列挙する必要があるためです。しかしながら、本条例第9条第2号及び同条第3号は、いずれも議決事件の一部を議会の決定に委ねており、適正ではないと考えたためであります。また、議決事件が制限されていないことによって、当該計画等が議会の議決事件であるかどうか判断できず混乱を招くことになるためであります。

以上、その2つを根拠に再議に付したところであります。先ほど甲斐議員の方から、十分議論を尽くして団体意思を決定する必要があると言われましたけども、特に基本条例の中で今回出しました第9条、さっき言いました、この関係については、まだ協議に議論に至っていない中で議案を提案されたということで、再議に付したときも言いましたけども、きちんとその辺、お互いに議論し合い、そして共通理解をした上で成立すべきものということで、再議に付したということであります。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） 理由についてはこの前も議論をしておりますので、これは繰り返しません。今町長がおっしゃいましたが、私はまた別な意見を持っておりますけれども、それをまたここで言いよったら蒸し返しになりますので、そのことはもう言いません。ただ、一言だけ言っておけば、企業誘致の件について、私は何も言っておりませんでしたので、そういう交渉が進んでいるときに、それを議会に出せなんていうことは決して申しません。意思決定がまだ途上であるというものについて、その情報を出せというふうなことは絶対どの議員もおっしゃらないと思います。その辺は信用してもらっていいということです。

それから、ここで言いたいのは、あの再議の後、議会の中でどういう意見が出てきたかということです。再議に付す場合には条例か、あるいは予算、これが再議に付す場合の主な項目になりますけれども、条例といえば、議員立法というのは今後私たちが目指してる方向なんです。議員立法ということになれば、大体条例になります。だから、再議の対象になります。再議になった場合には、3分の2以上の賛成をとらなくては行けないと、ハードルが非常に高くなります。菊陽町でいえば12名必要です、18名の中で。だから、そういうふうになると、執行部の思うとおりにならなかったら再議にかけるということが頻繁に使われますと、これは非常に問題ですし議会の自主性を奪いかねないと、そういうふうな声が出ておりました。再議というのは非常に慎重に扱わなければいけないというふうに私は考えますが、その点については町長いかがですか。

○議長（大塚 昇君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 再議というのは慎重に扱わなければならないというのはもちろんであります。そういう意味からして、ただ再議の方、この自治法の中で決められてることができるといふことは、そういうことにならないためにも今回の、特に執行権に関与する部分については、

きちんと協議をしながらそこで共通理解をした上での提案をしていただくといえますか、そういうことが大事じゃないかと思っておりますので、何かあっていろいろ問題がないといえますか、十分その内容が執行部としても分かるものについては、そういうことは考えてはおりません。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） これもまたそう言われると、また蒸し返しになりますので。だから、その制限列挙については、事前にしっかり話し合いましたと言ったにもかかわらず、なかなか応じてもらえなかったということを、また言わざるを得ません。今後そういうことがないようにしてほしいというふうに思います。

ですから、内容的には2番目に入ったような感じですが、今の町長の答弁からすると。つまり、条例は完全な状態でもらいたいと、こういうこともおっしゃいました。不備があっちゃいかんと。当然だと思います。不備があつてはいかんと。しかし、人間の能力というのは、これは知識も含めて完璧なものじゃありませんので、場合によっては議案が成立した時点で、小さな部分について不整備な部分が出てくるかもしれません。問題はそれが何を狙ってるかということです、何を狙ってるかということ。そこをしっかりと考えるならば、また別の態度もあったんではないかというふうに思います。例えば条例が完全でなければならぬとおっしゃるのならば、前に議会が認めました町民参画・協働推進条例、これは完璧だというふうにお考えですか、いかがですか。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 質問の通告書によりますと完全という発言だったということで、前回12月26日のときの町長発言の内容を見ますと、完全ではなくて完璧ということでおっしゃったかと思います。一応今回完璧ということで訂正させていただきます。

先の質問で町長の方も答弁されたとおり、条例が一旦公布されると、当該条例の周期は当該条例を廃止する条例が施行されるまで効力を有するものである。また、議会基本条例第9条各号は、いずれも法律に規定されるもの以外を議決事件として加え町に新たな義務を課すものですが、何が議決事件であるか判断できないために混乱を招くこととなります。これは、条例を制定するに当たり、やってはならないことだと考えております。さらに12月……。

（9番甲斐榮治君「いやいや、そこは分かってます。ですから、私が聞いているのは町民・参画協働……」の声あり）

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） 失礼しました。

町民参画・協働推進条例は完璧だとお考えかというふうに聞いてるんです。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 御質問にお答えします。

菟陽町町民参画・協働推進条例は、町が情報を公開し、その情報を共有することによって町

民と協働して住みよい菊陽町を目指すための基本的な考え方を述べた、いわゆる理念条例であります。また、基本的な考え方を実行に移すための手続を規定した、いわゆる手続条例でもあります。しかしながら、菊陽町町民参画・協働推進条例に関し、欠陥がある、実情にそぐわない、または形式的な不備があるという条文であることが明らかな場合は、必要に応じて改正すべきと考えております。例えば時代の流れで基本的な考え方が変わる、変える必要があるときは、随時見直しを行うこととしております。これにつきましては、条例第18条にも見直しということに掲載しております。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） 不備はあるんですね。例えば例を申し上げますが、町民の規定がございます。町民の規定、町内に住所を有する者、町内に通勤または通学する者、町内に事務所もしくは事業所を有し、またはコミュニティ活動を行う個人及び法人、その他の団体とありますが、例えば外国人はどうするんだというのが出ました。その辺もまだ、これは未討議です。今どうのこうのというんじゃないんですよ。

もう一つ、町の規定、第2条の第2号。町は何かとといいますと、菊陽町のその条例の場合には、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会を指すと、議会入ってないんです。大津町を申し上げますか。大津町のまちづくり条例は、町という表現は、町議会及び町の執行機関を含めた地方公共団体をいう、こうなってます。ここもまた、いろいろ議論はあると思います。言えぱですね、それは言いませんよ、これ以上は。けれども、私は当時の議論のときに、この町民参画・協働推進条例が何を狙ってるのかというのに重点を置きました。要するに町民の意見を吸い上げるんだと、一緒にやるんだということが主目的であるというふうに考えましたので、多少の不備があってもそれは賛成をしたということです。今度だってそういうことができたんじゃないかと。議会のことを定める条例です。多少の不備があっても、それはその次の、おっしゃったように附則で改変できるというふうに書いてあるわけですから、できるんじゃないかな。

それで、3番目に行きます。

議会基本条例は、議会を正當に機能させるための基本的な事柄を定めております。重大ではない不整部分については、話し合いで解決できたし、執行部は部分的な不整にこだわるよりも、議会を正當に機能させる観点から基本条例の成立に協力すべきであったと思うが、どうかと。何でこれを聞いているかと、今後の議会と執行部の関係を対立的なものじゃなくて、お互いを尊重して、違いを尊重して、理解し合って一緒に進めにかいかんという観点からこれを質問しております。いいかがでしょう、町長。

○議長（大塚 昇君） 総務課長。

○総務課長（吉川義則君） 町長ということですけども、総務課の方でお答えさせていただきます。

菊陽町議会基本条例が、議会に関する基本的事項について定めた条例であることは承知しております。しかしながら、再議に付した理由といたしまして、議決事件が制限列举されていないことから、いずれの計画等が議決事件であるか判断できず混乱を招くものであり、本条例第9条が単なる部分的な不整ではなく、重大な欠陥であると判断したためでございます。

地方自治法第96条第2項は、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができると規定しています。同条第1項に規定する議会の議決を要する事件については、その事件を列举し、それ以外の事件については、議会の議決を要せず町の権限の範囲内において当該普通地方公共団体の意思決定を行うものです。その意味において、同条第1項の列举は制限的列举であって、例示的列举ではありません。一方、同条第2項は、議会の役割の重要性に鑑み、条例で議決事件を追加し得るものとしているので、制限列举といっても議決事件の範囲は極めて広いものです。しかしながら、その列举はあくまで制限的でなければならず、同項による追加事件については、いずれの事件が議決事件に当たるのかを明確にすることが必須であり、追加事件以外の事件について議会が議決を行っても権限超過として無効となるものです。

条例を制定するに当たっては、いずれの事件が議決事件に当たるのかを明確にすること、言いかえますと、誰が読んでも誤解を招かず、同じ意味で理解できるものでなければ条例として欠陥があると言わざるを得ず、普通地方公共団体として公布すべき条例ではないと判断したためでございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） そのことを言ってるんじゃないんです。それはもう、基本条例のその件について言うなら、また別のことになります。あっさり言えば、議会が自主的に議会のあり方について定めておるので、執行部はもう少し好意的に解釈をしていただけませんか、平たく言えばこういうことです。それを述べるに止めておきます。内容に入れば、またこれは別議論になります。

次行きます。3番目です。

光の森町民センターの開所と武蔵ヶ丘支所の移転という事業がございました。これ、そのままです。支所の移転を議会に上程する前に、町民への説明責任を十分に果たすべきだとは考えなかったのかお答えいただきたい。

○議長（大塚 昇君） 武蔵ヶ丘支所長。

○武蔵ヶ丘支所長兼光の森町民センター開設準備室長（渡邊幸伸君） こんにちは。

ただいまの御質問にお答えいたします。

支所移転の問題に関しましては、以前より管内区長会の区長さん方から、いろいろ御意見を伺っておりました。その際、区長さんだけではなく、住民の皆さんへの説明も必要ではないかという助言もいただいております。

また、昨年12月議会において、菊陽町支所設置条例及び菊陽町町民センター設置条例の一部

を改正する条例の制定についての提案を予定しておりましたが、住民説明会の開催が先ではないかとの御指摘がございました。当初、現支所の光の森町民センターへの移転に関しましては、必要な機能を残しつつ、住民の皆様方の御意見を伺いながら決めていきたいとしておりましたが、近い距離で支所機能が2か所存在するのは、町の財政状況を考えると好ましい状況ではございません。また、新支所までどうしても行くことが困難な方については、個別に対応しなければならないと考えていたところではございました。

(9番甲斐榮治君「ちょっといいですか」の声あり)

○議長(大塚 昇君) 甲斐榮治君。

○9番(甲斐榮治君) その支所移転の是非を言ってるんじゃないんです、事前に説明すべきじゃなかったかと。議会に出すならば、当然その辺の過程は踏んできて提案すべきではなかったかと、こういうことを言ってるんです。

○議長(大塚 昇君) 武蔵ヶ丘支所長。

○武蔵ヶ丘支所長兼光の森町民センター開設準備室長(渡邊幸伸君) そこで、実際にどのようなことで困難な方がいらっしゃるのかということ把握をしておりますので、それを把握するために、来所者に対して具体的な意見等を聞き取り調査をすることにより、困難事例に対する具体的、個別的な対応策を構築していくこととしておったところでございます。

その結果と議会や管内区長会からの御提案を踏まえて、昨年12月24日に支所管内区長会及び本年1月24日に2回に分けて住民説明会を開催したところでございます。

以上のような取組を実施してまいりましたので、開催が遅くなったことは事実でございますけれども、当初より住民説明会は実施するところで進めておったところでございます。

以上です。

○議長(大塚 昇君) 甲斐榮治君。

○9番(甲斐榮治君) 時間がないので、次に移ります。

新施設の開所に伴う説明会、これは光の森町民センター及び支所ですけれども、住民の方からは、ああいう施設ができて大変ありがたいと、だけでもこれを使用するについてはいろいろ希望もあると、だから、できれば前もってそれを言える場所、それがいいのかというのがずっとありましたけれども、ついにそれが開かれなかった。それがなぜかというのが1つ。

それからもう一つは、関連します、3まで行きます。

いろんな議論の後に、新施設が開所することになります。これも説明会が武蔵ヶ丘支所の移転については武蔵ヶ丘の7町内、8町内から西の地区のみ、対象がです。このとき光の森からは、なぜ我々は呼ばれないかという不満が上がっておりました。

それから、今度はこの前通りしました条例です。これの提案をしてみると、この新支所の対象地域は全町になっております。とするなら、当然これはもともと全町民に開いた説明会であるべきではなかったかと考えますが、いかがですか。

○議長(大塚 昇君) 武蔵ヶ丘支所長。

○武蔵ヶ丘支所長兼光の森町民センター開設準備室長（渡邊幸伸君） 2番と3番を一緒にということでもよろしいでしょうか。

まず、2番ですけれども、平成27年第1回の臨時会で上程しました菊陽町支所設置条例及び菊陽町町民センター設置条例の一部を改正する条例の可決を受けたのが、平成27年2月23日でありました。仮に住民説明会を開催するとしても、議会議決を受けての開催になると思いますので、2月23日の議決の日から3月31日の開所の日までに今申されました住民説明会を開催し、住民の皆さんの要望を聞いて、それを現在公布の準備を進めています光の森町民センター規則に反映させることは、物理的に無理があるということです。

この光の森町民センターを建設するに当たっては、平成23年10月に（仮称）菊陽町光の森複合施設建設検討委員会を設置しまして、平成24年3月までに7回の委員会を開催しております。この委員会のメンバーの中に地域代表として4名の方に入っており、この中で地域の要望もいただいております。この委員会の中で出ました要望については、施設の機能に反映させておるところでございます。また、施設の開館日、開館時間や使用方法に関する要望、具体的には土曜、日曜日や夜間も利用できるようにしてほしいとか、あるいは広いスペースに机と椅子を置いて自由に使えるようにしてほしいなどの要望もありましたので、光の森町民センターの地域センター及び体育館については、土日の午前8時半から午後10時まで開放するようにしておりますし、またロビーの一角に設けています地域交流スペースには机、椅子を置き、ここを無料で開放するようにしますので、10人前後の会合、例えば自治会の役員会には使用できるのではないかと思います。

いよいよ3月30日にオープンしますが、その後実際に使用してみて、いろいろな要望も出るかと思います。できるだけ住民の皆さんの要望に応え、使いやすいようにしていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、光の森町民センターの落成式を19日午前10時より予定しており、全体の施設利用説明会につきましては、28日の午前10時から及び30日の午後7時半より同センターで開催することとしております。詳しくは今月配布しました広報きくよう3月号に施設の案内チラシを挟んでおりますので、ぜひ御覧いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） もう反論はしません。もう時間が開所を控えてるという時点ですので、今いろいろ言っても何にもなりませんので。ただ、今後余裕を持って、もう少し町民参画・協働推進条例もある町ですので、もう少し早目に住民への対応等を進めていただきたいと、そのことを述べて、次に移ります。

議長、この町立保育所の民営化については、前日から何名もされておりますので、それよりも中部小の件について先に確認しておきたいことがありますので、順序を変えていいですか。

○議長（大塚 昇君） はい、許可します。

○9番（甲斐榮治君） それでは、大きな2番の12月議会における佐藤議員の一般質問中、菊陽中部小学校建設に対する質問への町執行部の答弁についてということでお聞きをしたいというふうに思います。

私は、この中部小学校の問題については、決したことでありますので何も言うつもりはなかったんですが、この前の答弁の中で、これは確かめておかなくちゃいけないということがありましたので、確かめておきたいという視点で質問をしたいと思います。

この中部小学校についての私の立場を申し上げておきます。質問の前に前提として。

私は、中部小学校の建設そのものに反対した覚えは一切ございません。ただ、建設場所が現地は適当でないという意味で反対をした、そういうものです。結果的に、1票差で現地建設が承認されました。これはもう団体の意思が決定したということであります。私の意見がどうであれ、団体意思としては、現地に建設するということが決定した。とすれば、それを私は争うことはできないと、私は思っています、議員ですから、もう団体意思が決定したんですから。私は、それ以後についてもちょっと批判的なことをいろいろ申し上げましたが、それは建設場所についてではなくて、その後の事業の進め方とか、経費、これについて納得のいかないことについてお聞きをしたと、こういうふうに私は思っております。そういう立場で、今日も質問をいたします。

教育長にお尋ねしますが、菊陽中部小学校建設については、議会でも町民の間でも賛否両論がありましたと述べていらっしゃると思いますが、この表現は妥当かどうかお聞きいたします。

○議長（大塚 昇君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） お答えしたいと思います。

今甲斐議員もおっしゃいましたように、建設場所を含めいろいろと論議を交わされました事案でありますから、率直な表現であり適当であると思います。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） これも、どうも水かけ論になるようですが、この表現からは、どうしても菊陽中部小学校建設そのものについて賛否両論があったというふうにしかとれません、日本語の解釈上。しかし、それは言ってもまた水かけ論になるでしょうから、指摘をするに止めておきたいと思います。

中部小学校の建設そのものについて、反対した議員は一人もいない。これは、私は自信を持って申し上げます。ただ、建設の場所について異論があったということです。これは改めて言っておきたいと思います。

次に、答弁の中で教育長がビラに関して、内容としては、中部小学校は立派に建設をされて、立派な施設の中で生徒も生き生きと勉強をしておると、そういう状態を認めてくれんかと。にもかかわらず、またビラが出て、そしてその結果を否定するような表現があったと、そういう者に対しては哀れみを感じるというふうな表現がございました。これは、大意としてはそういうことです。誰を想定しておっしゃったんですか。

○議長（大塚 昇君） 赤峰教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 誰かを個人的に想定したお答えではありません。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） 文脈からすると、町政刷新きくよう未来の会というふうにもとれますが、それは違いますか。

○議長（大塚 昇君） 赤峰教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 先般のお答えの中では、そういった未来の会というようなことは言いましたが、誰という特定は、想定はしてないと思います。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） いや、誰という特定を聞いてるわけではありません。何を指して言われたのか、そのことを聞きたかったんです。

私も少し蛇足でつけ加えますが、厳しい批判をしてきた一人ですので、あるいは私を意識して言われたのかなということも考えんでもなかったものですから、今の質問をしました。そうではないですね。はい。

それで、問題は、その次の総事業費の問題です。これは事実の問題ですから、きちんとした説明をしていただければそれでいいかと思いますが、学務課長は12月の議会の答弁で、菊陽中部小学校建設総事業費は37億8,040万9,000円というふうに答えられておりますが、昨年6月の私の一般質問に対しては40億3,732万7,000円と答えていらっしゃいます。それで、名誉のために私は申し上げておきますけれども、私は聞かれました、確かに町民の方から、幾らかかったんだと聞かれました。先ほど申し上げましたように中部小学校の建設問題は済んだ問題で、これは団体意思が決定したことです。それはそれであり。しかし、この答えがありましたので、聞かれたことについては、議員は説明責任はあります。ですから、約40億円かかるといいますという答えを私はしております。そして、これがもともとが28億円から始まったのも事実です。概算28億円。そして、それからいろんな経過があって、6月議会で40億円強という答えが学務課長から出ております。それが、今度は37億円になっておりますので、この違いについて説明していただきたい。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 前段として私の方でよろしいでしょうか。

（9番甲斐榮治君「はい」の声あり）

今の御質問にお答えします。

6月議会の答弁では、私の方が事業費の見込みを24年度の補正予算の中で、そのときに継続費を5億8,392万1,000円減額をさせていただいております。そういう関係から現在の総事業費としましては、40億3,732万7,000円と答弁をしております。これは、当初予定しておりました総事業費は45億9,811万2,000円としておりました。これも御説明しておったかと思っております。その後も、事業の進捗に合わせまして総事業費を見込みながら事業を進めておったところでござ

います。

そういうことで、平成25年5月末時点での総事業費の見込み額を答弁をしたのが40億3,732万7,000円とお答えをしておりました。これは、まだ事業の途中でございましたので、今年度事業精算ができましたので、その精算額として37億8,040万9,000円としてお答えをしたところでございました。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） それでは、結局当時の確定費用が36億円ちょっとという答えでしたね、そうですね。ですから、その後町民グラウンドの原状復旧費とか、それから移転費用、それから町道の復旧費、スカイビレッジの目隠し設置費用、登記の費用、あるいは下水道の負担金とか、あるいは什器備品は部分的にというふうなことでしたけれども、そういったのを加えられてこの金額になったというふうに理解をしいですか。はい。

それは、ちょっとこの場でもう確かめるわけにもいきませんので、それはそれとして受け止めて、いずれまた、これは私としてもきちんと中部小学校は自分の中でどういう事業であったかというのは、ちゃんと整理をしたいと思いますので、後でまたお聞きをしたいと、別の場所で確定したいと思います。

ですから、もとに戻りますが、40億円というのがあったのでこの答弁書の中に、ですから私は、聞かれた町民の方に40億円というふうに答えました。ビラの中にもそれが入っておったかと思えます。それに対して哀れみを感じるというふうに教育長がおっしゃったので、これはちょっと違うんじゃないかと。それは違いますよという答えなら納得しますよ。事実はこちらででしたというならそれは分かりますが、哀れみを感じるというのは、やはり為政者としては適当な答え方ではないと思いますが、教育長いかがですか。

○議長（大塚 昇君） 赤峰教育長。

○教育長（赤峰洋次君） 議員が思われる状況であれば仕方がないと思いますが、今の事業費の違い等についても事業途中の総額予定額と精算額のそういった違いでもありますから、議員が思われた時点でお話しされた分は、それでいいんじゃないかと思えますし、ただ私が哀れみを感じると言ったのは、きちっとした詳しい中身を伝えてほしいという思いで、書いた人についてはそんな思いを申し上げただけでございます。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） 我々は政治を預かるわけですので、あくまでも物事は議論、筋道を立てて、それがちゃんと理解できるように発言すべきだというふうに思います。これはそこに止めておきます。

次に移りますが、中部小学校の建設問題の争点の核心は、先ほどから申し上げておりますように傾斜地の現地と平坦地のどちらに建設するのがよいかという点にありました。現地が選択された結果、さまざまな余分な費用を生んだと私は考えております、私はですよ、考えますが、学務課長は、近隣の安全確保に貢献した事業だったというふうに答弁をされました。まる

で中部小に関する関連工事、いろいろなのがあります、幾つかあります、は最初から近隣の安全確保を想定してなされたかのような発言に聞き取れましたが、いかがですか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） お答えします。

これにつきましては、私が12月の一般質問の答弁で申しております。中部小学校建設はもとより、さくら保育園の安全確保、さらには近隣住民の安全確保に貢献した事業であったというふうに思っておりますとお答えしております。この関連工事はちょうど中部小学校東線工事、さくら保育園の上段でスカイビレッジの下段の駐車場設置に伴う大型ブロック積み擁壁工事の2本がそういう例に該当するものと思っておりますが、この関連工事につきまして現地建替えて決定しますときに、北側駐車場用地の確保が条件となっております。そのようなことから、現地建替え、中部小学校、それらにつきましては、擁壁工事等につきましてもスカイビレッジの住民の方と設計当時から一緒に設計に参加していただいて意見を交わしながら、その擁壁工事等をどういう高さで、保育園の高さ、スカイビレッジとの高さの関係からどのような高さに設置したらいいのか、どういうふうな擁壁がいいのか、距離的なものとか、全てを打ち合わせまして決定してまいってきました。

それから、保育園関係等も前面の東線、ちょうど東線の道路でございますけれども、これにつきましては建設当時は、議会の議決を得ましてその設計に入った時点で、中部小学校建設検討委員会、これも大学教授等含めた委員さんでございましたが、その関係と一緒にどういうふうなそういう環境をつくって、中部小学校の工事という形で配置していくのかということで、一体的な開発、雨水排水、そのようなことを最初から一緒に計画してでき上がってきましたのが、最終的にそういうふうな防災対策ができた工事ということで、実際にできましても皆さんから喜んでいただいているというところで、そういう発言をしております。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） 要するにいろんな経過はありましたが、結果としてそういう結果になったということだと、反論せんでいいですよ、私はそういうふうな発言だというふうに受け取りたいと思います。結果としてそうなった。最初から計画して、ここを強くする、ここを強くするとかということじゃなかった。何かありますか。

○議長（大塚 昇君） 学務課長。

○学務課長（松本洋昭君） 反論ということではございませんが、説明をしたいと思えます。

まず、宅地開発が中部小学校を含めましてさくら保育園、スカイビレッジの下の擁壁の部分も当然開発要件で入ってまいりますので、それで当初から私たちの想定としては、スカイビレッジの擁壁は小さな擁壁が入っておる状況でございましたので、竹やぶとかがある斜面でございましたので、このあたりはこの工事に入ることによって防災機能を果たせるということで、当初から入ったというのは事実でございます。

それから、東線の道路についても中部小学校の調整池がございますので、この排水路が農業

用水、東側に農業用水の大きいのがございますが、そこへ排水路を埋設する必要がございましたので、その関係上当初の設計から幅員が3.5メートルほどの砂利道でございましたけども、このあたりも5.5メートルに広げて、あわせて保育園の保護者等の送迎と、今まで危険箇所等がございましたので、このあたりも全てクリアしていきたいというのは当初からの計画で入ったところでございました。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） 時間がもう余りなくなってきましたけれども、中部小については、私の立場は先ほど申し上げましたとおりです。けども、町民の方から聞かれば、その経緯については説明責任がありますので、私が経験したとおりのことは伝えたい。ただ、これを私が一緒になって中部小けしからんとかそんなことはありませぬけれども、ただ町民の方は有権者ですから、何を言われてもそれは議会も責任があります、受けとめなくてはならない。批判があれば、それは受けとめなくてはならない。有権者の言われたことを責めるわけにはいかないと、私はそういうふうに考えております。それを一つ申し述べておきます。

それから、1つ残りました。今日はずっと手順の問題を質問をしまいましたが、もみじ園をめぐる民営化の問題が議長が再三注意されますけど、積み残しの形になりましたけれども、これはもう過日、ほかの議員がいろいろ詰めていらっしゃると思いますので、また今後予算の認定についてもいろいろ議論が出てくるかと思いますが、手順を間違わないでいただきたい。手順こそ民主主義の命だということを申し上げて、私の2期目の最後の一般質問にいたしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大塚 昇君） 甲斐榮治君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時5分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総 務 常 任 委 員 会

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

産 業 建 設 常 任 委 員 会

平成27年3月16日（月）

（ 第 7 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会



# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総 務 常 任 委 員 会

文 教 厚 生 常 任 委 員 会

産 業 建 設 常 任 委 員 会

平成27年3月17日（火）

（ 第 8 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

平成27年3月18日（水）

（ 第 9 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成27年3月20日（金）再開

（ 第 10 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（7日目）

（平成27年第1回菊陽町議会3月定例会）

平成27年3月20日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

日程第2 議案第5号 菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定について

日程第3 発議第1号 菊陽町副町長（井手義隆君）の辞職勧告決議案

日程第4 発議第2号 幼児教育（幼稚園・保育園・認定保育園）の無償化に関する意見書（案）

日程第5 発議第3号 菊陽町議会基本条例の制定について

日程第6 発議第4号 菊陽町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 川俣鐵也君の議員の資格決定の件

日程第8 議員派遣について

日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程

日程第1 議案第29号 財産の処分について

日程第2 発議第5号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |           |     |             |
|-----|-----------|-----|-------------|
| 1番  | 佐々木 理美子 君 | 2番  | 中 岡 敏 博 君   |
| 3番  | 野 田 恭 子 君 | 4番  | 吉 本 孝 寿 君   |
| 5番  | 吉 山 哲 也 君 | 6番  | 渡 邊 裕 之 君   |
| 7番  | 坂 本 秀 則 君 | 8番  | 石 原 武 義 君   |
| 9番  | 甲 斐 榮 治 君 | 10番 | 岩 下 和 高 君   |
| 11番 | 佐 藤 竜 巳 君 | 12番 | 福 島 知 雄 君   |
| 13番 | 川 俣 鐵 也 君 | 14番 | 加 藤 眞 佐 男 君 |
| 15番 | 上 田 茂 政 君 | 16番 | 小 林 久 美 子 君 |
| 17番 | 梅 田 清 明 君 | 18番 | 大 塚 昇 君     |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 廣 野 豊 徳 君  
書 記 山 野 光 子 君  
書 記 増 永 純 一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                   |             |                                 |           |
|-------------------|-------------|---------------------------------|-----------|
| 町 長               | 後 藤 三 雄 君   | 副 町 長                           | 井 手 義 隆 君 |
| 教育委員会委員長          | 曾 我 惟 雄 君   | 教 育 長                           | 赤 峰 洋 次 君 |
| 教 育 次 長           | 桐 陽 介 君     | 総 務 部 長                         | 吉 野 邦 宏 君 |
| 福祉生活部長            | 實 取 初 雄 君   | 武蔵ヶ丘支所長兼<br>光の森町民センター<br>開設準備室長 | 渡 邊 幸 伸 君 |
| 産業建設部長            | 松 村 孝 雄 君   | 産業建設部審議員兼<br>商工振興課長             | 荒 木 一 雄 君 |
| 会計管理者兼<br>会 計 課 長 | 大 川 由 紀 美 君 | 総 務 課 長                         | 吉 川 義 則 君 |
| 総合政策課長            | 服 部 誠 也 君   | 財 政 課 長                         | 阪 本 浩 徳 君 |
| 税 務 課 長           | 阪 本 章 三 君   | 人権教育・啓発課長                       | 高 木 定 伸 君 |
| 福 祉 課 長           | 西 本 一 浩 君   | 子育て支援課長                         | 宮 本 義 雄 君 |
| 健康・保険課長           | 佐 藤 清 孝 君   | 介護保険課長                          | 市 原 憲 吾 君 |
| 環境生活課長            | 今 村 敬 士 君   | 町 民 課 長                         | 酒 井 章 彦 君 |
| 農 政 課 長           | 志 垣 敏 夫 君   | 建 設 課 長                         | 小 野 秀 幸 君 |
| 都市計画課長            | 大 山 陽 祐 君   | 下 水 道 課 長                       | 士 野 公 典 君 |
| 総務課長補佐兼<br>総務法制係長 | 中 島 秀 樹 君   | 図 書 館 長                         | 山 崎 謙 三 君 |
| 学 務 課 長           | 松 本 洋 昭 君   | 生涯学習課長兼<br>中央公民館長               | 堀 行 徳 君   |
| 農業委員会事務局長         | 紫 藤 広 美 君   |                                 |           |

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（大塚 昇君） おはようございます。

開会に先立ちまして、全国町村議会議長会と熊本県町村議会議長会の表彰の伝達を行います。

なお、表彰伝達の進行を議会事務局長にさせます。よろしくをお願いします。

議会事務局長廣野君。

○議会事務局長（廣野豊徳君） それでは、議長の命によりまして、全国町村議会議長会、熊本県町村議会議長会の表彰の伝達の進行を事務局からさせていただきます。

まず初めに、全国町村議会議長会からの表彰です。

町村議会議員として27年以上在職し、功労のあった人に贈られます。

該当者は、梅田副議長です。

同じく、町村議会議員として15年以上在職し、功労のあった人に贈られます。

上田議員は都合により辞退されましたので、加藤議員お一人です。

代表で副議長に受け取っていただきたいと思います。

梅田副議長、前の方をお願いします。

表 彰 状

熊本県菊陽町 梅田清明殿

あなたは町村議会議員として永年にわたり地域の振興発展及び住民福祉の向上に尽くされた功績は誠に顕著であります

よって、ここにこれを表彰します

平成27年2月6日

全国町村議会議長会会長 蓬 清 二

（拍手）

おめでとうございます。

次に、熊本県町村議会議長会からの表彰です。

町村議会議員として15年以上在職し、功労のあった人に贈られます。

上田議員は都合により辞退されましたので、加藤議員お一人です。

加藤議員、前の方をお願いします。

表 彰 状

菊池郡菊陽町議会議員 加藤眞佐男殿

貴殿は多年地方自治の振興に貢献せられ、その功績は顕著であります

よって、ここにこれを表彰いたします

平成27年2月18日

熊本県町村議会議長会会長 松 尾 純 久

(拍手)

○議会事務局長（廣野豊徳君） おめでとうございます。

以上をもちまして表彰の伝達を終わらせていただきます。

○議長（大塚 昇君） それでは、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第1 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決**

○議長（大塚 昇君） 日程第1、委員長報告を行います。

各委員会に付託しました案件につきまして、審議の経過と結果を各委員長に報告を求めます。

順序は、総務常任委員会、文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会の順とします。

なお、議案第23号平成27年度菊陽町一般会計予算については各委員会に関連しますので、各委員長の報告後に質疑、討論、採決を行います。

まず初めに、総務常任委員長岩下和高君。

○総務常任委員長（岩下和高君） おはようございます。

それでは、総務常任委員会の報告をいたします。

総務常任委員会に付託されました案件の審議の経過と結果を報告をいたします。

総務常任委員会に付託されました付議事項は、議案第23号平成27年度菊陽町一般会計予算のうち総務常任委員会に属する事項について、議案第24号平成27年度菊陽町土地取得特別会計予算について、請願第2号協力雇用主の入札参加資格に関する優遇制度導入を求める請願書、以上の3議案が付託されました。

3月16日から17日までの2日間にわたり、各担当課長、係長から詳細な説明を受け、質疑応答を行った後、慎重に審議を行いました。

議員各位には要点を筆記した資料が配付されておりますので、主なものだけを今から報告をさせていただきます。

まず、1ページ、東部町民センター。

地方改善事業補助金の仕組み及び目的はと。隣保館事業に該当する部分についての4分の3の県補助であり、目的は人権教育の交流の場としての運営の補助ですということです。

次、飛びまして、6ページ、総務課。

わがまちづくり支援事業補助金の対象事業はという質疑に対しまして、主に地域を活性化させる事業です。平成26年度には、にじの森の夏祭り事業、光の森では餅つきなどに活用しているということです。

その下で地区公民館整備補助金の内訳はというところで、にじの森、鉄砲小路は上限の600万円、駅前については移転補償金の交付があるため、補助金額として約60万円を予定して

いるということでした。

次に、11ページ、総合政策課。

生活路線バス運行補助金、地方バス運行等特別対策運行補助金とあるが、最近の産交の路線再編計画との関係はという質疑に対しまして、産交バス路線再編計画では一部の路線廃止等もあるので、補助金は減少していくと思われるという答えです。

次に、13ページ、情報管理係で、システム安全管理に300万円計上しているが、それで十分なのかという質疑に対しまして、予算上では300万円である。ソフトウェアによる対策に加え、システム業者のSEが運用保守の中で適宜対応しているので大丈夫だと思われるという答えです。

次、14ページ、財政課。

地方消費税交付金が増額となっている理由はという質疑に対しまして、消費税率が5%から8%に上がったことが要因です。これに伴い、地方に交付される分は1%から1.7%になったが、個人、法人の消費税の申告時期と、実際の交付時期にずれがあるため、全額の1.7倍ではなく、地方財政計画を勘案し、増税前の1.5%程度を見込んでいますと。増税分が正味入ってくるのは、平成28年度からとなる。さらに、消費税が10%に上がると、地方分は2.2%まで増えると。なお、増税分は社会保障4分野に充てられなければならないが、平成26年度分は決算で示しますということです。

次、最後に、税務課。

固定資産税の歳入予算が昨年度よりも2億3,000万円程度下がっている理由はという質疑に対しまして、平成27年度は3年に1回の評価替えの経年減価による既存の家屋の評価額が全体で10%程度下がり、これにより減額分が約1億4,700万円あると。一方で、新築の家屋が年間300棟ほどあるため、年間6,000万円程度増額が見込みであるが、これを合わせても家屋分が8,700万円程度減額の見込みであります。また、償却資産に関してソニーや富士フイルムなど先端技術の機械類の資産は償却期間が5年程度と短いため、投資額が少ないと減額が大きく、この2社だけで1億5,000万円程度の減額見込みでありますということです。

以上が主な審査の経過でございます。

なお、付託されました3議案について採決を行いました。結果、議案第23号平成27年度菊陽町一般会計予算についてのうち総務常任委員会に属する事項については、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第24号平成27年度菊陽町土地取得特別会計予算については、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、請願第2号協力雇用主の入札参加資格に関する優遇制度導入を求める請願書については、全員賛成により採択となりました。

これで総務常任委員会に付託されました案件について審議の経過と結果の報告を終わります。



なお、質疑につきましては自席から答弁をさせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 総務常任委員長の報告を終わります。

これから各案件ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず初めに、議案第24号平成27年度菊陽町土地取得特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第24号平成27年度菊陽町土地取得特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号協力雇用主の入札参加資格に関する優遇制度導入を求める請願書について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

請願第2号協力雇用主の入札参加資格に関する優遇制度導入を求める請願書について、委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、文教厚生常任委員長小林久美子君。

○文教厚生常任委員長（小林久美子君） 皆さん、おはようございます。

文教厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

文教厚生常任委員会に付託されました案件の審議の経過と結果を報告いたします。

文教厚生常任委員会に付託されました付議事項は、議案第23号平成27年度菊陽町一般会計予算についてのうち文教厚生常任委員会に属する事項について、議案第25号平成27年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について、議案第26号平成27年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第27号平成27年度菊陽町介護保険特別会計予算について、請願第1号手話言語法制定についての国への意見書提出を求める請願、以上5議案が付託されました。

16日から18日までの3日間にわたり、各担当課長、係長などから詳細な説明を受け、質疑応答を行った後、慎重に審議を行いました。

なお、18日の午前中には、武蔵ヶ丘中学校、もみじ園仮園舎建設予定地、北小学童保育の施設予定地を現地調査を行い、担当課より説明を受けました。雨の中、同行していただいた担当課の方には大変お世話になりました。

議員各位には要点筆記をした資料が配付されておりますので、主なものだけ報告をさせていただきます。

文教厚生常任委員会のまず武蔵ヶ丘支所ですけれども、昨日光の森町民センターの開所式がありました。その中の健康増進室のトレーニング機器の内容について質問がありまして、ウォーキングマシンなどで体力づくりというより健康維持のための機器を設置する予定だという答弁でした。

次は、図書館ですけれども、消耗品費の削減のために雑誌購入内容を見直して、削減が若干なされていましたが、それについては全体的に経費の見直しをする中で、雑誌購入内容の見直しは財政当局から求められていたと。ただ、図書館における情報発信としての役割の中で雑誌の配架は重要な部分だと考えることから、全体のバランスを考えながら削減内容を検討したということでした。

中央公民館ですけれども、公民館の耐震は大丈夫なのか、以前建替えの話もあったが、建物の利用計画はどのくらいか、それとエレベーターの設置ができないかという質問に対しては、建替えの予定はないこと、また建物の構造上、今のエレベーターの設置はできないという教育長からの答弁がありました。

生涯学習課です。

生涯学習課につきましては、社会教育指導員の役割について質問がありまして、役割の中では各主催講座の実施、そのうち生涯学習課の2名は、各小・中学校の学校支援コーディネーターを兼務で行っているということでした。

学務課です。

学務課につきましては、パソコンのリース契約がかなり金額がかさむんですけれども、5年で換算するとかなりの額になるが、何台ほどになるのかという質問に対しては、公務用のパソコンが200台、パソコン教室のパソコンが300台ということでした。

それから、健康・保険課ですけれども、健康・保険課の一般会計予算は参照してください。

後期高齢者医療特別会計予算のところで保険基盤安定繰入金の中で低所得者等の保険料軽減分とあるが、低所得者の基準はどうなっているのかということに対しては、後期高齢者医療の保険料では定められた計算式に被保険者本人の所得金額を当てはめ、算出をされるわけなんですけれども、低所得者というのは保険料の軽減について世帯の総所得金額と世帯構成により判定する均等割額の9割、8.5割、5割、2割軽減と、被保険者本人の総所得金額により判定する所得割額の5割軽減に該当していれば、それぞれの割合に応じた軽減を適用するというところで、この軽減の対象者が低所得者となるということでした。

町民課です。

町民課につきましては、光の森町民センターの開所に伴って、本庁への来庁者が減り、証明手数料など減収になるのではという質問に対しては、その数が現時点では未知数なので、今度の子算では今までどおりの件数で予算を計上しているということでした。

環境生活課です。

環境生活課につきましては、空き家の管理や担当というところでの質問がありまして、空き家の担当は環境生活課かという質問に対しては、空き家等の雑草などの苦情の相談窓口は環境生活課なのですが、空き家についてはそのものについては環境生活課では対応していないということでした。

それから、介護保険課に移ります。ページ、12ページです。

介護保険課については、介護保険特別会計予算の中で社協への委託が多いのですが、受託体制は大丈夫なのかという質問に対しては、社協とは随時打ち合わせを行って了解を得ているいろいろな委託等を行っているということでした。

福祉課です。

福祉課は、菊陽町の障害者手帳所持者の質問がありまして、平成26年3月末時点で合計で1,793人、内訳はここに書いてあるとおりです。

それから次が、子育て支援課です。

子育て支援課につきましては、もみじ園の仮園舎のことについての質問や仮園舎の安全性の質問、また交通事故等の危険性を防ぐ必要があるのではないかというのが議員の方から出まして、その対策については仮園舎の周囲に高さ1.5メートルのフェンスを設けるとか、交通事故の危険性の点についても今後トラブルが起きないように対策を講じた方がいいという議員からの質問に対しては、今後町としてきちんと対応していくという答弁でした。

以上が主なものだけ紹介しましたがけれども、文教厚生常任委員会の審議の内容です。

その審議の終わった後に5議案について採決を行いました結果を報告します。

議案第23号平成27年度菊陽町一般会計予算についてのうち文教厚生常任委員会に属する事項については、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第25号平成27年度菊陽町国民健康保険特別会計予算については、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第26号平成27年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算については、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第27号平成27年度菊陽町介護保険特別会計予算については、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

請願第1号手話言語法制定について国への意見書提出を求める請願については、全員賛成により採択となりました。

これで文教厚生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果の報告を終わります。

なお、質疑につきましては自席から答弁をさせていただきます。

○議長（大塚 昇君） 文教厚生常任委員長の報告を終わります。

まず初めに、議案第25号平成27年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第25号平成27年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号平成27年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第26号平成27年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長の報告は可決で

あります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号平成27年度菊陽町介護保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第27号平成27年度菊陽町介護保険特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号手話言語法制定について国への意見書提出を求める請願について質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

請願第1号手話言語法制定について国への意見書提出を求める請願について、委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、産業建設常任委員長渡邊裕之君。

○産業建設常任委員長（渡邊裕之君） おはようございます。

それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

産業建設常任委員会に付託されました案件の審議の経過と結果を報告いたします。

付託されました付議事項は、議案第23号平成27年度菊陽町一般会計予算のうち産業建設常任委員会に属する事項について、議案第28号平成27年度菊陽町下水道事業会計予算について、以上2議案が付託されました。

16日から18日までの3日間にわたり、各担当課長、係長から詳細な説明を受け、質疑応答を行った後、慎重に審議を行いました。

なお、3日目、18日に、柳水遊水公園通学路、鼻ぐり井手公園及び管理棟の現地視察を行い、担当課から説明を受けました。

議員各位には、要点筆記した資料が配付されておりますので、主なものだけ報告をさせていただきます。

まず、下水道課でございます。

農業集落排水施設最適構想策定業務委託とは何かと、また財源は国庫補助金かという質問に対しまして、平成26年度で機能診断業務委託を実施しており、不具合が発見された機械設備等について更新に向けて構想を策定するものであると。財源は、上限300万円で100%の国庫補助であるということでございます。

一般会計からの繰入金があるが、使用料の値上げはどうなっているかという質問でございます。

基準外繰入金が平成27年度で1億6,000万円程度必要であり、基準外繰入れ分を使用料で賄えばよいので、料金改定する必要があると考えているが、近年特定事業者2社の使用水量が落ち込んでいるため、これからどのように推移するかを見ている状態であるという答弁でございます。

続きまして、建設課でございます。

公営住宅建設事業費について、古閑原団地の計画はどのようになっているかという質問に対しまして、県とも打ち合わせをしながら進めた上で、上井手の護岸改良については開発区域を後退させることで改良まで必要ないという回答をいただいていると。入り口分の用地については、調査した結果、昭和43年9月、町との売買契約書が確認できたので、これをもってクリアできるため、ほかの土地を買収してまで建替えを行わなくても、現地で建替えた方が経済的であるため、現位置での建替えを決定したということでございます。また、戸数については、現在10戸入居がありますが、12戸で計画する予定ということでございます。なお、2階棟を3棟で1棟当たり4戸で12戸ということでございます。

道路新設改良費の委託費についての質問がございました。

菊陽西部地区新規路線の計画位置についてのお尋ねでございますが、武蔵ヶ丘小学校南側の道路から尚綱大学南側の里道を通り、高速側、高速の側道までの区間で平成27年度はルート決定のための予備設計を行うということでございます。西部地区で県道の渋滞がひどいため、町

としてできることは何かと考えたときに、この道路は必要と判断し、構想を持っているという  
答弁でございました。

続きまして、農業委員会でございます。

今年は農業委員会の選挙の年ではありますが、今回登録されている有権者数という質問で  
ございます。

総数は768名ということでございます。

農地流動化推進事業費の報償費の農地流動化推進員謝礼について、平成27年度は100件の予  
算措置だが、実際の農地の利用権設定の状況についてのお尋ねでございますが、利用権設定件  
数は100件以上ありますが、予算は100件で打ち切りとしておるということでございます。

続きまして、農政課でございます。

農業振興費の農地集積専門員の賃金502万4,000円について具体的にどんな仕事をするのかと  
いう質問でございます。

中間管理機構の事業を円滑に進めるため、町と機構とで委託契約を締結しているものである  
と。業務内容としては、相談窓口、地区の合意形成、農地の貸し借りのマッチング、調整をす  
るものであると。具体的な業務としては、白水地区のパイプラインの件、更新しない件を更新  
しないといけない。この事業にのせるために集積しないと採択されない。集積率を上げるため  
に専門員として事業推進を図っていきたいと考えているということでございまして、どのよう  
な方を雇うのかという質問に対しましては、経験者の方を考えている。基本的にはJAや菊陽  
町を退職された方を想定しているということでございました。

農業構造改善事業費の電気自動車急速充電器電気料金について59万8,000円となっている  
が、どのような内容かということでございます。

電気料金で、主に基本料金を払うものです。使用した電気料については、稼働してからの実  
績となる。44万2,000円については、管理運営費で使った分の電気料に見合う分は戻って  
くる。現在は運用していないが、電気をつないでいるため、2万円かかっていると。これは、  
「さんふれあ」に急速充電器がございまして、その件でございます。

町が赤字になるということかという質問ですが、充電される方が多くなれば個人が使う電気  
料金について見合う分が後から戻ってくる。歳入に上がっていないが、使った分については戻  
ってくるということで、基本料金の分だけは町として払うことになるということでございま  
す。

続きまして、商工振興課でございます。

商工振興費の菊陽町商工会育成補助金780万円となっているが、商工会の要望では1,200万円  
程度であったと聞いている、商工会育成についても農業関連と遜色のない手当てをお願いした  
いというような意見が出ました。

答弁といたしまして、昨年度は702万円、これに対して本年度780万円にアップで計上して  
おるということで、財政状況が厳しい折なので御理解をいただきたいということでございま

た。

続きまして、都市計画でございます。

土地区画整理費の負担金の上水道管布設負担金とあるが、水道企業団が本来工事事業費の負担を行うべきではないかという質問でございますが、公共が行う大規模な開発であり、施行者の町が上水道管布設工事を行うものである、設計施工についてはノウハウを持っている水道企業団に工事を委託するものであるということでございます。

都市計画総務費の定住促進補助金で、平成27年度からリフォームも対象とするということだが、過年度に転入したリフォーム対象予定の2件は、定住促進補助金制度策定時から遡及するのかという質問に対しましては、この策定した日、平成25年4月から遡及して交付する予定であるということでございます。

最後に、八久保第1公園に車両進入禁止看板の設置があるが、いつまで設置するのかということでございますが、バイクの公園乗り入れの連絡があったので、安全管理面からも当面設置しておきますということございました。

以上が審査の主な経過でございます。

なお、付託されました2議案について採決を行いました結果、議案第23号平成27年度菊陽町一般会計予算のうち産業建設常任委員会に属する事項については、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第28号平成27年度菊陽町下水道事業会計予算については、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

これで産業建設常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果の報告を終わります。

なお、質疑につきましては自席より答弁させていただきます。

○議長（大塚 昇君） 産業建設常任委員長の報告を終わります。

以上で各委員長の報告が終わりましたので、これから議案第23号平成27年度菊陽町一般会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） 平成27年度菊陽町一般会計について質問を行いたいと思います。

文教厚生常任委員会に対する質問でございます。

文教厚生常任委員会での今の一番の大きな問題は、保育園、町立保育園の民営化の問題であるかと思いますが、先ほどの記録を見ます限り、余り具体的な話は出ていないように思われます。今日は、傍聴者の方もいらっしゃいますので、経過を簡単に押さえて、その後で3点について質問をいたしたいというふうに思います。

この町立保育所の民営化については、今年の1月30日の全員協議会で執行部からもみじ園の改築について説明をしたいということがありまして、そこで説明を聞いて質疑応答をする中で



実はその民間資金でこの改築を行いたいという発表がございまして、お聞きしますと、その後にもみじ園の職員にこの民営化も含めて説明をします。それから、1月31日と2月3日には保護者会に改築と、その民営化の方針について説明をするということで、そのとおり行われております。2月13日までに、今度は保護者に対して転園の希望アンケートを集約されて、一般質問で分かったことからすると、もみじ園に残留される方が30名、それから新規に4人入られる。転園が17人であると。定員が60人ですから、そういう今状況になっているということですね。職員の体制については現状のままであると。今、雇われている、その状況のままであると。土地は、引受法人に無償貸与をする。園舎は新しく引き受ける法人が建設をする。この仮設園舎、その間仮設園舎に入るわけですが、仮設園舎の完成は6月以降になると思われるということが今分かっておることでございます。それを踏まえて、以下の質問をいたします。

もう今回の一般会計の中に民営化全体に関するような予算は計上されておられませんけれども、非常に大切な問題であるので、委員会でこのことについて検討が、全体計画ですね。民営化の全体計画について討議がなされたのかどうか。

それから、2番目です。土地は引受法人に無償貸与という町長答弁がなされておりましたが、このことについての意見交換はなかったのか。また、民営化に際して町有財産をどう措置するかについて討論はあったのか、これ2点目です。

それから、3点目ですね。予算の概要説明書の68ページですけれども、歳出の欄で目の保育園費のところ、節区分の19負担金、補助及び交付金、補助金、特別保育事業補助金、安心こども基金特別対策事業補助金としてもみじ園の改築に伴う保育所整備補助1億4,346万6,000円、小規模保育設置促進事業補助金1,650万円ですね。というのがありますが、その小規模保育設置促進事業というのがもみじ園に関連するものか、ちょっと分かりませんが、その辺も分かれば説明をしていただきたい。

まず、もみじ園の園舎の耐震強度が不足をしておるので、ここまでは町の責任分野であるというふうに考えます。安全を図るということは大事なことでありますので、それは分かりますが、その後発生する費用については引受法人の負担するところになると思います。この1億4,346万6,000円については、県のこれは補助金ですが、その新しい法人が引き受けられるときに交付される予算立てと、それを計上してあるというふうに考えてよいか。その3点について、分かった範囲でお答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○文教厚生常任委員長（小林久美子君） 今、甲斐議員からの質問に対してお答えします。

民営化の全体計画については、今後保育所の一般質問等でも数名の議員の方から民営化をどうするのかということで質問がありまして、民営化検討委員会とまたやっていくという答弁だったかと思いますが、全体討議、全体今後どういうふうに計画をしていくのかというのは委員会では余り突っ込んだ議論はされていません。どちらかという、一般質問やそれまで

の説明等の中でやられたのではないかというふうに思います。どちらかという、私自身は公立をということですが、それは委員長は中立ですので、民営化を進める方や今のこの進め方についていろんな討議が一般質問等をやられてきていて、文教厚生常任委員会ではそれを踏まえた上で全体計画は今後検討されていくというふうに説明を聞きました。

無償貸与については、私の方から質問させていただいて、大体どういうぐらいの土地になるのかということでも聞いて、そこは1,435平方メートルなんですけれども、それをその土地とかをその近隣に比べてどの程度で貸したりした場合、どういうぐらいの金額かということをお聞きしました。1平方メートル当たり480円で、年間68万8,800円がその近隣の値段だということをお答えでした。

あと、今の園舎の土地についての議論はあったのかということだったかと思いますが、それについては余り議論はありませんでした。先ほど出した委員会報告のとおりだと思っていただければいいかなと思います。

それから、ページ、68ページの小規模の保育設置促進事業補助金の今質問でしたけれども、これはちょっと私の認識では19名以下の保育園を国が進めていまして、そういうところの小規模保育所も設置していくというふうに理解しています。もしかしたらちょっと違うかもしれないんですけど、一応もみじ園とはまた違って、小規模の保育設置補助促進事業補助金というのは、この1,650万円というのは今待機児童がかなりいる中で家庭保育ママとか、そういう保育所もつくっていますが、それとは別に19名までの保育園の小規模の保育所もやはり待機児童解消のためにつくっていきたいというような説明に私は受け取っています。多分それでいいかと思います。

それから、その安心こども基金の甲斐議員が質問された安心こども基金については、今回は安心こども基金になっていますけれども、これはちょっと基金の中身は保育所整備基金というふうに変ってくるのではないかというふうにも聞いています。ただ、今回のこの予算のときは安心こども基金の特別対策事業補助金で計上しているという、恐らく今後は保育所整備云々という補助金の名称に変わっていくという内容というふうには受け取っています。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 平成27年度菊陽町一般会計予算につきまして反対討論を行います。

初めに、評価できる点については幾つか述べます。まずは、菊陽北小学校敷地内に学童保育施設の建設は今、ふれあいの森センターにある学童保育が狭いということで私も議会で取り上

げて、今年度の予算に4,630万円入っていますので、大変喜んでます。また、子ども医療費の助成は、この間、後藤町長が努力されまして1億9,800万円、約2億円近くですけれども、非常にやはり中学3年生までの補助というのは、この菊陽町に子どもたち、子育て世帯が移住してくるといところで非常にいいのではないかとこのように思っています。熊本市がこのことでどういふうに子どもたちが住所転居しているかという調査をしまして、やっぱりこの子ども医療費というのはその考える材料の大きなウエートを占めているということです。それから、これも議会で取り上げてきましたけれども、予防接種に老人肺炎球菌ワクチンが今年から入りまして、前年度から見ますと1,855万円増の1億9,121万7,000円の予防接種委託料が入っています。これは5年に1回でいいんですけれども、そうするとそのワクチンをするとうごく予防の効果があるということです。学務課関係では、要支援児童対策ですね。やはり全国でもいろんな事故が起きてますので、そういう事故を防ぐということでスクールソーシャルワーカーの配置がまた1名増員をされました。また、中部小、南小へのタブレットの導入です。非常に子どものときから、リスクもあると思いますけれども、こういううにタブレットを使いこなせる教育ができるというのは非常にいいことだこのように思っています。それから、学校建設費は、この間数年間かけていろいろやられてきますが、大きなところでは平成27年度予算の武蔵ヶ丘中学校の工事請負費として8億9,954万円計上されているということで、やはり民生費や学務課関係の予算が教育関係の予算がこの一般会計の中でも多く占めているということは十分理解していますし、町が努力されているこのうに私は受け取っています。

ただ、公立保育所の民営化の問題では、私はちょっと態度が違います。やはり予算案ではもみじ園改築に伴う私立保育所の創設ということに、もう既に予算案でもなっていますけれども、もみじ園の民営化については耐震診断の結果から、にわかに民営化の話が出てきました。保育園の職員、特に私はもっと保育園8園の園長先生とか、もう少し事前にきちんと議論してほしかったということで全協の場でも言いましたけれども、保護者、地域の方への説明も余り十分なされたとは言えません。町長は、一般質問の中で保育所のあり方検討委員会を立ち上げていく、その前提として民間ならではの保育が評価されている、公立保育所の民営化を推進したいこのうにおっしゃっています。財政面でも、もちろん建設費や運営費など、私立の方が有利である、それが国の政策であるということは、私も十分承知しています。しかし、私は、子ども・子育て支援新制度では保護者や保育関係者の運動の中で自治体の保育所の入所責任というのは残りました。これは、児童福祉法にもうたっています。私は、この公立8園の保育関係者の皆さんは、この長い間、菊陽町の保育を支えていただいたと思っています。保育の充実、子どもの全面発達のための日々の積み重ね、研修現場での実践などに努力されてきていると思います。また、シングルマザーで子育てされている方や家庭環境の問題を抱えている保護者への対応、障害児を抱えている保護者への対応などです。もちろん民間のところも非常に努力をされていると思います。ただ、民間の場合は、入所させるかどうかはその民間の経営者の判断によって、例えば障害を抱えている場合はうちでは対応できませんと言われればそれ

はそれまでになってしまう可能性があります。さらに、公立であれば、保育所と小学校との連携など密に行うことができます。地域との信頼関係も長年の宝だと思います。国の施策が保育園の公的責任を放棄して、自治体の公的責任をなくそうとしていることは問題です。待機児童が増えている菊陽町では、公立保育を存続させながら、私立保育所との連携をとり、安心・安全な子育て環境をぜひ整備すべきだと考えます。公立保育所を民営化していく方向、そして今後民営化を推進していく方向にもみじ園が突破口にならないこと、保育から公的責任の後退だとならないことを望んで、反対討論とします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） 平成27年度一般会計予算案について賛成の立場で討論をいたしたいと思えます。ただし、若干言い添えたいこともございますので、それを申し上げて、賛成討論にしたいと思えます。

平成27年度一般会計予算については、幾つか整わない点もございます。例えば、これは概要説明の46ページ、目の人権啓発推進費、節区分の19負担金、補助及び交付金中の補助金、団体活動助成金というのがございますが、解放同盟に194万1,000円、年額ですね。それから、失礼しました。194万1,000円、解放同盟ですね。全日本同和会が186万9,000円という補助が組まれております。毎年度指摘をしておりますが、役場の職員の方の努力、相手がありますのでなかなか難しいんですが、微減の年度は幾つかあったと記憶をしておりますが、依然としてそれぞれ年額約200万円、合わせると400万円ぐらいですか、ほどが支出をされております。これは歴史的経過がございます。差別を解消するために時限立法がなされていた、そういう歴史的経過もでございます。その辺は私も十分に理解をいたします。また、最近でも差別の事件が皆無になったとは言いがたい状況であることも理解をいたします。さらに、周囲の市町村ですね。市町村を見てみましても、同様の支出がございます。一挙に廃止することは困難な状況があるということは十分理解をいたしますけれども、根拠法が基本的になくなった現在では、任意の団体に町の公金を支出することはふさわしくないというふうに私は考えます。相手もあることですので、難しい問題ではありますが、解消の努力は今後も続けていくべきであるということをお願いしたいというふうに思います。

それからもう一点が、町立保育園の民営化の問題です。提案のされ方が非常に唐突であった。耐震の強度の改善ということから出発をしていきなり民営化の問題が出てきたという印象を持っております。こういう唐突さの中で資金手当て、あるいは町有財産の措置方針等も非常に曖昧で、所属する職員の措置も明らかにされておられません。もみじ園については現在のまま行くという答弁でございましたけれども、全体としてこの民営化の場合に職員がどう処置されるのか、はっきりしていない。このように整わない手順で事業が提案されて、町税が資金として手当てされていくということにはなかなか賛成をしかねます。しかし、これまでの段階とし

ては、町が園児やその保護者に対して果たすべき緊急の責任、これは安全ですけれども、安全な環境に園児を置くということですから、そういった責任を含むので、その範囲では賛同をいたしますが、今後は民営化の全体計画を示して、財政的な視点、あるいは官立、私立の理念的な問題、こういったことについても検討が尽くされた上で個別の事業について提案をされていくべきだというふうに考えます。そういうところはございますが、当初予算というものは、町民の生活に非常に密接な関連を持つものであります。よほどの不整、整わない点、この不整の整は整うという意味です。よほどの不整でもない限りは基本的には会期内に認定すべきものというふうに私は考えております。特に、本町の場合には、社会的に弱い存在である非正規労働者等も役場職員の中でも4割を占めております。これは町の事情が急激に人口が増えていくという事情からやむを得ぬ面もございませけれども、4割を占める、そういう非正規職員の状況とかを思うときに予算認定が遅れるということは町の事業が遅延するということであるし、そういった人々の生活に非常に重大な影響を及ぼすと考えます。全体を損なうような重大なことがなければ予算というものは基本的に認定すべきだというふうに考えます。

以上の考え方で、平成27年度一般会計予算については認定に賛成をするものであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

梅田清明君。

○17番（梅田清明君） それでは、私も議案第23号平成27年度菊陽町一般会計予算について賛成の立場から討論させていただきます。

この3月議会、27年度の当初予算は全てに関する大事な予算でございます。私の最後の討論としますので、自分なりにいろいろ考えてきましたので、どうかよろしくお願ひします。

そこで、主な予算を報告いたします。まず、障害者福祉費7億4,878万円、そのうち扶助費として7億1,292万2,000円、障害者医療費助成や障害福祉サービス等など17項目から成る補助項目がございます。予算が通らなければ、まずは障害者の方々が困ります。また、子ども医療・養育医療費2億636万8,000円、児童手当9億5,361万円、菊陽町の子どもたちが安心して暮らせるための児童手当であり、医療助成であります。このことを褒めても反対否決すれば、菊陽町の若いお母さん方は憤慨なさいます。また、菊陽町の保育園、臨時職員の賃金1億7,637万9,000円でございます。これも、反対否決すれば、保育園の機能が成り立ちません。そのほか、国民健康保険特別会計繰出金3億2,141万円、介護保険特別会計繰出金3億2,831万9,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金7,455万6,000円、熊本県後期高齢者医療広域連合負担金2億9,035万7,000円と、それぞれの特別会計に一般会計から補助されているから国民皆保険が何とか維持できています。これを反対否決すれば、お年寄りに一番しわ寄せが行きます。また、公共下水道費4億2,561万1,000円、菊池広域連合負担金、消防費2億9,864万5,000円、同じくし尿処理費3,262万3,000円、菊池環境保全組合負担金2億1,435万8,000円、ごみ収集運搬委託料7,694万1,000円があるから、何事もなく平穩無事に過ごせるんです。これを反対否決

すれば、地域はごみの山となり、消防の救急医療もなくなり、大変なことになります。そのほか、小学校費、中学校費ともろもろございますが、議会費、私たちの議会費として1億4,229万8,000円ございます。まずは、賛成しなければ、報酬ももらえません。

以上のようなことから、私は議案第23号平成27年度菊陽町一般会計予算に賛成し、賛成討論とさせていただきます。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第23号平成27年度菊陽町一般会計予算について、各委員長の報告は可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、議案第23号は各委員長の報告のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時5分

再開 午前11時17分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第28号平成27年度菊陽町下水道事業会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第28号平成27年度菊陽町下水道事業会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第5号 菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第2、議案第5号菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定についてを議題とします。

子育て支援課長、説明を求めます。

○子育て支援課長（宮本義雄君） おはようございます。

では、議案第5号菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定について御説明いたします。

提案理由は、子ども・子育て支援法が平成27年度から施行されることに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する事項を定める必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

2枚目の条例を御覧ください。

第1条の趣旨でありますけれども、本条例は子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付に係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者に負担していただく費用等について定めるものであります。

なお、特定教育・保育施設とは、子ども・子育て支援新制度に基づきます、認定こども園、幼稚園及び保育所のことです。また、特定地域型保育事業は、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業等です。

次に、第3条の利用者負担額でありますけれども、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額につきましては、政令、これはすなわち子ども・子育て支援法施行令で定める額を限度といたしまして、支給認定保護者の属する世帯の所得の状況、その他の事情を勘案しまして町が規則において定める額とするものでございます。

次に、第4条の利用者負担額の徴収でありますけれども、町長は第1項で町立保育園において保育を行ったときは第2項で私立保育園から保育がされたときにその支給認定を行った子どもの支給認定保護者、または扶養義務者から利用者負担額を徴収するものであります。

次に、第5条は、委任について定めております。

最後に、附則において、この条例は平成27年4月1日から施行するとしております。

以上で条例の説明を終わります。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） この議案第5号の菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定についてということなんですが、これは来年の保育料を決めるということだと思いますが、私はたしか一般質問でも述べましたけれども、今日が3月20日

で非常に保育料を決める、あと10日しかないんです。スタートするのがそういうことなんですけど、本当にそれでは保護者の方が戸惑うのではないかと思いますけれども、例年そうなのか、それともやはり国のいろいろ子ども・子育て支援法の関係で遅くなっているのか、その点について1つお尋ねをします。

それからもう一つは、町の保育料金がこの後決まる、規則で決められるわけなんですけれども、私はやっぱり保育料の負担というのがありますので、こういうのは議会でも決められないものなのかと思いますが、そういう自治体というのはないんでしょうか。その2点をお尋ねします。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） 一番最初の質問でございますが、今度先ほど申しましたように本年4月1日から子ども・子育て支援新制度が始まります。子ども・子育て支援法は先にできておったんですけども、その後の施行令とか施行規則、特に今回保育料に関係しております子ども・子育て支援法施行令についても、まだ国の方で政令として一つの案という形になっておまして、まだ広報されておられません。上限額については、この方向でいくということできておりますので、条例には問題ないと思います。

それと、この幼稚園、あるいは保育所、あるいは認定こども園等のいわゆる学校教育、保育所の利用料の負担について、うちの方では条例でこういった形で定めて詳細は規則で定めるという方法は郡内、ほかの町村もあります。それと、全国の中ではこれ条例で全部定めるという自治体もあります。そこは、各自治体の考えでございますけれども、国の方の通知では、上限額を政令に基づいて定めるところは、条例で制定するよというところで指示受けておりますので、今後そこは自治体の考えでございますので、菊陽町としては条例と規則の2本立てで定める。そして、必ずその規則の内容につきましては、条例を制定するに当たっては、議員さんに詳しく中身を説明した上で定めるところで考えております。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） ちょっと私、資料は手元に持ってこなかったんですけども、今度のこの保育料の改定の中では、今まで年少扶養控除のみなし適用を保育料の中でしてたんですけども、それを新規からみなし適用、年少扶養控除のみなし適用を廃止するという国の方針がありまして、数日前に共産党の国会議員がこの問題を取り上げて、新規であってもみなし適用をというような質問をしたんですけども、そういう情報は入ってないでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（宮本義雄君） そういった情報につきましては、いろんなマスコミさんの情報があるかと思いますけれども、やはり行政をしていく上では国の方針に基づいて正式に公文書が来た上で確認をして、それから政策に生かしていくというのが私たちの主義ですので、いろ

んな情報があるかと思えますけれども、正式に国の方から文書は来ておりませんので、具体的な内容については承知しておりません。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第5号の菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の制定についてです。

結局、この条例だけを決めて、その保育料はもう規則で決めるということなのですが、この今回保育料の26年度と27年度を比べてみますと、今年度の保育料の値上げが保育料の階層がA、B、C、1、2、3、Dの8と、その階層があるんですけども、Cの3から以上ですね。保育料の値上げが2,000円から、一番高額なところでは1万2,000円の負担増になります。私は非正規の町内の若い人たちの問題や共働きの問題、格差と貧困が広がっているということ、そういうところへの大きな子育て、今でも子育て世帯の応援はしていただいていますけれども、やっぱりそういう応援が必要ではないかというのを12月議会、この前の議会でも取り上げたところですが、やはりこのように2,000円から1万2,000円の負担増になりますと、子育て世帯への大きな負担が伴います。少子化をさらに今少子化の問題で地方創生とか言われていますが、少子化をさらに加速させ、子育て支援に逆行することになるのではないかとということで、町長にも値上げ中止をと申し入れたところですけども、子育て世帯の暮らしの実態を考えれば、これ以上の保育料の値上げ、負担増はすべきではないと考えて、反対討論とします。

また、こういう今後、条例では決められていませんけれども、規則で決められる保育料の負担とかは、やはり議会の議決事項にぜひ入れていただきたいということも述べて、反対討論とします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 発議第1号 菊陽町副町長（井手義隆君）の辞職勧告決議案

○議長（大塚 昇君） 日程第3、発議第1号菊陽町副町長（井手義隆君）の辞職勧告決議案についてを議題とします。

この議案は坂本秀則君外8名の議員から提出されたものであります。

提出者を代表して坂本秀則君より趣旨の説明をお願いします。

○7番（坂本秀則君） 皆さんこんにちは。

今回の提出に当たって前置きしておきます。本件は、副町長井手義隆氏個人のことを追及したのではなく、あくまでも副町長としての井手氏のあり方について、その責任を問うものであります。

副町長とは、町全体の奉仕者として役場職員を指導する立場にあり、また公務員は中立公正を守らなければなりません。したがって、町行政の公正性、公益性を守る立場から提出するものであります。

では、本文を読み上げます。

発議第1号。平成27年2月23日。菊陽町議会議長大塚昇様。提出者、菊陽町議会議員坂本秀則外8名でございます。

菊陽町副町長（井手義隆君）の辞職勧告決議案。

上記の議案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

提案理由。菊陽町副町長井手義隆君の本議会議員数人に対する言動は、憲法をはじめとする法令を遵守すべき公務員のあり方に著しく違反している。特に、選挙という民主主義のもっとも根幹をなす制度によって住民の選択と負託を受けた議員の活動に対して、同君が恫喝による支配介入を意図したことへの責任は重大と言わなければならない。本議会は、同君を副町長として不適格と判断し、その速やかな辞職を勧告するものである。

議員各位には、添付資料として配付していますが、その言動は、平成26年12月11日、副町長室での中岡議員への発言、また平成26年12月16日、北校区区長会忘年会での梅田副議長への発言、それと昨年の夏祭りの後での私との会話の中での発言、ほかにも議会活動の折、町民の方、また職員の方からも同類の要望を受けております。この件に対しての質問は自席で私ないし賛同議員が答弁いたしますので、よろしく御賛同お願いいたします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 私は、発議第1号副町長の辞職勧告について、私は本決議に対し反対の立場で討論いたします。

同君が恫喝によるという言葉を実に私は激動しております。今回の発議は法的には拘束力がないということは、提出議員、賛成議員とともに御承知の上の発議であります。そこで申し上げますが、井手副町長は平成25年7月1日現職に就任以来、本町発展のために精力的に職務に当たられています。その間、法令に違反するような行動はあっているわけでもありませんし、贈収賄などのいかがわしい話もつぶやかれているわけでもありません。また、職責や本町の品位や信頼を著しく傷つけるような行為があっていることもありません。むしろ本町の行政運営に熱意と責任感を持って土曜、日、昼夜問わず職務を遂行されています。このことは皆様も御承知で、事実であります。今、全国的に人口減少が言われている中で、菊陽町は成長を続けている町でもあります。成長を続けている町で行政需要が拡大しています。そしてまた、地方創生という市町村の知恵と競争を控えているときでもあります。こういうときこそ国の機関、熊本県とのパイプ役、経済界、企業とのパイプ役として副町長に働いてもらわなければなりませんと考えています。今回の議会の辞職勧告の発議は町の利益に反する行為であります。よって、本会議には反対の立場をとり、討論を終わらせていただきます。議員各位の御賛同をよろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

中岡敏博君。

○2番（中岡敏博君） 発議第1号副町長の辞職勧告決議案に対しまして賛成の立場で討論いたします。

今回のケースは、人的証拠、私の証言によるのも含まれておりますので発言させていただきます。当然のことながら、副町長の発言は問題であり、危機管理に関して私が質問したことに対し、タブーであるという発言をなされました。私としては危機管理に関する質問を今後はしてはいけないのかというふうな感じ、議員の発言権について圧力をかけるようなものと感じました。その上、私が今まで現場に立ち、数年間かけ、さまざまな被災地を回り、危機管理について調査研究してきたことの否定でもあります。

次に、警察についても、事案、根拠もなく、マークされると生きていけないと発言されました。これは、私が常日ごろから尊敬し、信頼し、連携している警察組織に対しても、大変御迷惑をおかけすることになります。現在、警察とは信頼関係を構築し、安全・安心のまちづくりのために御協力いただいている関係にあるのは皆さんも御存じのとおりです。また、ほかに具体的な反社会的勢力の名称、政党名、また個人名を出されました。

最後に、保育園に私が給食を食べに来ているとの職員の発言ではなく、保育園児が保護者に伝えて伝わったものであるという発言もありました。これは、菊陽町の未来を担う子どもたち

を悪者にし、責任を回避しようとするものであり、絶対に許すことはできません。

どれをとりにしても、問題であり、またそのほかの議員に対しましても同様の態度が見られ、私に対しましてもの圧力のようなものは私の支援者への圧力のようなものと同じことであります。よって、責任をとり、速やかに副町長の職を辞することに対しまして、賛成討論といたします。議員各位の御賛同のほどよろしくお願いします。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

吉本孝寿君。

○4番（吉本孝寿君） 私も発議第1号、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、今回の発議第1号におきましては先ほど坂本議員も申されましたが、井手義隆氏個人を否定することではなく、井手義隆副町長が副町長として不適格と判断をしたことからの発議でございます。決して一時的な思いや感情での発議ではないということをお伝えをして、賛成討論をさせていただきます。

昨年あたりから、町民の方々から副町長の言動、態度について大きな批判的な意見をいただいております。また、職員の中からも通常の仕事に支障が出てきている、円滑な業務ができないといった意見も出てきているようでもございます。もしかしたら、職員の中でも表決に際しては気持ちの中で起立をする職員がいらっしゃるのではないのでしょうか。町民、菊陽町の発展のため、さらには後藤町長が真のリーダーとして御活躍をしていただくためにも、後藤町長の御英断を期待をして、私の賛成討論とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

甲斐榮治君。

○9番（甲斐榮治君） 発議第1号について賛成の立場で討論をしたいと思います。

実は今、中岡議員から直接副町長と話されたことについてのお話でしたが、実は私のこともその話の中に入っております。先ほど警察の問題が出てきましたけれども、警察にマークをされると、甲斐議員や共産党、私も何か共産党といったような、そういう内容も含まれていたと思いますけれども、私は共産党員ではありません。無所属でございます。それをそういう言い方をして共産党や甲斐議員のように生きていけませんよという、そういうことを言われた。とんでもない話だというふうに思います。

それから、ほかにもあなたは南八久保や、これは私の選挙というか、出身地区でございます。南八久保区や杉並台区に行って支持者を増やすべきだ、中岡議員が行ってですね。そういうことも発言をされている。これはもう選挙に対する介入であります。公務員が絶対してはならないこと、それをやっぱり公務員の指導者がやるということは、大変この公共性に反することであるというふうに思います。それで、ほかにもいろいろございますが、少しその行動の問題点を指摘しておきますと、先ほどの一般質問、中岡議員の一般質問に対して、この危機管理監への質問はタブーであるという、そういう表現については、これは言論の自由の束縛であっ

て、正当な議員活動への妨害であります。支配介入を意図したともとれます。中岡議員の一般質問は、皆さんお聞きのとおり、個人攻撃を意図したのではなくて、危機管理の機能を問題にしたものであります。まして、熊本県警察本部への批判には一切つながらないものであります。しかも、この危機管理監の雇用については菊陽町と県警との間には契約関係は存在をしておりません。

それから、私に対する発言については、事実無根であります。しかも、憲法に保障された公党、日本共産党ですね。共産党に対する不当な言及であるというふうに思います。結局、この発言を延長していきますと、警察にマークされますよということは熊本県警が憲法違反をしているという論理的帰結になります。一大問題だというふうに思います。

それからもう一つ、自衛隊についての発言も入っております。自衛隊に近づき過ぎている議員がいるということですが、自衛隊をどう評価するかについては個人の自由であります。それから、その自衛隊と接触を図ることも、その議員個人と自衛隊との関係であって、公務員が特に指導者たる特別職が言及すべき事柄ではないというふうに判断をします。

以上のように、まだほかにもございますが、以上のようなことだけをとってみても、公務員というのは憲法を守って忠誠、中立、公正、全体の奉仕者と、そういうことが原則であると思います。それに著しく反しておるといふふうに判断をいたします。したがって、同氏の井手氏の自ら現職を辞職されることを勧告するものであります。

以上です。

○議長（大塚 昇君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 賛成多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 発議第2号 幼児教育（幼稚園・保育園・認定保育園）の無償化に関する意見書（案）

○議長（大塚 昇君） 日程第4、発議第2号幼児教育（幼稚園・保育園・認定保育園）の無償化に関する意見書（案）についてを議題とします。

この議案は梅田清明君外5名の議員から提出されたものであります。

提出者を代表して梅田清明君より趣旨の説明をお願いします。

○17番（梅田清明君） 発議第2号幼児教育（幼稚園・保育園・認定保育園）の無償化に関する意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由として、将来急激な人口減少社会に突入し、人口減少に歯止めをかけるため、子どもを産み育てやすい環境、幼児教育の無償化を求めるものでございます。

それでは、案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

幼児教育（幼稚園・保育園・認定保育園）の無償化に関する意見書（案）。

昨年、日本創成会議・人口減少問題検討分科会は、「将来消滅可能性都市896のリスト」を発表して波紋を呼んだ。この報告書によれば、全国896の自治体、すなわち全自治体の約5割が将来急激な人口減少に遭遇し、そのうち523の市町村についてはこのままでは消滅する可能性が高いと言う。2008年にピークを迎えた日本の人口は、以後減少に転じ、日本は本格的な人口減少社会へと突入し、多くの過疎自治体は消滅の危機に瀕している。

このような状況を踏まえ、政府はまち・ひと・しごと創生法の主な目的として、少子・高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかける、その上で国民が出産や育児に前向きになれるような制度の整備強化が不可欠であるとの認識に立ち、以下の項目について速やかに実施するよう強く要望します。

記。

- 1、全ての子どもに質の高い幼児教育を保障すること。
- 2、幼児教育（幼稚園・保育園・認定保育園）の無償化を。
- 3、就学前3年間など段階的に無償化を。
- 4、幼稚園（文部省）、保育園（厚生省）の制度を集約し、一元化を。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月20日。熊本県菊池郡菊陽町議会議長大塚昇。

提出先として、内閣総理大臣安倍晋三様、総務大臣高市早苗様。文部科学大臣下村博文様。厚生労働大臣塩崎恭久様。地方創生大臣石破茂様。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

また、質疑においては自席より答弁させていただきます。

○議長（大塚 昇君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今、説明をしていただいたんですけれども、この意見書（案）の4ですね。幼稚園（文部省）、保育園の制度の集約を一元化をとということで、今度の新システムでも幼稚園と保育園の保育料等が一緒になるとかということがあるんですけれども、どういう中身を言われているのかということと、幼児教育就学前の無償化をとすることは大賛成なんですけど、ということは町なんかの保育料の負担が上がるのも逆行するんじゃないかと思いますが、どう考えられますか。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 現在、今度の議案第5号ですか、子どもの保育料で幼稚園はちょっと数字は私立保育園は9,000円何ぼで公立幼稚園は4,000円何ぼだったのが一律3,000円に下がります。これは所得の限度が270万円以下ということで、結果的にそういうふうに幼稚園は変わっていくけども、保育園はそこまでないわけですね。要するに文部省と厚生労働省に分かれているので、その辺が大変難しいと。国の方でこれを1つにまとめた方法でやっていただけるならということで、これ4番を入れております。また、幼児教育の無償化というのは、今総理大臣も言っているように地方創生のもとに今後人口減少を叫んだ中にはこういうことが必要だということを総理大臣も言っているし、今出す、もうこの意見書というのは時にかなった意見書と私は思っております。どうかよろしくをお願いします。

○議長（大塚 昇君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 十分これ時にかなっていると思います。だから、無償化と幼児教育の無償化をということと、就学前の3年間など段階的に無償化をというのは私も大賛成なので、聞いているんです。大賛成なので、国にこういうのを求めるということは町が保育料なんかも負担を上げるのではなくて下げていくということに梅田議員も賛成なんですかと聞いてます。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 今度の保育料は熊本市に比べて菊陽町は相当安くなっております。前の保育料が幾らだったのかちょっと分かりませんが、私は問題ないと思います。

以上です。

○議長（大塚 昇君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 熊本市と菊陽町が熊本市より安くなっているとおっしゃったんですけど、それちょっと事実と違います。それで、平成26年度と27年度の予算の保育料の比較は文教厚生常任委員会で私が求めて、全委員に提出をしましたので、どれだけ違うかは先ほど条例の審議のときも御存じだと思います。熊本市よりも安くなっているとおっしゃいますけれども、熊本市よりも高いんですね。世帯の町民税が4万8,600円のところは熊本市が1万6,000円、ゼロ歳児、菊陽町が2万3,000円、3歳児が熊本市が1万2,000円のところが2万円だから、非常に菊陽の方が高いですね。だから、梅田議員も恐らく子どもたちの福祉のために国に無償化を求めて菊陽町の子どもたちのためにも本当に保育が受けられるように思いはあると思うんですけども、そうであればやはり今の保育料の負担を上げるということではなくて、そういうふうな思いにならないのかという質問をしているんですけど、あと一言だけどうでしょうか。

○議長（大塚 昇君） 梅田清明君。

○17番（梅田清明君） 一般質問でも私行いましたけれども、要するに幼児教育の無償化をやっているところは全国に2町村あるわけですね。そういった先進地を出して菊陽町もぜひ、もう一遍に幼児教育無償化いかならば、せめて5歳児だけでもならないかと質問したんですけれ

ども、結果的にはそうなりませんでしたが、一つ一つそういうのを提案し、できるだけ前進むようにと私は常日ごろ心がけております。

以上です。

(16番小林久美子君「値上げになったのはどうですかと。値上げしている……」の声あり)

○議長(大塚 昇君) ほかに質疑ありませんか。

(16番小林久美子君「答えてないんですけど、議長」の声あり)

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(大塚 昇君) ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(大塚 昇君) 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(大塚 昇君) 賛成多数です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 発議第3号 菊陽町議会基本条例の制定について

○議長(大塚 昇君) 日程第5、発議第3号菊陽町議会基本条例の制定についてを議題とします。

この議案は甲斐榮治君外4名の議員から提出されたものであります。

提出者を代表して甲斐榮治君より趣旨の説明をお願いします。

○9番(甲斐榮治君) 皆さんこんにちは。

発議第3号について皆さんにお諮りをいたしたいと思っております。なお、本議案は、私が筆頭でございますけれども、あと議会運営委員会のメンバーが4名賛同の署名を行っております。

菊陽町議会基本条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、議員の方々には別紙がいつていると思っておりますが、地方自治法第112条及び菊陽町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をします。

提案理由としましては、町民の福祉向上と公正で民主的な町勢の発展に寄与するため、議会及び議員活動に充実と活性化のために必要な議会運営の基本的な事項を定めるものであります。

傍聴席もいらっしゃいますので、若干説明をいたしますと、この議会基本条例というのは議会の議員の基本的態度、例えば全体の奉仕者として、口利きとか利益誘導とか、そういったこ



とをせずに全体の代表者として発言し、活動する、そういったことですね。それから、町民の皆さんに対しては会議を原則として公開をしていく。情報を公開するというふうなことを既定しております。さらに、執行部との関係についてははなれ合ってはならないと。町民の福祉のために切磋琢磨する緊張関係を保って、平たく言いますと1歩離れて2歩は離れず、そういう緊張関係の中でいろんな施策について議論を深めていくと、そういった議会の基本的なことを条例として定めております。

しかし、これが一度は11対6、賛成11、反対6でしたけれども、一度は可決されましたけれども、第9条の議決事項の追加について執行部と意見が完全に合わずに再議に付されました。この9条の意見の相違というのは何かと申しますと、議決事項を先ほど小林議員もちょっと言われましたが、これ議決事項に加えられないかということがありましたが、そういったいろんな議会の議決事項にしたいという事項を追加する、その辺の表現を条例が議会が別に必要と認めるものという、非常に解釈の仕様によっては、無限に議決事項が広がっていくような表現でありましたので、それについて町長がもう一回慎重に考えてくれと、再議ですけれども、再議に付されました。その間の事情については、もうこの段階になると詳しくは申し上げません。いろんな段階ございましたが、結局その部分を特に議会が必要と認めるものという漠然とした表現ではなくて、この意見の相違については第9条のところですけども、地方自治法第96条第2項による議会の議決すべき事件については別に条例でこれを定めると、別の条例で。議会基本条例ではなくて別の条例でこれを定めると。もちろんその前には、何を議決事項にするかについては執行部とよくよく話し合っただけで列挙をしていくというふうな、そういう結論に至っております。

それで、第9条をそのように変更をして、今後執行部とその議決事件の追加については、新しい議会でも統一地方選挙を通して、新しい議会でも詰めていくというふうなことで議会の全員協議会等でも異議なしというふうな言葉をいただいております。今日は再度の提案になります。議会の姿勢、町民との関係、執行部との関係、これを規定する基本的な条例になりますので、どうか議員の皆さんの御賛同をよろしくお願いをいたします。

なお、質問については議席でお答えをいたします。

○議長（大塚 昇君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

ここで昼食休憩とします。

午後は1時5分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時4分

再開 午後1時18分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 発議第4号 菊陽町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（大塚 昇君） 日程第6、発議第4号菊陽町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は小林久美子君外4名の議員から提出されたものであります。

提出者を代表して小林久美子君より趣旨の説明をお願いします。

○16番（小林久美子君） 発議第4号菊陽町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

私が提出者で、賛成議員が4名で提出をしています。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び菊陽町議会会議規則第14条第2項の規定により提出をします。

提案理由としましては、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、地方自治法第121条（長及び委員長等の出席義務）が改正されたことから、菊陽町議会委員会条例を改正するものであります。

それでは、参考資料の次のページの新旧対照表を御覧ください。

左側が現行で右側が改正案になっています。下線部分が改正部分になります。

改正の内容は、第19条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改めるものです。

それでは、表紙から1枚あけてください。

附則についてですが、第1項が、この条例は平成27年4月1日から施行する。

第2項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第19条の規定は適用せず、この条例による改正前の第19条の規定は、なおその効力を有するとするものであります。

以上で説明を終わります。議員の皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 川俣鐵也君の議員の資格決定の件

○議長（大塚 昇君） 日程第7、川俣鐵也君の議員の資格決定の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、川俣鐵也君の退場を求めます。

〔13番 川俣鐵也君 退場〕

○議長（大塚 昇君） 坂本秀則君から川俣鐵也君に対する資格決定要求書が証拠書類とともに提出されています。その写しは議席に配付のとおりです。

ここで資格決定要求書の説明を求めます。

坂本秀則君。

○7番（坂本秀則君） こんにちは。

資格決定要求書を提出いたします。

平成27年3月16日。菊陽町議会議長大塚昇様。提出者、菊陽町議会議員坂本秀則。

資格決定要求書。

次の議員に被選挙権の有無について、地方自治法第127条第1項の規定により決定されるよう、別紙証拠書類を添えて会議規則第100条の規定により要求いたします。

記。

1、議員の氏名、川俣鐵也。

2、理由、菊陽町に居住実態がなく、被選挙権がないため。

次に、議員各位には証拠書類として添付しております聞き取り調査報告書を御覧ください。

聞き取りに当たっては、平成27年3月15日に行いました。

なお、聞き取り証言者は三里木北区の方ですので、匿名としております。

かいつまんで、証言者の証言をいたします。

証言者Yさん。川俣議員が住んでいないことは皆さんが知っています。夜も電気がついている日はほとんどないし、川俣さん本人もですが、奥さんの姿を見かけることもありません。大体この家でパソコン教室か何かが開かれていたことがあって、そこで住んどらすならそんなことはせんでしょう。今も貸し駐車場として利用している人が何人かおらすです。自分がいる家の中を他人に見せることは普通はせんでしょうから、おらんとでしょう。地区の夏祭りのときも、祭りが終わると車ごとおらんようになるし、過去に朝の挨拶をしたことがないのは、そこに住んでいないということです。

証言者Hさん。住んでいる姿を見かけることはないですね。夜も電気がついている日はほとんどありません。何より回覧板に川俣さんの名前が入っておらず、飛ばしているのが証拠です。住んでいるなら、区の行事を載せているので、依頼というか、要求があってしかるべきと思います。

証言者Nさん。犬の散歩でよく前を通るばってん、一年を通して姿を見かけることはほとんどなかです。限りなくゼロたい。特に冬は日が落ちつとが早かでしょ。暗くなってから散歩に行くばってんが、電気がついとる日は記憶がなかです。ほかに住んどらすとなら何がしかの生活痕跡があるはずじゃなかですか。例えばごみ出しの袋が外に出されていたり、物が移動していたりとかの生活臭があると思うばってんが、見事なまで何もなかです。奥さんが買い物をぶら下げるとか、ごみ出しの日に顔ば合わせるとか、何もなかです。住んどると思っている人は誰もおらんのじゃなかかかと思えますとの証言をいただきました。

今回の提出に当たって、本件は町会議員川俣鐵也氏個人のことを追及したのではなく、あくまでも菊陽町議員としてのあり方について問うものであります。今回、町民から届けられた告発状について疑惑追及、疑惑払拭を願う町民の声と感じ、自ら調査して資格決定要求書を提出させていただきました。

議員は、それぞれ疑惑を招くような行動を慎み、お互いを牽制することが要求されます。それらの議会の権能を御理解の上、議員皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

川俣鐵也君から自己の資格について弁明したいとの申し出があります。

これを許します。

川俣鐵也君の入場を許します。

〔13番 川俣鐵也君 入場〕

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君に資格についての弁明を許します。

川俣鐵也君。

○13番（川俣鐵也君） 皆さんこんにちは。

私の不徳のいたすところで、こういう問題が議会で取り上げられたことについては本当に痛恨の痛みでありますし、皆さん方にこの誤解を解くためにここで釈明をさせていただく機会を与えていただいたことをありがたく思います。私、川俣鐵也は3期12年、町議として町民のため、町のために活動してまいりました。4期目を迎えようとする3月のこの時期にいきなり匿名にて私には選挙権がないという怪文書が町の選挙管理委員会、マスコミ各社、警察、そして議会に送りつけられました。明らかに私から見れば選挙妨害であり、名誉毀損の感じを持ちました。誰が、これ匿名です。何を目的としての行為であるのか、私が議員であることの不都合があるのか、理解できません。また、このような匿名の悪質な告発を一つ一つ議会だけが取り上げるのも理解に苦しみます。特別委員会まで立ち上げて調査することにも非常に違和感を覚えます。私の立場に対して専門家に相談をしました。法的に何ら問題はないという見解でありましたが、それではなかなか皆さんの気持ちを納得させることができないという思いでこの弁明を申し上げます。

少し私が地元としております三里木北区の現状からちょっと話させていただきますが、三里木北区には小林議員、岩下議員と私、3人の同僚議員がいます。そして、3人ともそれぞれ地元のために三里木北も非常に利便性が高い場所ですので、自然発生的に非常にこの住宅が増えてきております。しかしながら、もう古い人で三十数年おられますので、社会的な基盤整備、上水道、下水道の配管その他で道路が非常に使いにくいとか、そこらあたりも3人で協力をして大津菊陽水道企業団、菊陽町の協力を得て公的管理にさせていただいております。また、狭隘道路の砂利道が多く、子どもたちの通学路、生活道路も地区によっては非常にお粗末でした。それも地元の私たち同僚議員と一緒に社会基盤整備も努力してまいりました。

また、個人的には菊陽町津久礼2965-13を居宅として活動の中心としております。三里木北区の住民としてのあらゆる責任も果たしてきました。区費の支払いはもちろん、班長としての役割、公民館建設費約5万円の負担、掃除当番もしております。小林議員のところにお世話になって、あそこを置き場にしておりますが、掃除当番も廃品回収もします。地区行事へも参加します。また、居宅においても、当然のことながら生活に必要な、電気、水道、ガス等の料金もきちっと支払っています。また、私の家の周辺の畑も近所の方々の六、七家族に家庭菜園として無料開放してきれいにつくっていただいております。日常の生活パターンも今はそれぞれで多種多様であり、周りに住宅が密集していないために個々の家庭の様子は非常に分かりづらいところがあります。今回の坂本議員の私に対する資格決定要求書の証拠としての添付書類も全て匿名の聞き取りであり、最初の告発書と同じ性質のものであり、証拠となり得ないと思います。私の場合も、会社が三里木にあり、常に不規則な生活になっていますが、三里木北区の生活が本拠地であります。自分ところの地元の生活の基盤の身の回りを皆さんのためになるも

ので一生懸命地元のためにも役に立ってきたと思います。

最後に、今回の件については、私の方として反省すべきところは反省し、誤解を受けないように最善を尽くして、町の将来のため、また地域のために頑張る所存でございます。議員各位の理性的な公正な判断をお願いします。よろしくお願いします。

○議長（大塚 昇君） 川俣鐵也君の退場を求めます。

〔13番 川俣鐵也君 退場〕

○議長（大塚 昇君） お諮りします。

議員の資格決定の要求については、委員会条例第6条第1項の規定により、その提出とともに資格審査特別委員会が設置され、また会議規則第101条の規定により委員会の付託を省略できないことになっています。したがって、本件については、6人の委員で構成する資格審査特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、本件については、6人の委員で構成する資格審査特別委員会に付託して審査することに決定しました。

ただいまから名簿を配付します。

〔名簿配付〕

○議長（大塚 昇君） お諮りします。

ただいま設置されました資格審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） したがって、資格審査特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

資格審査特別委員会開会のため、しばらく休憩します。

本会議は、資格審査特別委員会終了後とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時39分

再開 午後1時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大塚 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、報告事項を申し上げます。

本会議休憩中に開催されました資格審査特別委員会において、委員長に甲斐榮治君、副委員長に梅田清明君が決定したので、御報告申し上げます。

なお、資格審査特別委員長から、会議規則第75条の規定によって、議席に配付の特定事件の審査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、資格審査特別委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議員派遣について

○議長（大塚 昇君） 日程第8、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

各種議員研修会に4月から6月にかけて県内や県外へ議員派遣を要するような行事や研修の場合、議長に一任を願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修等への議員を派遣する場合には、議長に一任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（大塚 昇君） 日程第9、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議席に配付の特定事件（所掌事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本議会に提案されました案件は全部終了しました。

お諮りします。

追加議案2件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から第2として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 異議なしと認めます。

以上2件を日程に追加し、追加日程第1から第2として議題とすることに決定しました。

町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 議員各位におかれましては、3月3日から本日までの18日間にわたり、提案いたしました全ての付議事件について慎重に御審議いただき、ありがとうございました。

大変お疲れのことと存じますが、急を要する案件が生じたので、追加議案として御審議いただきますようお願い申し上げます。

議案第29号は、財産の処分についてであります。

内容は、原水工業団地第3街区第5区画の1万2,159.88平方メートルについて、キャタピラー九州株式会社と協議が調いましたので、財産の処分を行うものであります。

詳細につきましては、議案審議の際に担当課長が御説明いたしますので、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 議案第29号 財産の処分について

○議長（大塚 昇君） 追加日程第1、議案第29号財産の処分についてを議題とします。

産業建設部審議員兼商工振興課長、説明を求めます。

○産業建設部審議員兼商工振興課長（荒木一雄君） こんにちは。

議案第29号財産の処分について御説明いたします。

提案理由は、原水工業団地第3街区第5区画地の分譲売払いのため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

内容につきまして説明いたします。

議案の参考資料の次のページを御覧いただけますか。

原水工業団地の全景になります。この赤い部分が今回売払いをする対象地です。

それでは、最初の方をお願いいたします。

1、売払い財産。(1)所在地、菊陽町大字原水字上大谷3802番40。(2)地目、宅地。(3)面積、1万2,159.88平方メートル。2、売払い予定価格、1億8,847万8,140円。3、売払い相手方、福岡県筑紫野市針摺東3丁目6番1号、キャタピラー九州株式会社代表取締役牧卓彌。

4、売払い目的、原水工業団地第3街区第5区画地の売払い。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第29号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**追加日程第2 発議第5号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）**

○議長（大塚 昇君） 追加日程第2、発議第5号「手話言語法」制定を求める意見書（案）を議題とします。

この議案は小林久美子君外5名の議員から提出されたものであります。

提出者を代表して小林久美子君より趣旨の説明をお願いします。

○16番（小林久美子君） 発議第5号「手話言語法」制定を求める意見書（案）を朗読して提出をさせていただきます。

私が提出者で、賛同議員が5名です。

提案理由は、手話を言語として普及、研究することのできる環境整備が必要なためです。

それでは、「手話言語法」制定を求める意見書（案）を朗読させていただきます。

手話とは、日本語を音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使う者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られ、時には新たに手話をつくり、培ってきたのである。

しかしながら、聾学校では、手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006年（平成18年）12月に採択された国連の障害者権利条約には手話は言語であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年（平成23年）8月に成立した改正障害者基本法では、全て障害者は可能な限り言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が保障されると定められた。

また、同法第22条では、国、地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であるとする。

よって、菊陽町議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を目指した「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月20日。熊本県菊池郡菊陽町議会議長大塚昇。

衆議院議長町村信孝様、参議院議長山崎正昭様、内閣総理大臣安倍晋三様、文部科学大臣下村博文様、厚生労働大臣塩崎恭久様、総務大臣高市早苗様。

以上です。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大塚 昇君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大塚 昇君） 全員賛成です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

最後に、お諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大塚 昇君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで平成27年第1回菊陽町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後2時11分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 大塚 昇

菊陽町議会議員 野田 恭子

菊陽町議会議員 吉本 孝寿

菊陽町議会会議録
平成27年第1回3月定例会

平成27年3月発行

発行人 菊陽町議会議長 大塚 昇
編集人 菊陽町議会事務局長 廣野 豊徳
印刷 株式会社 きょうせい九州支社
電話 (092) 831-0700 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800
電話 (代) (096) 232-2111
議会事務局TEL (096) 232-4919